

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二百七十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「役員」を「役員等」に、「第四百四十八条」を「第四百四十八条の二」に、「第三百二十一条」を「第三百二十一条の二」に、「第三百五十四条」を「第三百五十四条の三」に、「第三百七十二条」を「第三百七十二条の二」に改める。

第四条第十項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)」の下に「又は会社法(平成十七年法律第号)」を加え、同条第十二項及び第十三項中「第二節第二款」を「次節第二款」に改める。

第五条第一項中「第四百四条第二項、第四百七条」を「第七条、第四百四条」に、「第三百三十四条第三項、第三百三十五条第六項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第二項、第四百十条第二項、第四百十二条第七項及び」を「第三百三十八条第六項、第四百十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十三条第六項及び第七項並びに」に改め、「とあり、及び「株主等」「及び、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削り、「取締役」とあり、及び「取締役、執行役」を「取締役、会計参与」に改め、「監査役」の下に「、執行役」を加え、「営業」とあるのは「事業」を「発起人、設立時取締役及び設立時監査役」とあるのは

「発起人」に改める。

第七条中「第二項第一号及び第三号から第五号まで」を「第二項、第四項及び第五項」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第五条第一項中「株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地」と、同条第三項中「株式会社が他の株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する」とあるのは「協同組織金融機関が株式会社を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項に規定する子会社とする」と、「当該他の株式会社」とあるのは「当該株式会社」と、「当該株式会社（以

下この項及び次項において「親株式会社」という。）」とあるのは「当該協同組織金融機関」と、「することができる、親株式会社について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる」とあるのは「することができる」と、同法第六条中「この法律」とあるのは「更生特例法第二章」と読み替えるものとする。

第八条中「第五条第二項各号」を「第五条第二項から第六項まで」に、「第五条第二項第二号又は第六号」を「第五条第三項又は第六項」に改める。

第十七条中「第四十八条」を「第四十八条の三」に改める。

第十八条中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の」を「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない」に、「同条第五項」を「会社法第八百七十九条第三項」に改める。

第十九条中「整理手続」を「再生手続」に改める。

第二十一条中「商法」の下に「又は会社法」を加える。

第二十四条第一項中、「(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。) 又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。) 」とあるのは、「(」を「会社法第二十三条」とあるのは、「」に、「第三十四条第五項に規定する子会社をいう。) 」とあるのは、「第三十二条第五項」に改め、同条第四項中「及び監事」を「、監事及び清算人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「会社法第二百六十一条第一項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第二百六十一条第一項」と読み替えるものとする。

第二十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「発起人、設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

第二十八条後段を次のように改める。

この場合において、同法第七十七条第二項中「会社法第二条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。

第二十九条第二号中「役員責任等査定決定」を「役員等責任査定決定」に改める。

第三十条の見出し中「役員」を「役員等」に改める。

第三十一条中「整理手続」を「再生手続」に、「社債管理会社等」を「社債管理者等」に改める。

第三十二条第一項中「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に、「株式会社」を「普通銀行」に、「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 出資一口の金額の減少

三 剰余金の配当

四 合併

五 解散

第三十二条第一項に次の一号を加える。

六 転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」

という。）第二条第七項に規定する転換であつて、更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関又は普通銀行となるものをいう。以下この章において同じ。）

第三十二条第二項中「組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社」を「転換後協同組織金融機関又は転換後銀行」に改める。

第三十二条第一項及び第二項中「を譲渡する」を「の譲渡をする」に改め、同条第四項中「を譲渡しよう」を「の譲渡をしよう」に改め、同条第五項中「第四十六条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 第二項の許可を得て更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項、信用金庫法第五十八条第一項又は労働金庫法第六十二条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三

十五条の規定は、適用しない。

11 前項に規定する場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の二第六項において準用する同法第五十七条、信用金庫法第五十八条第七項において準用する同法第五十二条の二又は労働金庫法第六十二条第七項において準用する同法第五十七条の二において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の組合員等、理事、監事、清算人、破産管財人又は債権者は、事業の全部の譲渡の無効の訴えを提起することができない。

第三十五条中「整理開始」を「再生手続開始」に改める。

第三十六条中「整理開始」を「更生手続開始」に、「整理手続及び特別清算手続」を「中止し、特別清算手続はその効力を失う」に、「整理手続」を「中止する」に改める。

第四十三条を次のように改める。

（理事等の報酬等）

第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事、監事及び清算人について準

用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）、「第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五若しくは第六条の二第二項、信用金庫法第三十五条の六若しくは第六十四条又は労働金庫法第三十七条の四若しくは第六十八条において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第五条の六、信用金庫法第三十五条の七又は労働金庫法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第四十九条の見出し中「調査等」を「調査」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「会社法第二条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項」と読み替え

るものとする。

第五十一条の見出しを「(管財人の競業の制限)」に改め、同条中「をする」を「をしようとする」に改める。

第五十二条第二項中「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に、「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に、「が発行した株式」を「の株式」に改める。

第五十七条第一項第二号中「、再生手続開始若しくは整理開始」を「若しくは再生手続開始」に改める。

第五十七条の二第二項中「監事」の下に「、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行すべき社員を含む。)」を加える。

第五十七条の三第二項第一号中「、再生手続開始若しくは整理開始」を「若しくは再生手続開始」に改め、同条第二項第一号中「監事」の下に「、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行すべき社員を含む。)」を加える。

第六十条中「監事」の下に「、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行すべき社員

を含む。）」を加える。

第二章第三節第五款の款名中「役員」を「役員等」に改める。

第六十二条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「場合において」の下に「、同項第一号中「発起人、設立時取締役、設立時監査役」とあるのは「発起人」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六十三条の見出し中「役員責任等」を「役員等の責任」に改め、同条中「協同組織金融機関の更生手続における理事、監事、発起人又は清算人の責任に基づく損害賠償請求権」を「前条において準用する同法第九十九条第一項第一号に規定する請求権」に改める。

第六十六条中「株主等委員会」を「株主委員会」に改める。

第七十二条第一項第一号中「役員責任等査定決定」を「役員等責任査定決定」に改める。

第七十二条後段を次のように改める。

この場合において、同法第七十七条第二項中「会社法第二十一条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項」

と読み替えるものとする。

第七十四条第四号中「同法第一百七十七条第四項」を「会社更生法第一百七十七条第四項」に改める。

第八十二条中「代表理事、監事」を「監事、代表理事、清算人、代表清算人」に改める。

第八十八条中「第五条第二項第六号」を「第五条第六項」に改める。

第九十条第二項中「記載」の下に「又は記録」を加え、同条第三項中「記載の」を「記載又は記録の」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

第九十二条第一項第二号中「及び監事」を「監事、会計監査人及び清算人」に改め、同条第二項中「掲げる行為」の下に「、定款の変更」を加え、「（合併を除く。）、定款の変更」を削る。

第九十四条を次のように改める。

（更生協同組織金融機関の理事等）

第九十四条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生協同組織金融機関の理事に関する条項 理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の

方法及び任期

二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期

三 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時ににおいて特定信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下この章において同

じ。）又は特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項又は労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生協同組織金融機関の会計

監査人に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

2 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時ににおいて中小企業等協同組合法第六十九条第一項、

信用金庫法第六十三条又は労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条の規定により清算をする協同組織金融機関となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生協同組織金融機関の清算人に関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期

3 第一項第一号及び第二号並びに前項第二号の任期は、一年を超えることができない。

第九十五条の見出しを「(出資一口の金額の減少等)」に改め、同条各号を次のように改める。

一 出資一口の金額の減少

二 定款の変更

三 中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しく

は第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為

第九十五条に次の一号を加える。

四 剰余金の配当

第九十六条第二号及び第三号を次のように改める。

二 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

三 出資の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

第九十六条第四号中「、更生計画の定めに従い、」を「更生計画の定めに従い」に改め、「次号」の下に「及び第六号並びに第三百三十二条」を、「者が」の下に「出資の申込みをしたときは」を、「みなす」

の下に「こととする」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 更生債権者等又は組合員等に対して出資の申込みをすることにより更生協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該出資の申込みの期日

第九十六条に次の一号を加える。

六 前号に規定する場合には、更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項

第九十七条の前の見出しを削り、同条から第一百七十七条までを次のように改める。

(更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする出資の受入れ)

第九十七条 更生債権者等(組合員等となる資格を有する者に限る。第二号及び第三百三十四条において同じ。)又は組合員等の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする出資の受入れに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 受け入れる出資の口数

二 更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項

(吸収合併)

第九十八条 吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十二条の三又は合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この章において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して出資等（協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる

事項

イ 当該出資等が吸収合併存続金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続金融機関の組合員等となることができないう更生債権者等がある場合にあつては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

2 吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続金融機関が銀行であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して株式等（株式又は金銭をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続金融機関の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生協同組織金融機関の組合員等に対して当該吸収合併存続金融機関の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が吸収合併存続金融機関の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が吸収合併存続金融機関の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が吸収合併存続金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生協同組織金融機関の組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

3 吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）に関する条項におい

ては、吸収合併契約において定めるべき事項を定めなければならない。

(新設合併)

第九十九条 新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、新設合併により設立する金融機関（以下この章において「新設合併設立金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併契約において定めるべき事項
- 二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立金融機関の組合員等となることのできない更生債権者等がある場合にあつては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資の割当てに関する事項

2 新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金融機関が銀行であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立金融機関が新設合併に際して新設合併により消滅する金融機関（以下この章において「新設合併消滅金融機関」という。）の組合員等又は株主に対して当該新設合併設立金融機関の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立金融機関の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅金融機関の組合員等又は株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項

（解散）

第百条 会社更生法第七十八条の規定は、更生協同組織金融機関の解散に関する条項について準用する。

（転換）

第百一条 転換（更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 転換計画において定めるべき事項（合併転換法第六十一条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）

二 転換後協同組織金融機関の理事、監事及び会計監査人についての次に定める事項

イ 転換後協同組織金融機関の理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

ロ 転換後協同組織金融機関の監事の氏名又はその選任の方法及び任期

ハ 転換後協同組織金融機関が特定信用協同組合等又は特定金庫である場合には、転換後協同組織金融機関の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

三 転換後協同組織金融機関が転換に際して更生債権者等に対して出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が転換後協同組織金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（転換後協同組織金融機関の組合員等となることのできない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該転換後協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

2 第九十六条の規定は、転換後協同組織金融機関の出資の受入れに関する条項について、準用する。

3 第一項第二号イ及びロの任期は、一年を超えることができない。

第二百二条 転換（更生協同組織金融機関が普通銀行となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 転換計画において定めるべき事項（合併転換法第五十九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）

二 転換後銀行の取締役及び会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

三 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ 転換後銀行が会計参与設置会社（会社法第二条第八号に規定する会計参与設置会社をいう。）である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 転換後銀行が監査役設置会社（会社法第二条第九号に規定する監査役設置会社をいう。）である

場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

八 転換後銀行が委員会設置会社（会社法第二条第十二号に規定する委員会設置会社をいう。）である場合 各委員会（同号に規定する委員会をいう。）の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 転換後銀行が転換に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が転換後銀行の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該転換後銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

2 会社更生法第七十五条から第七十七条までの規定は、前項の転換後銀行の募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この章において同じ。）の募集新株予約権（会社法第

二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいい、当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。又は募集社債（会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいい、新株予約権付社債についてのものを除く。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集に関する条項について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第二号、第七十六条第二号及び第七十七条第三号中「第二百五条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百五条第一項」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立）

第二百三条 協同組織金融機関の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、新設合併により協同組織金融機関を設立する場合は、この限りでない。

- 一 設立する協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての中
小企業等協同組合法第三十二条第一項各号、信用金庫法第二十三条第三項各号又は労働金庫法第二十条の二第一項各号に掲げる事項

- 二 新協同組織金融機関の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）
- 三 第二百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は組合員等（新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。以下この項において同じ。）の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資の申込みをしたときは新協同組織金融機関に対する出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨
- 四 更生計画により、更生債権者等又は組合員等に対して出資の申込みをすることにより新協同組織金融機関に対する出資の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該出資の申込みの期日
- 五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項
- 六 更生協同組織金融機関から新協同組織金融機関に移転すべき財産及びその額
- 七 新協同組織金融機関の理事、監事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
- 八 新協同組織金融機関が特定信用協同組合等又は特定金庫である場合には、新協同組織金融機関の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

九 新協同組織金融機関が更生債権者等又は組合員等の権利の全部又は一部の消滅と引換えに新協同組織金融機関の出資の受入れをするときは、第九十七条各号に掲げる事項

2 前項第七号の任期は、一年を超えることができない。

(新株式会社の設立)

第四百四条 会社更生法第八十二条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条中「新設合併、新設分割又は株式移転」とあるのは「新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。）」と、同条第四号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号から同条第六号まで及び同条第十三号中「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、同条第七号中「更生会社」とあるのは「新協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と読み替えるものとする。

第百五条から第百七条まで 削除

第百九条第一項中「合併、協同組織金融機関若しくは株式会社の設立若しくは事業の譲渡」を「事業の譲渡、合併若しくは協同組織金融機関若しくは株式会社の設立」に改める。

第百二十条第二項中「他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号」を「他の会社と共に第四十五条第一項第七号」に、「当該他の株式会社」を「当該他の会社」に改める。

第百二十四条第一項第五号中「組織変更後の株式会社又は」を削り、「第百七条」を「第百四条」に、「第百八十三条第一項」を「第百八十三条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「組織変更後の協同組織金融機関又は」を削り、「第百六条第一項」を「第百三条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 転換後協同組織金融機関又は転換後銀行

第百二十五条第一項第二号中「代表理事又は監事」を「監事、代表理事、清算人又は代表清算人」に改める。

第百二十六条中「第百八条並びに第百九条第三項及び第四項」を「第百五十一条から第百五十三条まで」に、「第百八条の規定」と、「株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、

株式、債権その他の権利」を、「第百五十一条の規定」に改め、「第二百三条第一項第四号」の下に「に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」を加え、「協同組織金融機関、同項第五号」を「転換後協同組織金融機関及び転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関、同項第六号に規定する新株式会社」と、「及び」とあるのは「並びに」に改める。

第二百二十七条第一項中「組織変更後の協同組織金融機関及び組織変更後の株式会社」を「転換後協同組織金融機関及び転換後銀行」に、「第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社」を「第二百三条第一項第五号に掲げる会社」に、「第二百二十四条第一項第四号」を「第二百二十四条第一項第五号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改め、同条第二項中「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に、「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

第二百二十七条第三項中「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に、「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

第二百二十八条中「については、」の下に「中小企業等協同組合法、信用金庫法、労働金庫法その他の」を加え、「の総会若しくは理事会又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社の創立総会の決議」を「、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社の総会の決議、株主総会の決議その他の機関の決定」に改め、同条に次の二項を加える。

2 更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、転換後銀行又は新株式会社の株主は、転換後銀行又は新株式会社に対し、自己の有する株式を買い取ることを請求することができない。

3 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号（中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条（同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の規定、信用金庫法第二十八条、第五十二条の二（同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の七の規定、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二（同法第六十二条第七項において準用する

場合を含む。）及び第六十五条の規定、合併転換法第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十四条第三項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに第八百二十九条各号（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項第一号及び第二号の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社の組合員等、理事、監事、清算人、株主等（会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。）、新株予約権者、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十三条の優先出資者をいう。）、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え又は同法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

第二百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

第九十四条の規定により更生計画において理事、監事、代表理事、会計監査人、清算人又は代表清算

人の氏名又は名称を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、それぞれ、理事、監事、代表理事、会計監査人、清算人又は代表清算人となる。

2 第九十四条の規定により更生計画において理事、監事、会計監査人又は清算人の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

3 第九十四条第一項第一号又は第二項第一号の規定により更生計画において代表理事又は代表清算人の選定の方法を定めたときは、これらの者の選定は、更生計画に定める方法による。

第二百二十九条第四項中「又は監事」を「監事、会計監査人又は清算人」に改め、同条第五項中「代表理事」の下に「又は代表清算人」を加え、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は監事」を「監事、会計監査人又は清算人」に、「並びに」を「及び」に改め、「代表理事」の下に「又は代表清算人」を加え、「及び代表の方法」を削る。

第二百三十条から第四百四十一条までを次のように改める。

(出資一口の金額の減少に関する特例)

第二百三十条 第九十五条第一号の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が出資一口の金額の

減少をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十六条の二、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第三百三十一条 会社更生法第二百十三条の規定は、第九十五条第二号の規定により協同組織金融機関の更生手続における更生計画において更生協同組織金融機関が定款の変更をすることを定めた場合について準用する。

(事業の譲渡等に関する特例)

第三百三十二条 更生計画において更生協同組織金融機関が第九十五条第三号に掲げる行為をすることを定めた場合には、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

(出資の受入れに関する特例)

第三百三十三条 第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号

の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生協同組織金融機関は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける出資の一口の金額及び口数

二 第九十六条第五号の期日

三 更生協同組織金融機関の承諾を得て組合員等又はその資格を有する者に第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を有する者は、更生協同組織金融機関が第一項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに出資の申込みをしないときは、当該権利を失う。

4 第一項に規定する場合において、第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける出資の口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする出資の受入れに関する特例)

第三百二十四条 第九十七条の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等の権利の全部又は一部の消滅と引換えに出資の受入れをすることを定めた場合には、更生債権者等又は組合員等は、更生計画認可の決定の時に、同条第二号に掲げる事項についての定めに従い、組合員等となる。

(吸収合併に関する特例)

第三百二十五条 第九十八条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」という。)に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続金融機関の組合員等となる。

2 第九十八条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項、第二項及び第四項、信用金庫法第六十一条の二第一項、第二項及び第四項又は労働金庫法第六十二条の五第一項、第二項及び第四項並びに合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条(質権者に対する通知に係る部分を除く

。)、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

3 第九十八条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

4 第九十八条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生協同組織金融機関の組合員等は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十八条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第九十八条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予

約権者

三 第九十八条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債に

ついての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前項に規定する場合には、合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

6 第九十八条第三項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の五第一項、第二項及び第六項、信用金庫法第六十一条の三第一項、第二項及び第六項又は労働金庫法第六十二条の六第一項、第二項及び第六項並びに合併転換法第四十条並びに第四十三条において準用する合併転換法第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

（新設合併に関する特例）

第三百三十六條 第九十九条の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が新設合併をすることを定めた場合には、更生協同組織金融機関についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2 第九十九条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併を

することを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等
は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、新設合併設
立金融機関の組合員等となる。

3 第九十九条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併を
することを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の六第一項、第二項及び第四項、信用金
庫法第六十一条の四第一項、第二項及び第四項又は労働金庫法第六十二条の七第一項、第二項及び第四
項並びに合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く
）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

4 第九十九条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併を
することを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等
は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号
の株式の株主となる。

5 第九十九条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併を

することを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅金融機関の組合員等又は株主は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十九条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第九十九条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第九十九条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6 前項に規定する場合には、合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

（解散に関する特例）

第三百三十七条 第一百条において準用する会社更生法第一百七十八条本文の規定により更生計画において更生

協同組織金融機関が解散することを定めた場合には、更生協同組織金融機関は、更生計画に定める時期に解散する。

(転換に関する特例)

第三百二十八条 第一百一条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、転換がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」という。)に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、転換後協同組織金融機関の組合員等となる。

2 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第一百一条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第一百一条第一項第二号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換の効力が生じた」と、同条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とある

のは「第百一条第一項第二号イ」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と読み替えるものとする。

3 第百一条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合には、合併転換法第六十三条において準用する合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により選任された転換後協同組織金融機関の理事及び監事の任期については、合併転換法第六十一条第四項の規定は、適用しない。

5 第百二条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合において、同項第四号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの株式の株主となる。

6 会社更生法第二百十一条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第百二条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合について準用する

。この場合において、同法第二百十一条第一項及び第二項中「第七十三条」とあるのは「更生特例法第二百一条第一項第二号又は第三号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換（更生特例法第三十二条第一項第六号に規定する転換をいう。）の効力が生じた」と、同条第三項中「第七十三条第一項第二号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百一条第一項第三号ロ又はハ」と、同項及び同条第六項中「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

7 第二百一条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合には、合併転換法第六十二条において準用する合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、適用しない。

（転換後協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例）

第三百二十九条 第三百三十二条の規定は、第一百一条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により

更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百二十三条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「転換後協同組織金融機関」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第一百一条第二項において準用する第九十六条第五号」と読み替えるものとする。

(転換後銀行の募集株式を引き受ける者の募集に関する特例)

第四百十条 会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百一条第二項において準用する同法第七十五条の規定により更生計画において転換後銀行が募集株式を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百一条第一号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数）

二 第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の期日

三 第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

5 第二項に規定する場合において、第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第一項に規定する場合には、会社法第九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第二章

第八節第六款の規定は、適用しない。

(転換後銀行の募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例)

第四百四十一条 会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百二条第二項において準用する同法第七十六条の規定により更生計画において転換後銀行が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百四十一条第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数
- 二 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の期日
- 三 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

- 3 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。
- 4 第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。
- 5 第二項に規定する場合において、第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集新株予約権の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 第一百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条の規定により更生計画において転換後銀行が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合には、会社法第二百二十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条の規定は、適用しない。
- 7 前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定は、適用しない。

第二章第八節第二款中第四百四十八条を第四百四十八条の二とする。

第四百四十七条を第四百四十八条とする。

第四百四十六条中「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同条を第四百四十七条とする。

第四百四十五条の見出しを「（出資等の割当てを受ける権利の譲渡）」に改め、同条第一項中「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に、「についての引受権」を「の割当てを受ける権利」に、「においては、当該引受権」を「には、当該権利」に改め、同条第二項中「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に、「株式、新株予約権又は社債についての引受権」を「募集株式、設立時募集株式、募集新株予約権又は募集社債の割当てを受ける権利」に、「においては、当該引受権」を「には、当該権利」に改め、同条を第四百四十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（管轄の特例）

第四百四十五条 更生計画において更生協同組織金融機関が転換をすることを定めた場合における合併転換

法第六十七条において準用する合併転換法第五十一条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による許可の申立てに係る事件は、合併転換法第六十七条において準用する合併転換法第五十一条

において準用する会社法第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所が管轄する。

第四百四十四条を削る。

第四百四十三条の見出し中「新法人」を「転換後協同組織金融機関等」に改め、同条第一項中「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に、「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に、「代表取締役、執行役、代表執行役、監査役」を「会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役」に改め、同条第二項中「組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社」を「転換後協同組織金融機関、転換後銀行」に改め、同条を第四百四十四条とする。

第四百四十二条第一項中「第百六条第一項」を「第百七条」を「第百四条」に、「第百八十二条第一項」を「第百八十三条本文」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「場合においては」を「場合には」に改め、「定款の修正又は変更の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「責めに任じ」を「責任を負い」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び代表理事」を「代表理事及び会計監査人」に改め、「選定」の下に「及び任期」

を加え、「出資についての引受権」を「新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利」に改め、「場合について」の下に「、第三百二十四条の規定は更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする新協同組織金融機関の出資の受入れについて」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第三百三条第一項第七号又は第八号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百二十四条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、第二百二十九条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第三百三条第一項第七号」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と、第三百三十三条第一項、第三項及び第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第三百三条第一項第四号」と、同条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「新協同組織金融機関」と、第三百二十四条中「第九十七条」とあるのは「第三百三条第一項第九号」と、「同条第二号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第四百四十二条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 会社更生法第二百十一条第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける設立時取締役等（第百四条において準用する同法第百八十三条第十号に規定する設立時取締役等をいう。以下この項において同じ。）の選任又は選定について、同法第二百十一条第六項の規定は新株式会社の設立時取締役等が新株式会社の成立後において新会社取締役等（同号に規定する新会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新会社取締役等の任期について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十一条第一項及び第二項中「第百七十三条」とあるのは「更生特例法第百四条において準用する第百八十三条第八号又は第九号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第百二十四条第一項第六号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、同条第三項中「第百七十三条第一項第二号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特例法第百四条において準用する第百八十三条第九号イ又はホ」と、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

第四百二十二条第七項から第九項までを次のように改める。

- 7 第四百十条第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は組合員等に対して第四百四条において準用する会社更生法第八十三条第五号の新株式会社の設立時募集株式（会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合について、前二条の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七条の二の規定は更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第四百十条第二項及び第四項、第四百十一条第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項中「転換後銀行」とあるのは「新株式会社」と、第四百十条第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中「第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号」とあるのは「第四百四条において準用する会社更生法第八十三条第五号」と、第四百十一条第一項中「第二百二条第二項において準用する同法第七十六条」とあるのは「第四百四条において準用する同法第八十三条第十一号」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号」とあり、並びに同条第六項

中「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十六条」とあるのは「第百四条において準用する会社更生法第百八十三条第十一号」と、前条第一項、第三項及び第四項中「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十七条第四号」とあるのは「第百四条において準用する会社更生法第百八十三条第十二号」と、同法第二百七十七条の二第一項中「第百七十七条の二第一項」及び「同項第三号」とあり、同条第二項中「第百七十七条の二第二項」及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中「第百七十七条の二第三項」及び「同項第七号」とあるのは「更生特例法第百四条において準用する第百八十三条第十三号」と、同条中「又は株主」とあるのは「又は組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第百一十四条第一項第六号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、中小企業等協同組合法第二十四条第一項、信用金庫法第二十二条第一項並びに第二十三条第二項及び第五項又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十三條第二項の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、会社法第二十五条第一項

第一号及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第五号、第三十条、第二編第一章第三節（第三十七条第三項を除く。）、第四節（第三十九条を除く。）、第五節及び第六節、第五十条、第五十一条、同章第八節、第五十八条、第五十九条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、第二号（同法第二十七条第五号及び第三十二条第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号、第六十五条第一項、第八十八条から第九十条まで、第九十三条及び第九十四条（これらの規定中同法第九十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第二百二条の規定は、適用しない。

（転換後銀行の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例）

第四百二十二条 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合

計額

二 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の期日

三 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第一項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4 第一項に規定する場合において、第二百二条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集社債の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第二百五十八条の十第一項中「、更生手続開始によって効力を失った整理手続における整理開始の申立て」を削る。

第二百五十九条第一項及び第四項中「及び従たる事務所」を削り、同条第八項中「第一項」を「前項」に

、「更生手続開始」を「更生計画認可」に、「整理開始」を「破産手続開始又は再生手続開始」に改め、同条第九項中「更生手続開始の決定の取消し」を「更生計画不認可」に改め、同条第十項を削る。

第六十条第一項中「及び従たる事務所」を削る。

第六十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十二条第一項中「組織変更後の協同組織金融機関」を「転換後協同組織金融機関」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、中小企業等協同組合法第九十二条第二項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第五百十九条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第六十二条第二項中「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項中「組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社」を「転換後協同

組織金融機関、転換後銀行」に改める。

第六百六十九条第十項中「商法」の下に「又は会社法」を加え、同条第十二項及び第十三項中「第二節第二款」を「次節第二款」に改める。

第七百七十条第一項中「第二百七十一条第二項、第二百七十六条、第二百九十七条第三項、第三百零五条第二項、第三百零七条第一項、第三百零八条第二項、第三百十条第二項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項」を「第七百七十二條、第二百七十三條、第三百零八條第一項、第三百九條第一項、第二百十六條第七項」に改め、「とあり、及び「株主等」「」、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」及び「、「営業」とあるのは「事業」と」を削る。

第七百七十二條中「第二項第一号、第三号及び第五号」を「第二項及び第四項」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第五条第一項中「株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「相互会社（更生特例法第二條第六項に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地」と、同条

第三項中「株式会社が他の株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する」とあるのは「相互会社が株式会社を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十二項に規定する子会社とする」と、「当該他の株式会社」とあるのは「当該株式会社」と、「当該株式会社（以下この項及び次項において「親株式会社」という。）」とあるのは「当該相互会社」と、「することができ、親株式会社について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができ」とあるのは「することができ」と、同条第五項中「株式会社が」とあるのは「相互会社が」と、「会社法第四百四十四条」とあるのは「保険業法第五十四条の十」と、「当該株式会社」とあるのは「当該相互会社」と、「他の株式会社」とあるのは「株式会社」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と、「することができ、当該株式会社について更生事件が係属しているときにおける当該他の株式会社についての更生手続開始の申立ては、当該株式会社の更生事件が係属して

属している地方裁判所にもすることができるとあるのは「することができる」と、同法第六条中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と読み替えるものとする。

第七十二条中「第五条第二項各号」を「第五条第二項から第六項まで」に、「第五条第二項第二号又は第六号」を「第五条第三項、第五項又は第六項」に改める。

第八十三条中「商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の」を「株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない」に、「同条第五項」を「会社法第八百七十九条第三項」に改める。

第八十六条中「商法」の下に「又は会社法」を加える。

第八十九条第一項中「商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」を「子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社）」に、「保険業法第二条第十二項に規定する子会社」を「実質子会社（保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社）」に改める。また、「更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」とを削り、同条第四項

中「又は執行役」を「執行役又は清算人」に、「をする」を「をしようとする」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「会社法第三百五十六条第一項（同法第四百十九条第二項又は第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項（保険業法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）又は保険業法第八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項」と読み替えるものとする。

第八十九条第五項中「執行役及び監査役」を「会計参与、監査役、執行役及び清算人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは、「保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとする。

第九十二条後段を次のように改める。

この場合において、同法第七十七条第二項中「子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社）」とあ

るのは、「実質子会社（保険業法第三十二条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとする。

第九十四条第二号中「役員責任等査定決定」を「役員等責任査定決定」に改める。

第九十五条の見出し中「役員」を「役員等」に改める。

第九十六条中「株主等」を「株主」に改める。

第九十七条第一項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同項第二号から第七号までを次のように改める。

二 剰余金の分配

三 基金償却積立金の取崩し

四 基金の募集

五 募集社債（相互会社にあつては保険業法第六十一条に規定する募集社債をいい、保険業（同法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社にあつては会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下この章及び次章第二節において同じ。）を引き受ける者の募集

六 組織変更（保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。以下この章において同じ。）

七 組織変更株式交換（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この章において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この章において同じ。）

第九十七条第一項に次の三号を加える。

八 保険契約の移転（保険業法第三百三十五条第一項（同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）をし、又は保険契約の移転を受けること。

九 解散

十 合併

第九十七条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改める。

第九十八条第一項中「又は重要な一部を譲渡すること」を「の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（保険業法第六十二条の二第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）をすること」に、「又は重要な一部を譲渡する場合」を「の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする

場合」に改め、同条第二項中「又は重要な一部を譲渡する」を「の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする」に改め、同条第四項中「又は重要な一部を譲渡しよう」を「の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をしよう」に改め、同条第五項中「住所」を「場所又は連絡先」に改め、同条に次の一項を加える。

10 第二項の許可を得て更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、保険業法第六十二条の二の規定は、適用しない。

第二百八条を次のように改める。

(取締役等の競業の制限)

第二百八条 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社についての更生手続開始後その終了までの間に於いて更生会社の取締役、執行役又は清算人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百五十六条第一項(同法第四百十九条第二項又は第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項(保険業法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)」又は保険業法第百

八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。第二百九条の見出し中「報酬」を「報酬等」に改め、同条中「執行役及び監査役」を「会計参与、監査役、執行役及び清算人」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同条第一項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十二条の二十八第三項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは「更生特例法第二百十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）」、「第三百七十九条第一項及び第二項」、「第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは「保険業法第五十二条の十五及び第八十条の八第四項において準用する会社法第三百六十一条第一項、保険業法第五十二条の十七において準用する会社法第三百七十九条第一項及び第二項、保険業法第五十二条の二十において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項並びに保険業法第五十二条の二十八第三項」と読み替えるものとする。

第二百十五条の見出し中「子会社に対する調査等」を「実質子会社に対する調査」に改め、同条後段を

次のように改める。

この場合において、同条第二項中「子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社」とあるのは、「実質子会社（保険業法第三十二条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとする。

第二百十七条の見出しを「（管財人の競業の制限）」に改め、同条中「を」を「をしようとする」に改める。

第二百十九条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改める。

第二百二十三条第一項第二号中「、整理開始」を削る。

第二百二十三条の二第二項中「執行役、監査役」を「会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」に改める。

第二百二十三條の三第一項第一号中「、整理開始」を削り、同条第二項第一号中「執行役、監査役」を「会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」に改める。

第二百二十六条中「執行役、監査役」を「会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」に改める。

第三章第三節第五款の款名中「役員」を「役員等」に改める。

第二百二十八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社」を「会社法第五十二条第一項、第二百十三条第一項又は第二百八十六条第一項」に、「基金の拠出に係る払込請求権又は相互会社」を「保険業法第三十条の十四において準用する会社法第五十二条第一項」に改める。

第二百二十九条の見出し中「役員責任等」を「役員等の責任」に改める。

第二百二十二条中「株主等委員会」を「株主委員会」に改める。

第二百三十八条第一項第一号中「役員責任等査定決定」を「役員等責任査定決定」に改める。

第二百二十九条後段を次のように改める。

この場合において、同法第七十七条第二項中「子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社）」とあ

るのは、「実質子会社（保険業法第三十二条の二第一項に規定する実質子会社」と読み替えるものとする。

第二百四十条第四号中「同法第一百七十七条第四項」を「会社更生法第一百七十七条第四項」に改める。

第二百四十四条（見出しを含む。）中「社債管理会社等」を「社債管理者等」に改める。

第二百四十九条中「代表取締役、執行役、代表執行役、監査役」を「会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人、代表清算人」に改める。

第二百五十五条中「第五条第二項第六号」を「第五条第六項」に改める。

第二百五十九条第一項第二号中「執行役及び監査役」を「会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人」に改め、同条第二項中「保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為」を「定款の変更、事業譲渡等（保険業法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。第二百六十二条第四号において同じ。）」に、「第四章第二節」を「次章第二節」に改め、「、定款の変更」を削る。

第二百六十一条を次のように改める。

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生会社の取締役に関する条項（次号に掲げるものを除く。） 取締役及び代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて委員会設置会社（保険業法第四条第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に関する条項 取締役及び各委員会（同号に規定する委員会をいう。以下この章において同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて会計参与設置会社（保険業法第五十二条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の会計参与に関する条項 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時にいて監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の監査役に

関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

五 更生会社が更生計画認可の決定の時に於て会計監査人設置会社（保険業法第五十三条の二十二第

三項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会

社の会計監査人に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時に於て委員会設置会社となる場合における更生会社の執行役

に関する条項 執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2 更生会社が更生計画認可の決定の時に於て清算相互会社（保険業法第八十条の二に規定する清算

相互会社をいう。）となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めな

ければならない。

一 更生会社の清算人に関する条項（次号に掲げるものを除く。） 清算人の氏名又はその選任の方法

及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時に於て代表清算人を定める場合における更生会社の清算人に

関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社の監査役に関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

第二百六十二条の見出しを「(剰余金の分配等)」に改め、同条中「決議」の下に「その他の相互会社の機関の決定」を加え、同条各号を次のように改める。

一 剰余金の分配

二 基金償却積立金の取崩し

三 定款の変更

四 事業譲渡等

五 保険契約の移転をし、又は保険契約の移転を受けること。

第二百六十二条に次の一号を加える。

六 業務及び財産の管理の委託

第二百六十三条第一号中「第六十条第三項第二号」を「第六十条の二第一項第二号及び第三号」に改め

、同条第二号中「、更生計画の定めに従い、」を「更生計画の定めに従い」に改め、「者が」の下に「保険業法第六十条の二第二項の申込みをしたときは」を、「みなす」の下に「こととする」を加え、同条第

三号を次のように改める。

三 更生債権者等又は社員に対して保険業法第六十条の二第二項の申込みをすることにより更生会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該基金の拠出の申込みの期日

第二百六十三条に次の一号を加える。

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する基金の拠出の割当てに関する事項
第二百六十四条から第二百七十六条までを次のように改める。

(募集社債を引き受ける者の募集)

第二百六十四条 募集社債を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 保険業法第六十一条各号に掲げる事項

二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い

更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第六十条の二第二項の申込みをしたときは募集社債の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生債権者等又は社員に対して保険業法第六十一条の二第二項の申込みをすることにより更生会社の募集社債の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集社債の引受けの申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する募集社債の割当てに関する事項

(更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の拠出の割当て等)

第二百六十五条 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする基金の拠出の割当てに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新たに募集する基金の額
- 二 更生債権者等又は社員が有する権利及びその償却の方法
- 三 更生債権者等又は社員に対する基金の割当てに関する事項

2 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債の発行に関する条項において

は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 発行する社債の総額
- 二 発行する各社債の金額
- 三 発行する社債の利率
- 四 発行する社債の償還の方法及び期限
- 五 保険業法第六十一条第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項
- 六 発行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号
- 七 更生債権者等又は社員に対する発行する社債の割当てに関する事項

(組織変更)

第二百六十六条 組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更計画において定めるべき事項（保険業法第八十六条第四項第三号及び第四号に掲げる事項並びに次条第一号及び第二百六十八条第一号に掲げる事項を除く。）

- 二 組織変更後株式会社の取締役の氏名又はその選任の方法及び任期
- 三 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
 - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
 - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
 - ニ 組織変更後株式会社が委員会設置会社である場合 各委員会の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
- 四 組織変更後株式会社が組織変更の際して更生債権者等に対して株式等（株式又は金銭をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつ

ては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

六 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第九十条第二項の申込みをしたときは組織変更後株式会社の組織変更時発行株式（同法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この章において同じ。）の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

七 更生債権者等又は社員に対して保険業法第九十三条第二項の申込みをすることにより組織変更後株式会社の組織変更時発行株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該組織変更時発行株式の引受けの申込みの期日

八 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する組織変更時発行株式の割当てに関する事

項

九 第二百七条第三項の規定により組織変更時発行株式の一部を発行しないで組織変更をする場合における組織変更の際して発行すべき組織変更時発行株式の下限の数

2 会社更生法第七十五条から第七十七条までの規定は、組織変更後株式会社の新集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この章において同じ。）
募集新株予約権（会社法第二百二十八条第一項に規定する募集新株予約権をいい、当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）又は募集社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集に関する条項について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第二号、第七十六条第二号及び第七十七条第三号中「第二百五条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と読み替えるものとする。

（組織変更株式交換）

第二百六十七条 組織変更株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更株式交換契約において定めるべき事項
- 二 組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交換に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項
- 四 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して更生会社の社員に対して当該組織変更株式交換完全親会社の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
 - イ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）

であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

（組織変更株式移転）

第二百六十八条 組織変更株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更計画において定めるべき事項（組織変更株式移転に関するものに限る。）

二 組織変更株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下この章において同じ。）が組織変更株式移転に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が組織変更株式移転設立完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 組織変更株式移転設立完全親会社が組織変更株式移転に際して更生会社の社員に対して当該組織変更株式移転設立完全親会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての

ロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

(解散)

第二百六十九条 会社更生法第七十八条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の解散に関する条項について準用する。

(吸収合併)

第二百七十条 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、吸収合併後存続する会社（以下この条において「吸収合併存続会社」という。）が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併契約において定めるべき事項
- 二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等を当該吸収合併存続会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項
- 四 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生会社の社員に対して当該吸収合併存続会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項
- 2 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続会社が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 吸収合併契約において定めるべき事項
 - 二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
 - イ 当該株式等が吸収合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生会社の基金の拠出者又は社員に対して当該吸収合併存続会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が吸収合併存続会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が吸収合併存続会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が吸収合併存続会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の基金の拠出者又は社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

3 吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条

項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する会社（以下この章において「吸収合併消滅会社」という。）の社員に対して当該更生会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

（新設合併）

第二百七十一条 新設合併（更生会社が消滅する新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（以下この章において「新設合併設立会社」という。）が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等を当該新設合併設立会社の基金の拠出者とする

ときは、基金の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併により消滅する会社（以下この章において「新設合併消滅会社」という。）の社員に対して当該新設合併設立会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

2 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が株式会社であるものに限る。

以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併消滅会社の基金の拠出者若しくは社員又は株主に対して当該新設合併設立会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の基金の拠出者若しくは社員又は株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項

（新相互会社の設立）

第二百七十二条 相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。た

だし、新設合併により相互会社を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての保険業法第二十三条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項

二 新相互会社の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）

三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第二十八条第二項の申込みをしたときは新相互会社の拠出すべき基金の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生計画により、更生債権者等又は社員に対して保険業法第二十八条第二項の申込みをすることにより新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該基金の拠出の申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する基金の拠出の割当てに関する事項

六 更生会社から新相互会社に移転すべき財産及びその額

七 新相互会社の設立時取締役の氏名又はその選任の方法

八 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 新相互会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法

ロ 新相互会社が監査役設置会社である場合 設立時代表取締役及び設立時監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法

ハ 新相互会社が会計監査人設置会社である場合 設立時会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法

ニ 新相互会社が委員会設置会社である場合 設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法

九 新相互会社の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役、設立時代表取締役、設立時委員、設立時執行役、設立時代表執行役又は設立時会計監査人（第三百十六条第五項において「設立時取締役等」という。）が新相互会社の成立後において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の

委員、執行役、代表執行役又は会計監査人（同項において「新相互会社取締役等」という。）となつた場合における当該新相互会社取締役等の任期

十 新相互会社が募集社債を引き受ける者の募集をするときは、第二百六十四条各号に掲げる事項

十一 新相互会社が更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えに新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は新相互会社の社債の発行をするときは、第二百六十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

（新株式会社の設立）

第二百七十三条 会社更生法第八十三条の規定は、相互会社の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条中「新設合併、新設分割又は株式移転」とあるのは「新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）」と、同条第四号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号から同条第六号まで及び同条第十三号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第二百七十四条から第二百七十六条まで 削除

第二百七十八条第一項中「合併、相互会社若しくは株式会社の設立、事業の譲渡若しくは保険契約の移転」を「事業の譲渡、保険契約の移転、合併若しくは相互会社若しくは株式会社の設立」に改める。

第二百八十三条中「あるのは、」を「あるのは」に、「読み替える」を「、同条第三項中「会社法第七百六条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第四項」と読み替える」に改める。

第二百八十六条中「記録」を「記載され、又は記録されている」に、「記載」を「記載されている」に改める。

第二百九十条第二項中「株式会社と共に第四十五条第一項第四号」を「会社と共に第四十五条第一項第七号」に、「第九十七条第一項第三号又は第五号」を「第九十七条第一項第七号、第八号又は第十号」に、「株式会社」を「会社」に改める。

第二百九十四条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 組織変更後株式会社

五 更生計画の定めるところにより組織変更株式移転（共同してするものを除く。）により設立される

株式会社又は新株式会社（更生計画の定めるところにより第二百七十二条において準用する会社更生法第百八十二条に規定する条項により設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。）

第二百九十四条第一項に次の一号を加える。

六 新相互会社（更生計画の定めるところにより第二百七十二条に規定する条項により設立される相互会社をいう。以下この章において同じ。）

第二百九十五条第一項第二号中「代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役」を「会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人」に改める。

第二百九十六条中「第二百三条第一項第四号」を「同項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」に、「に規定する新相互会社、同項第五号」を「及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」に改める。

第二百九十七条第一項中「組織変更後の株式会社を含む」を「組織変更後株式会社を含む」に、「第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社」を「第二百三条第一項第五号に掲げる会社」に、「第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社及び同項第五号に掲げる株式会社（組織変更後の株式会社を除く。

「」を「第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社及び同項第六号に規定する新相互会社」に改め、同条第二項中「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

第二百九十七条第三項中「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に、「組織変更後の株式会社に」を「組織変更後株式会社に」に改め、「（組織変更後の株式会社を除く。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二百九条第三項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

第二百九十八条を次のように改める。

（社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除）

第二百九十八条 更生計画の遂行については、保険業法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生

会社、組織変更後株式会社、新相互会社又は新株式会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議、株主総会の決議その他の機関の決定を要しない。

2 更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、組織変更後株式会社又は新株式会社の株主は、組織変更後株式会社又は新株式会社に對し、自己の有する株式を買い取することを請求することができない。

3 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号（保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに第八百二十九条並びに保険業法第九十六条の十六第一項及び第二項の規定にかかわらず、更生会社、組織変更後株式会社、新相互会社又は新株式会社の社員等（保険業法第八十条の二第二項に規定する社員等をいう。）、株主等（会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。）、新株予約権者、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え若しくは保険業法第九十六条の十六第一項の組織変更の無効の訴え又は会社法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

第二百九十九条第一項から第三項までを次のように改める。

第二百六十一条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人の氏名又は名称を定めるときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、それぞれ、取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人となる。

2 第二百六十一条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人の選任の方法を定めるときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

3 第二百六十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号の規定により更生計画において代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人の選定の方法を定めるときは、これらの者の選定は、更生計画に定める方法による。

第二百九十九条第四項中「又は監査役」を「、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人」に改め、同条第五項中「代表取締役」の下に「、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人」を加え、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「又は監査役」を「、会計参与、監査役、執行役、

会計監査人又は清算人」に、「並びに」を「及び」に改め、「代表取締役」の下に「、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人」を加え、「及び代表の方法」を削る。

第三百条から第三百二条までを次のように改める。

(基金償却積立金の取崩しに関する特例)

第三百条 第二百六十二条第一号の規定により更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合には、保険業法第五十七条第四項の規定は、適用しない。

(定款の変更に關する特例)

第三百一条 会社更生法第二百十三条の規定は、第二百六十二条第三号の規定により相互会社の更生手続における更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合について準用する。

(保険契約の移転等に関する特例)

第三百二条 第二百六十二条第五号の規定により更生計画において更生会社が同号に掲げる行為をすることを定めた場合には、保険業法第三百三十六条の二及び第三百三十七条(これらの規定を同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第三百二十八条（同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同法第三百二十八条中「第三百三十六条第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

3 第一項に規定する場合において、第二百六十二条第四号の規定により更生計画において更生会社が事業の譲渡をすることを定めたときにおける当該更生会社に対する保険業法第四百四十三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をした」とあるのは「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があつた」と、「当該決議をした」とあるのは「当該決定のあつた」と、「当該決議の」とあるのは「当該決定の」とする。

第三百二条の二を削る。

第二百二条第一項中「基金の拠出についての引受権を与える」を「同号の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える」に、「定めたときは」を「定めた場合には」に、「基金の拠出についての引受権を有する」を「当該権利を有する」に、「ついて無記名式」を「つき無記名式」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては、当該」を「ときは、次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける権利を有する基金の拠出の内容

二 第二百六十二条第三号の期日

三 第二百六十三条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

第二百二条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「基金の拠出についての引受権」を「第二百六十二条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利」に改め、「第一項の」の下に「規定による」を加え、「当該引受権」を「当該権利」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する場合において、第二百六十二条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける基金の額に一円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第二百四十四条から第二百四十四条までを次のように改める。

(募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第二百四十四条 第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。

- 一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額
- 二 第二百六十四条第四号の期日
- 三 第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
- 2 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。
- 3 第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第一項の規定によ

る通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4 第一項に規定する場合において、第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集社債の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の抛出の割当て等に関する特例)

第三百五条 第二百六十五条第一項の規定により更生計画において更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えに基金の抛出の割当てをすることを定めた場合には、更生債権者等又は社員は、更生計画認可の決定の時に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同号の基金の抛出者となる。

2 第二百六十五条第二項の規定により更生計画において更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えに社債を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は社員は、更生計画認可の決定の時に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同号の社債の社債権者となる。

(組織変更に関する特例)

第三百六条 第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合において、同項第四号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの株式の株主となる。

2 会社更生法第二百十一条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十一条第一項及び第二項中「第七十三条」とあるのは「更生特例法第二百六十六条第一項第二号又は第三号」と、同条第一項、第三項及び第六項中「委員会」とあるのは「委員会（保険業法第四条第一項第三号に規定する委員会をいう。）」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第三項中「第七十三条第一項第二号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特

例法第二百六十六条第一項第三号口又は二」と、同項及び同条第六項中「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

3 第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、保険業法第八十七条及び第八十八条の規定は、適用しない。

(組織変更時発行株式の発行に関する特例)

第三百七条 会社更生法第二百十五条第二項から第五項までの規定は、第二百六十六条第一項第七号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の組織変更時発行株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十五条第二項中「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第百七十七条において準用する同法第四章」と、同項第二号及び第三号並びに同条第四項及び第五項中「第百七十五条第三号」とあるのは「更生特例法第二百六十六条第一項第七号」と読み替えるものとする。

2 更生計画において更生会社が組織変更時発行株式を発行することを定めた場合には、保険業法第九十条の四において準用する会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)及び第二百十三

条（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定は、適用しない。

- 3 第一項に規定する場合において、組織変更時発行株式のうち割当てをすることができなかつたものがあるときは、第二百六十六条第一項第九号の規定により更生計画に定められた組織変更に関する条件に反しない限り、当該組織変更時発行株式を発行しないで組織変更をすることができ。ただし、会社法第三十七条第三項の規定に反しない場合に限る。

（組織変更後株式会社の募集株式を引き受ける者の募集に関する特例）

- 第三百八条 会社更生法第二百五条第一項の規定は、第二百六十六条第二項において準用する同法第七十五条の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集株式を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百二条第一項第一号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

- 2 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債

権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第百七十七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数）

二 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第二号の期日

三 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしなないときは、当該権利を失う。

5 第二項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第

三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第一項に規定する場合には、会社法第九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第二章第八節第六款の規定は、適用しない。

(組織変更後株式会社の募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例)

第三百九条 会社更生法第二百五条第一項の規定は、第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百四十一条第一項第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する

法律第一百七十七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む）

（の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数

二 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の期日

三 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

5 第二項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集新株予約権の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合には、会社法第二百三十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条の規定は、適用しない。

7 前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定は、適用しない。

(組織変更後株式会社の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第三百十条 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む)の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額

二 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第一百七十七条第四号の期日

三 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第一百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第一百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第一項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4 第一項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第一百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集社債の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(組織変更株式交換に関する特例)

第三百十一条 第二百六十七条の規定により更生計画において更生会社が組織変更株式交換をすることを

定めた場合において、同条第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日（次項において「効力発生日」という。）に、同条第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株式の株主となる。

2 第二百六十七条の規定により更生計画において組織変更株式交換をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の社員は、効力発生日に、同条第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百六十七条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百六十七条第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約

権者

三 第二百六十七条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

（組織変更株式移転に関する特例）

第三百十一条 第二百六十八条の規定により更生計画において更生会社が組織変更株式移転をすることを

定めた場合において、同条第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日に、同条第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株式の株主となる。

2 第二百六十八条の規定により更生計画において組織変更株式移転をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の社員は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日に、同条第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百六十八条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百六十八条第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約

権者

三 第二百六十八条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(解散に関する特例)

第三百十三条 第二百六十九条において準用する会社更生法第七十八条本文の規定により更生計画にお

いて更生会社が解散することを定めた場合には、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合には、保険業法第百五十六条の二及び第百五十七条の規定は、適用しない。

(吸収合併に関する特例)

第三百十四条 第二百七十条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」という。)に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拠出者となる。

2 第二百七十条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生会社の社員は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

3 第二百七十条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第百六十五条の十五及び第百六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

4 第二百七十条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

5 第二百七十条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の基金の拠出者又は社員は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百七十条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百七十条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第二百七十条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6 前項に規定する場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第百六十五条の十五及び第百六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用し

ない。

7 第二百七十条第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、吸収合併消滅会社の社員は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の社債の社債権者となる。

8 第二百七十条第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定、保険業法第六十五条の十九の規定及び同法第六十五条の二十において準用する同法第六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

第三章第八節第二款中第三百二十一条を第三百二十一条の二とする。

第三百二十条を第三百二十一条とする。

第三百十九条中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同条を第三百二十条とする。

第三百十八条の見出しを「（基金の拠出等の割当てを受ける権利の譲渡）」に改め、同条第一項中「社債についての引受権」を「募集社債の割当てを受ける権利」に、「においては、当該引受権」を「には、当該権利」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 更生計画の定めによつて更生債権者等又は社員に対して組織変更後株式会社又は新株式会社の募集株式、組織変更時発行株式若しくは設立時募集株式、募集新株予約権又は募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができる。

第三百十八条を第三百十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（管轄の特例）

第三百十八条 更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合における保険業法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による許可の申立てに係る事件は、保険業法第九十条第三項において準用する 会社法第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所が管轄する。

第三百十七条を削る。

第三百十六条の見出しを「（組織変更後相互会社等に異動した者の退職手当の取扱い）」に改め、同条第一項中「新相互会社の」を「組織変更後株式会社の」に、「組織変更後の株式会社」を「新相互会社」に改め、同条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同条を第三百十七条とする。

第三百十五条第一項中「第二百七十五条第一項の規定又は第二百七十六条」を「第二百七十二条本文の規定又は第二百七十三条」に、「第百八十二条第一項」を「第百八十三条本文」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「場合においては」を「場合には」に改め、「定款の変更の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「責めに任じ」を「責任を負い」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二百九十九条第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける設立時取締役等の選任又は選定について、同条第六項の規定は新相互会社の設立時取締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締役等となった場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三条の規定は更生債権者等又は社員に対して新相互会社の基金の拠出の割当てを

受ける権利を与える場合について、第二百四条の規定は新相互会社の募集社債を引き受ける者の募集について、第二百五条の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第二百七十二条第七号又は第八号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第二百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、第二百九十九条第三項中「第二百六十一条第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは「第二百七十二条第八号ロ又はニ」と、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と、第三百三条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第二百七十二条第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第二百四条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「新相互会社」と、同条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十四条第四号」とあるのは「第二百七十二条第十号」と、第二百五条第一項中「第二百六十五条第一項」とあり、及び同条第二項中「第二百六十五条第二項」とあるのは「第二百七十二条第十一号」と、同条

第一項中「同項第三号」とあり、及び同条第二項中「同項第七号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第三百十五條第六項から第九項までを次のように改める。

- 6 会社更生法第二百十一條第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける設立時取締役等（第二百七十三條において準用する同法第八十三條第十号に規定する設立時取締役等をいう。以下この項において同じ。）の選任又は選定について、同法第二百十一條第六項の規定は新株式会社の設立時取締役等が新株式会社の成立後において新会社取締役等（同号に規定する新会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新会社取締役等の任期について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十一條第一項及び第二項中「第七十三條」とあるのは「更生特例法第二百七十三條において準用する第八十三條第八号又は第九号」と、同条第一項及び第三項中「委員会」とあるのは「委員会（保険業法第四條第一項第三号に規定する委員会をいう。）」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の

決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、同条第三項中「第七十三号第一項第二号、第二号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百七十三号において準用する第八十三号第九号イ又はホ」と、「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

7 第三百八条第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十三号において準用する会社更生法第八十三号第五号の新株式会社の設立時募集株式（会社法第五十八号第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百九条及び第三百十号の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七十七号の二の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第三百八条第二項及び第四項、第三百九条第二項及び第四項並びに第三百十号第一項及び第三項中「組織変更後株式会社」とあるのは「新株式会社」と、第三百八条第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中「第二百六十六号第二項において準用する会社更生法第七十五号第三号」とあるのは「

第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第五号」と、第三百九条第一項中「第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する同法第八十三条第十一号」と、同条第二項、第四項及び第五項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号」とあり、並びに同条第六項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十一号」と、第三百十条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号」とあるのは「第二百七十三条において準用する会社更生法第八十三条第十二号」と、同法第二百七十七条の二第一項中「第二百七十七条の二第一項」及び「同項第三号」とあり、同条第二項中「第二百七十七条の二第二項」及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中「第二百七十七条の二第三項」及び「同項第七号」とあるのは「更生特例法第二百七十三条において準用する第八十三条第十三号」と、同条中「又は株主」とあるのは「又は社員」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときは、保険業法第二十二條第二項、第二十三條第一項第九号及び第四項、第二十四條第二項、第二十八條第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十二條第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十條の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三條第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十條の八第一項、第三十條の十第一項及び第六項、第三十條の十一（同條第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十條の十四の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、会社法第二十五條第一項第一号及び第二項、第二十六條第二項、第二十七條第五号、第三十條、第二編第一章第三節（第二十七條第三項を除く。）、第四節（第二十九條を除く。）、第五節及び第六節、第五十條、第五十一條、同章第八節、第五十八條、第五十九條第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、第二号（同法第二十七條第五号及び第三十二條第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号、第六十五條第一項、第八十八條から第九十條まで、第九十三條及び第九十四條（これらの規定中同法第九十三條第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第百三條の規定は、適用しない。

第三百十五條を第三百十六條とし、第三百十四條の次に次の一條を加える。

(新設合併に関する特例)

第三百十五條 第二百七十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拋出者となる。

2 第二百七十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、新設合併消滅会社の社員は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

3 第二百七十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一條の八第二項において準用する会社法第七百四十條の規定並びに保険業法第六十五條の十五及び第六十五條の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

4 第二百七十一条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の株式の株主となる。

5 第二百七十一条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅会社の基金の抛出者若しくは社員又は株主は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百七十一条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百七十一条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第二百七十一条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6 前項に規定する場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の十五及び第六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

第三百三十一条の十第一項中「整理若しくは」を削り、「その手続開始」を「特別清算開始」に改める。

第三百三十二条第一項及び第四項中「及び従たる事務所」を削り、同条第八項中「整理開始又は」を削る。

第三百三十三条第一項中「及び従たる事務所」を削る。

第三百三十四条第三項中「第五百十一条」を「第八十四条」に、「商法第三百八十七条第二項」を「会社法第九百三十八条第三項」に、「商法第四百五十四条第二項」を「会社法第九百三十八条第四項」に改める。

第三百三十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲

げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第三百三十二条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三百二十五条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項ただし書中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改める。

第三百四十二条の表第四十五条第一項の項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に改め、同表第四十五条第一項第六号の項を次のように改める。

<p>第四十五条第一項 第七号</p>	<p>持分会社</p>	<p>持分会社若しくは信用金庫</p>
-------------------------	-------------	---------------------

第三百四十二条の表第四十五条第二項の項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に改め、同表第七十七条第二項の項中「商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」を「会社法第二条第三号」に、「第十三条の二第二項に規定する子会社」を

「第十三条の二第二項」に改め、同表第八十一条第二項の項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に、「株式会社」を「会社」に、「株式を」を「持分を」に、「株式若しくは」を「持分若しくは」に改め、同表第六十七條第二項の項を次のように改める。

第六十七條第二項	設立	設立、協同組織金融機関の設立
----------	----	----------------

第二百四十二条の表第九十九條第二項第五号の項中「株式会社」を「会社」に改め、同表第二百二条第一項第四号の項を次のように改める。

第二百二条第一項第四号	持分会社	持分会社又は転換後信用金庫
-------------	------	---------------

第二百四十二条の表第二百二条第一項第四号の項の次に次のように加える。

第二百二条第一項第五号	又は第八十三條 設立される会社	若しくは第八十三條 設立される会社又は更生計画の定めるところにより更生特例法第二百四十六條において準
-------------	--------------------	---

	用する更生特例法第百三条第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関（以下「新協同組織金融機関」という。）
--	---

第二百四十二条の表第二百五条第四項の項を削り、同表第二百六条第二項の項を次のように改める。

第二百六条第二項	持分会社、同項第五号に掲げる会社	持分会社又は転換後信用金庫、同項第五号に掲げる会社又は新協同組織金融機関
----------	------------------	--------------------------------------

第二百四十二条の表第二百九条第一項の項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に改め、同表第二百九条第二項の項中「株式会社」を「会社」に、「協同組織金融機関（組織変更後の信用金庫を除く。）」を「新協同組織金融機関」に改め、同項の次に次のように加える。

第二百九条第二項	会社	会社又は新協同組織金融機関
	執行役	執行役、理事、監事

第二百四十二条の表第二百十条の項中「第二百十条」を「第二百十条第一項」に、「更生特例法第三百四十八条において準用する更生特例法第百六条第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関

「を「新協同組織金融機関」に改め、同表第二百二十二条の項を次のように改める。」

	<p>第二百十條第二項</p>	<p>第八百二十八條及び</p>
<p>株式会社</p>		<p>第八百二十八條第一項各号（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十二條、信用金庫法（昭和二十六年法律第百二十八号）第二十八條、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第二十八條並びに金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五十三條第一項及び第六十五條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに</p>
	<p>株式会社</p>	<p>株式会社、轉換後信用金庫若しくは新協同組織金融機関</p>

	<p>同法第八百二十八条第二項第一号</p>	<p>会社法第八百二十八条第二項第一号</p>
	<p>新株予約権者</p>	<p>新株予約権者、組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）、理事、監事</p>

第三百四十二条の表第二百二十七条第一号の項を削り、同表第二百三十二条第一項の項中「第三百五十二条第一項」を「第三百五十四条第一項」に改め、同表第二百六十一条第四項の項中「第二百六十一条第四項」を「第二百六十一条第二項」に、同表第二百六十一条第二項」に、同表第二百六十一条第四項第二号の項中「第二百六十一条第四項第二号」を「第二百六十一条第二項第二号」に、「株式会社」を「会社」に改め、同表第二百六十一条第五項の項中「第二百六十一条第五項」を「第二百六十一条第三項」に、「株式会社」を「会社」に改め、同表第二百六十一条第六項の項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に、「株式会社」を「会社」に改める。

第三百四十三条の前の見出しを削り、同条から第三百五十四条までを次のように改める。

(吸収合併)

第三百四十二条 吸収合併（更生会社（普通銀行であるものに限る。）が消滅する吸収合併（合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この節において「吸収合併存続金融機関」という。）が信用金庫であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して出資等（協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる

事項

イ 当該出資等が吸収合併存続金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続金融機関の会員となることができない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

- ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項
- 2 吸収合併（更生会社が吸収合併存続金融機関となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 吸収合併契約において定めるべき事項
 - 二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する金融機関（以下この節において「吸収合併消滅金融機関」という。）の組合員等に対して当該更生会社の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
 - イ 当該社債等が更生会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該社債等が更生会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- 八 当該社債等が更生会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに

規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての口に規定する事項

- 三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅金融機関の組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

(新設合併)

第三百四十四条 新設合併（更生会社が消滅する新設合併（合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）であつて、新設合併により設立する金融機関（以下この節において「新設合併設立金融機関」という。）が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併契約において定めるべき事項
- 二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立金融機関が新設合併に際して新設合併により消滅する金融機関（以下この節において「新設合併消滅金融機関」という。）の株主又は組合員等に対して当該新設合併設立金融機関の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立金融機関の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅金融機関の株主又は組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

2 新設合併（更生会社（普通銀行であるものに限る。）が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金

融機関が信用金庫であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立金融機関の会員となることのできない更生債権者等がある場合にあつては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資の割当てに関する事項

（転換）

第三百四十五条 転換（合併転換法第二条第七項に規定する転換であつて、更生会社（普通銀行であるものに限る。）が信用金庫となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 転換計画において定めるべき事項（合併転換法第五十六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を

除く。)

二 転換後信用金庫（合併転換法第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。以下この節において同じ。）の理事、監事及び会計監査人についての次に定める事項

イ 転換後信用金庫の理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

ロ 転換後信用金庫の監事の氏名又はその選任の方法及び任期

ハ 転換後信用金庫が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。）である場合には、転換後信用金庫の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

三 転換後信用金庫が転換に際して更生債権者等に対して出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が転換後信用金庫の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（転換後信用金庫の会員となることができない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該転換後信用金庫の資本金及び準備金の

額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

2 第九十六条（第二号及び第三号（第二号に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、転換後信用金庫の出資の受入れに関する条項について準用する。この場合において、同条第四号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「組合員等」とあるのは「会員」と、「組合員等の」とあるのは「株主の」と、同条第五号及び第六号中「組合員等」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

3 第一項第二号イ及びロの任期は、一年を超えることができない。

（新協同組織金融機関の設立）

第三百四十六条 第二百二条の規定は、銀行の更生手続における協同組織金融機関の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主」と、同項第四号、第五号及び第九号中「組合員等」とあるのは「株主」と、同項第六号中「更生協同組織金融機関」とあるのは「更

生会社（第二百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。）と読み替えるものとする。

第二百四十七条及び第二百四十八条 削除

（事業の譲渡等に関する特例）

第二百四十九条 会社更生法第七十四条第六号の規定により更生計画において更生会社が事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けをすることを定めた場合には、銀行法第三十条及び第三十五条の規定は、更生会社については、適用しない。

（吸収合併に関する特例）

第三百五十条 第二百四十三条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続金融機関の会員となる。

2 第二百四十三条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に

に対する通知に係る部分を除く。)及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第三百四十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅金融機関の組合員等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百四十二条第二項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
二 第三百四十二条第二項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百四十二条第二項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 前項に規定する場合には、合併転換法第二十八条の規定並びに合併転換法第三十一条において準用する合併転換法第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。

）及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

（新設合併に関する特例）

第三百五十一条 第三百四十四条の規定により更生計画において更生会社が新設合併をすることを定めた場合には、更生会社についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の株式の株主となる。

3 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅金融機関の株主又は組合員等は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

- 一 第三百四十四条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
- 二 第三百四十四条第一項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新

株予約権者

三 第三百四十四条第一項第四号八に掲げる事項についての定めがある場合 同号八の新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 前項に規定する場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

5 第三百四十四条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、新設合併設立金融機関の会員となる。

6 第三百四十四条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

（転換に関する特例）

第三百五十二条 第三百四十五条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、転換がその効力を生ずる日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、転換後信用金庫の会員となる。

2 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第三百四十五条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第三百四十五条第一項第二号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換の効力が生じた」と、同条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第三百四十五条第一項第二号イ」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と読み替えるものとする。

3 第三百四十五条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定

めた場合には、合併転換法第五十八条において準用する合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条の規定は、適用しない。

4 第二項の規定により選任された転換後信用金庫の理事及び監事の任期については、合併転換法第五十六條第六項の規定は、適用しない。

5 会社更生法第二百九条第三項の規定は、転換後信用金庫に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

（転換後信用金庫の出資の受入れに関する特例）

第三百五十三条 第三百三十三条の規定は、第三百四十五条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項及び第三項中「更生協同組織

金融機関」とあるのは「転換後信用金庫」と、同条第一項中「通知しなければ」とあるのは「通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければ」と、同項第一号及び第三号並びに同条第四項中「組合員等」とあるのは「株主」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第三百四十五条第二項において準用する第九十六条第五号」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立に関する特例）

第三百五十四条 第三百四十六条において準用する第二百二条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関を設立することを定めた場合には、当該協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 前項に規定する場合には、新協同組織金融機関の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を

生じない。

3 第一項に規定する場合には、新協同組織金融機関の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新協同組織金融機関が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新協同組織金融機関の設立に関してした行為についてその責任を負い、新協同組織金融機関の設立に関して支出した費用を負担する。

5 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事、代表理事及び会計監査人の選任又は選定及び任期について、第三百三十三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百三十四条の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新協同組織金融機関の出資の受入れについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第三百四十六条において準用する第三百三条第一項第七号又は第八号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「、会計監査人又は清算人」とある

のは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百三十四条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、第二百二十九条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第三百四十六条において準用する第二百三条第一項第七号」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と、第三百三十二条第一項、第三項及び第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第三百四十六条において準用する第二百三条第一項第四号」と、同条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「新協同組織金融機関」と、同条第一項中「通知しなければ」とあるのは「通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければ」と、同項第一号及び第三号並びに同条第四項中「組合員等」とあるのは「株主」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と、第三百三十四条中「第九十七条」とあるのは「第三百四十六条において準用する第二百三条第一項第九号」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主」と、「同条第二号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合には、中小企業等協同組合法第二十四条第一項、信用金庫法第二十二條第一項並びに第二十三條第二項及び第五項又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十三條第二項の規定は、適用しない。

7 会社更生法第二百九條第三項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

第四章第一節第三款中第三百五十四條の次に次の二條を加える。

(轉換後信用金庫等に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百五十四條の二 更生手続開始後に更生会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き轉換後信用金庫又は当該新協同組織金融機関の理事、監事、代表理事又は使用人となったものは、更生会社から退職手

当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、転換後信用金庫又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

(出資等の割当てを受ける権利の譲渡)

第三百五十四条の三 更生計画の定めによつて更生債権者等又は株主に対して転換後信用金庫又は第三百五十四条第一項に規定する新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、転換後信用金庫又は当該新協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

第三百五十五条第一項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店（外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第

一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三百五十五条第二項中「組織変更後の信用金庫」を「転換後信用金庫」に改める。

第三百五十八条の表第四十五条第一項の項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同表第四十五条第一項第四号の項を次のように改める。

<p>第四十五条第一項 第七号</p>	<p>持分会社</p>	<p>持分会社若しくは相互会社</p>
	<p>株式交換若しくは株式移転</p>	<p>株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）、株式移転（相互会社と共にする同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）若しくは保険契約の移転（同法第三百三十五条第一項（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合</p>

合を含む。)の保険契約の移転をいう。以下
同じ。)

第三百五十八条の表第四十五条第一項第六号の項を削り、同表第四十五条第二項の項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同表第七十七条第二項の項中「(商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの)」を「子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社)」に、「(保険業法第二条第十二項に規定する子会社)」を「実質子会社(保険業法第三十二条の二第一項に規定する実質子会社)」に改め、同表第八十一条第二項の項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に、「株式会社」を「会社」に、「株式を」を「持分を」に、「株式若しくは」を「持分若しくは」に改め、同表第八十五条第一項の項中「株式会社の設立若しくは営業の譲渡」を「若しくは株式会社の設立」に、「株式会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転」を「、株式会社若しくは相互会社の設立若しくは保険契約の移転」に改め、同表第九十九条第二項第五号の項中「株式会社」を「会社」に改める。

第三百五十八条の表第二百二条第一項第四号の項を次のように改める。

第二百二条第一項 第四号	持分会社	持分会社又は相互会社
-----------------	------	------------

第二百五十八条の表第二百二条第一項第四号の項の次に次のように加える。

第二百二条第一項 第五号	又は第百八十三条 設立される会社	若しくは第百八十三条 設立される会社又は更生計画の定めるところ により更生特例法第三百六十二条において準 用する更生特例法第二百七十二条に規定する 条項により設立される相互会社（以下「新相 互会社」という。）
-----------------	---------------------	---

第二百五十八条の表第二百六条第二項の項を次のように改める。

第二百六条第二項	持分会社、同項第五号に掲げ る会社	持分会社又は相互会社、同項第五号に掲げる 会社又は新相互会社
----------	----------------------	-----------------------------------

第三百五十八条の表第二百九条第一項の項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同表第二百九条第二項の項中「株式会社」を「会社」に、「相互会社（組織変更後の相互会社を除く）」を「新相互会社」に改め、同項の次に次のように加える。

第二百九条第二項	会社	会社又は新相互会社
----------	----	-----------

第三百五十八条の表第二百十条の項、第二百十四条の項、第二百一十一条第三項の項、第二百二十二条第三項の項、第二百二十三条第三項の項及び第二百二十七条第一号の項を削り、同表第二百九条第四項第一号の項の次に次のように加える。

第二百十条第一項	株式会社	株式会社若しくは新相互会社
第二百十条第二項	第八百二十八条及び第八百二十九条	第八百二十八条第一項各号（保険業法第三十条の十五及び第七十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項各号並びに第八百二十九条並びに保険業法第八十四条の二

<p>項 第二百二十条第六</p>	<p>項 第二百二十条第二</p>	<p>第二百二十二条</p>			
<p>の規定は</p>	<p>の規定</p>	<p>の規定は</p>	<p>訴え又は</p>	<p>新株予約権者</p>	<p>株式会社</p>
<p>(第十項を除く。)の規定は</p> <p>の規定並びに保険業法第百六十五条の二十四</p>	<p>(第十項を除く。)の規定</p> <p>の規定並びに保険業法第百六十五条の二十四</p>	<p>の規定は</p> <p>の規定並びに保険業法第十六条及び第十七条</p>	<p>の組織変更の無効の訴え又は</p> <p>訴え若しくは保険業法第八十四条の二第二項</p>	<p>の二第二項に規定する社員等をいう。)</p> <p>新株予約権者、社員等(保険業法第八十四条</p>	<p>互会社</p> <p>株式会社、組織変更後相互会社若しくは新相</p>
				<p>同法</p>	<p>会社法</p>

第二百二十一条第 二項	の規定	の規定並びに保険業法第百六十五条の二十四 (第十項を除く。)の規定
第二百二十二条第 一項	の規定は	の規定並びに保険業法第百七十二条の四(第 九項及び第十一項を除く。)の規定は
第二百二十二条第 二項	の規定は	の規定並びに保険業法第百七十二条の四(第 九項及び第十一項を除く。)の規定は
第二百二十二条第 一項	の規定は	の規定並びに保険業法第百七十二条の四(第 九項及び第十一項を除く。)の規定は

第三百五十八条の表第二百二十二条第一項の項中「第三百七十一条第一項」を「第三百七十二條第一項」に改め、同表第二百六十一条第四項の項中「第二百六十一条第四項」を「第二百六十一条第二項」に、「株式会社」を「他の会社」に改め、同項の次に次のように加える。

第二百六十一条第 二項第二号	設立する会社	設立する会社又は相互会社
-------------------	--------	--------------

第二百五十八条の表第二百六十一条第五項の項を次のように改める。

第二百六十一条第 三項	他の会社	他の会社又は相互会社
----------------	------	------------

第二百五十八条の表第二百六十一条第六項の項中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に、「株式会社」を「設立される会社」に改める。

第二百五十九条第一号中「移転を受けること」を「保険契約の移転を受けること。」に改める。

第二百六十条の前の見出しを削り、同条から第二百六十五条までを次のように改める。

(組織変更)

第二百六十条 組織変更（保険業法第六十八条第三項に規定する組織変更をいう。以下この節において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更計画において定めるべき事項
- 二 組織変更後の相互会社（以下この節において「組織変更後相互会社」という。）の取締役の氏名又はその選任の方法及び任期

三 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社（保険業法第五十二条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。）である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ニ 組織変更後相互会社が委員会設置会社（保険業法第四条第一項第二号に規定する委員会設置会社をいう。）である場合 各委員会（同号に規定する委員会をいう。）の委員、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 組織変更後相互会社が組織変更の際して更生債権者等を当該組織変更後相互会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

2 第二百六十三条の規定は組織変更後相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四条の規定は組織変更後相互会社の募集社債を引き受ける者の募集に関する条項について、それぞれ準用する。
。この場合において、第二百六十三条第二号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十三条第二号から第四号まで及び第二百六十四条第二号から第五号までの規定中「社員」とあるのは「株主」と、第二百六十三条第三号及び第二百六十四条第四号中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と読み替えるものとする。

(吸収合併)

第三百六十一条 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）であつて、吸収合併後存続する会社（以下この条において「吸収合併存続会社」という。）が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

- 二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等を当該吸収合併存続会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項
- 2 吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 吸収合併契約において定めるべき事項
 - 二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する会社（以下この節において「吸収合併消滅会社」という。）の基金の拠出者又は社員に対して当該更生会社の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
 - イ 当該社債等が更生会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該社債等が更生会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

八 当該社債等が更生会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会社の基金の拠出者又は社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

(新設合併)

第三百六十二条 新設合併（更生会社が消滅する新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（以下この節において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立会社の株式を交付するとき、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併により消滅する会社（以下この節において「新設合併消滅会社」という。）の株主又は基金の拠出者若しくは社員に対して当該新設合併設立会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の株主又は基金の拠出者若しくは社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

2 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が相互会社であるものに限る。

以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等を当該新設合併設立会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併消滅会社の社員に対して当該新設合併設立会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

（新相互会社の設立）

第三百六十三条 第二百七十二条の規定は、保険業を営む株式会社の更生手続における相互会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、同号から同条第五号まで及び同条第十一号中「社員」とある

のは「株主」と読み替えるものとする。

第三百六十四条及び第三百六十五条 削除

第三百六十六条中「第三百一条」を「第三百一条第一項及び第二項」に改める。

第三百六十七条から第三百七十条までを次のように改める。

(組織変更に関する特例)

第三百六十七条 第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の基金の拠出者となる。

2 第二百九十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第三百六十条第一項第二号又は第三号」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「

、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第三項中「第二百六十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは「第三百六十条第一項第三号ロ又は二」と、同項及び同条第六項中「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

3 第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十九条の二、第七十条及び第七十二条から第七十九条までの規定は、適用しない。

4 会社更生法第二百九条第三項の規定は、組織変更後相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役」とあるのは「取締役」と、「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

(組織変更後相互会社の基金の募集に関する特例)

第三百六十八条 第三百三条の規定は、第三百六十条第二項において準用する第二百六十二条第三号の規

定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して組織変更後相互会社の基金の抛出の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第二百三十三条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、同条第一項中「無記名式の」とあるのは「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号及び同条第四項中「社員」とあるのは「株主」と、同条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第四項中「第二百六十二条第三号」とあるのは「第三百六十条第二項において準用する第二百六十二条第三号」と読み替えるものとする。

(組織変更後相互会社の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第二百六十九条 会社更生法第二百七十七条の規定は、第三百六十条第二項において準用する第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七十七条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第一百七十七条第四号」とあるのは「更生特例法第三百六十条第二項において準用する更生特例法

第二百六十四条第四号」と読み替えるものとする。

(吸収合併に関する特例)

第三百七十条 第三百六十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」という。)に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拠出者となる。

2 第三百六十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の二、第六十五条の四(登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。)及び第六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第三百六十一条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅会社の基金の拠出者又は社員は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百六十一条第二項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
二 第三百六十一条第二項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百六十一条第二項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条の規定、保険業法第六百六十五条の九の規定並びに同法第六百六十五条の十二において準用する同法第六百六十五条の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六百六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

第三百七十三条の見出しを「（基金の拠出等の割当てを受ける権利の譲渡）」に改め、同条中「株主等」を「株主」に、「組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項」を「組織変更後相互会社又は第三百七十二条第一項」に、「社債についての引受権」を「募集社債の割当てを受ける権利」に、「において」は、「当該引受権」を「には、当該権利」に改め、第四章第二節第三款中同条を第三百七十三条の二とする

第三百七十二条の見出しを「（組織変更後相互会社等に異動した者の退職手当の取扱い）」に改め、同条第一項中「代表取締役、執行役、代表執行役、監査役」を「会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役」に、「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同条第二項中「組織変更後の相互会社又は」を「組織変更後相互会社又は前条第一項に規定する」に改め、同条を第三百七十二条とする。

第三百七十一条第一項中「第三百六十五条」を「第三百六十三条」に、「第二百七十五条第一項」を「第二百七十二条本文」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第三項中「場合においては」を「場合には」に改め、「定款の変更の」を削り、同条第四項中「責めに任じ」を「責任を負い」に改め、同条第五項から第七項までを次のように改める。

5 第二百九十九条第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合における新相互会社の設立時取締役等（第三百六十三条において準用する第二百七十二条第九号に規定する設立時取締役等をいう。以下この項において同じ。）の選任又は選定について、第二百九十九条第六項の規定は新相互会社の設立

時取締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締役等（同号に規定する新相互会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与え、第三百四条の規定は新相互会社の募集社債を引き受ける者の募集について、第三百五条の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十二号又は第八号」と、同条第一項中「、会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「、会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百五条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、第二百九十九条第三項中「第二百六十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは「第三百六十三条において準用する第二百七十条第八号口又は二」と、「、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と、第三百零一条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十二条第二号」とあるのは「第三百六十二条において準用

する第二百七十二条第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第三百四条第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「新相互会社」と、第三百三条第一項及び第三百四条第一項中「無記名式の」とあるのは「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七十七条において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、第三百二条第一項第一号及び第四項、第三百四条第一項及び第四項並びに第三百五条中「社員」とあるのは「株主」と、第三百四条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十四条第四号」とあるのは「第三百六十二条において準用する第二百七十二条第十号」と、第三百五条第一項中「第二百六十五条第一項」とあり、及び同条第二項中「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十二条において準用する第二百七十二条第十一号」と、同条第一項中「同項第三号」とあり、及び同条第二項中「同項第七号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合には、保険業法第二十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、及び第二号（同法第二十条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十条の八第一項、第三十条

の十第一項及び第六項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

7 会社更生法第二百九条第三項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

第三百七十一条を第三百七十二条とし、第三百七十条の次に次の一条を加える。

（新設合併に関する特例）

第三百七十一条 第三百六十二条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の株式の株主となる。

2 第三百六十二条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅会社の株主又は基金の拠出者若しく

は社員は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百六十二条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
二 第三百六十二条第一項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百六十二条第一項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

3 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の二、第六十五条の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

4 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拠出

者となる。

5 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、新設合併消滅会社の社員は、新設合併設立会社の成立の日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

6 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の二、第六十五条の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

第三百七十四条中「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店（外国に

本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第三百八十七条の見出しを「（事業の譲渡）」に改める。

第三百九十九条第一項中「株主等」を「株主」に改める。

第四百六条の見出しを「（事業の譲渡）」に改める。

第四百十八条第一項中「株主等」を「株主」に改める。

第四百二十四条の見出しを「（事業の譲渡）」に改める。

第四百二十六条第一項中「株主等」を「株主」に改める。

第四百五十四条中「第四十三条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「営業の全部又は」を「事業

の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」とあり、及び

「事業の全部の譲渡又は事業の」に、「商法第二百四十五条第一項」を「同項」に、「第四十八条」を「

第四十八条の三」に改め、「決議」の下に「による承認」を加え、「同条第四項中「株主」を「同条第四

項中「株主に」に、「会員若しくは組合員」を「会員若しくは組合員に」に改め、「組合員名簿」と「の

下に「、株主が」とあるのは「会員若しくは組合員が」とを加える。

第五百四十九条第一項及び第三項中「商法」の下に「若しくは会社法」を加える。

第五百五十二条第一項中「協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社」を「転換後協同組織金融機関若しくは転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関又は同項第六号に規定する新株式会社」に、「理事、取締役、執行役、監事、監査役」を「設立時取締役、設立時監査役、理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役、会計監査人」に、「又はこれらの者であつた者」を「若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者」に、「、第七十三条又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項」を「若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「、第七十三条又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項」を「若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項」に改め、同条第四項中「第三十四条第五項」を「第三十二条第五項」に改め、同条第五項中「第三百四十七条第二項に規定す

る組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項」を「第三百四十五条第一項第二号に規定する転換後信用金庫又は第三百五十四条第一項」に、「組織変更後の信用金庫等」を「転換後信用金庫等」に改め、「監事」の下に「、会計監査人」を加え、「第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項」を「第三百五十二条第五項又は第三百五十四条第七項」に、「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に改め、同条第六項中「第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項」を「第三百五十二条第五項又は第三百五十四条第七項」に、「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に改め、同条第七項中「組織変更後の信用金庫等」を「転換後信用金庫等」に、「第三百五十条第六項又は第三百五十二条第七項」を「第三百五十二条第五項又は第三百五十四条第七項」に、「第七十七条第一項」を「第二百九条第三項」に改める。

第五百五十三条第一項中「規定する新相互会社又は同項第五号に掲げる株式会社」を「掲げる組織変更後株式会社、同項第五号に規定する株式会社若しくは新株式会社又は同項第六号に規定する新相互会社」に、「取締役、執行役、監査役」を「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人」に、「又はこれらの者であった者」を「若しくはこれらの者であった者又は発起人であつ

た者」に、「第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項」を「若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項」を「若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項」に改め、同条第四項中「子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社）」を「実質子会社（保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社）」に改め、「又は連結子会社（同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「子会社又は連結子会社」を「実質子会社」に改め、同条第五項中「第三百六十四条第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項」を「第三百六十条第一項第二号に規定する組織変更後相互会社又は第三百七十二條第一項」に、「組織変更後の相互会社等」を「組織変更後相互会社等」に、「執行役、監査役」を「会計参与、監査役、執行役、会計監査人」に、「第三百六十八条第五項又は第三百七十一条第七項」を

「第三百六十七条第四項又は第三百七十二條第七項」に、「第七十七條第一項」を「第二百九條第三項」に改め、同條第六項中「第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項」を「第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項」に、「第七十七條第一項」を「第二百九條第三項」に改め、同條第七項中「組織変更後の相互会社等」を「組織変更後相互会社等」に、「第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項」を「第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項」に、「第七十七條第一項」を「第二百九條第三項」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十八條 施行日前にされた行為の協同組織金融機関の更生事件における否認については、前條の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この条において「新更生特例法」という。）第五十七條の二第二項及び第五十七條の三第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に決議に付する旨の決定がされた協同組織金融機関の更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に整理開始の申立てがされた場合における協同組織金融機関の更生事件における相殺の禁止及び否認並びに更生手続の終了に伴う破産手続については、新更生特例法第三十五条において準用する新会社更生法第四十九条第一項第四号の規定並びに新更生特例法第五十七条第一項第二号、第五十七条の三第一項第一号及び第五百八条の十第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している協同組織金融機関の整理に関する事件に係る整理手続については、新更生特例法第十九条において準用する新会社更生法第二十四条第一項第一号（新更生特例法第三十一条において準用する新会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定、新更生特例法第三十一条において準用する新会社更生法第四十一条第一項第二号の規定及び新更生特例法第三十六条において準用する新会社更生法第五十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第十項において「旧更生特例法」という。）第百九十八条第二項の許可の申立てがされた場合におけるその申立てに係る事業の全部又は重要な一部の譲渡については、なお従前の例による。
- 6 施行日前にされた行為の相互会社の更生事件における否認については、新更生特例法第二百二十三条の

二第二項及び第二百二十三条の三第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

8 施行日前に整理開始の申立てがされた場合における相互会社の更生事件における相殺の禁止及び否認並びに更生手続の終了に伴う破産手続については、新更生特例法第二百条において準用する新会社更生法第四十九条第一項第四号の規定並びに新更生特例法第二百二十三条第一項第二号、第二百二十三条の三第一項第一号及び第三百三十一条の十第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際現に係属している相互会社の整理に関する事件に係る整理手続については、新更生特例法第八十四条において準用する新会社更生法第二十四条第一項第一号（新更生特例法第九十六条において準用する新会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定、新更生特例法第九十六条において準用する新会社更生法第四十一条第一項第二号の規定、新更生特例法第二百一条において準用する新会社更生法第五十条第一項の規定及び新更生特例法第三百三十二条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 この法律の施行の際現に係属している金融機関等（旧更生特例法第三百七十七条第一項に規定する金融機関等をいう。）の整理に関する事件に係る整理手続の中止命令については、新更生特例法第三百八十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際現に係属している金融機関の整理に関する事件に係る整理手続については、新更生特例法第四百四十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地の再評価に関する法律の一部改正）

第二百十九条 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第二項中「第九条第一項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した合併法人は、」を「再評価差額金を貸借対照表に計上している法人が合併により消滅した場合において、当該合併に係る合併法人が当該合併に係る被合併法人から再評価差額金を承継したときは、当該合併法人は、当該」に改

める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二百二十条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一編 総則（第一条 第三条）

第二編 特定目的会社制度

第一章 届出（第四条 第十二条）

第二章 特定目的会社

第一節 総則（第十三条 第十五条）

第二節 設立（第十六条 第二十五条）

第三節 社員の権利義務等

第一款 総則（第二十六条・第二十七条）

第二款 特定社員（第二十八条 第三十八条）

第三款 優先出資社員（第三十九条 第五十条）

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会（第五十一条 第六十六条）

第二款 社員総会以外の機関の設置（第六十七条）

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任（第六十八条 第七十七条）

第四款 取締役（第七十八条 第八十五条）

第五款 会計参与（第八十六条）

第六款 監査役（第八十七条 第九十条）

第七款 会計監査人（第九十一条 第九十三条）

第八款 役員等の損害賠償責任（第九十四条 第九十七条）

第五節 計算等

第一款 会計の原則（第九十八条）

第二款 会計帳簿（第九十九条 第一百一条）

第三款 計算書類等（第一百二条 第一百六条）

第四款 資本金の額等（第一百七条 第一百十三条）

第五款 利益の配当（第一百十四条 第一百二十条）

第六節 特定社債

第一款 通則（第二百一条 第三十条）

第二款 轉換特定社債（第三十一条 第三十八条）

第三款 新優先出資引受権付特定社債（第三十九条 第四十七条）

第四款 特定短期社債（第四十八条・第四十九条）

第七節 定款の変更（第五十条）

第八節 資産流動化計画の変更（第五十一条 第五十七条）

第九節 事後設立（第五十八条）

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算（第五十九条）

第十一節 解散（第一百六十条 第一百六十二条）

第十二節 清算

第一款 通則（第一百六十四条 第一百七十九条）

第二款 特別清算（第一百八十条）

第十三節 雜則（第一百八十一条 第一百九十四条）

第三章 業務（第一百九十五条 第二百十四条）

第四章 監督（第二百十五条 第二百二十一条）

第三編 特定目的信託制度

第一章 總則（第二百二十二条 第二百二十四条）

第二章 届出（第二百二十五条 第二百二十八条）

第三章 特定目的信託

第一節 特定目的信託契約（第二百二十九条 第二百三十二条）

第二節 受益權の讓渡等（第二百三十三条 第二百三十九条）

第三節 受益証券の権利者の権利

第一款 権利者集会（第二百四十条 第二百五十三條）

第二款 代表権利者等（第二百五十四條 第二百六十二條）

第四節 計算等（第二百六十四條 第二百六十八條）

第五節 信託契約の変更等（第二百六十九條 第二百七十九條）

第六節 受託信託会社等の権利義務等（第二百八十條 第二百八十六條）

第七節 雜則（第二百八十七條・第二百八十八條）

第四編 雜則（第二百八十九條 第二百九十三條）

第五編 罰則（第二百九十四條 第三百十八條）

附則

第二条第二項中「信託会社」の下に「（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）」を、「銀行」の下に「（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）」を加え、同条第五項中「特定目的会社に対する出資で

あつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者」を「均等の割合的單位に細分化された特定目的会社の社員の地位であつて、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資を有する者（以下「特定社員」という。）に改め、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的單位に細分化された特定目的会社の社員の地位であつて、特定目的会社の設立に際して発行されたもの（第三十六条の規定により発行されたものを含む。）をいう。

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であつて、第二百二十二条第一項各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

第二条第八項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「特定社債」を「募集特定社債（第二百二十二条第一項に規定する募集特定社債をいう。）に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「第一百三十三条第三

項」を「第三百三十条第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第九項中「又は「特定社債券」」を削り、「第四十六条」を「第四十八条第一項及び同条第三項において準用する会社法（平成十七年法律第号）第二百十五条第二項」に、「出資証券又は」を「出資証券をいい、「特定社債券」とは、「に、「第一百十三条第一項」を「第二百二十五条」に、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六条」を「同法第六百九十六条」に改め、同条第十項中「第四百九条」を「第二百五条」に改め、同条第十二項中「第一百五十六条の六」を「第二百十条」に改め、同条第十七項中「第九十二条第一項」を「第二百五十四条第一項」に改め、同条第十八項中「第九十九条第一項」を「第二百六十条第一項」に改める。

第四条を削る。

第三条第二項第三号中「役員」を「取締役及び監査役」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社（会計参与を置く特定目的会社をいう。以下同じ。）であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所

第三条第四項中「をいう。以下この項において」を「として内閣府令で定めるものをいう。以下」に改

め、「（内閣府令で定めるものに限る。）」を削り、同条を第四条とし、第一編中第二条の次に次の一条を加える。

（会社法の規定を準用する場合の読替え）

第三条 この法律（第九十四条第四項及び第二百八十八条第三項を除く。）の規定において会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（資産流動化法第四条第四項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（資産流動化法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第五条第一項第二号イ中「この号、第三十八条第二項第三号、第四十五条第四号及び第一百二十二条の二第二項において」を削り、同号口中「第三十八条第二項第六号、第八十五条第四項、第一百十条第二項第十六号、第一百八条の三第一項第一号及び第一百八条の四第二項」を「第四十条第一項第五号、第六十七条第一項、第二百二十二条第一項第十九号、第二百五十二条第一項第一号及び第二百五十三条第二項」に改め、同号二(5)中「発行価額」を「払込金額（第二百二十二条第一項第十四号に規定する払込金額をいう。）」に、「

第百十三条の四の七第一項」を「第百四十五条第二項」に改め、同号二(6)中「第百十三条の四の七第一項」を「第百四十五条第二項」に、「を行った」を「をした」に、「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 資産流動化計画は、電磁的記録をもって作成することができる。

第五条に次の一項を加える。

4 会社法第三十一条(第三項を除く。)(定款の備置き及び閲覧等)の規定は、第一項の資産流動化計画について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「発起人(株式会社の成立後にあつては、当該株式会社)」とあるのは「特定目的会社」と、同条第一項中「発起人が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その本店及び支店)」とあるのは「その本店及び支店」と、同条第二項中「発起人(株式会社の成立後にあつては、その株主及び債権者)」とあるのは「社員(資産流動化法第二十六条に規定する社員をいう。)及び債権者」と、「発起人が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)」とあるのは「特定目的会社の営業時間」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

第六条中「（特定出資に係る持分（以下「特定持分」という。）を有する者をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第一項中「第三条第三項第三号」を「第四条第三項第二号」に改める。

第八条第二項中「第三条第二項第一号」を「第四条第二項第一号」に、「第百五十七条又は第百五十八条」を「第二百十八条又は第二百十九条」に改める。

第九条第一項中「第三条第二項各号（第四号）」を「第四条第二項各号（第五号）」に改め、同条第四項中「第三条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条第五項第二号中「第三条第二項各号（第四号）」を「第四条第二項各号（第五号）」に改める。

第十一条第三項中「第百十九条第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同条第五項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十三条を削る。

第二百五十四条を削る。

第二百五十三条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十五条第三項の規定に違反して、特定目的会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

第二百五十三条に次の一号を加える。

三 第十五条第四項の規定に違反して、他の特定目的会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を用いた者

第二百五十三条を第二百十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(過料に処すべき行為)

第三百十六条 特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役若しくは代表取締役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百八条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、特

定社員名簿管理人若しくは優先出資社員名簿管理人、特定社債原簿管理人、特定社債管理者、事務を承継する特定社債管理者、代表特定社債権者若しくは決議執行者、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第二百四十六条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二編第二章（同章において準用する会社法の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 第二編第二章若しくは第三編第三章（同章において準用する会社法の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第二編第二章の規定による開示をすることを怠ったとき。

四 第二編第二章又は第三編第三章の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本

若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二編第二章の規定による調査を妨げたとき。

六 第二編第二章若しくは第四章又は第三編第三章に定める事項について、官庁、社員総会若しくは第六十六条第一項の総会、特定社債権者集会、債権者集会又は権利者集会若しくは種類権利者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七 定款、特定社員名簿、優先出資社員名簿、特定社債原簿、権利者名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第二百二条第二項若しくは第一百七十七条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、第二百六十四条第一項の附属明細書若しくは同項第三号の報告書又は第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十二条第一項、第三十二条第六項において準用する同法第四百九条第一項、第二百二十五条において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚

偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第六十三条第二項、第五十五条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）
、第二百六十四条第二項若しくは第三項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百八十三条第一項若しくは第二項又は第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第一項、第二十八条第三項若しくは第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第一項、第六十一条、第六十五条第二項若しくは第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第一項において準用する同法第二百十条第六項、第六十五条第二項において準用する同法第三百十二条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項若しくは第三項、第八十六条第二項において準用する同法第二百七十八条第一項、第二百二十九条第二項若しくは第二百四十九条（第二百五十三條において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第一項若しくは第二百五条において準用する同法第六百八十四条第一項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなか

ったとき。

九 第二十条の規定に違反して設立時発行特定出資の特定社員となる権利を譲渡したとき。

十 第三十四条第六項又は第四十六条第二項の規定に違反して、特定出資若しくはその質権の処分又は優先出資の失効の手續若しくは優先出資若しくはその質権の処分をすることを怠ったとき。

十一 第三十七条の規定に違反して特定出資について指図式又は無記名式の証券を発行したとき。

十二 第四十条第一項、第二百二十二条第一項、第三百三十三条第一項又は第四百四十一条第一項の規定に違反して、募集優先出資又は募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、これらの規定に規定する事項を通知せず、又は虚偽の通知をしたとき。

十三 第四十八条第一項若しくは同条第三項において準用する会社法第二百十五条第二項又は第二百二十五条において準用する同法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、優先出資証券又は特定社債券を発行しなかつたとき。

十四 第四十八条第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十五 優先出資証券、特定社債券、新優先出資引受権証券又は受益証券に記載すべき事項を記載せず、

又は虚偽の記載をしたとき。

十六 第五十二条第一項の規定、第五十八条第二項において準用する会社法第二百七条第一項第一号の規定又は第八十一条第二項において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかつたとき。

十七 第五十七条第一項（第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会又は第六十六条第一項の総会の会議の目的としなかつたとき。

十八 正当な理由がないのに、社員総会若しくは第六十六条第一項の総会、権利者集会又は種類権利者集会において、社員又は受益証券の権利者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十九 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手续をするこゝとを怠つたとき。

二十 第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合

において、その請求に係る事項を社員総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会に提出しなかつたとき。

二十一 第一百一十一条第二項又は第四項の規定に違反して特定資本金又は優先資本金の額の減少をしたとき。

二十二 第一百二十二条の規定に違反して同条に規定する減資剰余金を優先資本金に組み入れなかつたとき。

二十三 第二百二十六条の規定に違反して特定社債を発行し、又は第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する特定社債管理者を定めなかつたとき。

二十四 第七百七十条第三項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき、又は第四百八十条第三項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十五 清算の結了を遅延させる目的で、第七百七十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたととき。

二十六 第七百七十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第八十条第四項において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十七 第七百七十九条第一項において準用する会社法第五百二条第一項の規定に違反して清算特定目的会社の財産を分配したとき。

二十八 第八十条第四項において準用する会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の規定に違反したとき。

二十九 第八十条第四項において準用する会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条の規定による保全処分に違反したとき。

三十 第九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかったとき。

三十一 第二百六十五条又は第二百七十九条の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

2 第七十条第一項（第七十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となった者及び第七十条第一項第七号から第十号までに

掲げる者となつた特定目的会社の取締役又は監査役も、前項と同様とする。

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第二百五十二条を削る。

第二百五十一条第一項を次のように改める。

第三百二条第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定目的借入れに係る債権者の権利の行使（第六十四条第一項、第八十二条又は第一百二十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。）に関し、当該特定目的会社の計算におい

て財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条第二項中「受託信託会社等の取締役、執行役又は支配人」を「第三百二条第三項第一号若しくは第二号に掲げる者又は」に改め、「その他の」の下に「受託信託会社等の」を加え、同条第六項中「につき」を「について」に、「があつた」を「をした」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項及び第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
第二百五十一条を第二百五十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(国外犯)

第三百十二条 第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第三百十三条 第三百二条第一項若しくは第二項、第三百三条第一項、第三百四条第一項から第四項まで

、第三百五条から第三百七条まで又は第三百八条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定並びに第三百二条第四項及び第三百三条第三項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

(虚偽記載等の罪)

第三百十四条 第九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三百十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第二百五十条を削る。

第二百四十九条の見出し中「利益等の」を削り、同条中「第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項若しくは第二項」を「第三百八条第一項」に改め、「又は賄賂^ろ」を削り、同条を第三百十条とする。

第二百四十八条の見出し中「特定目的会社荒し等」を「社員等の権利の行使」に改め、同条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 第三十六条第五項、第四十二条第五項、第三百二十八条第一項若しくは第四百四十七条第一項において準用する会社法第二百十条、第五十二条第一項若しくは第二項、同条第五項において準用する同法第二百九十七条第四項、第五十七条第一項から第三項まで、第五十八条第一項、第八十一条第一項、第八十二条（第七十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条（第七十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十三条（第七十条第三項において準用する場合を含む。）、第一百条第一項若しくは第六十八条第四項に規定する社員の権利の行使、第一百八十条第二項若しくは同条第四項において準用する同法第五百二十二条第一項に規定する社員若しくは債権者の権利の行使又は第一百八十条第四項において準用する同法第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 特定社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる特定社債を有する特定社債権者の権利の行使

第二百四十八条第一項第七号中「第二百一条」を「第二百六十二条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第九十九条第五項」を「第二百六十条第五項」に、「商法第二百七十五条ノ二」を「会社法第三百八十五条」に改め、同項中同号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する訴えの提起（特定目的会社の社員、債権者又は転換特定社債若しくは新優先出資引受権付特定社債を有する者がするものに限る。）

五 この法律において準用する会社法第八百四十九条第一項の規定による社員の訴訟参加
第二百四十八条第二項中「者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」を「者も、同項と同様とする」に改め、同条を第三百九条とする。

第二百四十七条を削る。

第二百四十六条の見出しを「（取締役等の贈収賄罪）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第二百二条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第二百三条第一項に規定する者

三 特定目的会社の会計監査人又は第七十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行すべき者

第二百四十六条を第二百八条とする。

第二百四十五条中「特定目的会社の取締役又は第二十四条第三項において準用する商法第六十七条第二項の取締役の職務代行者若しくは第七十八条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、
第三条第一項」を「次に掲げる者が、第四条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定目的会社の取締役又は清算特定目的会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された特定目的会社の取締役又は清算特定

目的会社の清算人の職務を代行する者

三 第七十六条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により選任された特定目的会社の一時役員職務を行すべき者又は清算特定目的会社の清算人の職務を行すべき者
第二百四十五条を第二百七条とする。

第二百四十四条中「第二百四十条第一項に規定する」を「第三百二条第一項第一号から第七号までに掲げる」に改め、「優先出資の」の下に「発行に係る」を加え、同条を第二百六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（虚偽文書行使等の罪）

第三百五条 次に掲げる者が、資産対応証券を引き受ける者の募集をするに当たり、特定目的会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百二条第一項第二号から第七号までに掲げる者

二 資産対応証券を引き受ける者の募集の委託を受けた者

2 資産対応証券の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第二百四十三条を削る。

第二百四十二条第一項を次のように改める。

第二百二条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第十六条第三項各号に掲げる事項について、又は第十九条第一項の規定による払込み若しくは給付について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百四十二条第二項中「営業」を「事業」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

- 2 第三百二条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。
- 3 検査役が、第十六条第三項各号又は第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。
- 4 第三百二条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、第一項と同様とする。
 - 一 第一百五十九条の規定による社員総会の承認により優先資本金の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同条第一項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。
 - 二 何人の名義をもってするかを問わず、特定目的会社の計算において不正にその特定出資若しくは優先出資を取得し、又は質権の目的としてその特定出資若しくは優先出資を受けたとき。
 - 三 法令若しくは定款の規定又は資産流動化計画の定め違反して、利益の配当、第一百五条第一項の

金銭の分配又は特定出資若しくは優先出資の消却を行ったとき。

四 特定目的会社の目的の範囲外において、投機取引のために当該特定目的会社の財産を処分したとき。

第二百四十二条を第二百四条とする。

第二百四十一条の見出し中「特定社債権者集会の代表者等」を「代表特定社債権者等」に改め、同条第一項中「特定社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者」を「代表特定社債権者又は決議執行者」第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。」「に、「図り、」を「図り」に改め、同条第二項中「第八十五条第一項」を「第二百四十六条第一項」に改め、同条を第二百三条とする。

第二百四十条の見出しを「（取締役等の特別背任罪）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円

以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 特定目的会社の発起人
- 二 特定目的会社の設立時取締役又は設立時監査役
- 三 特定目的会社の取締役、会計参与又は監査役
- 四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された特定目的会社の取締役又は監査役の職務を代行する者
- 五 第七十六条第二項の規定により選任された特定目的会社の一時役員（第六十八条第一項に規定する役員をいう。）の職務を行うべき者又は第八十五条において準用する会社法第三百五十一条第二項の規定により選任された特定目的会社の一時代表取締役の職務を行うべき者
- 六 特定目的会社の支配人
- 七 特定目的会社の事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人
- 八 特定目的会社の検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算特定目的会社に損害を与える目的で、そ

の任務に背く行為をし、当該清算特定目的会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算特定目的会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算特定目的会社の清算人の職務を代行する者

三 第六十八条第五項において準用する第七十六条第二項の規定又は第七十一条第六項において準用する会社法第三百五十一条第二項の規定により選任された清算特定目的会社の一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

四 清算特定目的会社の清算人代理

五 清算特定目的会社の監督委員

六 清算特定目的会社の調査委員

3 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、第一項と同様とする。

一 受託信託会社等の取締役又は執行役

二 受託信託会社等の支配人

三 受託信託会社等の事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百八十四条の規定により業務の委託を受けた者（法人である場合にあつては、その取締役、執

行役又は支配人その他事業に関するある種類又は特定の事項の委託を受けた使用人）

第二百四十条を第三百二条とする。

第二百三十九条中「第二百三十二条」を「第二百九十四条」に、「その行為者」を「行為者」に、「対して」を「対しても」、「に改め、同条を第三百一条とする。

第二百二十八条中「第百五十条の四（第二百二十五条第一項）」を「第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条を第三百条とする。

第二百三十七条第一号中「第百六十七条」を「第二百二十八条」に改め、同条第二号中「第百五十条の七又は第百五十二条」を「第二百十一条又は第二百十四条」に改め、同条第三号中「第百七十条又は第百七十一条」を「第二百三十一条又は第二百三十二条」に改め、同条を第二百九十九条とする。

第二百三十六条中「第一百五十七条（第五十条の四）（第二十五条第一項）」を「第二百十八条（第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条を第二百九十八条とする。

第二百三十五条第一号中「第五十条の四（第二十五条第一項）」を「第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条第二号中「第五十条の四」を「第二百九条」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百三十四条第一号中「第五十四条」を「第二百五条」に改め、同条第二号中「第五十五条」を「第二百十六条」に改め、同条第三号中「第五十六条第一項（第五十条の四）（第二十五条第一項）」を「第二百七条第一項（第二百九条（第二百八十六条第一項）」に、「第五十六条第一項」を「第二百七条第一項」に、「又は第二百八十六条第一項」を「又は同項」に改め、同条を第二百九十六条とする。

第二百三十三条第一号中「第五十二条」を「第二百十三条」に改め、同条第二号中「第五十八条（第五十条の四）（第二十五条第一項）」を「第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条を第二百九十五条とする。

第二百三十二条第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第四号中「第四百二十二条」を「第九十五条第一項」に改め、同条第五号中「第四百二十二条の二」を「第九十六条」に改め、同条第六号中「第四百七十七条」を「第二百三条」に改め、同条第七号中「第五十条の二」を「第二百七条」に改め、同条第八号中「第五十条の三第二項（第二百二十五条第一項）」を「第二百八条第二項（第二百八十六条第一項）」に改め、同条第九号中「第五十条の四（第二百二十五条第一項）」を「第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条第十号中「第六十四条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第十一号中「第六十六条第一項」を「第二百二十七条第一項」に改め、同条第十二号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第三条第三項各号」を「第四条第三項各号」に、「第三条第四項」を「第四条第四項」に、「第六十六条第二項」を「第二百二十七条第二項」に、「第六十四条第二項各号」を「第二百二十五条第二項各号」に改め、同条を第二百九十四条とする。

第四編中第二百三十一条を第二百九十三条とし、第二百三十条を第二百九十二条とし、第二百二十九条の二を第二百九十一条とする。

第二百二十九条第二項第一号中「第五十条の四」を「第二百九条」に、「第五十六条第一項」を「

第二百七条第一項」に改め、同項第二号中「第二百二十五条第一項」を「第二百八十六条第一項」に、「第百五十条の四」を「第二百九条」に、「第百五十六条第一項」を「第二百七条第一項」に改め、同条第三項中「第百五十六条第一項（第百五十条の四）（第二百二十五条第一項）」を「第二百七条第一項（第二百九条（第二百八十六条第一項）」に改め、同条を第二百九十条とする。

第二百二十八条を第二百八十九条とする。

第二百二十七条第四項中「第百八十三条第三項」を「第二百四十四条第三項」に改め、第三編第三章第七節中同条を第二百八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公告方法）

第二百八十八条 特定目的信託の受託者となる信託会社等（会社を除く。）は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを特定目的信託契約で定めなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう）。

（により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次項及び第三項において同じ。）

2 前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を特定目的信託契約で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを特定目的信託契約で定めることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、受託信託会社等（会社を除く。）が電子公告によりこの法律の規定による特定目的信託に係る公告をする場合について準用する。

この場合において、同法第九百四十条第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法第三編」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告

を除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「資産流動化法第三編の規定による特定目的信託に係る公告」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等（会社に限る。）について準用する。この場合において、第一項第三号中「公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次項及び第三項において同じ。」とあるのは「会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百四十条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、受託信託会社等（会社に限る。）が電子公告によりこの法律の規定による特定目的信託に係る公告をする場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「この法律」とあるのは「資産流動化法第三編」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十六条を削る。

第二百二十五条第一項中「第一百五十二条の三第二項及び第一百五十二条の四」を「第二百八条第二項及び第二百九条」に改め、同条第四項中「第三十八条第九項」を「第四十条第九項」に、「第二百二十五条第二項」を「第二百八十六条第二項」に改め、「優先出資の」を削り、第三編第三章第六節中同条を第二百八十六条とする。

第二百二十四条を第二百八十五条とする。

第二百二十三条第二項中「不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）」を「不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）」に改め、同条第三項中「第四百四十四条第四項及び第四百四十六条」を「第二百二条」に改め、同条を第二百八十四条とする。

第二百二十二条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、権利者名簿管理人を置いた場合には、権利者名簿をその営業所に備え置かなければならない。

第二百二十二条第三項中「名義書換代理人」を「権利者名簿管理人」に改め、同条を第二百八十三条と

する。

第二百二十一条を第二百八十二条とする。

第二百二十条第一項中「第七十条」を「第二百三十一条」に改め、同条を第二百八十一条とする。

第二百十九条を第二百八十条とする。

第二百十八条第三項中「第二百十四条第一項」を「第二百七十五条第一項」に、「商法第二百八十二条

第二項（第三号及び第四号を除く）を「会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る）」に、「公示」を「備置き及び閲覧等」に、「第二百八十二条第二項中」を「第四百四十二条第三項中」に、「及会社ノ」を「及び」に、「ノ権利者」を「の権利者」に、「又ハ」を「又は」に改め、第三編第三章第五節中同条を第二百七十九条とする。

第二百十七条第二号中「第二百十五条」を「第二百七十六条」に改め、同条を第二百七十八条とする。

第二百十六条第二項中「商法第八十八条（管轄裁判所）及び第九十二条第二項（敗訴原告の賠償責任）」を「会社法第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）」に改め、同条を第二百七十七条とする。

第二百十五條第二項中「第二百八條第四項」を「第二百六十九條第四項」に改め、同條を第二百七十六條とする。

第二百十四條第四項中「第八十二條第三項」を「第二百四十四條第三項」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 会社法第四百四十二條第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定は、第一項の財産目録及び貸借対照表について準用する。この場合において、同條第三項中「株主及び債権者」とあるのは「各受益証券の権利者及び受託信託会社等であつた信託会社等が当該特定目的信託の事務を処理するために行つた資金の借入れに係る債権者」と、同項ただし書中「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十四條を第二百七十五條とする。

第二百十三條の前の見出しを削り、同條第五項中「第二百八條第四項」を「第二百六十九條第四項」に、「商法第八十八條（管轄裁判所）」を「会社法第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）」に改め、「含む

）の「の下に」規定により解任する」を加え、同条を第二百七十四条とし、同条の前に見出しとして「（受託信託会社等の辞任及び解任）」を付する。

第二百十二条第二項中「第八十二条第三項」を「第二百四十四条第三項」に改め、同条を第二百七十三条とする。

第二百十一条第一項中「第二百八条第一項」を「第二百六十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二百八条第三項」を「第二百六十九条第三項」に、「第二百八条第四項」を「第二百六十九条第四項」に改め、同条を第二百七十二条とする。

第二百十条第一項中「第二百八条第一項」を「第二百六十九条第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 会社法第百十六条第三項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第百十七条（株式の価格の決定等）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第四号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用

除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第百十六条第三項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化法第二百六十九条第一項(第一号の場合に限る。)(の規定により資産流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、「当該行為」とあるのは「当該契約の変更」と、「同項各号に定める」とあるのは「資産流動化法第二百七十一条第一項に規定する」と、同法第五項中「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百七十一条第一項」と、「株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)」とあるのは「元本持分(種類の異なる受益権を定めた場合にあつては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分)」と、同法第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化法第二百六十九条第一項(第一号の場合に限る。)(の規定により資産流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、同法第百十七条第六項中「株券発行会社(その株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。)」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十条を第二百七十一条とする。

第二百九条中「又は」の下に「内閣府令で定めるところにより、」を加え、同条を第二百七十条とする。

第二百八条第二項第一号中「第六十五条第一項第二号」を「第二百二十六条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第六十五条第一項第三号」を「第二百二十六条第一項第三号」に改め、同項第三号中「第六十四条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条第三項中「第八十一条第二項」を「第二百四十二条第二項」に改め、同条第四項中「二分の一」の下に「(三分の一以上の割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)」を、「三分の二」の下に「(これを上回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)」を加え、「第八十三条第三項」を「第二百四十四条第三項」に改め、同条を第二百六十九条とする。

第二百七条第三項中「商法第二百九十五条第二項」を「会社法第二百二十条第二項」に、「権利行使」を「権利の行使」に、「利益供与」を「利益の供与」に改め、第三編第三章第四節中同条を第二百六十八条とする。

第二百六条第一項中「百分の三」の下に「(これを下回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつ

ては、その割合）」を加え、「第七十九條第一項」を「第二百四十條第一項」に改め、同條を第二百六十七條とする。

第二百五條を第二百六十六條とし、第二百四條を第二百六十五條とする。

第二百三條第一項中「書類」を「資料」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 受託信託会社等は、前項の資料を、同項の規定により作成した日から五年間、その本店に備え置かなければならない。

第二百三條中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 受託信託会社等は、第一項の資料の写しを、前項に規定する日から三年間、その支店に備え置かなければならない。

4 会社法第四百四十二條第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定は、第一項の資料について準用する。この場合において、同條第三項中「債権者」とあるのは「特定目的信託の受託信託会社等が信託事務を処理するために行った資金の借入れに係る債権者」と、「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは

、政令で定める。

第二百二条を第二百六十四条とする。

第二百二条中「第七十九条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、第三編第三章第三節第二款中同条を第二百六十三条とする。

第二百一条中「第七十九条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、同条を第二百六十二条とする。
第二百条中「第七十九条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、同条を第二百六十一条とする。

第九十九条第三項中「第七十九条第一項」を「第二百四十条第一項」に、「第九十三条第一項各号」を「第二百五十四条第一項各号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第二百五十五条、第二百五十六条及び第二百五十八条並びに会社法第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条（特別代理人の選任）、第七百九条（二以上の社債管理者がある場合の特則）、第七百十条第一項（社債管理者の責任）、第七百十一条第一項前段及び第三項（社債管理者の辞任）並びに第七百十三条（社債管理者の解任）の規定は、特

定信託管理者について準用する。この場合において、第二百五十六条第一項中「権利者集会において代表権利者を選任した場合は」とあるのは「受託信託会社等が特定信託管理者を定めたときは」と、第二百五十八条中「信託財産に関して負担する費用として」とあるのは「これについてあらかじめ特定目的信託契約に信託財産に関して負担する費用とする旨の定めがある場合を除き、」と、同法第三百八十五条第一項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法第七百十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定目的信託契約」と、同法第七百十一条第一項前段及び第七百十三条中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百七条の特別代

理人の選任について、同法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十一条第三項の特定信託管理者の辞任について、同法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十三條の特定信託管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条を第二百六十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（代表権利者に関する会社法の準用）

第二百五十九条 会社法第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）の規定は代表権利者の受託信託会社等に対する差止請求について、同法第七百七条（特別代理人の選任）、第七百八条（社債管

理者等の行為の方式）及び第七百十条第一項（社債管理者の責任）の規定は代表権利者について、同法第七百二十八条（代表社債権者等の解任等）の規定は代表権利者の解任について、それぞれ準用する。

この場合において、同法第三百八十五条第一項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法第七百十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項において準用する同法第七百七条の特別代理人の選任について準用する。

第九百九十八条を削り、第九百九十七条を第二百五十八条とする。

第九百九十六条第二項を次のように改める。

2 会社法第七百十一条第三項（社債管理者の辞任）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八

百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、同法第七百十一条第三項中「第一項」とあるのは、「資産流動化法第二百五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第九百九十六条を第二百五十七条とし、第九百九十二条から第九百九十五条までを六十一条ずつ繰り下げる。

第九百九十二条中「第八百八十一条から第八百八十四条まで、第八百八十七条及び第八百八十八条」を「第二百四十二条から第二百四十五条まで、第二百四十八条及び第二百四十九条」に改め、第三編第三章第三節第一款中同条を第二百五十二条とする。

第九百九十一条第二項を次のように改める。

2 会社法第七百二十条第一項及び第三項（社債権者集会の招集の通知）の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、同条第一項中「社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者がある場合にあつては社債管理者」とあるのは「代表権利者又は特定信託管理者」と、同条第三項中「記載し

、又は記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

第九十一条を第二百五十二条とする。

第九十条第一項中「第二百八条第一項第一号」を「第二百六十九条第一項第一号」に、「第二百一十二条第一項、第二百一十三条第一項及び第二百五条第一項」を「第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項及び第二百七十六条第一項」に、「第二百一十四条第一項」を「第二百七十五条第一項」に改め、同条第二項中「二分の一」の下に「(三分の一以上の割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)」を、「三分の一」の下に「(これを上回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)」を加え、同条を第二百五十一条とする。

第八十九条第三項を次のように改める。

3 第六十二条第一項から第三項(第二号を除く。)までの規定及び権利者集会に関する規定(第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十二条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を

「とあるのは「当該事項を」と、同項及び同条第二項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十九条を第二百五十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（権利者集会に関する会社法の準用）

第二百四十九条 会社法第三百十四条（取締役等の説明義務）、第三百十五条（議長の権限）、第七百二十五条第一項及び第二項（議決権の代理行使）、第七百二十八条（議決権の不統一行使）、第七百二十九条第二項（社債発行会社の代表者の出席等）、第七百三十条（延期又は続行の決議）、第七百三十一条（第三項第二号を除く。）（議事録）、第七百三十二条から第七百三十五条まで（社債権者集会の決議の認可の申立て、社債権者集会の決議の不認可、社債権者集会の決議の効力、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告）並びに第七百三十八条（代表社債権者等の解任等）の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役員」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百二十九条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十条中「第七百十九条及び第七百二十条」とあるのは「資産流動化法第

二百四十二条」と、同法第七百三十一条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条の募集」とあるのは「受益証券の募集」と、「当該社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十五条中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条中「代表社債権者若しくは決議執行者」とあるのは「資産流動化法第二百四十六条第一項の決議により定めた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項において準用する同法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて準用する。

第八百八十八条を削る。

第八十七條第二項中「商法第三百二十五條の請求」を「会社法第七百三十二條の申立て」に、「、又は職権をもつて」を「又は職権で」に改め、同條を第二百四十八條とし、第八十六條を第二百四十七條とする。

第八十五條第二項を次のように改める。

2 会社法第七百八條（社債管理者等の行為の方式）及び第七百三十六條第三項（代表社債権者の選任等）の規定は、前項の権利者集会の決議により定められた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五條を第二百四十六條とする。

第八十四條第二項を次のように改める。

2 会社法第三百一一條第一項（株主總會参考書類及び議決権行使書面の交付等）及び第三百十一條（書面による議決権の行使）の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百一一條第一項中「取締役は、第二百九十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九條第一項」とあるのは「特定目的信託にあつては、権利者集会の招集」と読み替えるもの

とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十四条を第二百四十五条とし、第百八十二条を第二百四十四条とする。

第百八十二条第三項中「第六十条」を「第六十二条」に、「第五十二条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第百八十一条第二項」を「第二百四十二条第二項」に改め、同条を第二百四十二条とする。

第百八十一条第四項を次のように改める。

4 会社法第七百十八条第一項及び第三項（社債権者による招集の請求）並びに第七百十九条（第三号を除く。）（社債権者集会の招集の決定）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同法第七百十八条第一項中「ある種類の社債の総額（償還済みの金額を除く。）」とあるのは「総元本持分」と、「社債発行会社又は社債管理者」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者」と、同法第七百十九条第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百八十一条に次の一項を加える。

5 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由

の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項において準用する同法第七百十八条第三項の規定による権利者集会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八百八十一条を第二百四十二条とし、第八百八十条を第二百四十一条とする。

第七百七十九条の前の見出しを削り、同条を第二百四十条とし、同条の前に見出しとして「(権利者集会)」を付する。

第七百七十八条の見出し中「商法等」を「会社法等」に改め、同条第一項を次のように改める。

会社法第六十六条(共有者による権利の行使)、第四百四十六条(株式の質入れ)、第四百四十七条第二項及び第三項(株式の質入れの對抗要件)、第四百四十八条(株主名簿の記載等)、第四百五十一条(第四号、第五号及び第十四号に係る部分に限る。)、第五百五十三条第二項及び第三項、第五百五十四条(株式の質入れの効果)及び第二百七十七条(株券所持の申出)の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十一条(善意取得)の規定は受益証券について、それぞれ準用す

る。この場合において、会社法第四百四十六条第二項及び第四百四十七条第二項中「株券発行会社の株式」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同項中「株券発行会社その他」とあるのは「受託信託会社等その他」と、同法第五百一十一条第十四号中「取得（第一号から第三号までに掲げる行為を除く。）」とあるのは「買取り又は消却」と、同法第五百五十四条中「登録株式質権者」とあるのは「資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第四百四十八条各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者」と、同法第二百七十七条第一項中「株券発行会社の株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「当該株券発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第二項から第四項まで及び第六項中「株券発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第二項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類の異なる受益権を定めた場合」と、「株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「受益権の種類及び種類ごとの元本持分又は利益持分」と、小切手法第二十一条中「小切手が持参人払式」とあるのは「受益証券が無記名式」と、「裏書シ得べきモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ其ノ所持人ノ氏名又ハ八名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十八條第二項中「商法第二百二十六條ノ二第一項から第三項まで」を「会社法第二百十七條第一項から第五項まで」に、「第二百二十五條」を「第二百八十六條」に改め、第三編第三章第二節中同條を第二百二十九條とする。

第七十七條を第二百三十八條とし、第七十六條を第二百三十七條とする。

第七十五條第二項を次のように改める。

- 2 会社法第二百二十四條（第五項を除く。）（基準日）、第二百二十六條（株主に対する通知等）及び第五十條（登録株式質権者に対する通知等）の規定は、受益証券の権利者について準用する。この場合において、同法第二百二十四條第一項、第二項及び第四項中「基準日株主」とあるのは「基準日権利者」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同条第四項中「株主總會又は種類株主總會」とあるのは「権利者集會又は種類権利者集會」と、同法第二百二十六條第五項中「第二百九十九條第一項（第二百二十五條において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第一項」と、同法第二百五十條第一項中「登録株式質権者に」とあるのは「資産流動化法第二百二十九條第一項において準用する第四百四十八條各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者

に」と、「当該登録株式質権者」とあるのは「当該質権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百七十五条に次の一項を加える。

3 前項において準用する会社法第二百二十四条第一項から第三項までの規定は、第二百三十九条第一項において準用する同法第四百四十八条各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者について準用する。

第七百七十五条を第二百三十六条とする。

第七百七十四条第三項を次のように改める。

3 受託信託会社等は、権利者名簿管理人（受託信託会社等に代わって権利者名簿の作成及び備置きその他の権利者名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置く旨を特定目的信託契約で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

第七百七十四条を第二百三十五条とする。

第七百七十二条第五項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改め、同項第十一

号を削り、同項第十二号を同項第十一号とし、同条を第二百三十四条とする。

第七十二条を第二百三十二条とする。

第三編第三章第一節中第七十一条を第二百三十二条とする。

第七十条中「第八十六条、第八十七条（第九十二条）を「第二百四十七条、第二百四十八条（第二百五十二条）」に、「第九十七条（第九十九条第五項）」を「第二百五十八条（第二百六十条第五項）」に、「第二百十条第二項」を「第二百七十一条第二項」に改め、同条を第二百三十一条とする。

第六十九条を第二百三十条とする。

第六十八条の前の見出しを削り、同条第六号を次のように改める。

六 公告方法（特定目的信託に係る公告（この編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。

）

第六十八条を第二百二十九条とし、同条の前に見出しとして「（特定目的信託契約）」を付する。

第三編第二章中第六十七条を第二百二十八条とし、第六十四条から第六十六条までを六十一条ず

つ繰り下げる。

第六百六十二条中「第五十一条」を「第二十二條」に改め、第二編第一章中同条を第二百二十四条とする。

第六百六十二条を第二百二十二条とし、第六百六十一条を第二百二十一条とする。

第六百六十条中「第五十七条又は第五十八条」を「第二十八條又は第二十九條」に改め、第二編第四章中同条を第二百二十一条とする。

第六百五十九条を第二百二十条とする。

第六百五十八条中「六月」を「六箇月」に改め、同条を第二百十九条とする。

第六百五十七条を第二百十八条とし、第六百五十六条を第二百十七条とする。

第六百五十五条中「營業年度」を「事業年度」に、「三月」を「三箇月」に改め、同条を第二百十六条とする。

第六百五十四条を第二百十五条とする。

第二編第三章中第六百五十二条を第二百十四条とし、第六百五十二条を第二百十三条とする。

第五百五十一条第二項中「商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての」に改め、同条第四項中「出資の過半数の持分」を「特定出資又は優先出資の過半数の口数」に改め、「又は出資の持分」を削り、同条を第二百一十二条とする。

第五百五十二条の七を第二百一十一条とし、第五百五十二条の六の前の見出しを削り、同条を第二百一十条とし、同条の前の見出しとして「(資金の借入れ)」を付し、第五百五十二条の五を削る。

第五百五十二条の四中「第五百五十六条から第五十八条まで」を「第二百一十七条から第二百一十九条まで」に、「第五百五十六条第一項」を「第二百一十七条第一項」に、「又は第五百五十二条の四」を「又は第二百一十九条」に改め、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五百五十二条の四において準用する証券取引法第四十一条第一項」とを削り、同条を第二百一十九条とする。

第五百五十二条の三を第二百一十八条とし、第五百五十二条の二の前の見出しを削り、同条を第二百一十七条とし、同条

の前に見出しとして「(資産対応証券の募集等の制限)」を付し、第百五十条を第百六条とし、第百四十九条を第二百五条とし、第百四十八条を第二百四条とする。

第百四十七条中「不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)」を「不動産(建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。)」に、「第百四十四条第三項」を「第二百条第三項」に改め、同条を第二百二条とする。

第百四十六条中「第百四十四条第三項」を「第二百条第三項」に改め、同条を第二百二条とする。

第百四十五条を第二百一条とし、第百四十四条を第二百条とし、第百四十三条を第百九十九条とする。

第百四十二条の三中「第六十六条各号」を「第七十条第一項各号」に改め、同条を第百九十八条とする

。第百四十二条の二を第百九十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(自己の商号の使用を他人に許諾した特定目的会社の責任)

第百九十七条 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した特定目的会社は、当該特定目的会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

第四百二十二条の見出しを「（他業禁止等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定目的会社は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

第四百二十二条を第百九十五条とする。

第二編第二章を次のように改める。

第二章 特定目的会社

第一節 総則

（法人格及び住所）

第十三条 特定目的会社は、法人とする。

2 特定目的会社の住所は、本店の所在地にあるものとする。

（商行為等）

第十四条 特定目的会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第十一条から第十五条まで及び第十九条の規定は、特定目的会社については、適用しない。

(商号等)

第十五条 特定目的会社は、その名称を商号とする。

2 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。

3 特定目的会社でない者は、その名称又は商号中に、特定目的会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4 何人も、不正の目的をもって、他の特定目的会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

5 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある特定目的会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二節 設立

(定款)

第十六条 特定目的会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押

印しなければならない。

2 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 特定資本金の額（この法律に別段の定めがある場合を除き、特定出資の発行に際して特定社員となる者が特定目的会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下同じ。）

五 発起人の氏名又は名称及び住所

六 存続期間又は解散の事由

3 特定目的会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第一項の定款に記載し、又は記録しなければならない、その効力を生じない。

一 金銭以外の財産の出資をする者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行特定出資（特定目的会社の設立に際して発行する特定出資をいう。以下この節にお

いて同じ。)の口数

二 資産流動化計画に従って譲り受ける特定資産以外の財産で特定目的会社の成立後に譲り受けることを約したものと及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称

三 特定目的会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
四 特定目的会社の負担する設立に関する費用(定款の認証の手数料その他特定目的会社に損害を与えるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

4 第二項各号及び前項各号に掲げる事項のほか、特定目的会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

5 定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6 会社法第三十条(定款の認証)及び第三十一条(第三項を除く。)(定款の備置き及び閲覧等)の規定は、特定目的会社の定款について準用する。この場合において、同法第三十条第二項中「第三十二条

第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第十八条第二項において準用する第三十三条第七項又は第九項」と、同法第三十一条第二項中「株主」とあるのは「社員（資産流動化法第二十六条に規定する社員をいう。）」と読み替えるものとする。

（設立時発行特定出資に関する事項の決定等）

第十七条 発起人は、特定目的会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

- 一 発起人が割当てを受ける設立時発行特定出資の口数
- 二 前号の設立時発行特定出資と引換えに払い込む金銭の額
- 2 発起人は、設立時発行特定出資の全部を引き受けなければならない。
- 3 各発起人は、特定目的会社の設立に際し、設立時発行特定出資を一口以上引き受けなければならない。

（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

第十八条 発起人は、定款に第十六条第三項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、同条第六項において準用する会社法第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 会社法第三十三条第二項から第十一項まで（第十項第二号を除く。）（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三十三条第七項及び第八項中「第二十八号各号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項各号」と、同項中「設立時発行株式」とあるのは「設立時発行特定出資」と、同条第十項中「前各項」とあるのは「資産流動化法第十八条第一項及び同条第二項において準用する第三十三条第二項から第九項まで」と、同項第一号中「第二十八号第一号及び第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号及び第二号」と、同項第二号中「第二十八号第

一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号又は第二号」と、同条第十一項第二号中「第二十八条第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第二号」と、同項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十一条第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(出資の履行)

第十九条 発起人は、設立時発行特定出資の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行特定出資につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、特定目的会社の成立後にすることを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等（銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(設立時発行特定出資の特定社員となる権利の譲渡)

第二十条 発起人は、前条第一項の規定による払込み又は給付（以下この節において「出資の履行」とい

う。) をすることにより設立時発行特定出資の特定社員となる権利を譲渡してはならない。

(設立時役員等の選任等)

第二十一条 発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役(特定目的会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ。)及び設立時監査役(特定目的会社の設立に際して監査役となる者をいう。以下同じ。)を選任しなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、当該各号に定める者を選任しなければならない。

一 設立しようとする特定目的会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与(特定目的会社の設立に際して会計参与となる者をいう。以下同じ。)

二 設立しようとする特定目的会社が会計監査人設置会社(会計監査人を置く特定目的会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない特定目的会社をいう。以下同じ。)である場合 設立時会計監査人(特定目的会社の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。)

3 会社法第三十八条第三項及び第三十九条第三項(設立時役員等の選任)、第四十条第一項及び第二項

本文（設立時役員等の選任の方法）、第四十二条（設立時役員等の解任）並びに第四十三条第一項及び第二項本文（設立時役員等の解任の方法）の規定は、特定目的会社の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人について準用する。この場合において、同法第三十九条第三項中、「第三百三十一条第一項（第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第三百三十七条第一項若しくは第三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第一項（資産流動化法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）、資産流動化法第七十一条第一項、同条第二項において準用する第三百三十三条第三項又は資産流動化法第七十三条第一項若しくは第三項」と、同法第四十条第二項本文及び第四十三条第二項本文中「設立時発行株式一株」とあるのは「設立時発行特定出資一口」と読み替えるものとする。

4 会社法第四十六条第一項及び第二項（設立時取締役等による調査）の規定は、特定目的会社の設立時取締役及び設立時監査役について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第三十三条第十項第一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十八条第二項において準用する第三十三条第十項第一号」と、「現物出資財産等（同号に掲げる場合にあつては、同号の有価証券に限る。）」とあるのは

「現物出資財産等」と、同項第二号中「第三十二条第十項第三号」とあるのは「資産流動化法第十八条第二項において準用する第三十二条第十項第三号」と読み替えるものとする。

(設立の登記等)

第二十二条 特定目的会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 前条第四項において準用する会社法第四十六条第一項の規定による調査が終了した日
 - 二 発起人が定めた日
- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
- 一 目的
 - 二 商号
 - 三 本店及び支店の所在場所
 - 四 特定目的会社の存続期間又は解散の事由
 - 五 特定資本金の額

六 発行した特定出資の総口数

七 特定社員名簿管理人（特定目的会社に代わって特定社員名簿の作成及び備置きその他の特定社員名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

八 取締役及び監査役の氏名及び住所

九 取締役のうち特定目的会社を代表しない者がいるときは、代表取締役（特定目的会社を代表する取締役をいう。以下同じ。）の氏名

十 特定目的会社が会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第八十条第二項において準用する会社法第二百七十八条第一項の場所

十一 特定目的会社が会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十二 第七十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十三 第四百四条第七項に規定する措置をとるときは、同条第五項に規定する貸借対照表及び

損益計算書の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

十四 第九十四条第一項の規定による公告方法（特定目的会社が公告（この編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしななければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。）についての定款の定めがあるときは、その定め

十五 前号の定款の定めが電子公告（第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。イにおいて同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第九十四条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十六 第十四号の定款の定めがないときは、第九十四条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨

3 会社法第九十五条第一項及び第二項（変更の登記）、第九十六条（第一号に係る部分に限る。）

(他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記)、第九百十七条(第一号に係る部分に限る。)(職務執行停止の仮処分等の登記)並びに第九百十八条(支配人の登記)の規定は、特定目的会社の本店の所在地における登記について準用する。この場合において、同法第九百十五条第一項中「第九百十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは「資産流動化法第二十二條第二項各号」と、同条第二項中「第九百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項第四号」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第九百十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは「資産流動化法第二十二條第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十条第一項(第一号及び第五号に係る部分に限る。)(第二項及び第三項(支店の所在地における登記)、第九百三十一条(他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記)並びに第九百三十二条本文(支店における変更の登記等))の規定は、特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的会社の成立)

第二十三条 特定目的会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(設立時発行特定出資の引受けに関する担保責任)

第二十四条 特定目的会社の成立の時に設立時発行特定出資のうち引受けのない部分があるときは、当該特定目的会社の発起人及び設立時取締役は、共同して、当該部分について引き受けたものとみなす。特定目的会社の成立後に特定出資の引受人の設立時発行特定出資の引受けに係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2 特定目的会社の成立の時に設立時特定出資のうち出資の履行がされていないものがあるときは、当該特定目的会社の発起人及び設立時取締役は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない金銭以外の財産の価額を支払う義務を負う。

3 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は、第十九条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項の募集をした場合には、発起人」とあるのは「発起人」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

(会社法等の準用)

第二十五条 会社法第五十条（株式の引受人の権利）の規定は特定目的会社の設立時発行特定出資の引受人の権利について、同法第五十一条（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は設立時発行特定出資の引受けの無効又は取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十条中「株主」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

2 会社法第二編第一章第八節（発起人等の責任）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同法第五十二条第二項中「第二十八条第一号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号」と、「第三十三条第二項」とあるのは「資産流動化法第十八条第二項において準用する第三十三条第二項」と、同条第三項中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「資産流動化法第十八条第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第五十五条中「総株主」とあるのは「総社員」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）

、第八百三十七条から第八百三十九条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない

単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員（資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 社員の権利義務等

第一款 総則

（社員）

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（社員の責任及び権利等）

第二十七条 社員の責任は、その有する特定出資又は優先出資の引受価額を限度とする。

2 社員は、その有する特定出資又は優先出資につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認めら

れた権利を有する。

一 利益の配当を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

3 特定社員は、その有する特定出資につき社員総会における議決権を有する。

4 優先出資社員は、この法律に別段の定めがある場合を除き、その有する優先出資につき社員総会における議決権を有しない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 社員に第二項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

6 会社法第百六条（共有者による権利の行使）及び第百九条第一項（株主の平等）の規定は、特定目的会社の特定出資又は優先出資について準用する。この場合において、同項中「株主」とあるのは「社員」と、「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとする。

第二款 特定社員

（特定社員名簿）

第二十八条 特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 特定社員の氏名又は名称及び住所

二 前号の特定社員の有する特定出資の口数

三 第一号の特定社員が特定出資を取得した日

四 特定出資信託を設定した場合には、その旨並びに受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定出資信託に係る内閣府令で定める事項

2 特定目的会社は、一定の日（以下この款において「基準日」という。）を定めて、基準日において特定社員名簿に記載され、又は記録されている特定社員をその権利を行使することができる者と定めることができる。

3 会社法第二百二十二条（第四項を除く。）（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）、第二百二十四条第二項及び第三項（基準日）、第二百五条第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）並びに第二百二十六条（株主に対する通知等）の規定は特定目的会社の特定社員に係る特定社員名簿につ

いて、同法第二百二十三条（株主名簿管理人）の規定は特定目的会社の特定社員名簿管理人について、同法第九十六条第一項及び第二項（株主に対する通知の省略）の規定は特定目的会社の特定社員に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二十二条第一項中「前条第一号」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項第一号」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項」と、同法第二百二十四条第二項中「基準日株主」とあるのは「基準日において特定社員名簿に記載され、又は記録されている特定社員」と、同法第二百二十五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「特定社員名簿管理人」と、同項並びに同条第三項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六条第三項中「株式」とあるのは「特定出資」と、同条第四項中「株式の」とあるのは「特定出資の」と、同条第五項中「第二百九十九条第一項（第二百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二項、前項において準用する会社法第二百二十四条第二項及び第三項並びに同法第九十六条第三項の規定は、第三十二条第三項各号に掲げる事項が特定社員名簿に記載され、又は記録された質権者（以

下「登録特定出資質権者」という。）について準用する。

(特定出資の譲渡)

第二十九条 特定社員は、特定出資の全部又は一部を他の特定社員に譲渡することができる。

2 特定社員以外の者が譲渡により特定出資を取得するには、特定目的会社の承認がなければならない。

(特定出資の譲渡の対抗要件等)

第三十条 特定出資の譲渡は、その特定出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を特定社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社その他の第三者に対抗することができない。

2 会社法第三百三十二条から第三百三十四条まで（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録、株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は、特定目的会社の特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項」と、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿」と、「株式取得者」とあるのは「特定出資取得者」と、同法第三百三十二条第三号中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」

と、同法第三百二十四条第一号中「第三百二十六条」とあるのは「資産流動化法第三十一条第一項」と、同条第二号中「第三百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第二項」と、同条第三号中「第四百十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定出資の譲渡に係る承認手続)

第三十一条 特定社員は、その有する特定出資を特定社員以外の者(当該特定出資を発行した特定目的会社を除く。)(に譲り渡そうとするときは、当該特定目的会社に対し、当該者が当該特定出資を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 特定出資を当該特定出資を発行した特定目的会社以外の者から取得した者(特定社員以外の者に限り、当該特定目的会社を除く。以下この条において「特定出資取得者」という。)は、特定目的会社に対し、当該特定出資を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

3 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして内閣府令で定める場合

を除き、その取得した特定出資の特定社員として特定社員名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

4 次の各号に掲げる請求（以下この条において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第一項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定社員が譲り渡そうとする特定出資の口数

ロ イの特定出資を譲り受ける者の氏名又は名称

ハ 特定目的会社が第一項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取人がイの特定出資を買い取るときは、その旨

二 第二項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定出資取得者の取得した特定出資の口数

ロ イの特定出資取得者の氏名又は名称

ハ 特定目的会社が第二項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取

人がイの特定出資を買い取ることを請求するときは、その旨

5 特定目的会社が第一項又は第二項の承認をするか否かの決定をするには、社員総会の決議によらなければならぬ。

6 特定目的会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者（以下この条において「譲渡等承認請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

7 特定目的会社は、第四項第一号八又は第二号八の請求を受けた場合において、第一項又は第二項の承認をしない旨の決定をしたときは、社員総会の決議によつて、当該譲渡等承認請求に係る特定出資を買い取る者（当該特定目的会社を除く。以下この条において「指定買取人」という。）を指定しなければならない。

8 会社法第四百二十二条第一項及び第二項（指定買取人による買取りの通知）の規定は指定買取人について、同法第四百二十三条第二項（譲渡等承認請求の撤回）の規定は第四項第一号八又は第二号八の請求をした譲渡等承認請求者について、同法第四百四十四条第一項から第六項まで（売買価格の決定）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第

八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第四百十二条第一項の規定による通知があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百十二条第一項中「第四百十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第四百十四条第一項及び第四項から第六項までの規定中「対象株式」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項に規定する特定出資」と、「第四百十条第一項第二号」とあるのは「第四百十二条第一項第二号」と、同条第一項、第二項及び第六項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、同条第五項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第六項中「第四百十一条第二項」とあるのは「第四百十二条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 会社法第四百十五条（第二号を除く。）（株式会社が承認をしたとみなされる場合）の規定は、特定目的会社の第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第一号中「第三百二十九

条第二項」とあるのは、「資産流動化法第三十一条第六項」と読み替えるものとする。

(特定出資の質入れ)

第三十二条 特定社員は、その有する特定出資に質権を設定することができる。

2 特定出資の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を特定社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社その他の第三者に対抗することができない。

3 特定出資に質権を設定した者は、特定目的会社に対し、次に掲げる事項を特定社員名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である特定出資

4 特定目的会社が次に掲げる行為をした場合には、特定出資を目的とする質権は、当該行為によって当該特定出資の特定社員が受けることのできる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）について存在する。

一 特定出資の併合

二 利益の配当

三 残余財産の分配

四 特定出資の取得

5 登録特定出資質権者は、前項の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

6 会社法第四百四十七条第三項（株式の質入れの對抗要件）の規定は特定出資について、同法第四百四十九条第一項から第三項まで（株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等）、第四百五十条（登録株式質権者に対する通知等）、第四百五十二条第二項及び第四百五十四条第二項（株式の質入れの効果）の規定は特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿」と、同法第四百四十九条第一項中「前条各号」とあるのは「資産流動化法第三十二条第三項各号」と、「同条各号」とあるのは「同項各号」と、同法第四百五十二条第二項中「前条」とあるのは「資産流動化法第三十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定出資の信託)

第三十三条 特定出資は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、社員総会の承認を受けずに信託会社等（信託会社及び信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。以下同じ。）に信託することができる。

2 特定出資の信託（以下「特定出資信託」という。）に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならぬ。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われるよう特定出資を管理するものであること。

二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。

三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。

四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。

五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条の規定による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。

3 第三十条第一項及び前条並びに会社法第三百三十三条（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は、第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合について準用する。この場合において、第三十条第一項中「取得した者の氏名又は名称及び住所」とあるのは「受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定出資信託に係る内閣府令で定める事項並びに特定出資信託の設定」と、前条第一項から第三項までの規定中「特定出資」とあるのは「特定出資信託の受益権」と、同条第四項中「特定出資を」とあるのは「特定出資信託の受益権を」と、「当該特定出資」とあるのは「当該特定出資信託の受益権」と、同法第三百三十三条第一項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自己の特定出資の取得及び質受けの禁止等）

第三十四条 特定目的会社は、権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合を除き、自己の特定出資を取得し、又は質権の目的としてこれを受けてはならない。

2 前項の規定は、特定目的会社が、特定社員の相続人からその相続により取得した当該特定目的会社の特定出資を当該相続の開始後一年以内に買い受けるために取得する場合には、適用しない。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 自己特定出資（特定目的会社が有する自己の特定出資をいい、権利の実行に当たりその目的を達成するために取得したものを除く。）の口数が、特定出資の総口数の五分の一を超えることとなるとき。
- 二 当該特定目的会社の特定出資の買受価格が、第百十五条第三項第一号に掲げる額から同項第二号から第五号までに掲げる額の合計額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を控除して得た額を超えるとき。
- 三 当該特定目的会社の事業年度の末日において、第百十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるおそれがあると認められるとき。
- 三 特定目的会社が前項の特定出資を買い受けるには、社員総会の決議によらなければならない。この場合においては、当該特定出資の売主たる特定社員は、議決権を行使することができない。
- 四 特定目的会社が第二項の特定出資の取得をした場合において、当該取得をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度）（各事業年度に係る第百二条第二項に規定する計算書類

につき第百四条第二項の承認を受けた場合（同条第四項前段に規定する場合にあつては、同項後段の報告をした場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る第百二条第二項に規定する計算書類につき第百四条第二項の承認を受けた時（同条第四項前段に規定する場合にあつては、同項後段の報告をした時）における第百十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該取得に関する職務を行つた取締役は、当該特定目的会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該特定出資の取得により特定社員に対して交付した金銭の総額を超える場合にあつては、当該金銭の総額）を支払う義務を負う。ただし、当該取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5 第九十四条第四項の規定は、前項の取締役の責任について準用する。

6 特定目的会社は、第一項又は第二項本文に規定する場合において取得した特定出資又は質権を相当の時期に処分しなければならない。

（特定出資の消却の禁止）

第三十五条 特定出資は、第百八条の規定により特定資本金の額の減少をする場合を除き、消却することができない。

(募集特定出資の発行等)

第三十六条 特定目的会社は、その発行する特定出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集特定出資(当該募集に応じて特定出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定出資をいう。以下この条において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集特定出資の口数

二 募集特定出資の払込金額(募集特定出資一口と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この条において同じ。)又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

四 募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2 前項各号に掲げる事項(以下この条において「募集事項」という。)は、社員総会の決議によって定めなければならない。

3 第一項第二号の払込金額が募集特定出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、前項の社員総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を開示しなければならない。

4 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

5 会社法第二百二条から第二百十二条まで（第二百二条第三項、第二百七条第九項第三号及び第五号並びに第二百十二条第一項第二号を除く。）（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時期、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）

の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項第三号」と、「第九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項第四号」と、同法第二百二条第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第五項中「第九十九条第二項から第四項まで及び前二条」とあるのは「資産流動化法第三十六条第二項及び第三項」と、同法第二百四条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七条第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十条中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百十三条第一項第一号中「業務執行取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）」その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政

令で定める。

6 特定目的会社は、第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の末日）に、払込み又は給付がされた財産の額に相当する額の特定資本金の額を増加する定款の変更をしたものとみなす。

7 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は、第五項において準用する同法第二百八条第一項の払込みの取扱いをした銀行等について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

8 会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百四十条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害

賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号口に係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は特定目的会社の成立後における特定出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）」とあるのは「一年以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十八條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ

者の範囲）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号ホに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は、特定目的会社の成立後における特定出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第五項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて準用する。

この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」とあり、同法第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定出資に係る証券の発行禁止)

第三十七条 特定目的会社は、特定出資については、指図式又は無記名式のいずれの証券も発行してはならない。

(特定出資についての会社法の準用)

第三十八条 会社法第八十条(第二項第三号及び第三項を除く。)(株式の併合)、第八十一条(株主に対する通知等)、第八十二条(効力の発生)、第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項(一)に満たない端数の処理)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定目的会社の特定出資の併合について準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第八十一条中「登録株式質権者」とあるのは「登録特定出資質権者」と、同法第八十二条及び第二百三十五条第一項中「株主」とあるのは「特定社員」と

、「数」とあるのは「口数」と、同法第二百三十四条第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第三十八条において準用する第二百三十五条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 優先出資社員

(優先出資の発行)

第三十九条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、優先出資を引き受ける者の募集をすることができる。

2 第五十一条第一項第二号に掲げる第二種特定目的会社において、募集優先出資（前項の募集に応じて優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。以下この款において同じ。）の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金銭をいう。以下この款において同じ。）が当該募集優先出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、社員総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明し、当該社員総会の決議によって、当該募集優先出資の種類、口数及び払込金額を定めなければならない。

3 優先出資社員は、前項の決議について議決権を有する。

4 会社法第百九十九条第五項（募集事項の決定）の規定は、募集優先出資の払込金額について準用する。

（募集優先出資の申込み）

第四十条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）

二 募集優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。）及び総口数

三 募集優先出資の払込金額又はその算定方法

四 資産流動化計画に他の優先出資の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資の前二号に掲げる事項及びその発行状況

五 資産流動化計画に特定社債、特定短期社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、

特定社債については第百二十二条第一項第四号から第八号まで及び第十四号に掲げる事項及びその発

行状況、特定短期社債又は特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

七 資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産につき存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

九 払込みの取扱いの場所

十 優先出資の申込口数が第二号に掲げる優先出資の総口数に達しない場合において、その達しない口数の優先出資を引き受けるべきことを約した者があるときは、その氏名又は名称

十一 一定の日までに優先出資の発行がされない場合において、募集優先出資の引受けの取消しをすることができるときは、その旨及びその一定の日

十二 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特定目的会社に交付しなければならない。

一 申込みをしようとする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集優先出資の口数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第百九十四条第一項第三号及び第百八十八条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをする者は、前項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定す

る目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 特定目的会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 特定目的会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該特定目的会社に通知した場合には、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 取締役は、申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

9 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところに

より、当該申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

10 優先出資については、金銭以外の財産を出資の目的とすることができない。

(募集優先出資の割当て及び払込み)

第四十一条 特定目的会社は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第二号の口数よりも減少することができる。

2 前条第一項から第七項まで及び前項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集優先出資の口数について募集優先出資の引受人となる。

一 申込者 特定目的会社の割り当てた募集優先出資の口数

- 二 前項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数
- 4 取締役は、募集優先出資の総口数の引受けがあったときは、遅滞なく、各引受人が引き受けた募集優先出資につき、特定目的会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集優先出資の払込金額の全額の払込み（以下この款において「出資の履行」という。）をさせなければならない。
- 5 会社法第二百八条第四項及び第五項（出資の履行）の規定は、特定目的会社の募集優先出資について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものとする。
- 6 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は第四項の出資の履行を取り扱う銀行等について、同法第二百十一条（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は募集優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第二百十一条第一項中「第二百五条」とあるのは「資産流動化法第四十一条

第二項」と、同条第二項中「第二百九条」とあるのは「資産流動化法第四十二条第二項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとする。

(優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等)

第四十二条 特定目的会社は、その発行に係る優先出資の総口数の全額の払込みがあつた日から二週間以内に、その本店の所在地において、優先出資の発行に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 優先資本金の額(この法律に別段の定めがある場合を除き、優先出資の発行に際して優先出資社員となる者が特定目的会社に対し、払込みをした財産の額をいう。以下同じ。)

二 内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定

三 優先出資社員名簿管理人(特定目的会社に代わって優先出資社員名簿の作成及び備置きその他の優先出資社員名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)を置いたときは、その氏名又は名称及び

住所並びに営業所

2 募集優先出資の引受人は、前項の登記の日に、前条第四項の規定による払込みをした募集優先出資の優先出資社員となる。

3 特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記の時に引受けのない部分があるときは、取締役は、共同して、当該部分について引き受けたものとみなす。特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記後に優先出資の引受人の募集優先出資の引受けに係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

4 特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記の時に引受けのない部分があるときは、取締役は、連帯して、当該払込みがされていない額を支払う義務を負う。

5 会社法第二百十条（募集株式の発行等をやめることの請求）の規定は特定目的会社の第三十九条第一項の募集に係る優先出資の発行について、同法第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）（公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は特定目的会社の募集優先出資の引受人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十条中「株主」とあるのは「社員」と、同条第

一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百四十条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号口に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二條（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する

。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）」とあるのは「一年以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）、第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條から第八百三十八條まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）及び第九百三十七條第一項（第一号ホに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は、特定目的会社の優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第五項において準用する同法第二百二十二條第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合に

において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 会社法第九百十五条第一項（変更の登記）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同項中「第九百十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは、「資産流動化法第四十二条第一項各号」と読み替えるものとする。

（優先出資社員名簿）

第四十三条 特定目的会社は、優先出資社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二 前号の優先出資社員の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資社員が優先出資を取得した日

四 第二号の優先出資（優先出資証券が発行されているものに限る。）に係る優先出資証券の番号

2 特定目的会社は、一定の日（以下この款において「基準日」という。）を定めて、基準日において優先出資社員名簿に記載され、又は記録されている優先出資社員をその権利を行使することができる者と定めることができる。

3 会社法第二百二十三条（株主名簿管理人）、第二百二十四条第二項及び第三項（基準日）、第二百五条第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）並びに第二百二十六条（株主に対する通知等）の規定は特定目的会社の優先出資社員に係る優先出資社員名簿について、同法第九十六条第一項及び第二項（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資社員に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資社員名簿管理人」と、「基準日株主」とあるのは「基準日において優先出資社員名簿に記載され、又は記録されている優先出資社員」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、同法第二百二十五条第二項及び第三項中「株主」とあるの

は「社員」と、同法第二百二十六条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条）」とあるのは「資産流動化法第五十六条第一項（第六十六条第三項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第二項、前項において準用する会社法第二百二十四条第二項及び第三項並びに同法第九十六条第三項（株主に対する通知の省略）の規定は、第四十五条第四項において準用する同法第四百四十八条各号に掲げる事項が優先出資社員名簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録優先出資質権者」という。）について準用する。

5 特定目的会社が優先出資の全部について第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない場合には、第三項において準用する同法第二百二十四条第三項（前項において準用する場合を含む。）の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員、その登録優先出資質権者及び転換特定社債又は新優先出資の引受権を有する者に通知することができる。

（優先出資の譲渡等）

第四十四条 優先出資社員は、その有する優先出資を譲渡することができる。

- 2 特定目的会社は、優先出資の譲渡を制限してはならない。
 - 3 優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。
 - 4 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、特定目的会社に対し、その効力を生じない。
(優先出資の譲渡の対抗要件等)
- 第四十五条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社に対抗することができない。
- 2 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。
 - 3 会社法第三百三十一条第二項（権利の推定等）の規定は優先出資証券について、同法第三百三十二条（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）及び第三百三十三条（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は特定目的会社の優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第四十二条第一項各号に掲げる事項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と

と、同法第三百三十一条第二項中「株式」とあるのは「優先出資」と、同法第三百三十二条第三号中「自己株式」とあるのは「自己優先出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己優先出資をいう。）」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百四十六条（株式の質入れ）、第四百四十七条第二項及び第三項（株式の質入れの對抗要件）、第四百四十八条（株主名簿の記載等）並びに第四百五十一条（第四号、第八号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第四百五十三条第二項及び第四百五十四条（株式の質入れの効果）の規定は、特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、同法第四百四十八条中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同法第四百五十一条第八号中「剰余金」とあるのは「利益」と、同法第四百五十二条第二項中「前条第二項に規定する場合」とあるのは「優先出資を併合した場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自己の優先出資の取得等）

第四十六条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けてはならない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 特定目的会社の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要なとき。

三 第五百五十二条の規定により優先出資を買い取るとき。

2 特定目的会社は、前項第一号に掲げる場合において取得した優先出資については遅滞なくその失効の手続をとり、同項第二号及び第三号に掲げる場合において取得した優先出資又は質権についてはこれを相当の時期に処分しなければならない。

(優先出資の消却)

第四十七条 特定目的会社は、次項、第九十九条及び第一百条の規定による場合又は第五百五十九条第一項の社員総会の承認を経てする場合を除き、優先出資の消却をすることができない。

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところにより、優先出資社員に配当すべき利益をもって優先出資を買い受けて消却することができる。この場合においては、取締役は、当該消却がその効力を生

ずる日を定めなければならない。

3 特定目的会社が優先出資の消却をする場合には、取締役が定めた当該消却の効力が生ずる日（次項において「効力発生日」という。）までに当該特定目的会社に対し当該優先出資に係る優先出資証券を提出しなければならぬ旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該優先出資の優先出資社員及びその登録優先出資質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が優先出資の全部について第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない場合には、当該特定目的会社は、効力発生日の二週間前までに、第一項の規定により優先出資の消却をする旨及び当該効力発生日において当該優先出資の消却の効力が生ずる旨を公告しなければならない。

5 第四十二条第五項の規定は、前項の公告について準用する。

6 会社法第二百十九条第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）並びに第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、特定目的会社の優先出資の消却に係る優先出資証券の提出について準用する。この場合において、同法第二百十九条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」

と、同条第三項中「第一項各号に定める株式」とあるのは「消却する優先出資」と読み替えるものとする。

(優先出資証券の発行等)

第四十八条 特定目的会社は、第四十二条第一項の規定による登記をした日以後遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、前項の登記後でなければ発行することができない。

3 会社法第二百十五条第二項（株券の発行）の規定は、特定目的会社の優先出資証券について準用する。この場合において、同項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「第一百八十条第二項第二号」とあるのは「資産流動化法第五十条第一項において準用する第一百八十条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(優先出資証券の記載事項等)

第四十九条 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、特定目的会社の代表取締役がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 特定目的会社の商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）

二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数

三 優先出資の内容

2 会社法第二百十七条（株券所持の申出）及び第二百九十一条（新株予約権証券の喪失）の規定は、特定目的会社の優先出資社員の有する優先出資に係る優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「数（種類株式発行会社」とあるのは「口数（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社）」と、「数）」とあるのは「口数）」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。

（優先出資についての会社法の準用）

第五十条 会社法第八十条（第三項を除く。）（株式の併合）、第八十一条（株主に対する通知等）及び第八十二条（効力の発生）の規定は、特定目的会社の優先出資の併合について準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第八十一条第一

項中「株主（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の種類株主）」とあるのは「優先出資社員（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、同項第三号の種類の優先出資社員」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、同法第百八十二条中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式。以下この条において同じ。）」とあるのは「優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、同項第三号の種類の優先出資。以下この条において同じ。）」と、「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第二百十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）並びに第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、特定目的会社の優先出資の併合に係る優先出資証券の提出について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、同項第二号中「株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の株式）」とあるのは「優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、資産流動化法第五十

条第一項において準用する第八十条第二項第三号の種類の優先出資」と、同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項（一）に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第五十条第三項において準用する第二百三十五条第一項」と、同法第二百三十五条第一項中「数に一株」とあるのは「口数に一口」と、「合計数」とあるのは「合計口数」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会

（社員総会の種類及び権限）

第五十一条 この節から第七節まで、第十節及び第十一節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種特定目的会社 優先出資社員が存在しない特定目的会社
 - 二 第二種特定目的会社 優先出資社員が存在する特定目的会社
 - 三 無議決権事項 次に掲げる事項
 - イ 第一種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項
 - ロ 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項以外の事項
 - 四 有議決権事項 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項
- 2 社員総会は、この法律に規定する事項及び特定目的会社の組織、運営、管理その他特定目的会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、取締役その他の社員総会以外の機

関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(社員総会の招集)

第五十二条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 社員総会は、次条第五項において準用する会社法第二百九十七条第四項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

(社員による招集の請求)

第五十三条 総特定社員の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する特定社員は、取締役に対し、社員総会の目的である事項(当該特定社員が議決権を行使することができる事項に限る。)及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、総優先出資社員の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決

権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の目的である事項（当該優先出資社員が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 第一項又は前項の社員総会の目的である事項について議決権を行使することができない特定社員又は優先出資社員が有する議決権の数は、それぞれ第一項の総特定社員又は前項の総優先出資社員の議決権の数に算入しない。

4 取締役の選任又は解任を会議の目的とする社員総会の招集については、前三項の規定にかかわらず、定款によってこれを請求することができない旨の定めをすることを妨げない。

5 会社法第二百九十七条第四項（株主による招集の請求）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第一項又は第二項の規定による社員総会の招集の請求があつた場合について準用する。この場合において、同法第二百九十七条第四項中「第一項の規定による請求をした株

主」とあるのは「資産流動化法第五十三条第一項の規定による請求をした特定社員又は同条第二項の規定による請求をした優先出資社員」と、同項第一号及び第二号中「第一項の規定による請求」とあるのは「資産流動化法第五十三条第一項又は第二項の規定による請求」と読み替えるものとする。

（社員総会の招集の決定）

第五十四条 取締役（前条第五項において準用する会社法第二百九十七条第四項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあつては、当該社員。次条及び第五十六条において同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 社員総会の日時及び場所
- 二 社員総会の目的である事項

三 社員総会に出席しない特定社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権（優先出資社員にあつては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 社員総会に出席しない優先出資社員は、有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。

3 取締役が数人ある場合には、第一項各号に掲げる事項の決定は、その過半数をもってしなければならない。

(社員総会の招集の通知等)

第五十五条 第一種特定目的会社の社員総会又は第二種特定目的会社の無議決権事項のみを会議の目的とする社員総会を招集するには、取締役は、社員総会の日の二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合以外の場合にあつては、一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間))前までに、各特定社員(社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。以下この条において同じ。)に対してその通知を發しなければならない。

2 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、前項の通知は、書面でしなければならない

ない。

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、第一項の社員総会は、特定社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

6 会社法第三百一条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は前条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときについて、同法第三百二条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は前条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百一条及び第三百二条の規定中「株主」、「株主総会参考書類」及び「第二百九十九条第三項」とあるのはそれぞれ「特定社

員」、「社員総会参考書類」及び「資産流動化法第五十五条第三項」と、同条第四項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(社員総会の招集の通知の特例)

第五十六条 有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、取締役は、社員総会の日の二週間前までに、各社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。以下この条において同じ。）に対して、書面をもって招集の通知を発しななければならない。

2 前項の通知には、第五十四条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 前条第三項及び会社法第三百一条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は第一項の通知について、同法第二百二条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときについて、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「特定社員」とあるのは「社員」と、同法第三百一条及び第三百二条の規定中「株主」、「株主総会参考書類」及び「第二百九十九条第三項」とあるのはそれぞれ「

社員」、「社員総会参考書類」及び「資産流動化法第五十六条第三項において準用する資産流動化法第五十五条第三項」と、同条第四項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(社員提案権)

第五十七条 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、一定の事項(有議決権事項)(当該優先出資社員が議決権を行使することができる事項に限る。次項及び第三項において同じ。

)に限る。)を社員総会の目的とすることを請求することができる。

2 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、社員総会において、社員総会の目的である有議決権事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

3 社員は、取締役に対し、社員総会の日の八週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、社員総会の目的である有議決権事項につき当該社員が提出しようとする議案の要

領を社員に通知すること（第五十五条第二項又は第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）の通知をする場合にあつては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項（無議決権事項に限る。）を会議の目的とすることを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解してはならない。

5 前各項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任）

第五十八条 特定目的会社、総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた

場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員又は総優先出資社員（社員総会において決議をすることができず、議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員は、社員総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手續等に関する検査役の選任）及び第三百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第三百七条第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第一項第二号中「株主」とあるのは「社員

」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 前項において準用する会社法第二百七条第二項及び第三項に規定する社員総会は、有議決権事項を会議の目的とする社員総会について第一項の申立てがあつた場合には、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(議決権の数)

第五十九条 社員総会において、会議の目的である事項のうち、無議決権事項については特定社員(特定目的会社)がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める特定社員を除く。)は、その有する特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員(特定目的会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める社員を除く。)はその有する特定出資又は優先出資一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特定目的会社は、自己特定出資（特定目的会社が有する自己の特定出資をいう。以下同じ。）又は自己優先出資（特定目的会社が有する自己の優先出資をいう。以下同じ。）については、議決権を有しない。

（社員総会の決議）

第六十条 社員総会の決議のうち無議決権事項に係るものは、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる特定社員の議決権の過半数を有する特定社員が出席し、出席した当該特定社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の決議のうち有議決権事項に係るものは、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、当該社員総会において議決権を行使することができる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

らない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の社員の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第三十一条第七項の社員総会

二 第三十九条第二項の社員総会

三 第七十四条第一項の社員総会（取締役（第七十七条第二項において準用する会社法第二百四十二条第三項から第五項までの規定により選任されたものに限る。）又は監査役を解任する場合に限る。）

四 第九十九条第一項の社員総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）

イ 定時社員総会において第九十九条第一項に規定する決議がされること。

ロ 減少する優先資本金の額がイの定時社員総会の日における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないこと。

五 第三百三十一条第二項の社員総会

六 第三百三十九条第四項の社員総会

七 第五百五十二条第一項の社員総会

八 第二種特定目的会社における第六十条第一項第三号に掲げる社員総会

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総特定社員の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上であつて、総特定社員の議決権の四分の三（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第三十四条第三項の社員総会

二 第三十六条第二項及び同条第五項において読み替えて準用する会社法第二百四条第二項の社員総会

三 第三十八条及び第五十条第一項において読み替えて準用する会社法第一百八十条第二項の社員総会

四 第二百五十条の社員総会

五 第一種特定目的会社における第六十条第一項第三号に掲げる社員総会

（優先出資社員の書面による議決権の行使）

第六十一条 会社法第三百十一条（書面による議決権の行使）の規定は、特定目的会社の優先出資社員の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(優先出資社員のみなし賛成)

第六十二条 特定目的会社は、定款をもって、優先出資社員が社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該優先出資社員はその社員総会に提出された有議決権事項に係る議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした特定目的会社は、第五十六条第一項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなされた優先出資社員の有する議決権の数は、出席した優先出資社員の議決権の数に算入する。

(無議決権事項についての決議の省略等)

第六十三条 取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案につき特定社員(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)

()の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会

の決議があつたものとみなす。

2 特定目的会社は、前項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日から一年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 特定社員及び優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

5 会社法第三百二十条（株主総会への報告の省略）の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴え）

第六十四条 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するときは、社員、取締役、監査役、清算人、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、社員総会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人（第七十六条第一項（第百六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。

2 会社法第八百三十四条（第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号ト(2)に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、前項の決議の取消しの訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第六十五条 会社法第三百条本文（招集手続の省略）の規定は第五十六条第一項の社員総会（第百五十二

条第一項に規定する計画変更決議を行う社員総会を除く。）」について、同法第三百十条（議決権の代理行使）並びに第三百十三条第一項及び第三項（議決権の不統一行使）の規定は特定目的会社の社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百条中「株主」とあるのは「社員（当該社員総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。）」と、同法第三百十条第二項及び第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と、同法第三百十三条第三項中「株式」とあるのは「特定出資又は優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第三百十一条（書面による議決権の行使）の規定は第五十四条第一項第三号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、同法第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十一条第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同法第四

項並びに同法第三百二十二条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3 会社法第三百十四條から第三百十七條まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）及び第三百十八條第一項から第四項まで（議事録）の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第三百十四條中「株主から」とあるのは「社員から」と、同法第三百十六條第二項中「第二百九十七條」とあるのは「資産流動化法第五十三條」と、同法第三百十七條中「第二百九十八條及び第二百九十九條」とあるのは「資産流動化法第五十四條から第五十六條まで（第五十五条第五項を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第八百三十條（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一條（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四條（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）

、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（資産流動化法第七十六条第一項（資産流動化法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資社員の議決権)

第六十六条 第二種特定目的会社が定款の変更をする場合において、優先出資社員に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、第一百五十条の規定による決議のほか、当該優先出資社員を構成員とする総会(当該定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る優先出資の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会)の承認がなければ、その効力を生じない。ただし、当該総会において議決権を行使することができる優先出資社員が存しない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による承認の決議は、同項の定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る発行済優先出資の総口数(当該決議が二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会において行われる場合には、当該種類別の各総会の構成員たる優先出資社員に係る発行済優先出資の口数)の過半数に当たる優先出資を有する優先出資社員が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加え、一定の数以上の優先出資社員の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

- 3 有議決権事項を会議の目的とする社員総会に関する規定は、第一項の総会について準用する。
- 4 第一項に規定する定款の変更に関する議案の要領は、同項の総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならぬ。

第二款 社員総会以外の機関の設置

第六十七条 特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならぬ。ただし、第三号に掲げる機関については、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものにあつては、この限りでない。

- 一 一人又は二人以上の取締役
 - 二 一人又は二人以上の監査役
 - 三 会計監査人
- 2 特定目的会社は、定款の定めによつて、会計参与を置くことができる。
 - 3 第一項ただし書の規定は、定款をもつて、同項ただし書に規定する特定目的会社が会計監査人を置く

ことを妨げるものと解してはならない。

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任

(選任)

第六十八条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この款（第七十条第一項第七号から第十号まで）（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 会社法第三百二十九条第二項（選任）の規定は、前項の決議について準用する。

(特定目的会社と役員等との関係)

第六十九条 特定目的会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わりにし、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 五 この法律、証券取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条

から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六 第二百二十条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

七 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二百条第一項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

九 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

十 特定出資信託の受託者である法人の役員

2 会社法第三百三十一条第二項本文（取締役の資格等）の規定は、特定目的会社の取締役について準用する。この場合において、同項本文中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（会計参与の資格等）

第七十一条 会計参与は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならぬ。

2 会社法第三百三十二条第二項及び第三項（会計参与の資格等）の規定は、特定目的会社の会計参与について準用する。この場合において、同項第一号中「株式会社又はその子会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（監査役の資格）

第七十二条 監査役は、特定目的会社の取締役又は使用人を兼ねることができない。

2 第七十条の規定は、監査役について準用する。

（会計監査人の資格等）

第七十三条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを特定目的会社に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、特定目的会社の第二百二条第二項に規定する計算書類について監査をす

ることができない者

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（第二百条第三項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合にあつては、その受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号並びに第九十一条第四項二号及び第三号において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

4 会社法第三百三十八条（会計監査人の任期）の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「定時株主総会」とあるのは、「定時社員総会」と読み替えるものとする。

（解任）

第七十四条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、特定目的会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 役員の職務の執行に關し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が社員総会において否決されたときは、次に掲げる社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該役員の解任を請求することができる。

- 一 総特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定め
た場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）又は
総優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款
で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合
にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）
- イ 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない特定社員又は優先出資社

員

□ 当該請求に係る役員である特定社員又は優先出資社員

二 特定出資（次に掲げる特定社員の有する特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）又は発行済優先出資（次に掲げる優先出資社員の有する優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）

イ 当該特定目的会社である特定社員又は優先出資社員

□ 当該請求に係る役員である特定社員又は優先出資社員

4 会社法第八百五十五条（被告）、第八百五十六条（訴えの管轄）及び第九百三十七条第一項（第一号）又に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、前項の役員の解任の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査役による会計監査人の解任)

第七十五条 監査役は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた監査役）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第七十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の

満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の仕事を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の仕事を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員の仕事を行うべき者を選任した場合には、特定目的会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の仕事を行うべき者を選任しなければならない。

5 第七十三条第一項から第三項まで及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の仕事を行うべき者について準用する。

6 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗

告)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)及び第九百三十七条第一項(第二号に係る部分に限る。)(裁判による登記の囑託)の規定は、第二項の申立てがあつた場合について準用する。

(会社法の準用)

第七十七条 会社法第三百四十一条(役員を選任及び解任の株主総会の決議)の規定は、取締役の選任の決議について準用する。この場合において、同条中「第三百九条第一項」とあるのは「資産流動化法第六十条第一項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2 会社法第三百四十二条(累積投票による取締役の選任)の規定は社員が特定目的会社の取締役を選任する場合について、同法第三百四十四条第一項及び第二項(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百四十二条第三項中「第三百八条第一項」とあるのは「資産流

動化法第五十九条第一項」と、「株式一株（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式）」とあるのは「特定出資又は優先出資一口」と読み替えるものとする。

3 会社法第三百四十五条（会計参与等の選任等についての意見の陳述）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第一号」と、同条第五項中「第三百四十条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

第四款 取締役

（業務の執行）

第七十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、特定目的会社の業務を執行する。

2 取締役が二人以上ある場合には、特定目的会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

（特定目的会社の代表）

第七十九条 取締役は、特定目的会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他特定目的会社を代表す

る者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、特定目的会社を代表する。

3 特定目的会社は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は社員総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4 会社法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。

（競争及び利益相反取引の制限）

第八十条 取締役は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために特定目的会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために特定目的会社と取引をしようとするとき。

三 特定目的会社が取締役以外の者との間において特定目的会社と当該取締役との利益が相反する取引

をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約及び双方代理）の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第八十一条 特定目的会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、次に掲げる社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

一 総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員

二 総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員

三 特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員

四 発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の優先出資を有する優先出資社員

2 会社法第三百五十八条第二項、第三項及び第五項から第七項まで（業務の執行に関する検査役の選任（第三百五十九条（裁判所による株主総会招集等の決定）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八条第三項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百五十九条第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」

と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項において読み替えて準用する会社法第二百五十九条に規定する社員総会は、第二種特定目的会社にあつては、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(社員等による取締役の行為の差止め)

第八十二条 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合には、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第八十三条 特定社員又は六箇月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、取締役が特定目的会社の目的の範囲外の行為その他定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該特定目的会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に對し、当該行為をやめることを請求することができる。

(取締役の報酬等)

第八十四条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益)

以下この節において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 会社法第三百六十一条第二項（取締役の報酬等）の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「前項第二号」とあるのは「資産流動化法第八十四条第一項第二号」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（取締役等についての会社法の準用）

第八十五条 会社法第三百五十一条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第

八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は特定目的会社の職務代行者について、同法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は特定目的会社について、同法第三百五十五条（忠実義務）及び第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）の規定は特定目的会社の取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十五条中「法令及び定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及び定款」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五款 会計参与

（会計参与の権限等）

第八十六条 会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第一百二条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書を作成する。この場合において、会計参与は、内閣府令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。

2 会社法第三百七十四条第二項、第三項及び第五項（会計参与の権限）、第三百七十五条第一項（会計参与の報告義務）、第三百七十七条第一項（株主総会における意見の陳述）並びに第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（会計参与による計算書類等の備置き等）の規定は、会計参与設置会社について準用する。この場合において、同法第三百七十四条第三項中「会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社」とあるのは、「会計参与設置会社」と、同法第五項中「第三百三十二条第二項第一号又は第三号」とあるのは、「資産流動化法第七十一条第二項において準用する第三百三十二条第三項第二号又は第三号」と、同法第三百七十五条第一項中「法令若しくは定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若しくは定款」と、同法第三百七十七条第一項中「第三百七十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第八十六条第一項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百七十八条第一項第一号中「定時株主総会」とあるのは

「定時社員総会」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第三百七十九条（会計参与の報酬等）及び第三百八十条（費用等の請求）の規定は、特定目的会社の会計参与について準用する。この場合において、同法第三百七十九条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 監査役

（監査役の権限）

第八十七条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに使用人に対して事業の報告を求め、若しくは特定目的会社の業務及び財産の状況の調査をし、又は取締役に対し意見を述べることができる。

（取締役への報告義務）

第八十八条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、当該取締役（以下この項及び第四項において「非行取締役」という。）以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、非行取締役以外に他の取締役がないときは社員総会（特定社員を構成員とするものに限る。）において、その旨を報告しなければならない。

2 監査役は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、取締役に社員総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合において、当該請求の日から一週間以内に、当該請求の日から二週間以内の日を会日とする社員総会の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした監査役は、社員総会の招集をすることができる。

4 監査役は、社員総会において、非行取締役の解任に関する議案を提出することができる。
(監査役の報酬等)

第八十九条 監査役の報酬等は、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2 会社法第三百八十七条第二項及び第三項（監査役の報酬等）の規定は、特定目的会社の監査役の報酬等について準用する。この場合において、同条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

（監査役についての会社法の準用）

第九十条 会社法第三百八十四条から第三百八十六条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百八十八条（費用等の請求）の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第三百八十四条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条及び同法第三百八十五条第一項中「法令若しくは定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若しくは定款」と、同法第三百八十六条第一項中「第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第四項において準用する第三百四十九条第四項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第九十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九

条第三項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百五十条第二項」と読み替えるものとする。

第七款 会計監査人

(会計監査人の権限等)

第九十一条 会計監査人は、次節第三款の定めるところにより、特定目的会社の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、特定目的会社の業務及び財産の状況の調査を

することができる。

4 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第七十三条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 特定目的会社又は特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人である者

三 特定目的会社又は特定資産譲渡人等から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監査役に対する報告)

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に關する報告を求めることができる。

(会計監査人等についての会社法の準用)

第九十三条 会社法第三百九十八条第一項及び第二項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）の規定は特定目的会社の会計監査人について、同法第三百九十九条第一項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与）の規定は特定目的会社の会計監査人及び一時会計監査人の職務を行うべき者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項」とあるのは「資産流動化法第九十一条第一項」と、「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同項及び同条第二項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

第八款 役員等の損害賠償責任

（役員等の特定目的会社に対する損害賠償責任）

第九十四条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（以下この款において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、特定目的会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役が第八十条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって取締役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十条第一項第二号又は第三号の取引によって特定目的会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第八十条第一項の取締役

二 特定目的会社が当該取引をすることを決定した取締役

4 第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

5 第八十条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役の第一項の責任は、任務を怠つたことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

第九十五条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等が、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 取締役 次に掲げる行為

イ 特定出資、優先出資若しくは特定社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該特定目的会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

八 虚偽の登記

二 虚偽の公告（第四百四条第七項に規定する措置を含む。）

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

（役員等の連帯責任）

第九十六条 役員等が特定目的会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（責任追及の訴え）

第九十七条 特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社に対し、書面その他の内閣府令で定める方法により、役員等の責任を追及する訴え（以下この条において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該特定目的会社に損害を加えることを目的とする場合

二 責任追及の訴えにより当該特定目的会社の正当な利益が著しく害されること、当該特定目的会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合

2 会社法第八百四十七条第三項から第八項まで（責任追及等の訴え）及び第八百四十八条から第八百五

十三条まで（第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（訴えの管轄、訴訟参加、和解、費用等の請求、再審の訴え）の規定は、特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第三項から第五項まで及び第七項の規定中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特定目的会社が、取締役若しくは清算人又はこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、特定社員の全員の同意を得なければならない。

第五節 計算等

第一款 会計の原則

第九十八条 特定目的会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二款 会計帳簿

（会計帳簿の作成及び保存）

第九十九条 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなけれ

ばならない。

2 特定目的会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第百条 総特定社員(社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合)については、その割合)以上の議決権を有する特定社員若しくは総優先出資社員(社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合)については、その割合)以上の議決権を有する優先出資社員又は特定出資(自己特定出資を除く。)の総口数の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合)については、その割合)以上の口数の特定出資を有する特定社員若しくは発行済優先出資(自己優先出資を除く。)の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合)については、その割合)以上の口数の優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をす

とができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 会社法第四百三十二条第二項（会計帳簿の閲覧等の請求）の規定は、特定目的会社について準用する。
。この場合において、同項第一号及び第二号中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。
。

（会計帳簿の提出命令）

第一百一条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

（計算書類等の作成、保存及び監査）

第二百二条 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他特定目的会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この款並びに第百十一条第二項第二号及び第百十八条において同じ。）、事業報告及び利益の処分又は損失の処理に関する議案（以下この款において「利益処分案」という。）並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 特定目的会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

5 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役及び会計監査人

二 第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役

6 会計監査人設置会社でない特定目的会社においては、第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

(計算書類等の社員への提供)

第二百三条 会計監査人設置会社の取締役は、定時社員総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、社員に対し、前条第五項の監査を受けた計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告を提供しなければならない。ただし、次条第二項の承認につき議決権を有しない者に対し第五十六条第一項の規定により招集の通知が発せられる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会計監査人設置会社でない特定目的会社について準用する。この場合において、同項本文中「前条第五項」とあるのは「前条第六項」と、「並びに監査報告及び会計監査報告」とあるのは「及び監査報告」と読み替えるものとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第四百条 取締役は、第二百二条第五項又は第六項の監査を受けた計算書類、事業報告及び利益処分案を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類及び利益処分案は、定時社員総会の決議による承認を受けなければならない。

3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

4 会計監査人設置会社については、第二百二条第五項の監査を受けた計算書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第二項の規定は、適用しない。この場合においては、取締役は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

5 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書(会計監査人設置会社でない特定目的会社にあつては、貸借対照表)を公告しなければならない

ない。

6 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第百九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である特定目的会社は、前項に規定する貸借対照表及び損益計算書の要旨を公告することで足りる。

7 前項の特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第五項に規定する貸借対照表及び損益計算書の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

8 証券取引法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない特定目的会社については、前三項の規定は、適用しない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第百五条 会計監査人設置会社は、各事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書(監査報告及び会計監査報告を含む。次項において「計算書類等」という。)を、定時社員

総会の日の一週間前の日(第六十二条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から五年間、

その本店に備え置かなければならない。

2 会計監査人設置会社は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間前の日（第六十二条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における第四項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、会計監査人設置会社でない特定目的会社に係る計算書類、事業報告、利益処分案及びこれらの附属明細書並びに監査報告について準用する。この場合において、第一項中「監査報告及び会計監査報告」とあるのは、「監査報告」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百四十二条第三項（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定は、特定目的会社の社員及び債権者について準用する。

（計算書類等の提出命令）

第一百六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全

部又は一部の提出を命ずることができる。

第四款 資本金の額等

(資本金の額)

第一百七条 特定目的会社の資本金の額は、特定資本金の額又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額とする。

(特定資本金の額の減少)

第一百八条 特定目的会社は、損失のてん補のためにのみ、定款を変更することにより、特定資本金の額の減少をすることができる。

2 前項の規定により定款を変更する場合には、第一百五十条の社員総会の決議において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特定資本金の額

二 特定資本金の額の減少がその効力を生ずる日

3 前項第一号の額は、同項第二号の日における特定資本金の額を超えることができない。

4 第二項第一号の額は、損失の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えることができない。

(優先資本金の額の減少)

第九九条 特定目的会社は、次条の規定による場合及び第百五十九条第一項の社員総会の承認を経てする場合のほか、社員総会の決議によって、優先資本金の額の減少をすることができる。

2 前項の決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合においては、第三号及び第四号に定める額の合計額は、第一号の額を超えてはならない。

一 減少する優先資本金の額

二 優先資本金の額の減少がその効力を生ずる日

三 優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数、消却の方法並びに消却に要する

額

四 損失のてん補に充てるときは、てん補に充てる額

3 前項第一号の額は、同項第二号の日における優先資本金の額を超えることができない。

4 第二項第四号に規定する場合における同項第一号の額は、損失の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えることができない。

5 第三十九条第三項の規定は、第一項の決議について準用する。

6 第一項の規定は、資産流動化計画において優先資本金の額の減少をすることができない旨を定めるところを妨げない。

第一百条 特定目的会社は、次に掲げる事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定。以下この条において同じ。）をもって優先資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、優先出資の消却に要する金額は、第三項の日における減少する当該優先資本金の額を超えてはならない。

一 各優先資本金の額の減少をする目的、要件及び時期

二 減少する各優先資本金の額又はその計算方法

三 各優先資本金の額の減少において優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数

又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法

四 その他内閣府令で定める事項

2 前項の場合において、特定目的会社は、取締役の決定の二週間前に、当該優先資本金の額の減少に係る同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

3 第一項に規定する優先資本金の額の減少をするときは、取締役は、当該優先資本金の額の減少がその効力を生ずる日を定めなければならない。

4 第六十四条の規定は、第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、「決議の取消し」とあるのは「決定の取消し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(債権者の異議)

第百十一条 特定目的会社が前三条の規定により特定資本金の額又は優先資本金の額を減少する場合には、当該特定目的会社の債権者（前条の規定により優先資本金の額を減少する場合にあつては、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者を除く。以下この条において同じ。）は、当該特定目的会社に対し、特定資本金の額又は優先資本金の額の減少について異議を述べることがで

きる。

- 2 前項の規定により特定目的会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該特定目的会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。
 - 一 当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の内容
 - 二 当該特定目的会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、特定目的会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 次の各号に掲げる額の減少は、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、前三項の規定による手続が終了していないときは、この限りでない。

一 特定資本金の額の減少 第一百八条第二項第二号の日

二 第一百九条第一項の優先資本金の額の減少 同条第二項第二号の日

三 前条第一項の優先資本金の額の減少 同条第三項の日

6 特定目的会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

(会社法の準用)

第一百十二条 会社法第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項(第五号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第五号に係る部分に限る。)

(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九條まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力)

、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号二に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無

効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（減資剰余金の優先資本金への組入れ）

第百十三条 特定目的会社は、第百九条又は第百十条の規定により減少した優先資本金の額が優先出資の消却に要した金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額（第百九十条において「減資剰余金」という。）を優先資本金に組み入れなければならない。

第五款 利益の配当

（社員に対する利益の配当）

第百十四条 特定目的会社は、その社員（当該特定目的会社を除く。）に対し、最終事業年度の末日における第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額を限度として、利益の配当をすることができる。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額

四 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める額

2 利益の配当は、資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員（当該特定目的会社を除く。）の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これをしなければならぬ。

（中間配当）

第百十五条 事業年度を一年とする特定目的会社については、一事業年度の途中において一回に限り事業年度中の一定の日を定めその日における社員（当該特定目的会社を除く。）に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配（以下この款において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の決定は、同項の一定の日から三箇月以内になければならぬ。

3 中間配当は、第一号に掲げる額から第二号から第五号までに掲げる額の合計額を減じて得た額を限度

としてすることができる。

- 一 最終事業年度の末日における資産の額
- 二 最終事業年度の末日における負債の額
- 三 最終事業年度の末日における資本金の額
- 四 最終事業年度に関する定時社員総会において利益から配当し、又は支払うものと定めた金額
- 五 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める額

4 取締役は、特定目的会社の事業年度の末日において前条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるおそれがあると認めるときは、当該事業年度において中間配当を決定してはならない。

5 中間配当は、これを利益の配当とみなして、第三十二条第四項（第二号に係る部分に限る。）、第四十五条第四項において準用する会社法第一百五十一条（第八号に係る部分に限る。）及び前条第二項の規定を適用する。

（利益の配当及び中間配当についての会社法の準用）

第百十六條 会社法第四百五十七條（配当財産の交付の方法等）の規定は、特定目的会社の利益の配当及び中間配当の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「配当財産（第四百五十五條第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。」とあるのは「資産流動化法第百十四條第一項の規定により配当する金銭（中間配当の場合にあつては、分配する金銭。」と、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿又は優先出資社員名簿」と、「株主（登録株式質権者を含む。」とあるのは「社員（登録特定出資質権者及び登録優先出資質権者を含む。」と、「株主が」とあるのは「社員」と、同条第二項及び第三項中「配当財産」とあるのは「金銭」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（利益の配当等に関する責任）

第百十七條 第百十四條第一項の規定に違反して特定目的会社が同項の規定による利益の配当をした場合又は第百十五條第三項の規定に違反して中間配当をした場合には、当該行為により配当する金銭（以下この款において「配当金」という。）の額（同項の規定に違反して中間配当をした場合にあつては分配する金銭（以下この款において「分配金」という。）の額。以下この条において同じ。）の交付を受け

た者並びに当該利益の配当又は中間配当に関する職務を行った取締役（当該取締役の行う利益の配当又は中間配当に職務上関与した者として内閣府令で定めるものを含む。）及び次の各号に掲げる者は、当該特定目的会社に対し、連帯して、当該配当金の額の交付を受けた者が交付を受けた配当金の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 第一百四条第二項の規定による定時社員総会の決議による承認があつた場合（当該決議によって定められた配当金の額が当該事業年度の末日における第一百四条第一項（各号を除く。）に規定する額を超える場合に限る。）における当該定時社員総会に係る総会議案提案取締役（当該定時社員総会に議案を提案した取締役として内閣府令で定めるものをいう。）

二 第一百五条第一項の規定による取締役の決定があつた場合（当該決定によって定められた分配金の額が同条第三項に規定する額を超える場合に限る。）における当該取締役の決定に係る決定案提案取締役（当該決定に係る案を提案した取締役として内閣府令で定めるものをいう。）

（欠損が生じた場合の責任）

第一百八条 特定目的会社が中間配当をした場合において、当該中間配当をした日の属する事業年度（そ

の事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百四条第二項の承認を受けた時（同条第四項前段に規定する場合にあつては、同項後段の報告をした時）における第十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該中間配当に関する職務を行った取締役は、当該特定目的会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該中間配当の分配金の額を超える場合にあつては、当該分配金の額）を支払う義務を負う。ただし、当該取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

（取締役の責任等についての会社法の準用）

第百十九条 会社法第四百六十二条第二項及び第三項（剰余金の配当等に関する責任）の規定は第百七条の規定による特定目的会社の取締役の責任について、同法第四百六十三条（株主に対する求償権の制限等）の規定は特定目的会社の社員について、同法第四百六十四条（買取請求に応じて株式を取得した場合の責任）の規定は第百五十三条の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について、同法第四百六十五条第二項（欠損が生じた場合の責任）の規定は前条の規定による特定目的会社の取締役

役の責任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十二条第二項及び第三項中「業務執行者」とあるのは「同条に規定する取締役」と、同項中「前条第一項各号に掲げる行為の時ににおける分配可能額」とあるのは「資産流動化法第百十四条第一項又は第百十五条第三項に規定する額」と、同法第四百六十三条第一項中「第四百六十一条第一項各号に掲げる行為」とあるのは「資産流動化法第百十四条の規定による利益の配当又は中間配当」と、「金銭等の帳簿価額の総額」とあるのは「配当金の額又は分配金の額」と、「当該行為がその効力を生じた日における分配可能額」とあるのは「同条第一項又は資産流動化法第百十五条第三項に規定する額」と、同条第二項中「金銭等の帳簿価額」とあるのは「配当金の額又は分配金の額」と、同法第四百六十四条第一項中「当該支払の日における分配可能額」とあるのは「当該支払が属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る資産流動化法第百十四条第一項の額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第一百七

条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに前条の規定及び前項において準用する同法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（社員等の権利の行使に関する利益の供与）

第二百二十条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者（次項及び第五項において「社員等」という。）の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該特定目的会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）をしてはならない。

2 特定目的会社が特定の社員等に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該特定目的会社は、社員等の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。特定目的会社が特定の社員等に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該特定目的会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。

3 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該特定目的会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該特定目的会社に対して当該利益と引換えに給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

4 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をするに關与した取締役として内閣府令で定める者は、当該特定目的会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の義務は、すべての社員等の同意がなければ、免除することができない。

6 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 特定社債

第一款 通則

（特定社債を引き受ける者の募集）

第二百二十一条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あ

るときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を引き受ける者の募集をすることができる。

2 特定目的会社は、他の特定目的会社と合同して特定社債を発行することができない。

（募集特定社債の申込み）

第二百二十二条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）
- 二 申込みの対象が特定社債である旨
- 三 募集特定社債に係る特定資産の種類
- 四 募集特定社債の総額
- 五 各募集特定社債の金額
- 六 募集特定社債の利率

七 募集特定社債の償還の方法及び期限

八 利息支払の方法及び期限

九 特定社債券を発行するときは、その旨

十 特定社債権者が第二百二十五条において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は

一部をすることができないこととするときは、その旨

十一 特定社債管理者が特定社債権者集会の決議によらずに第二百二十七条第四項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨

十二 募集特定社債の割当てを受ける者を定めるべき期限

十三 前号の期限までに募集特定社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称

十四 各募集特定社債の払込金額（各募集特定社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この節）
第三百二十九条第二項及び第三項、第四百四十四条第一項第二号並びに第四百四十五条第一項第一号及び第
二項を除く。）において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

- 十五 募集特定社債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 十六 銀行等の払込みの取扱いの場所
- 十七 資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗することができる権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要
- 十八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）
- 十九 資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第八号まで及び第十四号に掲げる事項及びその発行状況
- 二十 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況
- 二十一 資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定約束手形の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

二十二 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

二十三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に応じて募集特定社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特定目的会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集特定社債の金額及び金額ごとの数

三 特定目的会社が前項第十四号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集特定社債の引受け

の申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 特定目的会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 特定目的会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該特定目的会社に通知した場合には、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 特定目的会社は、第一項第十三号に規定する者がある場合を除き、同項第十二号の期限までに募集特定社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合には、募集特定社債の全部を発行してはならない。

9 取締役は、申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求

めがあつたときは、これに応じなければならない。

10 第四十条第九項の規定は申込者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は第一項第十六号の払込みの取扱いをした銀行等について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第九項中「前項」とあるのは「第二百二十二条第九項」と、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百一十一条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、「これらの規定により」とあるのは「当該募集特定社債と引換えに」と、同条第二項中「第三十四条第一項若しくは前条第一項の規定により」とあるのは「募集特定社債と引換えに」と、「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

（募集特定社債の割当て）

第二百二十三条 特定目的会社は、申込者の中から募集特定社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集特定社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該申込者に割り当てる募集特定社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減

少することができる。

2 特定目的会社は、前条第一項第十五号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集特定社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

(募集特定社債の申込み及び割当てに関する特則)

第二百二十四条 前二条の規定は、募集特定社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(会社法の準用)

第二百二十五条 会社法第六百八十条から第七百一条まで(第六百八十四条第四項及び第五項を除く。)(募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人、社債原簿の備置き及び閲覧等、社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の対抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの対抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項

を記載した書面の交付等、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債の償還、社債の償還請求権等の消滅時効）の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券又は特定社債原簿について準用する。この場合において、これらの規定中「社債原簿記載事項」、「社債発行会社」及び「無記名社債」とあるのは、それぞれ「特定社債原簿記載事項」、「特定社債発行会社」及び「無記名特定社債」と、同法第六百八十条中「募集社債」とあるのは「募集特定社債」と、同条第二号中「前条」とあるのは「資産流動化法第二百二十四条」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項第六号から第十一号まで」と、同法第六百八十三条及び第六百八十四条第一項中「社債原簿管理人」とあるのは「特定社債原簿管理人」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項第十号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定社債管理者の設置)

第二百二十六条 特定目的会社は、特定社債を発行する場合には、特定社債管理者を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各募集特定社債の金額が一億円以上である場合その他特定社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(特定社債管理者の権限等)

第二百二十七条 特定社債管理者は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 特定社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、特定社債権者は、その特定社債管理者に対し、特定社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、特定社債券を発行する旨の定めがあるときは、特定社債権者は、特定社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 特定社債管理者は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第二百二十二条第一項の規定により同項第十一号に掲げる事項を通知した場合は、この限りでない。

一 当該特定社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該特定社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

5 特定社債管理者は、前項ただし書の規定により特定社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6 前項の規定による公告は、特定社債を発行した特定目的会社（以下この節において「特定社債発行会社」という。）における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告（第九百九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法で

しなければならない。

7 特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、特定社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者の辞任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」、「社債発行会社」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」、「特定社債発行会社」及び「特定社債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第

七百五十五条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項」と、同法第七百十条第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法」と、同法第七百十一条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(一般担保)

第二百二十八条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(特定社債権者集会)

第二百二十九条 特定社債権者は、特定社債の種類（第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに特定社債権者集会を組織する。

2 会社法第四編第三章（第七百十五条を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、

第八百七十条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告（資産流動化法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集会参考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百二十九条第一項中「第七百七条」

とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七条第二項中「第七百五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条」とあるのは「資産流動化法第一百一十一条」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項（資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百三十七条第二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（担保付社債信託法等の適用関係）

第三百三十条 特定社債は、担保付社債信託法、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。

2 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保付社債信託法第四条各号に掲げるもの

のほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。

一 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十四条第一項の規定により質権の設定が登記される債権

二 その譲渡により担保の目的となる動産又は債権であつて、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項又は第四条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

第二款 転換特定社債

（転換特定社債の発行）

第三百三十一条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、払込金額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。この場合に

においては、取締役は、当該社員総会において、優先出資社員以外の者に対して特に有利な払込金額をもつて転換特定社債を発行することを必要とする理由を説明しなければならない。

3 前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であつて、当該決議の日から六箇月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

4 第三十九条第三項の規定は、第二項の決議について準用する。

(転換特定社債発行事項の公示)

第三百二十二条 特定目的会社は、転換特定社債（前条第二項の決議があつたものを除く。）を発行する場合には、転換特定社債の総額、払込金額、転換の条件、転換によつて発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2 特定目的会社は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、転換特

定社債の割当てをすることができない。

(転換特定社債発行の手續)

第三百三十三条 転換特定社債については、第二百一十一条第一項の募集に依じて募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、第二百二十二条第一項の規定により通知すべき事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 転換特定社債を優先出資に転換することができること。

二 転換の条件

三 転換によつて発行すべき優先出資の内容

四 転換を請求することができる期間

2 転換特定社債については、前項各号に掲げる事項を、特定社債原簿に記載し、又は記録し、かつ、転換特定社債券を発行したときは、当該転換特定社債券に記載しなければならない。

(転換特定社債の登記)

第三百三十四条 転換特定社債を発行する場合には、第二百二十二条第一項第十五号に規定する期日か

ら二週間以内に、本店の所在地において、転換特定社債の登記をしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 転換特定社債の総額

二 各転換特定社債の金額

三 各転換特定社債について払い込んだ金額

四 前条第一項各号に掲げる事項

3 会社法第九百十五条第一項（変更の登記）の規定は、前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に
ついて準用する。

4 外国において転換特定社債を引き受ける者の募集をした場合において、登記すべき事項が外国におい
て生じたときは、登記の期間については、その通知が到達した時から起算する。

（転換の請求）

第三百三十五条 転換の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 転換をする特定社債

二 請求の日

2 転換を請求する者は、転換特定社債券を特定目的会社に提出しなければならない。ただし、当該転換特定社債券が発行されていないときは、この限りでない。

(基準日後に転換により発行された優先出資の議決権)

第三百二十六条 特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十三条第二項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

(優先出資社員となる時期)

第三百二十七条 第三百二十五条第一項の規定により転換の請求をした者は、同項第二号の日に優先出資社員となる。

(会社法等の準用)

第三百二十八条 会社法第五百十一条(各号を除く。)(株式の質入れの効果)、第二百十条(募集株式の発行等をやめることの請求)、第二百十二条第一項(第一号に係る部分に限る。)(不公正な払込金額

で株式を引き受けた者等の責任）及び第九百十五条第三項（第一号に係る部分に限る。）（変更の登記

）の規定は、特定目的会社の転換特定社債について準用する。この場合において、同法第五百五十一条中「株式会社が次に掲げる行為をした場合」とあるのは「転換特定社債の転換がされた場合」と、「当該行為」とあるのは「当該転換」と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、同法第二百十条中「株主」とあるのは「社員」と、「第九百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百一十一条第一項」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款

で定めた場合にあつては、その期間) 前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新優先出資引受権付特定社債

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第三百二十九条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使に際して出資される金銭の額(次項、第四百四十四条第一項第二号並びに第四百四十五条第一項第一号及び第二項において「払込金額」という。)の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額の総額及び新優先出資の引受権を行使する

ことができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であつて行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の払込金額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えない場合に限り償還及び消却をするものを発行するときは、この限りでない。

4 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付した新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときに、おいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、払込金額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。この場合においては、取締役は、当該社員総会において、優先出資社員以外の者に対して特に有利な払込金額をもつて新優先出資引受権付特定社債を発行することを必要とする理由を説明しなければならない。

5 第三百三十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の社員総会の決議について準用する。この場合において、同条第三項中「転換特定社債」とあるのは、「新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるもの

とする。

(新優先出資引受権付特定社債発行事項の公示)

第四十条 特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債(前条第四項の決議があつたものを除く。)を発行するときは、新優先出資引受権付特定社債の総額、払込金額、新優先出資の引受権の内容、新優先出資の引受権を行使することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

3 特定目的会社は、第一項の規定による公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新優先出資引受権付特定社債の割当てをすることができない。

(新優先出資引受権付特定社債発行の手続)

第四十一条 新優先出資引受権付特定社債については、第二十一条第一項の募集に応じて募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、第二十一条第一項の規定により通知すべき事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 新優先出資引受権付特定社債であること。

二 第五条第一項第二号二(2)から(5)までに掲げる事項

三 第四百四十五条第二項に規定する払込みを取り扱う銀行等及びその取扱いの場所

2 新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券を発行したときは、当該新優先出資引受権付特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次条第一項の新優先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。

3 新優先出資引受権付特定社債については、第一項各号に掲げる事項を特定社債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

(新優先出資引受権証券の発行と方式)

第四百四十二条 資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合に
おいては、特定目的会社は、新優先出資引受権証券を発行しなければならない。

2 新優先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、代表取締役がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 新優先出資引受権証券であることを表示

二 商号

三 第五条第一項第二号二(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

四 前条第一項第三号に掲げる事項

(新優先出資引受権証券の譲渡方法)

第四百四十二条 新優先出資引受権証券が発行された場合には、新優先出資の引受権を譲渡するには、新優先出資引受権証券を交付しなければならない。

2 会社法第二百五十八条第一項及び第二項(権利の推定等)並びに第二百九十一条(新株予約権証券の喪失)の規定は、新優先出資引受権証券について準用する。この場合において、同法第二百五十八条中「証券発行新株予約権」とあるのは、「新優先出資引受権」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債の登記)

第四百四十四条 新優先出資引受権付特定社債の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
い。

一 新優先出資引受権付特定社債であること。

二 新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額の総額

三 各新優先出資引受権付特定社債の金額

四 各新優先出資引受権付特定社債について払い込んだ金額

五 第五条第一項第二号二(1)から(3)までに掲げる事項

2 第二百三十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、新優先出資引受権付特定社債の登記について準用する。

(新優先出資の引受権の行使等)

第四百四十五条 新優先出資の引受権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の払込金額

二 新優先出資の引受権を行使する者の住所

三 新優先出資の引受権を行使する日

2 新優先出資の引受権を行使する者は、新優先出資の払込金額の全額を払い込み、かつ、新優先出資引

受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を特定目的会社に提出し、新優先出資引受権証券を発行していないとき（新優先出資引受権付特定社債券を発行していないときを除く。）は、新優先出資引受権付特定社債券を提示しなければならない。

3 前項の払込みは、第四百四十一条第一項第三号の銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

（優先出資社員となる時期）

第四百四十六条 前条第一項の規定により新優先出資の引受権を行使した者は、同条第二項の払込みの時に優先出資社員となる。

（会社法等の準用）

第四百四十七条 会社法第二百十条（募集株式の発行等をやめることの請求）及び第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は新優先出資引受権付特定社債について、第三百三十六条並びに同法第九百十五条第三項（第一号に係る部分に限る。）

（変更の登記）の規定は新優先出資引受権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同

法第二百十條中「株主」とあるのは「社員」と、「第九十九條第一項」とあるのは「資産流動化法第百二十一條第一項」と、同條第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第九十七條第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二條第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同條第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第四百四十八条 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第四百四十九条 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第二百二十一条第一項、第二百二十九条、第二百三十一条から第四百四十七条まで及び第四百五十四条の規定は、適用しない。

第七節 定款の変更

第百五十条 特定目的会社は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

第八節 資産流動化計画の変更

(資産流動化計画の変更)

第百五十一条 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については資産流動化計画を変更することができない。

一 第五条第一項第三号に掲げる事項のうち、内閣府令で定めるもの

二 第五条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のうち、内閣府令で定めるもの（あらかじめその変更をする場合の条件が資産流動化計画に定められている場合を除く。）

三 資産流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微な内容である場合

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として内閣府令で定める場合

4 特定目的会社は、資産流動化計画を変更したとき（前項の規定による場合に限る。）は、遅滞なく、その旨を各利害関係人に通知し、又は公告しなければならない。

5 第二百二十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

（計画変更決議）

第百五十二条 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十六条第一項の規定による招集の通知をするときは、当該各号に定める事項を記載した書類を交付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第百五十四条第五項の規定により資産流動化計画の変更に

反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第一百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変

更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の合計額

三 特定約束手形を発行している特定目的会社 第一百五十六条第三項において準用する第一百五十五条第

四項の規定により資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務の額の合計額

四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百五十七条第二項において準用する第一百五十五条第

四項の規定により資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2 前項の特定目的会社にあつては、第五十六条第三項において準用する第一百五十五条第三項の承諾をした

社員に対し電磁的方法により前項の招集の通知をするときは、同項の書類に記載すべき事項を当該通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、同項の書類を

当該社員に交付しなければならない。

3 第三十九条第三項の規定は、計画変更決議について準用する。

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第五百五十三条 計画変更決議を行う社員総会に先立つてその変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知し、かつ、当該社員総会において当該変更に対抗した優先出資社員（当該社員総会において議決権を行使することができるものに限る。）は、当該特定目的会社に対し、自己の有する優先出資を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 前項の請求（以下この条において「優先出資買取請求」という。）は、計画変更決議の日（特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。）の二十日前の日から当該計画変更決議の日の前日までの間に、その優先出資買取請求に係る優先出資の種類及び口数を明らかにしてしなければならない。

3 優先出資買取請求があつた場合において、優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調つたときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から六十日以内にその支払をしなければならない。ただし、次条第五項、第五百五十五条第四項又は第五百五十六条第三項若しくは第五百十

七条第二項において準用する第百五十五条第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払をすることができない。

4 会社法第百十六条第三項、第四項、第六項及び第七項（反対株主の株式買取請求）、第百十七条第二項から第六項まで（株式の価格の決定等）、第百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第百七十条（第四号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第百七十一条本文（理由の付記）、第百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について準用する。この場合において、同法第百十六条第三項及び第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化計画の変更」と、同条第三項中「当該行為が効力を生ずる日」とあるのは「資産流動化法第百五十三条第二項に規定する計画変更決議の日」と、「同項各号に定める株式の」とあるのは「その」と、「当該行為を」とあるのは「当該資産流動化計画の変更を」と、同法第百十七条第二項、第五項及び第六項中「株式の」とあるのは「優先出資の

「と、同項中「、株券」とあるのは「、優先出資証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定社債権者集会の承認)

第百五十四条 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更をするときは、当該計画変更決議のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集するときは、第百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、各特定社債権者に対して書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集するときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対しその変更に反対するときは当該期間内にその旨を書面又は電磁的方法をもって通知すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該期間を前項の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない。

4 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が無記名式の特定社債券を発行してい

るときは、第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第四項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6 第六十二条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十六条第一項」とあるのは「第一百五十四条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定短期社債権者の反対)

第一百五十五条 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更

をするときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対処するときは当該期間内にその旨を通知すべきことを公告しなければならない。

2 前項の規定により反対しようとする特定短期社債権者は、その特定社債券（特定短期社債に係るものに限る。）の特定目的会社に対する提示その他の内閣府令で定める措置をとらなければならない。

3 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対する旨を通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定短期社債権者が反対する旨を通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更をした後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

（特定約束手形の所持人の反対）

第一百五十六条 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対処するときは当該期間内にその旨を通知すべきことを公告しなければならない。

2 前項の規定により反対しようとする特定約束手形の所持人は、その特定約束手形を特定目的会社に提示しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束手形の所持人について準用する。

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第五百五十七条 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならない。

2 第三百二十二条第二項の規定は前項の催告について、第五百五十五条第三項及び第四項の規定は特定目的借入れに係る債権者について、それぞれ準用する。この場合において、第三百二十二条第二項中「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と、第五百五十五条第三項中「第一項」とあるのは「第五百五十五条第一項」と読み替えるものとする。

第九節 事後設立

第百五十八条 特定目的会社は、その成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得をする場合には、当該取得がその効力を生ずる日の前日までに、社員総会の決議によつて、当該取得に係る契約の承認を受けなければならない。ただし、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないとき、又は当該契約により取得する財産が資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

一 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

二 当該特定目的会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算

（貸借対照表の作成等）

第百五十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行し、又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特

定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2 第二十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八条第一項、第七十三条から第七十五条まで、第九十一条から第九十三条まで及び第一百二条から第一百四条（第四項及び第七項を除く。）まで並びに第二十一条第三項において準用する会社法第四十三条第一項及び第二項本文並びに第七十七条第二項において準用する同法第三百四十四条第一項及び第二項の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、前項の貸借対照表について準用する。

3 第一項の規定により貸借対照表を作成した第二種特定目的会社の当該貸借対照表上の純資産の額が、同項の資産流動化計画の定めるところに従つた優先出資の消却をするために必要となる金額に満たない場合には、優先出資社員は、当該貸借対照表の承認についての議決権を有する。

4 前項の場合において、同項の貸借対照表について承認の決議があつたときは、解散の決議があつたものとみなす。

第十一節 解散

(解散の事由)

第六十条 特定目的会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 社員総会の決議
- 四 破産手続開始の決定
- 五 第六十二条第一項又は第六十三条において準用する会社法第八百二十四条第一項の規定による解散を命ずる裁判
- 六 第二百二十条の規定による内閣総理大臣の発する解散命令
- 七 資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能
- 八 その他政令で定める事由の発生

2 会社法第九百二十六条（解散の登記）の規定は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により特定目的会社が解散した場合について準用する。

（解散の決議）

第六十一条 優先出資社員は、前条第一項第三号に掲げる解散の決議について、議決権を有する。

2 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

（特定目的会社の解散の訴え）

第六十二条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総特定社員若しくは総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員若しくは優先出資社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員若しくは優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数若しくは発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資若しくは優先出資を有する特定

社員若しくは優先出資社員は、訴えをもって特定目的会社の解散を請求することができる。

一 特定目的会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該特定目的会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。

2 会社法第八百三十四条（第二十号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は、特定目的会社の解散の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法の準用）

第六百六十三条 会社法第八百二十四条（会社の解散命令）、第八百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）

(陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る)。(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百四条(法務大臣の関与)及び第九百三十七條第一項(第三号口に係る部分に限る)。(裁判による登記の囑託)の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五條(会社の財産に関する保全処分)、第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第二号に係る部分に限る)。(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二條(第一号及び第四号に係る部分に限る)。(即時抗告)、第八百七十三条(原裁判の執行停止)、第八百七十四条(第二号及び第三号に係る部分に限る)。(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに第九百五条及び第九百六條(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四條第一項の申立てがあつた場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二節 清算

第一款 通則

(清算の開始原因)

第六十四条 特定目的会社は、次に掲げる場合には、この款の定めによるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算特定目的会社の能力)

第六十五条 前条の規定により清算をする特定目的会社（以下「清算特定目的会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(社員総会以外の機関の設置)

第六十六条 清算特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 一人又は二人以上の清算人

二 一人又は二人以上の監査役

2 第六十七条の規定は、清算特定目的会社については、適用しない。

(清算人の就任等)

第六十七条 次に掲げる者は、清算特定目的会社の清算人となる。

一 取締役(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

二 定款で定める者

三 社員総会の決議によって選任された者

2 優先出資社員は、前項第三号に規定する決議について、議決権を有する。

3 第一項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を
選任する。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第六十条第一項第五号に掲げる事由によって解散した清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を
選任する。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、第六十四条第二号に掲げる場合に該当することとなった清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

6 第一項及び第三項の規定にかかわらず、第六十条第一項第六号に掲げる事由によって解散した清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

7 第六十九条及び第七十条の規定は、清算特定目的会社の清算人について準用する。

(清算人の解任)

第六十八条 清算人（前条第三項から第六項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 優先出資社員は、前項の規定による清算人の解任について、議決権を有する。

3 裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の申立てにより又は職権で、前条第六項の規定により選任された清算人を解任することができる。

4 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる社員の申立てにより、清算人を解任することができる。

る。

一 総特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）又は総優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く

。）。の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員又は優先出資社員（次に掲げる特定社員又は優先出資社員を除く。）

イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない特定社員又は優先出資社員
ロ 当該申立てに係る清算人である特定社員又は優先出資社員

二 特定出資（次に掲げる特定社員の有する特定出資を除く。）の総口数又は発行済優先出資（次に掲げる優先出資社員の有する優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資又は優先出資を有する特定社員又は優先出資社員

イ 当該清算特定目的会社である特定社員又は優先出資社員
ロ 当該申立てに係る清算人である特定社員又は優先出資社員

5 第七十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに会社法第九百三十七条第一項（第二号八及び第三号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は、清算人について準用する。この場合に

において、第七十六条第一項中「員数」とあるのは「人数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

(清算人の職務)

第六十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(業務の執行)

第七十条 清算人は、清算特定目的会社の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算特定目的会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、
清算人の過半数をもって決定する。

3 第八十条及び第八十二条から第八十四条まで並びに会社法第三百五十四条(表見代表取締役)、第三
百五十五条(忠実義務)、第三百五十七条第一項(取締役の報告義務)、第四百八十四条(清算株式会

社についての破産手続の開始）及び第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）の規定は、清算特定目的会社の清算人（第八十四条の規定については、第六十七條第三項から第六項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三百五十四条中「社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称」とあるのは「清算特定目的会社を代表する権限を有するものと認められる名称」と、同法第三百五十五条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百五十七條第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監査役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算特定目的会社の代表）

第七十一条 清算人は、清算特定目的会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算特定目的会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算特定目的会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算特定目的会社を代表する。
- 3 清算特定目的会社は、定款、定款の定めに基づく清算人（第六十七條第三項から第六項までの規定

により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は社員総会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第六十七條第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

5 裁判所は、第六十七條第三項から第六項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 会社法第三百四十九條第四項及び第五項（株式会社の代表）、第三百五十一條（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）並びに第九百三十七條第一項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は清算特定目的会社の代表清算人について、同法第三百五十二條（取締役の職務を代行する者の権限）の規定は清算特定目的会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十一條第一項中「員数」とあるのは「人数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人の清算特定目的会社に対する損害賠償責任）

第七十二条 清算人は、その任務を怠ったときは、清算特定目的会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第七十条第三項において準用する第八十条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第七十条第三項において準用する第八十条第一項第二号又は第三号の取引によって清算特定目的会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第七十条第三項において準用する第八十条第一項の清算人

二 清算特定目的会社が当該取引をすることを決定した清算人

4 第九十四条第四項及び第五項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第五項中「第八十条第一項第二号」とあるのは、「第七十条第三項において準用する第八十条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(清算人の第三者に対する損害賠償責任)

第七十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、こ

れによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第七十六条第一項に規定する財産目録等並びに第七十七条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二 虚偽の登記

三 虚偽の公告

(清算人及び監査役の連帯責任等)

第七十四条 清算人又は監査役が清算特定目的会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第九十六条の規定は、適用しない。

3 第九十七条の規定は、清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて準用する。こ

の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役等に関する規定の適用関係）

第七百七十五条 清算特定目的会社については、第三節（第三十四条（第四項及び第五項を除く。）及び第四十六条を除く。）、第四節第一款、第七十二条第一項、第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第三項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十九条及び同節第六款の規定中取締役又は代表取締役に関する規定は、清算人又は代表清算人に関する規定として清算人又は代表清算人に適用があるものとする。

（財産目録等の作成等）

第七百七十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算特定目的会社の財産の現況を調査し、内閣府令で定めるところにより、第六百六十四条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、これらを社員総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

2 優先出資社員は、財産目録等の承認について、議決権を有する。

3 清算特定目的会社は、財産目録等を作成した時から本店の所在地における清算結了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

4 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成、保存及び監査等)

第七十七条 清算特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、各清算事務年度(第六十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に相当する日(相当する日がない場合にあつては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

3 会社法第四百九十四条第二項及び第三項(貸借対照表等の作成及び保存)、第四百九十六条第一項及び第二項(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)、第四百九十七条(第一項各号を除く。)(貸借対照表

等の定時株主総会への提出等）並びに第四百九十八条（貸借対照表等の提出命令）の規定は、第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書について準用する。この場合において、同法第四百九十六条第一項中「前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。」とあるのは「資産流動化法第七十七条第二項の監査を受けた監査報告を含む。」と、同項及び同法第四百九十七条中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第一項中「当該各号に定める貸借対照表及び事務報告」とあるのは「資産流動化法第七十七条第二項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 優先出資社員は、前項において準用する会社法第四百九十七条第二項の規定による貸借対照表の承認について、議決権を有する。

（残余財産の分配）

第七十八条 清算特定目的会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 残余財産の種類

- 二 社員に対する残余財産の割当てに関する事項
- 2 前項に規定する場合において、優先出資を発行しているときは、清算特定目的会社は、当該優先出資の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 特定社員又は残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合において、ある種類の優先出資を有する優先出資社員に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該優先出資の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、残余財産の割当てについて特定出資と優先出資との間で、又は残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合において優先出資の種類ごとに、異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、社員（当該清算特定目的会社及び前項第一号の特定社員又は優先出資社員を除く。）の有する特定出資又は優先出資の口数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、特定出資及び各優先出資の口数）に応じた残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。

4 会社法第五百五条（残余財産が金銭以外の財産である場合）及び第五百六条（基準株式数を定めた場合の処理）の規定は、清算特定目的会社について準用する。この場合において、同法第五百五条第一項第二号及び第五百六条中「株式を」とあるのは「特定出資又は優先出資を」と、同条中「の株式（）」とあるのは「の特定出資又は優先出資（）」と、「基準株式数」とあるのは「基準特定出資口数又は基準優先出資口数」と、「基準未満株式」とあるのは「基準未満特定出資又は基準未満優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社の清算等に関する会社法の準用等）

第七十九条 会社法第四百九十九条から第五百三条まで（債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条第一項、第三項及び第四項（清算事務の終了等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号、第三号、第八号）及び第九号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（

第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)、第九百二十八条第一項及び第三項(清算人の登記)並びに第九百二十九条(第一号に係る部分に限る。)(清算結了の登記)の規定は、特定目的会社の清算について準用する。この場合において、同法第五百七条第三項中「決算報告(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を株主総会」とあるのは「決算報告(資産流動化法第七十七条第二項に規定する監査を受けたもの)を社員総会」と、同法第五百八条第一項中「清算人(清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人)」とあるのは「清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 優先出資社員は、前項において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認について、議決権を有する。

第二款 特別清算

(特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等)

第一百八十条 裁判所は、清算特定目的会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第四項において準用

する会社法第五百十四条の規定に基づき、申立てにより、当該清算特定目的会社に対し特別清算の開始を命ずる。

一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。

二 債務超過（清算特定目的会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。第三項において同じ。）の疑いがあること。

2 債権者、清算人、監査役又は社員は、特別清算開始の申立てをすることができる。

3 清算特定目的会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならぬ。

4 会社法第五百十二条から第五十八条まで（他の手続の中止命令、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第二項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別

清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手續に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に関する裁判による登記の囑託）の規定は、清算特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百十六条中「担保権の実行の手續、企業担保権の実行の手續又は清算株式会社の財産」とあるのは「担保権の実行の手續又は清算特定目的会社の財産」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上」の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する株主」とあるのは「総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。）の議決権の百分

の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員若しくは総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員又は発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三節 雑則

（銀行法等の規定の適用）

第百八十一条 特定目的会社並びにその特定出資及び優先出資は、銀行法その他の法令の規定で政令で定

めるものの適用については、政令で定めるところにより、それぞれ当該政令で定める法令の規定に規定する会社及びその出資とみなす。

2 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に定める業務を行う場合には、第十九条第二項、第四十一条第四項、第二百二十二条第一項第十六号、第四百四十一条第一項第三号、第四百四十五条第三項、第四百八十四条第一項第四号、第四百八十五条第三号、第四百八十六条第三号、第四百九十二条第二号、第二十四条第三項において準用する会社法第六十四条、第三十六条第五項において準用する同法第二百八条第一項並びに第三十六条第七項、第四十一条第六項及び第二百二十二条第十項において準用する同法第六十四条の規定の適用については、銀行とみなす。

一 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第五十二条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に掲げる業務

二 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号に掲げる業務

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一

号の事業を行う協同組合連合会 同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九第五項第一号（同法
第九条の八第二項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる業務

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
又は農業協同組合連合会 同条第六項第九号に掲げる業務

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項
第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同
組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第八号、第八
十七条第四項第八号、第九十三条第二項第八号又は第九十七条第三項第八号に掲げる業務

六 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十一号に掲げる
業務

七 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第十三号に
掲げる業務

（登記簿）

第百八十二条 登記所に、特定目的会社登記簿を備える。

(商業登記法等の準用)

第百八十三条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで(登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥)、第七条から第十五条まで(登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書等の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、囑託による登記)、第十七条から第二十七条まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第三十二条(商号の登記の抹消)、第三十四条(会社の商号の登記)、第四十四条、第四十五条(会社の支配人の登記)、第四十六条(第四項を除く。)(添付書面の通則)、第四十七条第一項(設立の登記)、第四十八条から第五十五条まで(支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記)、第六十四条(株主名簿管理人

の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算結了の登記）及び第三百二十二条から第四百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで（第九十五条、第一百一十一条及び第一百八十八条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに」とあるのは「第三百三十二条及び」と、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二十二條第四項において準用する

会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号中「会社法第三百三十三条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、「同法第三百二十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、「同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十条第四項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第七十一条第四項」と、同法第七十二条第二項中「会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八条第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（設立の登記の添付書面）

第百八十四条 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 定款に第十六条第三項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 第十八条第二項において準用する会社法第三十二条第十項第三号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

四 第十九条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保

管に関する証明書

五 特定社員名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

六 この法律の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役（特定目的会社の設立に際して代表取締役となる者をいう。）が就任を承諾したことを証する書面

七 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承認したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、設立時会計参与にあつては第七十一条第一項に規定する者であること、設立時会計監査人にあつては第七十二条第一項に規定する者であることを証する書面

2 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（募集特定出資の発行による変更の登記）

第八十五条 募集特定出資の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない

。 一 募集特定出資の引受けの申込み又は第三十六条第五項において準用する会社法第二百五条の契約を証する書面

二 前条第一項第三号に掲げる書面

三 金銭を出資の目的とするときは、第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

四 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(募集優先出資の発行の登記)

第百八十六条 募集優先出資の発行の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 募集優先出資の引受けの申込み又は第四十一条第二項の契約を証する書面

二 優先出資社員名簿管理人を置いたときは、定款及びその者との契約を証する書面

三 第四十一条第四項に規定する払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第八十七条 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、第四十七条第三項の規定又は第五十条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による公告をしたことを証する書面又は当該優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

2 優先出資社員に配当すべき利益をもってする優先出資の消却による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、利益の存在を証する書面を添付しなければならない。

(特定資本金の額の減少による変更の登記)

第八十八条 特定資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、第一百一十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相

当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したと又は当該特定資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならぬ。

(優先資本金の額の減少による変更の登記)

第百八十九条 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第百九条の規定 第百十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 第百十条の規定 同条第二項の規定による公告をしたことを証する書面並びに第百十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の

財産を信託したこと又は当該優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 第一百五十九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

(減資剰余金の優先資本金への組入れによる変更の登記)

第一百九十条 減資剰余金(優先出資の消却を行うためにする優先資本金の額の減少に係るものに限る。)の優先資本金への組入れによる変更の登記の申請書には、減資剰余金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(転換特定社債等の発行による変更の登記)

第一百九十一条 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の発行による変更の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の引受けの申込み又は第二百二十四条の契約を証する

書面

二 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の払込金額（第二百二十二条第一項第十四号に規定する払込金額をいう。）の全額の払込みがあったことを証する書面

（転換特定社債の転換による変更の登記）

第九十二条 転換特定社債の転換による変更の登記の申請書には、当該転換の請求があったことを証する書面を添付しなければならない。

（新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記）

第九十三条 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使があったことを証する書面
- 二 第四十五条第三項に規定する払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

（公告）

第九十四条 特定目的会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができ

る。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。

）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この編において同じ。）

2 特定目的会社が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号のいずれかを定めることができる。

3 第一項又は前項の規定による定めがない特定目的会社の公告方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

4 会社法第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）

、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、特定目的会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第一項第一号中「この法律」とあるのは「資産流動化法第二編」と、同項第二号中「第四百四十条第一項」とあるのは「資産流動化法第九百四十五条第五項」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。」とあるのは「資産流動化法第二編の規定による公告（資産流動化法第九百四十五条第五項の規定による公告を除く。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十一条 施行日前に前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧資産流動化法」という。）第十八条第六項において準用する旧商法第六百六十七条の認証を受けた定款に

係る特定目的会社の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）の定めるところによる。

2 特定目的会社の施行日における発行した特定出資の総口数は、特定目的会社の特定資本の額を当該特定目的会社の特定出資一口の金額で除して得た数とする。

3 特定目的会社は、新資産流動化法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであっても、この条の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならぬ。

4 施行日前に特定目的会社とその支店の所在地でした支配人の選任の登記は、その登記をした日に、特定目的会社とその本店の所在地でしたものとみなす。

5 施行日前に旧資産流動化法第二十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

6 施行日前に特定目的会社において社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議

を要する自己の特定持分の取得については、なお従前の例による。

7 施行日前に特定目的会社において優先出資の発行の決議があつた場合におけるその優先出資の発行の手續については、なお従前の例による。ただし、優先出資の発行に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

8 この法律の施行の際現に特定目的会社の定款に優先出資又は特定社債についての名義書換代理人を置く旨の定めがある場合における特定目的会社の定款には、優先出資社員名簿管理人又は特定社債原簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

9 特定目的会社がこの法律の施行の際現に置いている優先出資についての名義書換代理人は、施行日以後は、特定目的会社が委託した優先出資社員名簿管理人とみなす。

10 特定目的会社がこの法律の施行の際現に置いている特定社債についての名義書換代理人は、施行日以後は、特定目的会社が委託した特定社債原簿管理人とみなす。

11 この法律の施行の際現に存する特定目的会社の単位未満優先出資については、なお従前の例による。

12 施行日前に社員総会又は旧資産流動化法第一百七条第一項の総会の招集の手續が開始された場合におけ

るその社員総会又は総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

- 13 新資産流動化法第七十条第一項（新資産流動化法第七十二条第二項及び第六百六十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

- 14 新資産流動化法第七十条第一項第五号（新資産流動化法第七十二条第二項及び第六百六十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に特定目的会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する中間法人法（これに相当する外国の法令を含む。）、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられた場合におけるその者の施行日以後の特定目的会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

15 この法律の施行の際現に旧資産流動化法の取締役、監査役又は清算人である者の任期については、なお従前の例による。

16 特定目的会社の取締役、監査役、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

17 施行日前に到来した最終の決算期（以下この条において「直前決算期」という。）に係る旧資産流動化法第八十五条第一項各号に掲げる資料及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

18 この法律の施行の際現に旧資産流動化法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社である特定目的会社の定款には、会計監査人を置く旨の定款の定めがあるものとみなす。

19 直前決算期以前の決算期に係る特定目的会社の利益の配当については、なお従前の例による。

20 施行日前に旧資産流動化法第百二条第一項の決定があつた場合におけるその決定による金銭の分配については、なお従前の例による。

21 施行日前に旧資産流動化法第百二条の規定により適用される第一条第五号の規定による廃止前の会社の

配当する利益又は利息の支払に関する法律第一項の規定により旧資産流動化法第百二条に規定する社員が特定目的会社に通知した場所は、新資産流動化法第百十六条において読み替えて準用する会社法第四百五十七条第一項の規定により同項に規定する社員が特定目的会社に通知した場所とみなす。

22 この法律の施行の際現に旧資産流動化法の規定により特定目的会社が定めている特定社債管理会社は、新資産流動化法の規定により特定目的会社が定めた特定社債管理者とみなす。ただし、新資産流動化法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十条第二項の規定は適用せず、その特定社債権者に対する損害賠償責任については、なお従前の例による。

23 この法律の施行の際現に存する特定社債については、新資産流動化法第百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号の規定（新資産流動化法第百二十二条第一項第九号及び第十号に掲げる事項に係る部分に限る。）は、適用しない。

24 この法律の施行の際現に存する特定社債に係る特定社債券の記載事項及び記名特定社債の譲渡については、なお従前の例による。

25 施行日前に募集の決定があつた特定社債の発行の手続については、なお従前の例による。ただし、特定

社債の発行に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

26 施行日前に招集の手続が開始された特定社債権者集会については、なお従前の例による。

27 施行日前に特定目的会社において特定資本の増加の決議があつた場合におけるその特定資本の増加の手続については、なお従前の例による。ただし、特定資本の増加に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

28 施行日前に特定目的会社において旧資産流動化法第一百六条第一項第三号に掲げる事項の決議があつた場合における当該決議に基づき付与する特定出資の引受けをする権利については、なお従前の例による。

29 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する特定資本の減少については、なお従前の例による。ただし、特定資本の減少に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

30 施行日前に旧資産流動化法第一百八条の二第一項の決議をするための社員総会の招集の手続が開始された場合における同項の規定による資産流動化計画の変更の手続については、なお従前の例による。

31 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する優先資本の減

少又は施行日前に旧資産流動化法第百十八条の九第一項の決定があつた場合における優先資本の減少については、なお従前の例による。ただし、優先資本の減少に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

32 施行日前に生じた旧資産流動化法第二百一十一条各号に掲げる事由により特定目的会社が解散した場合におけるその清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項（施行日前に清算人の登記をした場合にあつては、本店の所在地における登記事項のうち清算人の氏名及び住所を除く。）については、新資産流動化法の定めるところによる。

33 施行日前に提起された、特定目的会社の優先出資の発行の無効の訴え、資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴え、社員総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、特定資本の増加の無効の訴え、特定資本の減少の無効の訴え、優先資本の減少の無効の訴え、解散の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

34 施行日前に社員が次に掲げる規定に規定する訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

- 一 旧資産流動化法第二十五条において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
 - 二 旧資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項
 - 三 旧資産流動化法第七十五条第一項
 - 四 旧資産流動化法第八十四条第一項において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
 - 五 旧資産流動化法第百六条第四項において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
 - 六 旧資産流動化法第百十二条の三において準用する旧商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項
 - 七 旧資産流動化法第百十三条の五において準用する旧商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する旧商法第二百六十七条第一項
- 35 施行日前に提起された特定目的会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における特定目的会社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。

- 36 施行日前に申立て又は裁判があった旧資産流動化法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手続については、なお従前の例による。
- 37 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。
- 38 旧資産流動化法の規定による特定目的会社の登記は、新資産流動化法のこれらの規定に相当する規定による特定目的会社の登記とみなす。
- 39 特定目的会社については、施行日に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二條第二項第六号に掲げる事項として、第二項の規定による発行した特定出資の総口数が登記されたものとみなす。
- 40 特定目的会社は、会計監査人設置会社である場合には、施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称の登記をしなければならない。
- 41 特定目的会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。
- 42 第四十項の登記をするまでに同項の規定により登記すべき事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該

変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

43 特定目的会社の代表取締役又は清算人は、前三項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

44 新資産流動化法第八十三条第一項において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがある場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

45 施行日前にした旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新資産流動化法第八十三条第一項において準用する新商業登記法のこれらの規定に相当する規定によってしたものみなす。

46 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

47 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

48 施行日前にされた商号の仮登記（第四十六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけ

る商号の仮登記を含む。) についての旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法第三十六條の規定による登記の申請、旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法第二十七條第一項の規定による商号の仮登記の抹消の申請、旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法第四十條の規定による商号の仮登記の抹消並びに旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法第四十一條の規定による供託金の取戻し及び国庫への帰属については、なお従前の例による。

49 登記官は、この法律の施行の際現に支店の所在地における支配人の登記が存するときは、職権で、当該登記を本店の所在地における登記簿に移さなければならない。

50 この法律の施行の際現に存する旧資産流動化法第三百二十四条において準用する旧商業登記法第五十六條の二第一項の規定による指定は、新資産流動化法第八十三條第一項において準用する新商業登記法第四十九條第一項の規定による指定とみなす。

51 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特定目的会社の設立の登記を申請する場合における登記に関する手続については、なお従前の例による。

52 登記官は、この法律の施行の際現に存する特定目的会社について、職権で、その本店の所在地において

、発行した特定出資の総口数の登記をしなければならない。

53 第七項、第十二項、第二十五項、第二十七項、第二十九項、第三十一項、第三十二項又は第三十五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定目的会社の優先出資の発行、転換特定社債若しくは新優先出資引受権付特定社債の発行、特定資本の増加、特定資本の減少、優先資本の減少又は清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

54 第十八項の規定により特定目的会社の定款に会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされた場合における会計監査人設置会社である旨の登記（設立の登記を含む。）の申請書には、旧資産流動化法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社であることを証する書面を添付しなければならない。

55 第四十四項から前項までに定めるもののほか、前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

56 この法律の施行の際現に特定目的信託契約に受益証券についての名義書換代理人を置く旨の定めがある場合における特定目的信託契約には、権利者名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

57 受託信託会社等がこの法律の施行の際現に置いている受益証券についての名義書換代理人は、施行日以

後は、受託信託会社等が委託した権利者名簿管理人とみなす。

58 施行日前に招集の手続が開始された権利者集会については、なお従前の例による。

59 施行日前に旧資産流動化法第二百八条第一項（第一号の場合に限る。）の規定による特定目的信託契約の変更の手続が開始された場合におけるその特定目的信託契約の変更の手続については、なお従前の例による。

60 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二百二十二条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号才中「第百五十条の三及び第百六十三条」を「第二百八条及び第二百二十四条」に改める

。

第八条中「、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定に

よる改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。第二十条において「旧資産流動化法」という。）を削る。

第二十条第一項中、「旧資産流動化法」を削る。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第二百二十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項及び第五十四条第二項中「営業」を「事業」に改める。

第六十五条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「（債券）」を「（機構債）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第六十五条第四項及び第六十六条中「債券」を「機構債」に改める。

第七十一条中「第百五十一条第一号」を「第百五十二条第一号」に改める。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十四条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項の規定により発行された預金保険機構債券とみなす。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二百二十五条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の請求が可能とされる株式である場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定により分割又は併合された株式」を「(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。)の請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式又は当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあってはその

事由が生じたことにより転換された他の種類の株式及び当該株式又はこれらの転換された他の種類の株式について分割され又は併合された株式」に、「発行され、又は移転された」を「交付された」に、「同法の規定により分割」を「分割され」に改める。

第十六条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「(債券)」を「(機構債)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第十六条第四項及び第十七条中「債券」を「機構債」に改める。

第十九条中「第五十一条第一号」を「第五十二条第一号」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十六条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定により発行された預金保険

機構債とみなす。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の一部改正)

第二百二十七条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)の

一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第六条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十八条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年

法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削る。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条の前に見出しとして「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)」を付する。

(旧特定目的会社の存続)

第二百二十九条 前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（以下この条から第二百三十二条までにおいて「旧資産流動化法」という。）の規定による特定目的会社であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下この条から第二百三十二条までにおいて「旧特定目的会社」という。）は、施行日以後は、この条から第二百三十四条までの定めるところにより、第二百二十条による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条から第二百三十四条までにおいて「新資産流動化法」という。）の規定による特定目的会社として存続するものとする。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等)

第二百三十条 前条の規定により存続する特定目的会社であつて、第二百三十四条第四項に規定する登記をしていないもの（以下この条から第二百三十四条までにおいて「特例旧特定目的会社」という。）につい

ては、新資産流動化法第二条第一項、第二項、第四項及び第十二項から第十八項まで並びに第四条から第十二条までの規定は、適用しない。

2 特例旧特定目的会社は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、特定資産の流動化に係る業務を行つてはならない。

3 前項に規定する「特定資産」とは、次に掲げる資産をいう（以下第二百三十三条までにおいて同じ。）。

一 不動産（建物又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第一条第一号に規定する宅地をいう。）

二 指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）

三 前二号に掲げるものを信託する信託の受益権

4 第二項に規定する「特定資産の流動化」とは、一連の行為として、資産対応証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産を取得し、当該特定資産（当該特定資産を信託する信託の受益権を含む。）の管理及び処分により得られる金銭をもつて、次の各号に掲げる資産対応証券に係る債務又は出資について当該

各号に定める行為を行うこと(以下この条において同じ。)

一 特定約束手形(新資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形をいう。以下第二百三十四条までにおいて同じ。) 又は特定社債(新資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下第二百三十四条までにおいて同じ。) その債務の履行

二 優先出資(新資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下第二百三十四条までにおいて同じ。) 利益の分配及び消却のための取得又は残余財産の分配

5 特例旧特定目的会社の特定短期社債(新資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債をいう。第十二項第二号において同じ。) については、新資産流動化法第二条第八項第四号中「規定及び第三百零二条第二項の規定により」とあるのは、「規定により」とする。

6 第二項の規定に違反して、同項の登録を受けずに特定資産の流動化に係る業務を行った者又は不正の手段により同項の登録を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

- 前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 8 この法律の施行の際現に旧資産流動化法第三条の登録を受けている者は、この法律の施行の際に第二項の登録を受けたものとみなす。
- 9 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を特例旧特定目的会社登録簿に登録しなければならない。
- 一 商号（特例旧特定目的会社の名称をいう。以下第二百三十三条までにおいて同じ。）
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 役員（取締役及び監査役をいう。以下第二百三十三条までにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、当該使用人の氏名又は名称及び住所
 - 四 会計参与設置会社であるときは、会計参与の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - 五 特定資産の流動化に関する計画（以下この条から第二百三十四条までにおいて「資産流動化計画」という。）
- 六 その他内閣府令で定める事項

- 10 旧特定目的会社の特定目的会社登録簿は、特例旧特定目的会社の特例旧特定目的会社登録簿とみなす。
- 11 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特例旧特定目的会社登録簿及び特例旧特定目的会社登録簿に登録された特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 12 特例旧特定目的会社の資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項として次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 一 資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として内閣府令で定める事項
 - 二 資産対応証券に関する次に掲げる事項
 - イ 優先出資においては、総額、優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。）その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項
 - ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下第二百三十二条までにおいて同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項
 - ハ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項
 - ニ 特定約束手形においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

- 三 特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項
- 四 特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項として内閣府令で定める事項
- 五 その他内閣府令で定める事項
- 13 前項第一号の資産流動化計画の計画期間は、政令で定める特定資産の区分に応じ、その管理及び処分に
関する合理的な計画の策定可能な期間として政令で定める期間を超えてはならない。
- 14 資産流動化計画は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで
きない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定
めるものをいう。以下この条において同じ。）をもって作成することができる。
- 15 特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画には、内閣府令で定めるところにより、特定資産の流動化に
係る業務の具体的な内容を記載し、又は記録しなければならない。
- 16 第十四項の規定は、資産流動化実施計画について準用する。
- 17 旧資産流動化法第五条第一項の規定により記載され、又は記録された旧特定目的会社の資産流動化計画

及び旧資産流動化法第六条第一項の規定により記載され、又は記録された旧特定目的会社の資産流動化実施計画は、特例旧特定目的会社の資産流動化計画及び資産流動化実施計画とみなす。

18 特例旧特定目的会社は、第九項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

19 特例旧特定目的会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第二項の登録に係る資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微なものに該当する場合

二 その変更の内容が一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして内閣府令で定めるものに該当する場合（前号に掲げる場合を除く。）において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたとき。

20 特例旧特定目的会社は、前項第二号の規定による変更の承認を受けようとするときは、当該変更の内容及びその理由を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

21 内閣総理大臣は、前項の承認申請書の提出があったときは、当該承認申請書に記載された資産流動化計画の変更の内容が法令に違反している場合を除き、その承認をしなければならない。

22 特例旧特定目的会社は、第十九項第一号に掲げる場合に該当して、又は前項の規定による承認を受けて資産流動化計画の変更をしたときは、その変更をした日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

23 特例旧特定目的会社は、第十八項又は前項の規定による届出に係るこれらの規定に規定する事項の変更によりその資産流動化実施計画に変更が生ずるときは、当該届出の際、その変更後の資産流動化実施計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

24 前項の規定により変更後の資産流動化実施計画を提出する場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

25 内閣総理大臣は、第十八項又は第二十二項の規定による届出を受理したときは、当該届出があつた事項を特例旧特定目的会社登録簿に登録しなければならない。

26 内閣総理大臣は、第二十三項の規定により特例旧特定目的会社から変更後の資産流動化実施計画の提出を受けたときは、既に公衆の縦覧に供されている当該特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画に代えて、当該変更後の資産流動化実施計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

27 第十九項第二号の規定による承認を受けないで同項の資産流動化計画を変更した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 第二十項の承認申請書に虚偽の記載又は記録をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

29 第十八項若しくは第二十二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

30 特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 破産手続開始の決定により解散したとき。 その破産管財人

二 破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき。 その清算人

31 特例旧特定目的会社が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該特例旧特定目的会社の第二項の登録は、その効力を失う。

32 第三十項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

33 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七項から第二十九項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第二百三十一条 旧特定目的会社の定款は、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款とみなす。

2 旧特定目的会社の定款における旧資産流動化法第十八条第二項各号（第五号を除く。）及び第三項各号に掲げる事項の記載又は記録はそれぞれに相当する第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款における第四項各号及び新資産流動化法第十六条第三項各号に掲げる事項並びに同条第四項に規定する事項の記載又は記録とみなし、旧特定目的会社の定款における旧資産流動化法第十八条第二項第五号に掲げる事項の記載又は記録は第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款に記載又は記録がないものとみなす。

3 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第十六条第二項の規定は、適用しない。

4 特例旧特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 商号
- 三 本店の所在地
- 四 特定資本金の額（この法律又は新資産流動化法に別段の定めがある場合を除き、特定出資（新資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下第二百二十三条までにおいて同じ。）の発行に際して特定社員となる者が第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社に対し、払込み又は給付をした財産の額をいう。）
- 五 資産流動化計画
- 六 発起人の氏名又は名称及び住所
- 七 存続期間又は解散の事由（第五号の資産流動化計画に基づく業務が終了した後他の資産流動化計画に基づく業務を行う場合にあつては、その旨を含む。）
- 五 特例旧特定目的会社の定款については、新資産流動化法第十六条第三項第二号中「特定資産」とあるのは「特定資産（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第

二百三十条第三項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）」と、同条第四項中「第二項各号」とあるのは「会社法整備法第二百三十一条第四項各号」とする。

6 第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の施行日における発行した特定出資の総口数は、同条の旧特定目的会社の特定資本の額を当該旧特定目的会社の特定出資一口の金額で除して得た数とする。

7 特例旧特定目的会社は、新資産流動化法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求に応じる場合には、当該請求をした者に対し、定款に記載又は記録がないものであつても、第十八項及び第五十二項の規定により定款に定めがあるものとみなされる事項を示さなければならぬ。

8 施行日前に旧特定目的会社がその支店の所在地でした支配人の選任の登記は、その登記をした日に、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社がその本店の所在地でしたものとみなす。

9 旧特定目的会社の特定社員名簿（旧資産流動化法第三十二条第一項に規定する特定社員名簿をいう。）又は優先出資社員名簿（旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）は、新資産流動化法第二十八条第一項の特定社員名簿又は新資産流動化法第四十二条第一項の優先出資社員名簿とみなす。

- 10 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二十八条第一項第四号及び第三十二条の規定は、適用しない。
- 11 施行日前に旧資産流動化法第二十九条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。
- 12 施行日前に旧特定目的会社において優先出資の発行の決議があつた場合におけるその優先出資の発行の手続については、なお従前の例による。ただし、優先出資の発行に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。
- 13 施行日前に旧特定目的会社において社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する自己の特定持分の取得に相当する自己の特定出資の取得については、なお従前の例による。
- 14 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する特定持分又は優先出資の消却に相当する特定出資又は優先出資の消却については、なお従前の例による。ただし、特定出資又は優先出資の消却に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。
- 15 特例旧特定目的会社の優先出資の発行については、新資産流動化法第三十九条第一項中「資産流動化計

画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

16 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第四十条第一項第六号の規定は、適用しない。

17 特例旧特定目的会社の募集優先出資の申込みについては、新資産流動化法第四十条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第八項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに会社法整備法第二百二十八条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。）第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」と、同項第八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）」とあるのは「不動産」とする。

18 この法律の施行の際現に旧特定目的会社の定款に優先出資又は特定社債についての名義書換代理人を置

く旨の定めがある場合における第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款には、優先出資社員名簿管理人又は特定社債原簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなす。

19 旧特定目的会社がこの法律の施行の際現に置いている優先出資についての名義書換代理人は、施行日以後は、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が委託した優先出資社員名簿管理人とみなす。

20 特例旧特定目的会社の募集優先出資の発行等をやめることの請求については、新資産流動化法第四十二条第五項中「、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとする」とあるのは、「読み替えるものとする」とする。

21 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第四十六条第一項第三号の規定は、適用しない。

22 特例旧特定目的会社の自己優先出資の取得等については、新資産流動化法第四十六条第二項中「同項第二号及び第三号」とあるのは、「同項第二号」とする。

23 特例旧特定目的会社の優先出資の消却については、新資産流動化法第四十七条第二項中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

24 特例旧特定目的会社の優先出資証券の記載事項等については、新資産流動化法第四十九条第一項第一号

中「商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）」とあるのは、「商号並びに旧資産流動化法第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」とする。

25 この法律の施行の際現に存する旧特定目的会社の単位未満優先出資については、なお従前の例による。

26 施行日前に社員総会又は旧資産流動化法第一百七十七条第一項の総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会又は総会に相当する第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の社員総会又は総会の権限及び手続については、なお従前の例による。

27 施行日前に旧特定目的会社の社員総会が旧資産流動化法の規定に基づいてした取締役、監査役又は会計監査人の選任その他の事項に関する決議は、当該決議があった日に、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の社員総会が新資産流動化法のこれらの規定に相当する規定に基づいてした決議とみなす。

28 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第五十三条第四項及び第五十七条第五項の規定は、適用しない。

29 特例旧特定目的会社の社員提案権については、新資産流動化法第五十七条第二項及び第三項中「、資産流動化計画若しくは定款」とあるのは、「若しくは定款」とする。

30 特例旧特定目的会社の議決権の数については、新資産流動化法第五十九条第一項中「特定社員（特定目的会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める特定社員を除く。）」とあるのは「特定社員」と、「社員（特定目的会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める社員を除く。）」とあるのは「社員」とする。

31 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第六十条第四項第四号及び第六十二条の規定は、適用しない。

32 特例旧特定目的会社において、利益の配当に関し優先的内容を有する優先出資に係る優先出資社員は、優先的配当を受ける旨の議案が定時社員総会に提出されないときは当該定時社員総会の開催の時から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該定時社員総会の終結の時から、優先的配当を受ける

旨の決議がされる時まで、この法律若しくは新資産流動化法又は定款の定めにより社員総会で決議し又は承認すべき事項のうち、次条第二十八項並びに新資産流動化法第三十一条第五項、第三十四条第三項、第八十条第一項及び第一百五十八条の規定により社員総会で決議し又は承認すべき事項以外の事項（次項において「特殊議決事項」という。）について、議決権を有する。

33 前項の規定は、定款をもって、優先的配当を受けない旨の決議があつたときにその配当が累積する優先出資につき、当該優先出資に係る優先出資社員がその決議のあつた定時社員総会の次の定時社員総会に優先的配当を受ける旨の議案が提出されないときは当該次の定時社員総会の開催の時から、当該議案が定時社員総会において否決されたときは当該定時社員総会の終結の時から、特殊議決事項について議決権を有する旨を定めることを妨げない。

34 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第六十四条の規定は、適用しない。

35 ある者が旧特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人又は清算人として施行日前にし、又はすべきであつた旧資産流動化法に規定する行為については、当該行為をし、又はすべきであつた日に、それぞれその者が第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査

人又は清算人としてし、又はすべきであった新資産流動化法のこれらの規定に相当する規定による行為とみなす。

36 この法律の施行の際現に旧資産流動化法の取締役、監査役又は清算人である者の任期については、なお従前の例による。

37 特例旧特定目的会社の社員総会以外の機関の設置については、新資産流動化法第六十七条第一項中「資産流動化計画」とあるのは「その定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額」とあるのは「特定社債の発行総額」とする。

38 特例旧特定目的会社において、優先出資社員は、新資産流動化法第六十八条第一項に規定する役員を選任について議決権を有する。ただし、新資産流動化法第七十四条第一項の規定による解任により役員が欠け、又は定款に定めた役員の数員を下回ることとなった場合においてその解任された取締役に代わる新たな取締役を選任するときを除き、定款の定めをもって、優先出資社員が役員を選任についての議決権を有しないものとするができる。

39 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第七十条第一項の規定は、適用しない。

40 特例旧特定目的会社において、次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 第二百三十三条第四十項第一号ロ(1)から(6)までに掲げる者

二 定款に記載し、又は記録した資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

三 定款に記載し、又は記録した資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員）

四 定款に記載し、又は記録した資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

41 特例旧特定目的会社の監査役の資格については、新資産流動化法第七十二条第二項中「第七十条」とあるのは「第七十条第二項及び会社法整備法第二百三十一条第四十項」とする。

42 特例旧特定目的会社の会計監査人の資格等については、新資産流動化法第七十二条第三項第二号中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

43 特例旧特定目的会社の役員及び会計監査人の解任については、新資産流動化法第七十四条第二項中「法

令、資産流動化計画若しくは定款」とあるのは、「法令若しくは定款」とする。

44 特例旧特定目的会社において、優先出資社員は、新資産流動化法第七十四条第一項の規定による役員
の解任の決議について議決権を有する。

45 第三十八項の規定は、特例旧特定目的会社を代表すべき取締役を定める場合について準用する。

46 新資産流動化法第八十一条の規定の適用については、施行日前に旧特定目的会社がした業務の執行は、
当該業務の執行の日に、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社がしたものとみなす。

47 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第八十二条の規定は、適用しない。

48 特例旧特定目的会社の監査役報酬については、新資産流動化法第八十三条中「その他定款」とあるの
は、「その他法令又は定款」とする。

49 特例旧特定目的会社の取締役への報告義務については、新資産流動化法第八十八条第一項中「法令、資
産流動化計画若しくは定款」とあるのは、「特例旧特定目的会社の目的の範囲内でない行為その他法令若
しくは定款」とする。

50 特例旧特定目的会社の社員総会に対する報告義務については、新資産流動化法第九十条中「社員総会」

と、同条及び第三百八十五条第一項中「法令若しくは定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若しくは定款」とあるのは「社員総会」とする。

51 特例旧特定目的会社の監査役に対する報告については、新資産流動化法第九十二条第一項中「資産流動化計画若しくは定款」とあるのは、「若しくは定款」とする。

52 この法律の施行の際現に旧資産流動化法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社である第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款には、会計監査人を置く旨の定款の定めがあるものとみなす。

53 特例旧特定目的会社の定時社員総会における会計監査人の意見の陳述については、新資産流動化法第九十三条中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同項とあるのは、「同項」とする。

54 旧特定目的会社の取締役、監査役、会計監査人又は清算人の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第二百三十二条 旧特定目的会社が旧資産流動化法の規定に基づいて施行日前に作成した会計帳簿、計算書

類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成の日に、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が新資産流動化法のこれらの規定に相当する規定に基づいて作成したものとみなす。

2 施行日前に旧特定目的会社において特定資本の増加の決議があつた場合におけるその特定資本の増加の
手続については、なお従前の例による。ただし、特定資本の増加に関する登記の登記事項については、新
資産流動化法の定めるところによる。

3 施行日前に旧特定目的会社において旧資産流動化法第百十六条第一項第三号に掲げる事項の決議があつ
た場合における当該決議に基づき付与する特定出資の引受けをする権利については、なお従前の例による
。

4 施行日前に社員総会の招集の手続が開始された場合におけるその社員総会の決議を要する特定資本の減
少に関しては、なお従前の例による。

5 施行日前に到来した最終の決算期（以下この条において「直前決算期」という。）に係る旧資産流動化
法第八十五条第一項各号に掲げる資料及びこれらの附属明細書の作成、監査及び承認の方法については、
なお従前の例による。

- 6 直前決算期以前の決算期に係る利益の配当については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に旧資産流動化法第百二条第一項の決定があつた場合におけるその決定による金銭の分配については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に第一条第五号の規定による廃止前の会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律第一項の規定により旧資産流動化法第百三条に規定する社員が旧特定目的会社に通知した場所は、新資産流動化法第百十六条において読み替えて準用する会社法第四百五十七条第一項の規定により同項に規定する社員が第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社に通知した場所とみなす。
- 9 特例旧特定目的会社の計算書類、事業報告及び利益処分案の定時社員総会への提出等については、新資産流動化法第百四条第四項中「、資産流動化計画及び定款」とあるのは、「及び定款」とする。
- 10 特例旧特定目的会社の資本金の額については、新資産流動化法第百七条中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。
- 11 特例旧特定目的会社の優先資本金の額の減少については、新資産流動化法第百九条第六項及び第百十条第一項中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

- 12 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第一百条第四項の規定は、適用しない。
- 13 特例旧特定目的会社の債権者の異議については、新資産流動化法第一百一十一条第一項中「、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」とあるのは、「及び特定約束手形の所持人」とする。
- 14 特例旧特定目的会社の社員に対する利益の配当については、新資産流動化法第一百四十二条第二項中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。
- 15 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第一百五十一条の規定による金銭の分配は、これを利益の配当とみなして、前条第三十二項及び第三十三項の規定を適用する。
- 16 特例旧特定目的会社の社員の権利の行使に対する利益の供与については、新資産流動化法第二百二十条第一項中「、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者」とあるのは、「又は特定約束手形の所持人」とする。
- 17 旧特定目的会社が発行したこの法律の施行の際現に存する特定社債は、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が発行した新資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債とみなす。
- 18 特例旧特定目的会社の特定社債を引き受ける者の募集については、新資産流動化法第二百二十一条第一項

中「資産流動化計画」とあるのは、「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」とする。

- 19 特例旧特定目的会社の募集特定社債の申込みについては、新資産流動化法第二百二十二条第一項第一号中「及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあつては、当該新計画届出の年月日）」とあるのは「並びに旧資産流動化法第三条の登録の年月日（旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該変更登録の年月日）及び登録番号」と、同項第十七号及び第十九号から第二十一号まで並びに同条第九項及び第十項中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、同条第一項第十八号中「不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう）」とあるのは「不動産」とする。

- 20 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百二十二条第一項第二十二号の規定は、適用しない。
- 21 旧特定目的会社がこの法律の施行の際現に置いている特定社債についての名義書換代理人は、施行日以後は、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が委託した特定社債原簿管理人とみなす。

- 22 この法律の施行の際現に旧資産流動化法の規定により旧特定目的会社が定めている特定社債管理会社は

、新資産流動化法の規定により第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が定めた特定社債管理者とみなす。ただし、新資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十条第二項の規定は適用せず、その特定社債権者に対する損害賠償責任については、なお従前の例による。

23 第十七項の規定にかかわらず、同項の規定により第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社が発行したものとみなされる特定社債については、新資産流動化法第二百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号（新資産流動化法第二百二十二条第一項第九号及び第十号に掲げる事項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

24 第十七項の規定にかかわらず、同項の規定により特定目的会社が発行したものとみなされる特定社債に係る特定社債券の記載事項及び記名特定社債の譲渡については、なお従前の例による。

25 施行日前に募集の決定があつた特定社債の発行の手続については、なお従前の例による。

26 施行日前に招集の手続が開始された特定社債権者集会については、なお従前の例による。

27 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百二十八条第一項ただし書、第二百三十条第二項並びに第二編第二章第六節第二款及び第三款、第七節並びに第八節の規定は、適用しない。

28 特例旧特定目的会社において、定款の変更は、社員総会の決議によらなければならない。ただし、資産流動化計画に係る第二百三十条第十九項第一号に規定する軽微な内容の変更については、この限りでない。

29 前項の決議は、総特定社員の半数以上であつて、総特定社員の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において、議決権を行使することのできない特定社員の数はこれを総特定社員の数に、その行使することのできない議決権の数はこれを議決権の数に、それぞれ算入しない。

30 第二十八項の規定による定款の変更のうち、次の各号に掲げる事項に係る定款の変更は、当該各号に定める場合を除き、することができない。

- 一 前条第四項第五号に掲げる資産流動化計画 第二百三十条第十九項の規定により変更をする場合
- 二 前条第四項第七号に掲げる事項 前号の変更と同時に変更をする場合

31 特例旧特定目的会社の貸借対照表の作成については、新資産流動化法第一百五十九条第一項中「若しくは」とあるのは「又は」と、「発行し、又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並

びに弁済」とあるのは「発行している場合においてその償還及び支払」と、「資産の流動化」とあるのは「特定資産の流動化（会社法整備法第二百三十条第四項に規定する特定資産の流動化をいう。以下同じ。以下同じ）」とする。

32 施行日前に生じた旧資産流動化法第二百一十一条各号に掲げる事由により旧特定目的会社が解散した場合における第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項（施行日前に清算人の登記をした場合にあつては、本店の所在地における登記事項のうち清算人の氏名及び住所を除く。）については、新資産流動化法の定めるところによる。

33 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第六十条第一項第六号の規定は、適用しない。

34 特例旧特定目的会社は、新資産流動化法第六十条第一項各号に掲げる事由によるほか、登録を取り消されたときは、これによって解散する。

35 特例旧特定目的会社の解散の事由については、新資産流動化法第六十条第一項第七号中「資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行」とあるのは、「又は資産対応証券の発行」とする。

36 特例旧特定目的会社の解散の決議については、新資産流動化法第六十一条第二項中「、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済」とあるのは、「及び特定約束手形の支払」とする。

37 特例旧特定目的会社の清算人の就任については、新資産流動化法第六十七条第六項中「第六十条第一項第六号に掲げる事由によつて」とあるのは、「会社法整備法第二百三十二条第三十四項の規定により」とする。

38 特例旧特定目的会社の清算人の資格については、新資産流動化法第六十七条第七項中「第七十条」とあるのは、「第七十条第二項並びに会社法整備法第二百三十一条第四十項」とする。

第二百三十三条 施行日前に提起された、旧特定目的会社の優先出資の発行の無効の訴え、資産流動化計画に違反する社員総会の決議の取消しの訴え、社員総会の決議の取消し若しくは不存在若しくは無効の確認の訴え、特定資本の増加の無効の訴え、特定資本の減少の無効の訴え、優先資本の減少の無効の訴え、解散の訴え又は設立の無効の訴えについては、なお従前の例による。

2 施行日前に社員が次に掲げる規定に規定する訴えの提起を請求した場合における当該訴えについては、なお従前の例による。

- 一 旧資産流動化法第二十五条において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
- 二 旧資産流動化法第七十五条第一項
- 三 旧資産流動化法第八十四条第一項において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
- 四 旧資産流動化法第百六条第四項において準用する旧資産流動化法第七十五条第一項
- 3 施行日前に提起された旧特定目的会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の清算については、なお従前の例による。ただし、清算に関する登記の登記事項については、新資産流動化法の定めるところによる。
- 4 施行日前に申立て又は裁判があった旧資産流動化法の規定による非訟事件（清算に関する事件を除く。次項において同じ。）の手續については、なお従前の例による。
- 5 第二百三十条からこの条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と同様とする。
- 6 旧資産流動化法の規定による旧特定目的会社の登記は、新資産流動化法のこれらの規定に相当する規定による第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の登記とみなす。

7 第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社については、施行日に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二条第二項第六号に掲げる事項として、第二百三十一条第六項の規定による発行した特定出資の総口数が登記されたものとみなす。

8 第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社は、会計監査人設置会社である場合には、施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名又は名称の登記をしなければならない。

9 第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社は、前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。

10 第八項の登記をするまでに同項の規定により登記すべき事項に変更が生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

11 第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の代表取締役又は清算人は、前三項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

12 新資産流動化法第八十三条第一項において準用する新商業登記法の規定は、この条に別段の定めがあ

る場合を除き、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登記法の規定によって生じた効力を妨げない。

13 施行日前にした旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、この条に別段の定めがある場合を除き、新資産流動化法第八十三条第一項において準用する新商業登記法のこれらの規定に相当する規定によってしたものとみなす。

14 施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

15 施行日前に登記すべき事項が生じた場合における登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

16 施行日前にされた商号の仮登記（第十四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における商号の仮登記を含む。）についての旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登記法第三十六条の規定による登記の申請、旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登記法第三十七条第一項の規定による商号の仮登記の抹消の申請、旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登記法第四十条の規定による商号の仮登記の抹消並びに旧資産流動化法第三十四条において準用する旧商業登

記法第四十一条の規定による供託金の取戻し及び国庫への帰属については、なお従前の例による。

17 この法律の施行の際現に存する旧資産流動化法第百三十四条において準用する旧商業登記法第五十六条の二第一項の規定による指定は、新資産流動化法第百八十三条第一項において準用する新商業登記法第四十九条第一項の規定による指定とみなす。

18 登記官は、この法律の施行の際現に支店の所在地における支配人の登記が存するときは、職権で、当該登記を本店の所在地における登記簿に移さなければならない。

19 登記官は、第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社について、職権で、その本店の所在地において、発行した特定出資の総口数の登記をしなければならない。

20 第二百三十一条第十二項若しくは第二十六項、前条第二項、第四項若しくは第三十二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の優先出資の発行、特定資本の増加、特定資本の減少又は清算に関する登記その他の登記の申請その他の登記に関する手続については、なお従前の例による。

21 第二百三十一条第五十二項の規定により第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の定款に会

計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされた場合における会計監査人設置会社である旨の登記の申請書には、旧資産流動化法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社であることを証する書面を添付しなければならない。

22 第十二項から前項までに定めるもののほか、第二百二十八条の規定による特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

23 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第八十六条、第八十七条及び第九十一条の規定は、適用しない。

24 特例旧特定目的会社の優先資本金の額の減少による変更の登記については、新資産流動化法第八十九条第三号中「資産流動化計画」とあるのは「定款に記載し、又は記録した資産流動化計画」と、「特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済」とあるのは「及び特定約束手形の支払」とする。

25 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第九十五条第一項中「資産流動化計画」とあるのは「会社法整備法第二百三十条第二項の登録に係る資産流動化計画」と、「資産の流動化」とあるのは「特

定資産の流動化」とする。

26 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百条の規定は、適用しない。

27 特例旧特定目的会社は、特定資産（第二百三十条第三項第三号に掲げる信託の受益権を除く。以下この条において同じ。）の管理及び処分に係る業務については、当該特例旧特定目的会社に当該特定資産を譲り渡した者又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託しなければならない。

28 特例旧特定目的会社は、前項の規定にかかわらず、特定資産を信託財産として信託することができる。

29 特例旧特定目的会社は、特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項及び次項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。

一 受託者は、特定資産その他当該業務を委託した特例旧特定目的会社（以下この項において「委託者」という。）に帰属すべき資産を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理すること。

二 受託者は、委託者の求めに応じ、当該委託に係る特定資産の管理及び処分の状況について説明しなけ

ればならないこと。

三 受託者は、その委託に係る特定資産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。

四 受託者は、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該委託に係る特定資産の管理及び処分に關する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく委託者に通知すること。

五 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。

30 特例旧特定目的会社は、特定資産を信託する信託に係る契約書に、当該信託の受託者が、資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理及び処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該特例旧特定目的会社に通知する義務を有する旨の記載がないときは、当該信託を行ってはならない。

31 特例旧特定目的会社の債権の取立委託の制限については、新資産流動化法第二百二条中「第二百条第三項及び第四項」とあるのは、「会社法整備法第二百三十三條第二十七項及び第二十九項」とする。

32 特例旧特定目的会社の不動産取引の委託の制限については、新資産流動化法第二百三條中「不動産（建

物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）」とあるのは「不動産」と、「第二百条第三項及び第四項」とあるのは「会社法整備法第二百三十三条第二十七項及び第二十九項」とする。

33 特例旧特定目的会社に対する宅地建物取引業法の適用除外については、新資産流動化法第二百四条中「業務開始届出を行った」とあるのは、「会社法整備法第二百三十条第二項の登録を受けた」とする。

34 特例旧特定目的会社の特定約束手形の発行については、新資産流動化法第二百五条第一号口中「資産流動化計画」とあるのは、「会社法整備法第二百三十条第二項の登録に係る資産流動化計画」とする。

35 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百十条の規定は、適用しない。

36 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法第二百十一条中「前条の規定により行う場合及び資産流動化計画」とあるのは「資産流動化計画」と、「特定約束手形又は特定目的借入れ」とあるのは「又は特定約束手形」とする。

37 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百十二条の規定は、適用しない。

38 特例旧特定目的会社に関する立入検査については、新資産流動化法第二百十七条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律及び会社法整備法第二百三十条から第二百三十四条まで」とする。

39 特例旧特定目的会社に関する違法行為の是正命令については、新資産流動化法第二百八条中「この法律」とあるのは、「この法律及び会社法整備法第二百三十条から第二百三十四条まで」とする。

40 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特例旧特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 次のイ又はロに該当することとなったとき。

イ 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定

資産管理委託等契約書案の内容が法令に違反している特例旧特定目的会社

ロ 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある特例旧特定目的会社

(1) 法人

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(4) 禁錮^ニ以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

- (5) 第二百三十条からこの条まで若しくは次条、新資産流動化法、証券取引法、会社法、中間法人法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、外国証券業者に関する法律、貸金業の規制等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の

刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

(6) 第二百三十条第二項の登録を取り消された特例旧特定目的会社においてその取消しの日前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該取消しの日から三年を経過しないもの施行日前に不正の手段により旧資産流動化法第三条の登録又は旧資産流動化法第十一条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二百三十条からこの条まで若しくは次条若しくは新資産流動化法の規定若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

41 特例旧特定目的会社についての前項の規定の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

42 特例旧特定目的会社についての第四十項の規定の適用については、旧資産流動化法の規定（第二百三十条からこの条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資産流動化法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新資産流動化法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

43 特例旧特定目的会社についての第四十項第一号の規定は、この法律の施行の際現に旧特定目的会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行日前に犯した同号に規定する中間法人法（これに相当する外国の法令を含む。）、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律又は破産法の罪により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられた場合におけるその者の施行日以後の第二百二十九条の規定により存続する特定目的会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。

44 内閣総理大臣は、第四十項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

45 第四十項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

46 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

47 特例旧特定目的会社については、新資産流動化法第二百十九条から第二百二十一条までの規定は、適用しない。

48 特例旧特定目的会社に関する内閣総理大臣の権限の委任については、新資産流動化法第二百九十条第一項中「この法律による」とあるのは「この法律並びに会社法整備法第二百三十条、第二百三十二条及び第二百三十四条」と、同条第三項中「第二百九条（第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百九条」とする。

49 第二百三十条からこの条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

(通常の特定目的会社への移行)

第二百三十四条 特例旧特定目的会社は、定款に記載され、又は記録された資産流動化計画に従って、優先

出資の消却又は残余財産の分配並びに特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了したときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 特例旧特定目的会社は、前項の規定による届出をしたときは、社員総会において、新たな資産流動化計画に基づき資産の流動化に係る業務を行う旨の決議をすることができる。この場合においては、新資産流動化法第六十条第四項の規定を準用する。

3 特例旧特定目的会社は、前項の規定による社員総会の決議をしたときは、第二百三十一条第四項第五号に掲げる事項の記載又は記録を削除する定款の変更をしたものとみなす。

4 特例旧特定目的会社は、第二項の規定による社員総会の決議をしたときは、その本店の所在地においては二週間以内に、その支店の所在地においては三週間以内に、当該特例旧特定目的会社について解散の登記をし、新たに特定目的会社としての設立の登記をしなければならない。この場合においては、新資産流動化法第二十二條第三項において準用する会社法第九百十五條第一項の規定は、適用しない。

5 特例旧特定目的会社が第二項の規定による社員総会の決議をした場合の前項の規定による設立の登記においては、特定目的会社の成立の年月日並びに新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を

行つ旨及びその年月日をも登記しなければならない。

6 前項の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

7 特例旧特定目的会社が第二項の規定による社員総会の決議をした場合の第四項の規定による解散の登記の申請と設立の登記の申請とは、同時にしなければならない。

8 第四項の規定による解散の登記の申請については、新資産流動化法の申請書の添付書面に関する規定は、適用しない。

9 登記官は、第七項の登記の申請のいずれかにつき新資産流動化法第八十三条第一項において準用する新商業登記法第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第二百三十条第二項の登録を受けた特定目的会社が、第一項の届出をした日から三年以内に第四項の規定による設立の登記をしないときは、当該登録を取り消すものとする。

11 第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、

前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

13 特例旧特定目的会社の代表取締役又は清算人は、第四項の規定による登記をすることを怠ったときは、百万円以下の過料に処する。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第二百三十五条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「営業」を「事業」に、「商法」を「会社法」に、「第八十六条」を「第八十六条の三」に、「第一百十六条」を「第一百十六条の二」に改め、「第一百七十七条」の下に「・第一百七十七条の二」を加え、「第二百二十二条」を削り、「第二百二十三条・第二百二十四条」を「第二百二十二条・第二百二十三条」に、「第二百二十五条・」を「第二百二十四条」に改める。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除く。以下同じ。)

第三条第一項中「株式会社を」を「者を」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「執行役又は監査役の」を「会計参与、監査役又は執行役の」に改め、同号二及びホ中「執行役又は監査役」を「会計参与、監査役又は執行役」に改め、同号へ中「商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）」を「会社法」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 次のイ又はロに掲げる機関のいずれかを置く株式会社であること。

イ 取締役会、監査役会及び会計監査人

ロ 取締役会、委員会（会社法（平成十七年法律第 号）第二条第十二号に規定する委員会をいう。）及び会計監査人

第四条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

第四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第四条第二項第一号中「前条第一項第二号及び第三号」を「前条第一項第三号及び第四号」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項並びに第六条（見出しを含む。）中「資本」を「資本金」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第六条の二 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、振替機関については、適用しない。

第七条中「執行役、監査役」を「会計参与、監査役、執行役」に改める。

第十一条第一項第四号及び第五号口並びに第二項並びに第十二条第二項中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改める。

第十六条第一項中「決算期」を「事業年度」に改める。

第十八条第一項中「、第三号又は第四号」を「又は第二号から第五号まで」に改める。

第十九条中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改める。

第二十二條第一項中「執行役若しくは監査役」を「会計参与、監査役若しくは執行役」に改め、同項第一号中「第三条第一項第二号又は第三号」を「第三条第一項第三号又は第四号」に改める。

第二十四條第一項を次のように改める。

前条の規定による命令を受けた振替機関（次項において「特定振替機関」という。）における会社法第三百二十二條第一項、第四百六十六條、第四百六十七條第一項、第七百八十三條第一項又は第七百九十五條第一項の規定による決議（同法第七百八十三條第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九條第三項第二号の株主總會の決議を除く。）は、同法第三百九條第二項及び第三百二十四條第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ

第二十四條第二項中「商法第四百八條第五項の規定による」を「会社法第三百九條第三項第二号の株主總會の」に改める。

第二章第四節の節名中「営業」を「事業」に改める。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 合併認可申請書には、合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第二十五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十六条中「商法第四百八条第一項」を「会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項又は第八百四条第一項」に改め、「の決議」を削る。

第二十七条第三項を次のように改める。

3 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第二十七条第四項を削り、同条第五項第一号中「第三条第一項第二号から第六号」を「第三条第一項第

四号から第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十八条中「商法第三百七十四条第一項」を「会社法第八百四条第一項」に改め、「の決議」を削る

第二十九条第三項を次のように改める。

3 吸収分割認可申請書には、吸収分割契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第二十九条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十条中「商法第三百七十四条ノ十七第一項」を「会社法第七百八十二条第一項又は第七百九十五条第一項」に改め、「の決議」を削る。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条第二項中「、営業譲渡」を「、事業譲渡」に、「営業譲渡認可申請書」を「事業譲渡認可申請書」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同項を同条第七項とする。

第三十二条の見出し中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条中「営業譲渡」を「事業譲渡」に、「商法第二百四十五条第一項」を「会社法第四百六十七条第一項」に改め、「の決議」を削る。

第三十六条第四項を次のように改める。

4 会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条の規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「議決権行使書面に記載すべき事項」とあるのは「加入者の議決権の行使のために必要な事項として主務省令で定める事項」と、「株式会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二

条第三項中「取締役は、第一項に規定する場合に」とあるのは「振替機関」と、「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同条第四項中「取締役は、第一項に規定する場合において」とあるのは「振替機関は」と、「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同法第三百十二条第一項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と読み替えるものとする。

第三十九条を次のように改める。

（加入者集会に関する会社法の準用）

第三十九条 会社法第三百十条第一項から第四項まで、第三百十四条、第三百十五条、第三百十七条、第七百二十九条第二項、第七百三十一条から第七百三十五条まで、第七百四十二条第一項、第八百六十八條第三項、第八百七十条（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「株式会社」とあり、及び「社債発行会社

「とあるのは「振替機関」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百十条第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「振替機関」と、同法第三百十七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第二項から第四項まで」と、同法第七百二十九条第二項中「社債権者集会又は招集者」とあるのは「加入者集会」と、同法第七百三十一条第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「加入者」と、同法第七百三十二条第一号中「第六百七十六条の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項」とあるのは「業務規程」と、同法第八百六十八条第三項中「社債を発行した会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項中「、整理手続」を削る。

第四十七条第三項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に、「前条第一項第二号及び第三号」を「前条第一項第二号及び第四号」に改める。

第四十八条の表第十二条第二項の項中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百五十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第十八条第一項の項中「、第二号又は第四号」を「又は第三号から第五号まで」に改め、「読み替えて」を削り、同表第二十二條第一項の項中「若しくは監査役」を「、会計参与、監査役若しくは執行役」に改め、同表第二十二條第一項第一号の項中「第三条第一項第二号又は第三号」を「第三条第一項第三号又は第四号」に改め、同表第三十一条第四項の項を削り、同表第三十二条の項中「商法第二百四十五条第一項」を「会社法第四百六十七条第一項」に改め、「の決議」を削り、同表第三百二十二條第一項第一号の項中「第二十五条第六項、第二十七条第六項、第二十九条第六項」を「第二十五条第五項、第二十七条第五項、第二十九条第五項」に、「第三十一条第六項」を「第三十一条第五項」に改め、「読み替えて」を削る。

第五十条の見出し中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改め、同条中「読み替えて」を削り、「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第五十八条中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百五十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、「、整理開始の命令」を削る。

第六十六条第一号中「及び第八十四条」を削り、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハ」を「ロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第二号中「決議」を「決定」に改める。

第六十七条第一項中「（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）」を削る。
第六十八条第三項第二号を次のように改める。

二 発行者の商号及び振替社債の種類（以下この章において「銘柄」という。）

第六十九条第一項中「について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替社債の発行者は」を「の発行者は、当該振替社債を発行した日以後遅滞なく」に改め、同項第一号中「払込み」を「発行」に改め、同項第二号中「前号の払込みを行った」を「前号の振替社債の社債権者又は質権者である」に改め、同項第三号中「についての第八十四条第三項に規定する」を「のために開設された第一号の振替社債の振替を行うための」に改め、同項第四号中「払込みに係る」を削り、「金額」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第五号中「当該」を「第一号の」に改め、同号を同項第

七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替社債の金額

六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

第六十九条第二項第一号を次のように改める。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の金額の増額の記載又は記録

ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録

第六十九条第二項第二号中「金額」の下に「と同項第五号の金額を合計した金額」を加え、「から第四号」を「から第六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社(新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。)は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替社債の社債権者(質権者があるときは、その質権の目的である社債の社債権者を除く。)及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座(第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。)を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

- 三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。
- 3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
- 4 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

第七十条第二項中「申請は、」の下に「この法律に別段の定めがある場合を除き、」を加え、同条第三項中「加入者（以下この条において「申請人」という。）」を「者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項の加入者の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

第七十条第三項第四号中「保有欄か、又は質権欄か」を「保有欄であるか、又は質権欄であるか」に改め、同条第四項第一号中「申請人」を「第二項の加入者」に、「欄」を「保有欄又は質権欄」に改め、同項第三号中「欄」を「保有欄又は質権欄」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例）

第七十条の二 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替社債については、当該加入者又は当

該振替社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

- 2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 1 当該取得者等のための第六十九条の二第三項本文の申出

- 2 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替社債についての振替の申請

- 3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請を

することができない。

第七十一条第三項第二号中「保有欄か、又は質権欄か」を「保有欄であるか、又は質権欄であるか」に改め、同条第四項第一号中「欄」を「保有欄又は質権欄」に改め、同条第七項中「社債管理会社又は担保附社債信託法」を「社債管理者又は担保付社債信託法」に、「社債管理会社等」を「社債管理者等」に改め、同条第八項中「社債管理会社等」を「社債管理者等」に改める。

第七十二条、第七十四条及び第七十七条中「第七十条第一項の」を削る。

第七十八条第一項中「額が第二号の額」を「合計額が第二号の発行総額」に、「当該超過額」を「その超過額（第一号の合計額から第二号の発行総額を控除した額をいう。）」に、「を取得しなければならぬ」を「を取得する義務を負う」に改め、同条第二項中「に掲げる額」を「に規定する金額」に、「の額」を「の金額」に改め、同条第三項中「をしなければならない」を「をする義務を負う」に改める。

第七十九条第一項中「額が第二号の額」を「合計額が第二号の金額」に、「当該超過額」を「その超過額（第一号の合計額から第二号の金額を控除した額をいう。）」に、「をしなければならない」を「をする義務を負う」に改め、同条第二項第一号中「に掲げる額」を「に規定する金額」に改め、同条第三項中

「を取得しなければならない」を「を取得する義務を負う」に改める。

第八十条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乗じた額」の下に「（以下この条及び第八十五条において「振替機関分制限額」という。）」を加え、同項各号中「に関して、」を「に関する」に、「について次条第一項の規定により算出された額」を「の次条第一項に規定する口座管理機関分制限額」に改め、同条第二項第一号中「同項の規定により算出された額」を「振替機関分制限額」に改める。

第八十一条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乗じた額」の下に「（以下この条及び第八十五条において「口座管理機関分制限額」という。）」を加え、同項各号中「に関して、」を「に関する」に、「についてこの項の規定により算出された額」を「の口座管理機関分制限額」に改め、同条第二項第一号中「同項の規定により算出された額」を「口座管理機関分制限額」に改める。

第八十二条第二項中「社債権者」を「前項の場合において、社債権者」に、「前項」を「同項」に改める。

第四章第四節の節名中「商法」を「会社法」に改める。

第八十五条第一項中、「商法第三百二十一条第一項」を「会社法第七百二十三条第一項」に、「第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定により算出された額」を「振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額」に改め、同条第二項中、「商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項」を「会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項」に、「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に、「当該各項の規定により算出された額」を「振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額」に改める。

第八十六条の見出し中「供託」を「提示」に改め、同条第一項を次のように改める。

振替社債の社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該書面を提示しなければならぬ。

- 一 社債管理者がある場合 当該社債管理者
- 二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

第八十六条第二項中「会日」を「社債権者集会の日」に、「供託」を「提示をし、かつ、社債権者集会の日」に当該提示」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第七十条第一項の」及び「第七十一条第一項の」を削り、同項を同条第四項とし、第四章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(合併等に関する会社法の特例)

第八十六条の二 吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。

以下同じ。)若しくは同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社(以下この章及び第七章から

第九章までにおいて「存続会社等」と総称する。)又は新設合併により設立する会社(同法第七百五十

三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下同じ。)若しくは同法第七百七十三条第一項第一

号に規定する株式移転設立完全親会社(第七章から第九章までにおいて「新設会社等」と総称する。)

が吸収合併若しくは株式交換(以下この章及び第七章から第九章までにおいて「吸収合併等」と総称す

る。)又は新設合併若しくは株式移転(第七章から第九章までにおいて「新設合併等」と総称する。)

に際して振替社債を交付しようとするときは、吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「合併等効力発生日」という。）を第六十九条の二第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならない。

3 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

4 吸収分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十二条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が会社分割に際して振替社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

(適用除外)

第八十六条の三 振替社債については、会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第八十七条の見出しを削り、同条第一項中「同項第五号」を「同項第七号」に、「しなければならぬ」を「する措置を執らなければならない」に改める。

第九十五条第三項第二号中「保有欄か」を「保有欄であるか」に、「と(いう)か」を「と(いう)」であるか」に改め、同項第四号中「保有欄か、又は質権欄か」を「保有欄であるか、又は質権欄であるか」に改め、同条第四項第一号及び第三号中「示された欄」を「示された保有欄又は質権欄」に改める。

第九十六条第三項第二号中「保有欄か、又は質権欄か」を「保有欄であるか、又は質権欄であるか」に改め、同条第四項第一号中「欄」を「保有欄又は質権欄」に改める。

第九十八条、第九十九条及び第二百二条中「第九十五条第一項の」を削る。

第二百二条第一項中「額が第二号の額」を「合計額が第二号の発行総額」に、「当該超過額」を「その超

過額（第一号の合計額から第二号の発行総額を控除した額をいう。）に、「を取得しなければならない
」を「を取得する義務を負う」に改め、同条第二項中「に掲げる額」を「に規定する金額」に、「の額」
を「の金額」に改め、同条第三項中「をしなければならない」を「をする義務を負う」に改める。

第一百四条第一項中「額が第二号の額」を「合計額が第二号の金額」に、「当該超過額」を「その超過額
（第一号の合計額から第二号の金額を控除した額をいう。）に、「をしなければならない」を「をする
義務を負う」に改め、同条第二項第一号中「に掲げる額」を「に規定する金額」に改め、同条第三項中「
を取得しなければならない」を「を取得する義務を負う」に改める。

第一百五条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乗じた額」の下に「（以
下この条において「振替機関分制限額」という。）」を加え、同項各号中「に関して、「を」に関する」
に、「について次条第一項の規定により算出された額」を「の次条第一項に規定する口座管理機関分制限
額」に改め、同条第二項第一号中「同項の規定により算出された額」を「振替機関分制限額」に改める。

第一百六条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乗じた額」の下に「（以
下この条において「口座管理機関分制限額」という。）」を加え、同項各号中「に関して、「を」に関する

る」に、「についてこの項の規定により算出された額」を「の口座管理機関分制限額」に改め、同条第二項第一号中「同項の規定により算出された額」を「口座管理機関分制限額」に改める。

第一百七条第一項中「額が第二号の額」を「総額が第二号の総額」に、「当該超過額」を「その超過額（第一号の総額から第二号の総額を控除した額をいう。）」に、「を取得しなければならない」を「を取得する義務を負う」に改め、同条第二項中「に掲げる額」を「に規定する金額」に、「の額」を「の金額」に改め、同条第四項中「をしなければならない」を「をする義務を負う」に改める。

第一百八条第一項中「額が第二号の額」を「総額が第二号の総額」に、「当該超過額」を「その超過額（第一号の総額から第二号の総額を控除した額をいう。）」に、「をしなければならない」を「をする義務を負う」に改め、同条第二項第一号中「に掲げる額」を「に規定する金額」に改め、同条第三項中「を取得しなければならない」を「を取得する義務を負う」に改める。

第一百九条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乗じた額」の下に「（以下この条において「振替機関分制限元本額」という。）」を加え、同項各号中「に関して、」を「に関する」に、「について次条第一項の規定により算出された額」を「の次条第一項に規定する口座管理機関分

制限元本額」に改め、同条第二項中「額が第二号の額」を「総額が第二号の総額」に改め、「に乘じた額」の下に「（以下この条において「振替機関分制限利息額」という。）」を加え、同項各号中「に關して、」を「に關する」に、「に關して」に、「に關して次条第二項の規定により算出された額」を「の次条第二項に規定する口座管理機関分制限利息額」に改め、同条第三項第一号中「同項の規定により算出された額」を「振替機関分制限元本額」に改め、同項第二号中「同項の規定により算出された額」を「振替機関分制限利息額」に改める。

第一百十条第一項中「額が第二号の額」を「金額が第二号の総額」に改め、「に乘じた額」の下に「（以下この条において「口座管理機関分制限元本額」という。）」を加え、同項各号中「に關して、」を「に關する」に、「に關してこの項の規定により算出された額」を「の口座管理機関分制限元本額」に改め、同条第二項中「額が第二号の額」を「総額が第二号の総額」に改め、「に乘じた額」の下に「（以下この条において「口座管理機関分制限利息額」という。）」を加え、同項各号中「に關して、」を「に關する」に、「に關してこの項の規定により算出された額」を「の口座管理機関分制限利息額」に改め、同条第三項第一号中「同項の規定により算出された額」を「口座管理機関分制限元本額」に改め、同項第二号中

「同項の規定により算出された額」を「口座管理機関分制限利息額」に改める。
 第百十一条第二項中「振替国債」を「前項の場合において、振替国債」に、「前項」を「同項」に改める。

第百十二条中「募集に応じようとする」を「引受けの申込みをする」に改める。

第百十二条を次のように改める。

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第百十三条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。)は、地方債について準用する。
 。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条第一項	社債券	地方債証券(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の六において読み替えて準用す
----------	-----	---

第七十条第三項第二号	質権欄			第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	地方財政法第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者	社債管理者等	募集等受託者
第七十一条第八項	社債管理者等	募集等受託者	第八十条第一項及び第八十一条	この条及び第八十五条
第一項	この条及び第八十五条	この条	第八十条第一項及び第八十一条	この条及び第八十五条

第百十四条中「募集に応じようとする」を「引受けの申込みをする」に改める。

第百十五条を次のように改める。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第百十五条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)は、投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条第一項	社債券	投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。)
----------	-----	--

第六十七条第二項	社債券	投資法人債券
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く 。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者である ものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計 した金額	金額
第七十条第三項第二号	第六号 質権欄	第四号 第六十八条第三項第四号に掲げ る事項を記載し、若しくは記録 する欄（以下この章において「 質権欄」といふ。）

第七十一条第七項	社債管理者又は	投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）又は
第七十一条第八項	社債管理者等	投資法人債管理者等
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第一項
第八十四条第二項	社債原簿	投資法人債原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に

		<p>規定する投資法人債原簿をいう。</p>
<p>第八十四条第二項</p>	<p>会社法第六百七十七条第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の四第二項</p>
<p>第八十五条第一項</p>	<p>第六百七十九条</p>	<p>第三百三十九条の六</p>
<p>第八十六条第一項</p>	<p>社債権者集会</p>	<p>投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十第一項に規定する投資法人債権者集会をいう。以下同じ。）</p>
<p>第八十六条第一項第一号</p>	<p>社債管理者</p>	<p>投資法人債権者集会</p>

第一百六条の見出しを「（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）」に改め、同条中「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債に関する同法」を「投資法人債（以下「振替投資法人債」という。）に関する投資信託及び投資法人に関する法律」に、「当該投資法人債」を「振替投資法人債」に、「投資法人債券」を「投資証券等のうち同法に規定する投資法人債券」に改める。

第六章第二節中第一百六条の次に次の一条を加える。

（振替投資法人債についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第一百六条の二 振替投資法人債については、投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の七において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第一百七十七条を次のように改める。

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第百十七条 第四章の規定(第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)は、相互会社の社債(保険業法第六十一条に規定する社債をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十二条において「短期社債」という。)	保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債
第六十七条第一項	社債券	社債券(保険業法第六十一条第六号に規定する社債券をいう。以下同じ。)

第六十八条第三項第二号	商号	名称
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く 。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者である ものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計 した金額	金額
第七十条第三項第二号	第六号 質権欄	第四号 第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」といふ。）

第七十一条第七項	社債管理者又は	社債管理者（保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者をいう。以下同じ。）又は
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	保険業法第六十一条の二第一項
第八十四条第二項	会社法第六百七十七条第二項	保険業法第六十一条の二第二項
	第六百七十九条	第六十一条の四
第八十五条第一項	社債権者集会	社債権者集会（保険業法第六十条の八第一項に規定する社債権者集会をいう。以下同じ。）

第六章第三節中第百十七条の次に次の一条を加える。

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債についての保

険業法の適用除外)

第一百七十七条の二 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債については、保険業法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第一百八条から第二百十条までを次のように改める。

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第一百八条 第四章の規定(第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第八十三条、第八十四条第四項、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)は、特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいい、転換特定社債(同法第三百三十一条第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。))及び新優先出資引受権付特定社債(同法第三百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の

上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする
 ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十二条において「短期社債」という。）	資産の流動化に関する法律第二十条第八項に規定する特定短期社債
第六十七条第一項	社債券	特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項	社債券	特定社債券
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額

第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
第七十条第三項第二号	第六号	第四号
第七十一条第七項	社債管理者又は質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） 特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。 以下同じ。）又は

	社債管理者等	特定社債管理者等
第七十一条第八項	社債管理者等	特定社債管理者等
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	資産の流動化に関する法律第百二十二条第一項
第八十四条第二項	社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）
第八十四条第二項	会社法第六百七十七条第二項	資産の流動化に関する法律第百二十二条第二項
第八十五条第一項	第六百七十九条 社債権者集会	第百二十四条 特定社債権者集会（資産の流動

			化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）
第八十六条第一項	社債権者集会	特定社債権者集会	
第八十六条第一項第一号	社債管理者	特定社債管理者	
第八十六条第二項	社債権者集会	特定社債権者集会	

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第一百十九条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

（特別法人債に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十二条において「短期社債」という。）	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ 二に規定する短期商工債、信用 金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林 中央金庫法（平成十三年法律第九十二号）第六十二条の二第一

		<p>項に規定する短期農林債に表示されるべき権利</p>
第六十七条	社債券	債券
第六十八条第二項第二号	商号	名称
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第二項第二号	質権欄	第六十八条第二項第四号に掲げ

		<p>る事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）</p>
<p>第七十一条第七項</p>	<p>社債管理者又は担保付社債信託 法第二条第一項に規定する信託 契約の受託会社</p>	<p>特別法人債の管理の委託を受け た者</p>
<p>第七十一条第八項</p>	<p>社債管理者等</p>	<p>特別法人債管理者</p>
<p>第八十条第一項及び第八十一条 第一項</p>	<p>この条及び第八十五条</p>	<p>この条</p>

第六章第六節及び第七節を次のように改める。

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百一十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節の規定を除く。）及び第一百十四条第二項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	収益の分配金
第六十六条第二号	発行の決定	投資信託約款
第六十七条第一項	当該決定に基づき発行する 社債券	当該 受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）

第六十七条第二項	社債券	受益証券
第六十八条第二項第二号から第五号まで、第四項第二号及び第五項第二号	金額	口数
第六十九条第一項	を発行した日以後遅滞なく	について、信託が設定された場合には
第六十九条第一項第一号	発行	信託
第六十九条第一項第二号	振替社債の社債権者又は質権者である	信託の受益者となるべき
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く）	口数
第六十九条第一項第七号	総額	総口数
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者である	加入者

第七十条第二項第二号	減額	金額	減額及び増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)
第七十条第二項第一号	減額	金額	減額及び増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)
第七十条第一項	減額若しくは増額	減額	減額若しくは増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)
第七十条第二項	減額	金額	減額及び増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)
第六十九条第二項第二号	減額	金額	減額及び増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)
第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「	質権欄	減額	減額及び増額	減額	減額若しくは増額	第六号	金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額	金額の増額	ものに限る。)

第七十条第三項第三号及び第四号		増額		質権欄」という。）	
第七十条第四項第一号		の金額		の口数	
第七十条第四項第二号及び第四号		減額	振替金額	減少	振替口数
第七十条第五項第一号		減額	振替金額	減少	振替口数
第七十条第五項第二号及び第四号並びに第七項		増額	振替金額	増加	振替口数

第七十一条第一項及び第二項	減額	口数の減少
第七十一条第二項	減額	口数の減少
第七十一条第四項第一号及び第五項第一号	金額	口数
第七十一条第七項	減額	減少
<p>発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか</p>	<p>償還をするのと</p>	<p>償還又は解約をするのと</p>

				第七十八条第一項				第七十七条		第七十四条	
								第七十二条			
超過額	発行総額を	合計額	発行総額（償還済みの額	総額が	当該増額	増額の記載又は記録を	金額の増額	金額の増額	利息	金額と同額	当該償還
超過口数	総発行口数を	合計口数	済みの口数	総口数が	当該増加	口数の増加の記載又は記録を	口数の増加	口数の増加	収益の分配金	口数と同口数	当該償還又は解約

第七十九条第二項		第七十九条第二項		第七十九条第一項					第七十八条第二項			
額の	超過額	増額又は減額	金額	相当する額	控除した額	超過額	金額	合計額	増額又は減額	金額	金額	控除した額
口数の	超過口数	口数の増加又は減少	口数	相当する口数	控除した口数	超過口数	口数	合計口数	口数の増加又は減少	口数	口数	控除した口数

第八十条第一項											第七十九条第四項第二号	第七十九条第五項第一号	第七十九条第五項第二号
口座管理機関分制限額	元本の償還及び利息	振替機関分制限額	この条及び第八十五条	乗じた額	控除した額	係る額	超過額	総額	金額	金額	金額の増額	金額の減額	金額
口座管理機関分制限口数	償還、解約及び収益の分配金	振替機関分制限口数	この条	乗じた口数	控除した口数	係る口数	超過口数	総口数	口数	口数	口数の増加	口数の減少	口数

第八十一条第一項										第八十条第二項第一号		
合計額	元本の償還及び利息	口座管理機関分制限額	この条及び第八十五条	乗じた額	控除した額	係る額	超過額	総額	金額	元本の償還及び利息	振替機関分制限額	合計額
合計口数	償還、解約及び収益の分配金	口座管理機関分制限口数	この条	乗じた口数	控除した口数	係る口数	超過口数	総口数	口数	償還、解約及び収益の分配金	振替機関分制限口数	合計口数

第八十一条第二項第一号		口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限口数
元本の償還及び利息		償還、解約及び収益の分配金	
第八十二条	金額	口数	
元本の償還又は利息		償還、解約又は収益の分配金	

第七節 貸付信託の受益権の振替

(貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十二条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項並びに第四節の規定を除く。)及び第一百十四条第二項の規定は、貸付信託受益権(貸付信託法第二条第二項に規定する受益権をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十六条	利息	収益の分配金
第六十六条第二号	発行の決定	信託約款

							当該決定に基づき発行する	当該
第六十七条第一項							社債券	受益証券（貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項							社債券	受益証券
第六十九条第一項							を発行した日以後遅滞なく	については、信託が設定された場合には
第六十九条第一項第一号							発行	信託
第六十九条第一項第二号							振替社債の社債権者又は質権者である	信託の受益者となるべき
第六十九条第一項第四号							金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ							加入者（同号の社債権者である	加入者

	ものに限る。)	
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
第七十条第三項第二号	第六号	第四号
第七十一条第七項	質権欄 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」とい	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） 発行者は

		う。) に対して振替社債の償還 をする場合を除くほか 償還をするのと	元本の償還をするのと
第七十三條	利息	利息	収益の分配金
第七十八條第一項	償還済み	償還済み又は消却済み	償還済み又は消却済み
第八十條及び第八十一條	この条及び第八十五條	この条	この条
	利息の支払をする義務	収益の分配金の支払をする義務 並びに買取りをする義務	収益の分配金の支払をする義務
第八十二條	又は利息の支払	若しくは収益の分配金の支払又 は買取り	若しくは収益の分配金の支払又 は買取り

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権に関する貸付
信託法の特例)

第二百二十三條 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸

付信託受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、貸付信託法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

第六章第八節中第二百二十五条の前に次の一条を加える。

(特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第二百二十四条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第三項並びに第四項、第八十六条第一項第二号、第八十六条の二並びに第八十六条の三の規定を除く。)及び第一百十四条第二項の規定は、特定目的信託受益権(資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益権をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	利益
第六十六条第二号	発行の決定	特定目的信託契約(資産の流動

	当該決定に基づき発行する	化に関する法律第二百二十九条に規定する特定目的信託契約をいう。)
第六十七条第一項	社債券	当該 受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項	社債券	受益証券
第六十八条第二項第二号	商号	名称
第六十八条第二項第三号	金額	資産の流動化に関する法律第二百二十六条第一項第三号ロに規定する元本持分（元本持分を有

		<p>しない銘柄にあつては、同号口 に規定する利益持分（の数）（以 下「持分の数」という。）</p>
<p>第六十八条第三項第四号及び第 五号、第四項第二号並びに第五 項第二号</p>	<p>金額</p>	<p>持分の数</p>
<p>第六十九条第一項</p>	<p>を発行した日以後遅滞なく</p>	<p>については、信託が設定された場 合には</p>
<p>第六十九条第一項第一号</p>	<p>発行</p>	<p>信託</p>
<p>第六十九条第一項第二号</p>	<p>振替社債の社債権者又は質権者 である</p>	<p>信託の権利者となるべき</p>
<p>第六十九条第一項第四号</p>	<p>金額（次号に掲げるものを除く 。）</p>	<p>持分の数</p>

								第六十九条第一項第七号	総額	持分の総数
								第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者である ものに限る。）	加入者
								第六十九条第二項第二号	金額の増額	持分の数の増加
								第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計 した金額の増額	持分の数の増加
								第六号	第六号	第四号
								第七十条第一項	減額若しくは増額	持分の数の減少若しくは増加
								第七十条第二項	減額	持分の数の減少
								第七十条第三項第一号	減額及び増額	持分の数の減少及び増加
								第七十条第三項第一号	金額	持分の数
								第七十条第三項第二号	減額	持分の数の減少
	質権欄									第六十八条第三項第四号に掲げ

第七十条第五項第二号及び第四号	減額	振替金額	増額	第七十条第四項第二号及び第四号	減額	振替金額	の金額	増額	第七十条第三項第二号及び第四号		質権欄」という。 ） する欄（以下この章において「 る事項を記載し、若しくは記録					
												振替持分の数	増加	振替持分の数	増額	持分の数の増加
												減少	振替持分の数	減少	振替持分の数	の持分の数

号並びに第七項	増額	増加
第七十一条第一項及び第二項	減額	持分の数の減少
第七十一条第三項	減額	持分の数の減少
	金額	持分の数
第七十一条第四項第一号及び第五項第一号	金額	持分の数
	減額	減少
第七十一条第七項	<p>発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか</p>	発行者は

				第七十二条			第七十三条			第七十四条			第七十七条			第七十八条第一項				
金額と同額	利息	金額の増額	金額の増額	増額の記載又は記録を	当該増額	総額が	発行総額（償還済みの額	合計額	発行総額を	超過額	金額と同額	利益	持分の数の増加	持分の数の増加	持分の数の増加	持分の総数が	総発行持分の数（償還済みの持	合計数	総発行持分の数を	超過数

第七十九条第二項		第七十九条第二項		第七十九条第一項					第七十八条第二項			
額の	超過額	増額又は減額	金額	相当する額	控除した額	超過額	金額	合計額	増額又は減額	金額	金額	控除した額
持分の数の	超過数	持分の数の増加又は減少	持分の数	相当する持分の数	控除した持分の数	超過数	持分の数	合計数	持分の数の増加又は減少	持分の数	持分の数	控除した持分の数

											第七十九条第四項第二号	
											第七十九条第五項第一号	
											第七十九条第五項第二号	
											第八十条第一項	
金額	金額の増額	金額の減額	金額	総額	超過額	係る額	控除した額	乗じた額	振替機関分制限額	元本の償還及び利息	口座管理機関分制限額	合計額
持分の数	持分の数の減少	持分の数の増加	持分の数	持分の総数	超過数	係る持分の数	控除した持分の数	乗じた持分の数	振替機関分制限持分の数	償還及び利益の配当額	口座管理機関分制限持分の数	合計数

第八十一条第二項第一号		第八十一条第一項										第八十条第二項第一号	
元本の償還及び利息	口座管理機関分制限額	合計額	元本の償還及び利息	口座管理機関分制限額	乗じた額	控除した額	係る額	超過額	総額	金額	元本の償還及び利息	振替機関分制限額	
償還及び利益の配当額	口座管理機関分制限持分の数	合計数	償還及び利益の配当額	口座管理機関分制限持分の数	乗じた持分の数	控除した持分の数	係る持分の数	超過数	持分の総数	持分の数	償還及び利益の配当額	振替機関分制限持分の数	

<p>第八十二条</p>	<p>金額</p>	<p>持分の数</p>
<p>第八十四条第二項</p>	<p>元本の償還又は利息 社債原簿</p>	<p>償還又は利益の配当額 権利者名簿（資産の流動化に関する法律第二百三十五条第一項に規定する権利者名簿をいう。）</p>
<p>第八十五条第一項</p>	<p>会社法第七百二十三条第一項 金額（振替機関分制限額及び口座管理機関分制限額の合計額）</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百四十四条第一項（同法第二百五十二条において準用する場合を含む。） 持分の数（振替機関分制限持分の数及び口座管理機関分制限持分の数の合計数）</p>

	<p>社債権者集会</p>	<p>同法第二百四十条第一項に規定する権利者集会又は同法第二百五十一条第一項に規定する種類権利者集会（次条において「権利者集会等」という。）</p>
<p>第八十五条第二項</p>	<p>会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七百十八条第一項及び資産の流動化に関する法律第二百五十四条第一項</p>
	<p>振替機関分制限額及び口座管理</p>	<p>振替機関分制限持分の数及び口座</p>

	<p>第八十六条第一項</p>	
	<p>機関分制限額</p>	
	<p>会社法第七百十八条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第一項</p>
<p>同条第三項</p>	<p>社債権者集会の</p>	<p>権利者集会等の</p>
		<p>資産の流動化に関する法律第二百四十二条第四項（同法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第七百十八条第</p>

	<p>議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査</p> <p>社債管理者が</p>	<p>議決権の行使</p>	<p>第八十六条第一項第一号</p>	<p>前二号</p>	<p>第一号</p>
	<p>当該社債管理者</p>	<p>又は権利者集会等</p>	<p>第八十六条第一項第二号</p>	<p>発行者</p>	<p>受託信託会社等（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に</p>
	<p>三項</p>	<p>）が</p> <p>当該特定信託管理者</p>			

第八十六条第二項	社債権者集会	権利者集会等
		規定する受託信託会社等をいう 。)

第二百二十五条から第二百二十七条までを次のように改める。

(振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百二十五条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託受益

権(以下「振替特定目的信託受益権」という。)(に関する資産の流動化に関する法律の規定の適用につ

いては、振替特定目的信託受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、同法第二百八十六条の

規定の適用については、振替特定目的信託受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

(振替特定目的信託受益権についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第二百二十六条 振替特定目的信託受益権については、資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に

おいて準用する会社法第四百四十八条の規定は、適用しない。

第二百二十七条 第四章の規定(第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一

号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、外債（外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条	社債券	債券
第六十八条第二項第二号	商号	名称
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額

	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する	外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者又は当該権利の担保に係る
第七十一条第八項	社債管理者等	管理者等
第八十条第一項及び第八十一条第一項	この条及び第八十五条	この条

第二百二十九条第一項中「、供託所」の下に「（供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条に規定する供託所をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同条第三項中「、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、「（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。以下この条及び第四百四十五条第二号において同じ。）」を削る。

第二百二十九条の二中「、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改める。

第三百二十二条第一項第一号中「第二十五条第六項、第二十七条第六項、第二十九条第六項又は第三十一条第六項」を「第二十五条第五項、第二十七条第五項、第二十九条第五項又は第三十一条第五項」に改める。

第三百二十五条第一項中「第五項、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第二十九条第一項、第二項及び第五項、第三十一条第一項、第二項及び第五項」を「第四項、第二十七条第一項、第二項及び第四項、第二十九条第一項、第二項及び第四項、第三十一条第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第二項中「

第三十一条第一項、第二項及び第五項」を「第三十一条第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「及び第四項（第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第三項から第五項まで、第三十六条第四項において読み替えて準用する同法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号、第三十九条において読み替えて準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項、第三十九条において読み替えて準用する同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十二条ノ二第一項及び第二項、第三十九条において読み替えて準用する同法第三百三十九条第六項」を「準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項及び第五項、第三十九条において準用する同法第二百十條第三項、第二百十四條及び第七百三十一条第一項」に改め、同条第四項中「、第四十八条において読み替えて適用する第三十一条第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第五項中「第六十九条第一項第五号」を「第六十九条第一項第七号」に、「、第二百一一条、第二百二十三條、第二百二十五條」を「から第二百二十二條まで、第二百二十四條」に改め、「含む。」の下に「、第六十九条の二第一項並びに第七十条の二第二項」を加える。

第三百三十八条第二号中、「第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改める。

第四百十条第一号を次のように改める。

一 第四条第一項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項若しくは第三十一条第二項の申請書若しくは第四条第二項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の書類に虚偽の記載をし、若しくは当該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項若しくは第三十一条第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

第四百十二条第一号中「資本」を「資本金」に改める。

第四百四十四条第七号中「商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第六項」を「会社法第三百十二条第四項」に、「第三百三十九条第五項」を「第七百三十一条第二項」に改め、同条第八号中「商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項」を「会社法第

三百十二条第五項」に、「第三百三十九条第六項」を「第七百三十一条第三項」に改め、同条第九号中「
、又は第三十九条において準用する商法第二百三十三条の規定に違反して」を削り、同条第十二号中「商
法第三百二十八条」を「会社法第七百三十五条」に改め、同条第十三号中「商法第三百三十九条第二項」
を「会社法第七百三十一条第一項」に改め、同条第十四号中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十
五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同条第十五号中「第八十六条第五項」を「第
八十六条第三項」に、「及び第一百八条」を「、第一百八条及び第二百二十四条」に改める。

第四百四十五条第二号及び第三号中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二十
二条まで、第二百二十四条」に改め、同条第四号中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「
から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、「含む。」の下に「又は第六十九条の二第一項若しく
は第二項」を加え、同条第五号中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十
二条まで、第二百二十四条」に改める。

第五百五十八条を次のように改める。

第五百五十八条 削除

第二百五十二条及び第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十二条及び第二百五十三条 削除

第二百六十一条及び第二百六十二条を次のように改める。

第二百六十一条及び第二百六十二条 削除

第二百六十八条及び第二百六十九条を次のように改める。

第二百六十八条及び第二百六十九条 削除

附則第十条中「決議が」を「決定が」に、「取締役会の決議において定めた」を「決定した」に、「第六十六条第一号及び第二号」を「第六十六条各号」に改め、「第六十九条、」の下に「第六十九条の二第四項及び第五項」を加え、「第二項ただし書及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条の表第五十八条の項中「、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第五十八条の項の次に次のように加える。

第六十九条の二第一項第一号

について前条第一項の通知又は

について

附則第十条の表第七十条第三項第二号の項を次のように改める。

第七十条第三項第二号	保有欄	第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第七十条の二第二項	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十条の二第二項 附則第十条の表第七十条第三項第二号の項の次に次のように加える。	又は に係る第六十九条第一項の通知	に係る
第七十八条第一項	の発行総額（	について振替受入簿に記載され、
附則第十条の表第七十八条第一項の項を次のように改める。		

		<p>又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>
発行総額を		合計額を

附則第十条の表第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第八十五条第一項の項中「
おいては、」を「においては、」に改める。

附則第十二条第一項第二号中「（商法第二百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十
六条までにおいて同じ。）」を削る。

附則第十七条第二項中「同項第五号」を「同項第七号」に改める。

附則第十九条の表第五十八条の項中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百
十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第二百三条第二項の項中「より」を「により」に改める。

附則第二十七条第一項中「第六十九条」の下に、「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を除く。）」を加え、同項の表第五十八条の項中「、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第一百二十二条において準用する第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第一百十三条において準用する第七十八条第一項</p>	<p>の発行総額を</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>
	<p>発行総額を</p>	<p>合計額を</p>

附則第二十七条第一項の表第一百十三条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同条第二項中「（商法第三百六条第一項に規定する債券」を削り、「証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の五第一項に規定する証券」を「地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法

律第九号) 第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第二項に規定する地方債証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。) に、「証券」を「地方債証券」に改める。

附則第二十八条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債」を「投資法人債」に、「第八十四条第一項本文」を「(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。)、第八十四条第一項」に改め、同項の表第五十八条の項中「、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第一百五十五条において準用する第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第七十八条第一項</p>	<p>の発行総額)</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>
-----------------	---------------	---

発行総額を

合計額を

附則第二十八条第一項の表第百十五条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第百十五条において準用する第八十五条第一項の項中「においては、」を「においては、」に改め、同表第百四十五条第二号の項中「読み替えて」を削り、同条第二項中「（商法第三百六条第一項に規定する債券」を削り、「第三百九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項」を「第二条第二十五号」に改め、「に規定する投資法人債券」の下に「をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。」を加える。

附則第二十九条第一項中「保険業法に規定する相互会社の社債」を「相互会社の社債」に、「第一号イからホまで」を「第一号イからニまで」に、「第百十六条」を「第百十六条の二」に改め、「第六十九条」の下に「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）」を加え、「第二項ただし書」を削り、同項の表第五十八条の項中「、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条」を「から第百二十二条まで、第百二十四条」に改め、同表第百十七条において準用する第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第七十八條第一項</p>	<p>の発行総額</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>
<p>発行総額を</p>	<p>合計額を</p>	

附則第二十九條第一項の表第七十八條第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第七十八條において準用する第八十五條第一項の項中「においては、」を「においては、」に改め、同表第二項中「商法第三百六條第一項」とあるのは、「保険業法第六十一條第二項において準用する商法第三百六條第一項」を「社債券」とあるのは、「社債券（保険業法第六十一條第六号に規定する社債券をいう。附則第十四條から第十六條までにおいて同じ。）」に改める。

附則第三十條第一項中「（資産の流動化に関する法律第八條の決定（旧資産流動化法第八條の決定を含む。）をいう。）」を削り、「資産の流動化に関する法律に規定する特定社債」を「特定社債」に、

「第一号イからホまで」を「第一号イからニまで」に、「第百十七条」を「第百十七条の二」に改め、「第六十九条」の下に「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）」を加え、「第二項ただし書」を削り、同項の表第五十八条の項中「第百二十三号、第百二十五号」を「第百二十二号、第百二十四号」に改め、同表第百十八条において準用する第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第百十八条において準用する第七十八条第一項</p>	<p>の発行総額（発行総額を</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び合計額を</p>
------------------------------	--------------------	---

附則第三十条第一項の表第百十八条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第百十八条において準用する第八十五条第一項の項中「においては、」を「においては、」に改め、同表第百四十五条第二号の項中「読み替えて」を削り、同条第二項中「（商法第三百六条第一項に規

定する債券」を削り、「第百十三条第一項において準用する商法第二百六条第一項」を「第百二十二条第一項第九号」に、「(旧資産流動化法第百十三条第一項において準用する商法第二百六条第一項に規定する特定社債券を含む。)」を「をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」に改める。

附則第三十一条第一項中「第一号イからホまで」を「第一号イからニまで」に改め、「第六十九条」の下に「(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。)」を加え、同項の表第五十八条の項中「、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条」を「から第百二十二条まで、第百二十四条」に改め、同表第百二十条において準用する第七十八条第一項の項を次のように改める。

<p>第百二十条において準用する第七十八条第一項</p>	<p>の発行総額)</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>
<p>発行総額を</p>	<p>合計額を</p>	

附則第三十一条第一項の表第二百二十条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第四百十五条第二号の項中「読み替えて」を削り、同条第二項中「附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項」を「附則第十二条第一項第二号、第十四条第二項」に改める。

附則第三十二条第一項中「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、「第六十九条」の下に「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を除く。）」を加え、「第二百二十三条から」を「第二百二十二条から」に改め、同項の表第五十八条の項中「、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、「読み替えて」を削り、同表第二百二十一条の表第七十八条第一項の項の項を次のように改める。

<p>第二百二十一条の表第七十八条第一項の項</p>	<p>発行総額（償還済みの額）</p>	<p>の発行総額（償還済みの額）</p>
	<p>総発行口数（償還済み又は解約）</p>	<p>について振替受入簿に記載され、</p>

	<p>済みの口数</p>	<p>又は記録された口数の合計口数) 当該記載又は記録の効力が生じな かった場合における当該記載又は 記録に係る口数及び償還済み又は 解約済みの口数</p>
<p>総発行口数を</p>	<p>合計口数を</p>	

附則第三十二条第一項の表第二百一十一条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第四百四十五条第二号の項中「読み替えて」を削り、同条第二項中「（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう」を削り、「を含む」の下に「。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「貸付信託受益権」に、「（第百二十三条」を「（第百二十二条」に、「第百二十二条まで、第百二十三条」を「第百二十一条まで、第百二十二条」に改め、「第六十九条」の下に「（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八を

除く。」を加え、「第二百二十四条」を「第二百二十二条」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>第五十八条</p>	<p>(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條及び第百二十七條</p>	<p>若しくは附則第三十四條第二項において準用する附則第十四條第五項(同條第六項</p>
<p>第二百二十二條において準用する 第七十條第三項第二号</p>	<p>保有欄</p>	<p>第二百二十二條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)</p>
<p>第二百二十二條において準用する 第七十八條第一項</p>	<p>の発行総額)</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当</p>

<p>第七十九条第二項第二号</p>	<p>第二百二十二条において準用する</p>	<p>第二百二十二条において準用する</p>	<p>第七十八条第二項</p>	<p>第二百二十二条において準用する</p>		
<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発行総額を</p>		
<p>の効力の発生を含む。）、移転又</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録</p>	<p>の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>	<p>により当該口座における当該</p>	<p>合計額を</p>	<p>録に係る金額及び</p>	<p>該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び</p>

		<p>は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
<p>第二百二十二条において準用する 第八十二条第一項</p>	<p>振替社債</p>	<p>附則第三十四条第一項に規定する 特例貸付信託受益権</p>
<p>第四百四十五条第二号</p>	<p>の規定により</p>	<p>及び附則第三十四条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により</p>

附則第三十四条第二項中、「（商法第二百六条第一項に規定する債券」を削り、「規定する受益証券」の下に「をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」を加える。

附則第三十五条第一項中「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に、「（第二百二十五条」を「（第二百二十四条」に、「第二百二十四条まで、第二百二十五条」を「第二百二十三条まで、第二百二十四条」に改め、「第六十九条」の下に「（第一項第五号及び第六号並びに

第二項第一号ロ及びハを除く。」を加え、同項の表を次のように改める。

<p>第五十八条</p>	<p>(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十四条及び第百二十七条</p>	<p>若しくは附則第三十五条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項</p>
<p>第二百二十四条の表第七十八条第一項の項</p>	<p>発行総額(償還済みの額の総発行持分の数(償還済みの持分の数</p>	<p>の発行総額(償還済みの額について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数(当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数</p>

	<p>総発行持分の数を</p>	<p>合計数を</p>
<p>第二百二十四条において準用する 第七十条第三項第二号</p>	<p>保有欄</p>	<p>第二百二十四条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）</p>
<p>第二百二十四条において準用する 第七十八条第二項</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
<p>により当該</p>	<p>により当該口座における当該</p>	

<p>第二百二十四条において準用する 第七十九条第二項第二号</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
<p>第二百二十四条において準用する 第八十二条第一項</p>	<p>振替社債</p>	<p>附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権</p>
<p>第二百二十四条において準用する 第八十五条第一項</p>	<p>においては、</p>	<p>においては、附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の</p>
<p>第四百四十五条第二号</p>	<p>の規定により</p>	<p>及び附則第三十五条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により</p>

附則第三十五条第二項中「(商法第三百六条第一項に規定する債券)」を削り、「第七十三条第一項」を「第二条第十五項」に改め、「規定する受益証券」の下に「をいう。附則第十四条から第十六条までに おいて同じ。）」を加える。

附則第三十六条第一項中「第六十九条」の下に「(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び 八を除く。）」を加え、同項の表第五十八条の項中「、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条」を 「から第二百二十二条まで、第二百二十四条」に改め、同表第二百二十七条において準用する第七十八条第一項 の項を次のように改める。

<p>第二百二十七条において準用する 第 七十八条第一項</p>	<p>の発行総額)</p>	<p>について振替受入簿に記載され、 又は記録された金額の合計額(当 該記載又は記録の効力が生じな った場合における当該記載又は記 録に係る金額及び 合計額を</p>
<p>発行総額を</p>		<p>合計額を</p>

附則第三十六条第一項の表第二百二十七条において準用する第七十八条第二項の項中「より」を「により」に改め、同表第四百十五条第二号の項中「読み替えて」を削り、同条第二項中「附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項」を「附則第十二条第一項第二号、第十四条第二項」に改める。

（社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十六条 施行日前に前条の規定による改正前の社債等の振替に関する法律（以下「旧社振法」という。）第三条第一項の申請がされた場合における当該申請に係る指定については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律（以下「新社振法」という。）第三条第一項第四号へ及び第二十二条第一項第二号の適用については、旧商法、旧有限会社法及び旧商法特例法の規定（第二章第一節第二款の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法、第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧有限会社法及び同章第四節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧商法特例法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、

会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

3 施行日前に旧社振法第二十四条第一項若しくは第二項に規定する決議をするための株主総会の招集の手続が開始された場合におけるその株主総会又は同条第三項の株主総会（同条第五項において準用する場合を含む。）の権限及び手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に合併契約書が作成された特定合併（旧社振法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。以下この項において同じ。）又は分割計画書が作成された新設分割（旧社振法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。以下この項において同じ。）若しくは吸収分割（旧社振法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、特定合併又は新設分割若しくは吸収分割に関する登記の登記事項については、新保振法又は会社法の定めるところによる。

5 施行日前に旧商法第二百四十五条第一項の決議をするための株主総会の招集の手続が開始された場合における営業譲渡（旧社振法第三十一条第一項に規定する営業譲渡をいう。）については、なお従前の例による。

- 6 施行日前に招集の手続が開始された加入者集会（旧社振法第三十三条に規定する加入者集会をいう。）については、なお従前の例による。
- 7 この法律の施行の際現に係属している振替機関（旧社振法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）の整理に関する事件に係る整理手続については、新社振法第四十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 施行日前に整理開始の命令があつた場合における破産直近上位機関等（旧社振法第五十八条に規定する破産直近上位機関等をいう。）の受託者（旧社振法第五十二条に規定する受託者をいう。）又は主務大臣への通知については、新社振法第五十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 施行日前に発行された振替社債（旧社振法第六十六条に規定する振替社債をいう。以下この条において同じ。）
（振替投資法人債（旧社振法附則第二十八条第一項に規定する振替投資法人債をいう。以下この条において同じ。）
相互会社の振替社債（旧社振法附則第二十九条第一項に規定する振替社債をいう。以下この条において同じ。）
振替特定社債（旧社振法附則第三十条第一項に規定する振替特定社債をいう。以下この条において同じ。）
）についての振替口座簿（旧社振法第十二条第三項又は第四十五条第二

項に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）の記載又は記録事項については、なお従前の例による。

10 施行日前に募集の決議があつた振替社債若しくは相互会社の振替社債、施行日前に発行の決定があつた振替地方債（旧社振法附則第二十七条第一項に規定する振替地方債をいう。以下この条において同じ。）
、振替特定社債、振替特別法人債（旧社振法附則第三十一条第一項に規定する振替特別法人債をいう。以下この条において同じ。）若しくは振替外債（旧社振法附則第三十六条第一項に規定する振替外債をいう。以下この条において同じ。）又は施行日前に募集の承認があつた振替投資法人債についての振替口座簿の記載又は記録の手續については、なお従前の例による。

11 施行日前に募集の決議があつた振替社債若しくは相互会社の振替社債、施行日前に発行の決定があつた振替地方債、振替特定社債、振替特別法人債若しくは振替外債又は施行日前に募集の承認があつた振替投資法人債の発行の手續については、なお従前の例による。

12 施行日前に招集の手續が開始された振替社債の社債権者集会、振替投資法人債の投資法人債権者集会（第〇条による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の五第四項に規定する投資法人債

権者集会をいう。）、相互会社の振替社債の社債権者集会（第〇条による改正前の保険業法第三百二十三
条に規定する社債権者集会をいう。）、振替特定社債の特定社債権者集会（第〇条による改正前の資産の
流動化に関する法律（以下この条において「旧資産流動化法」という。）第百十一条第四項に規定する特
定社債権者集会をいう。）、又は振替特定目的信託受益権の権利者集会（旧資産流動化法第百七十九条第一
項に規定する権利者集会をいう。）、若しくは種類権利者集会（旧資産流動化法第百九十条第一項に規定す
る種類権利者集会をいう。）については、なお従前の例による。

13 施行日前に申立てがあつた旧社振法の規定による非訟事件の手續については、なお従前の例による。

14 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手續についても、前項と
同様とする。

15 この条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において必要な技術的読替えは、主務省令で
定める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第二百三十七条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次

のように改正する。

第四十条の見出し中「商法」を「会社法」に改め、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百十条第一項）」を「会社法（平成十七年法律第 号）（第一百五十六条第一項及び第一百六十条第一項）」に、「同条第五項、第六項後段及び第七項」を「同条第二項及び第三項並びに第三百九条第二項第二号」に改める。

第五十条の見出し中「銀行等保有株式取得機構債券」を「銀行等保有株式取得機構債」に改め、同条第一項中「銀行等保有株式取得機構債券」を「銀行等保有株式取得機構債」に、「債券」を「機構債」に、「（債券）」を「（機構債）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第五十条第二項、第三項及び第五項中「債券」を「機構債」に改め、同条第六項中「商法第二百九条、第三百十条及び第三百十一条」を「会社法第七百五条及び第七百九条」に改め、同条第七項中「債券」を「機構債」に改める。

第五十一条中「債券」を「機構債」に改める。

(証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百三十八条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五十八条中「を削る」を「を削り、同条第三項を同条第二項とする」に改める。

附則第六十三条及び第六十四条中「第三百二十九条の六第二項」を「第三百二十九条の十一」に改める。

附則第六十五条及び第六十六条中「第五十四条の十三」を「第五十四条の十九」に改める。

附則第七十一条及び第七十二条中「第六十一条第三項」を「第六十一条の九」に改める。

附則第七十三条及び第七十四条中「第一百三十二条第二項」を「第三十条第一項」に改める。

附則第七十五条のうち、金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)第四条第十九号の改正規定の次に次のように加える。

第八条中「、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

第二十条中「、社債等登録法」を削る。

附則第七十六条及び第七十七条を次のように改める。

第七十六条及び第七十七条 削除

(預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二百三十九条 預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「属する営業年度」の下に「(会社法(平成十七年法律第 号)の施行の日以後にあつては、事業年度。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二百四十条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

「第四章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

第一節 預金保険等の保険金の額の特例(第十四条・第十五条)

第二節 合併等における総会手続等の特例(第十六条 第三十条)

第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例(第三十一条 第三十九条)

目次中

を 第五

第六

「 第四

第五章 雑則（第四十条 第四十六条）

第六章 罰則（第四十七条・第四十八条）

章 預金保険等の保険金の額の特例（第十四条・第十五条）

章 雑則（第十六条 第二十一条）

に改める。

章 罰則（第二十二条・第二十三条）

第二条第一項第七号中「（以下「信用協同組合連合会」という。）」を削り、同条第二項第一号口中「

商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六十四条第一項に規定する完全親会社」を「会社法（平成十

七年法律第 号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社」に改め、同号二

及び水中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同号へ中「営業又は」を削り、

同条第三項中「第五十条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十条第一項中「営業又は」を削る。

第十二条第一項中「信用金庫等は」の下に「、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加

え、「議決を経て」を「決議によって」に、「信用金庫法第十六条第一項」を「同法第十六条第一項」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該合併に反対する旨を当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等のすべての会員

第十二条第三項を削り、同条第四項中「信用金庫等は」の下に「、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加え、「議決を経て」を「決議によって」に、「信用金庫法第十六条第一項」を「同法第十六条第一項」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「議決を」を「決議を」に改め、「書面をもって当該」を「当該」に、「当該議決の日から二十

日以内に書面をもって」を「合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「営業又は」を削り、「の譲受け」の下に「（次項において「事業譲受け」という。）」を、「信用金庫等は」の下に「、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加え、「議決を経て」を「決議によつて」に、「信用金庫法第十六条第一項」を「同法第十六条第一項」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の持分は、当該信用金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

- 一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該事業譲受けに反対する旨を当該信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員
- 二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする信用金庫等のすべての会員

第十二条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第六項の議決について」を「第三項及び

第五項の決議」に、「による議決を必要とする」を「をもって行わなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「及び第五十二条」を「から第五十二条の二まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「優先出資法第三十九条第三項」を「同法第四十四条第三項」に、「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に、「資本」を「資本金の額」に改め、同項を同条第九項とする。

第十三条第一項中「労働金庫等は」の下に「、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加え、「議決を経て」を「決議によつて」に、「労働金庫法第十六条」を「同法第十六条」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該合併に反対する旨を当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等のすべての会
員

第十三条第三項を削り、同条第四項中「労働金庫等は」の下に「、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加え、「議決を経て」を「決議によって」に、「労働金庫法第十六条」を「同法第十六条」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「議決を」を「決議を」に改め、「書面をもって当該」を「当該」に、「当該議決の日から二十日以内に書面をもって」を「合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「の譲受け」の下に「（次項において「事業譲受け」という。）」を、「労働金庫等は」の下に「、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず」を加え、「議決を経て」を「決議によって」に、「労働金庫法第十六条」を「同法第十六条」に、「譲受けの請求を受けた」を「譲り受けた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の持分は、当該労働金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受

けたものに限る。

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該事業譲受けに反対する旨を当該労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする労働金庫等のすべての会員

第十三条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第六項の議決について」を「第三項及び第五項の決議」に改め、「（以下「個人会員」という。）」を削り、「による議決を必要とする」を「をもって行わなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第四項及び第六項」を「第三項及び第五項」に、「及び第五十七条」を「から第五十七条の二まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十九条第三項」を「第四十四条第三項」に、「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に、「資本」を「資本金の額」に改め、同項を同条第九項とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 預金保険等の保険金の額の特例

第四章第一節の節名を削る。

第十四条中「営業若しくは」を削る。

第四章第二節及び第三節を削る。

第五章中第四十条を削り、第四十一条を第十六条とし、第四十二条から第四十六条までを二十五条ずつ繰り上げる。

第四十七条第二項中「法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人」に、「その法人に」を「その法人又は人」に改め、第六章中同条を第二十二条とする。

第四十八条第一号中「第四十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二号中「第八項」を「第六項」に改め、同条を第二十三条とする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二百四十一条 施行日前に合併契約又は営業譲渡契約若しくは事業譲渡契約が締結された場合におけるその合併又は営業若しくは事業の譲渡若しくは譲受けについては、なお従前の例による。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一

部改正)

第二百四十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中社債等の振替に関する法律目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に改め、「第二百一十一条」の下に「・第二百一十一条の二」を加え、「・第二百一十三条」を「第二百一十三条」に改め、

「第七章
第八章

「第七章 株式の振替

第一節 通則(第二百二十八条)

第二節 振替口座簿(第二百二十九条 第三百二十九条

第三節 振替の効果等(第四百十条 第四百九条

第四節 会社法等の特例(第四百五十条 第六十一

第五節 雑則(第六十二条)

第八章 新株予約権の振替

第一節 通則（第六十三條・第六十四條）

第二節 振替口座簿（第六十五條 第七十二條

第三節 振替の効果等（第七十四條 第八十二

第四節 会社法の特例（第八十三條 第九十條

第五節 雜則（第九十一條）

第九章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則（第九十二條・第九十三條）

第二節 振替口座簿（第九十四條 第二百四條）

第三節 振替の効果等（第二百五條 第二百十四條

第四節 会社法の特例（第二十五條 第二百二十

第五節 雜則（第二百二十五條）

第十章 投資口等の振替

雜則（第二百二十八條 第二百三十六條の二）
罰則（第三十七條 第四十六條）

を

- 第一節 投資口の振替（第二百二十六条 第二百三
- 第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替（第二
- 第三節 特定目的会社の優先出資の振替（第二百三
- 第四節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替
- 第五節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二
- 第六節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社
- 第十一章 組織変更等に係る振替
- 第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律によ
- 第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第
- 第三節 証券取引法による合併に係る振替（第二百
- 第十二章 その他の有価証券に表示されるべき権利の
- 第十三章 雑則（第二百七十七条 第二百八十七条）
- 第十四章 罰則（第二百八十八条 第二百九十七条）

（ 条 ）

（ 条 ）

）
四條）

に改める。

十三條）

百三十四條 第二百三十六條）

十七條 第二百四十七條）

（第二百四十八條・第二百四十九條）

百五十條 第二百五十二條）

債の振替（第二百五十三條 第二百五十五條）

る組織変更等に係る振替（第二百五十六条 第二百六十二条）

二百六十三条 第二百六十九条）

七十条 第二百七十五条）

振替（第二百七十六条）

「

第一条中社債等の振替に関する法律第二条第一項のただし書を削り、同項第一号及び第六号を改め、同項第十一号の次に十二号を加える改正規定を次のように改める。

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十四号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第十九号及び第二十号に掲げるもの」に改め、同項第十一号の次に次の十号を加える。

十二 株式

十三 新株予約権

十四 新株予約権付社債

十五 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十六 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資

十七 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

十九 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債

二十一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証

券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするものが適当であるものとして政令で定めるもの

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第三条第一項第二号の改正規定中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項第三号の改正規定中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第十一条第一項第四号の改正規定を次のように改める。

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項、第百七条第一項、第百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する場合の振替
機関の義務の履行に関する事項

第一条中社債等の振替に関する法律第十一条第一項第五号口の改正規定を次のように改める。

第十一条第一項第五号口を次のように改める。

口 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六

条第一号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第百八条第一項、第百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

第一条中社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定を次のように改める。

第十一条第二項を次のように改める。

- 2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若し

くは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百四十七条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百一十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならぬ。

第一条中社債等の振替に関する法律第十二条第二項の改正規定を次のように改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項及び第三項、第百七条第一項及び第四項、第百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九條第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十条第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができるとができる。

第一条中社債等の振替に関する法律第十九条の改正規定を次のように改める。

第十九条を次のように改める。

（事故の報告）

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、若しくは第二百一十一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百四条第一項、第一百八条第一項、第二百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百一十一条第一項（第二百五十一条第一項、第二

百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第四十八条の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同条の表第十二条第二項の項の改正規定中「及び第二百二十七条」を「第二百二十条から第二百二十二条まで」を「第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条」に、「及び第二百二十七条」に、「第二百九十八条第一号」を「第二百七十六条第一号」に、「第二百五十二条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、「第八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、「第二百八条第一項及び第三項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号」を「第四百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十

九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十条第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号）に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第四十八条の表第百二十九条第一項の項の改正規定中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改め、同表第百三十一条の項の改正規定中「第三百三条」を「第二百八十一条」に改め、同表第百三十二条第一項第一号の項の改正規定中「第三百四条第一項第一号」を「第二百八十二条第一項第一号」に改め、同表第百三十二条第一項第二号の項の改正規定中「第三百四条第一項第二号」を「第二百八十二条第一項第二号」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第五十八条の改正規定を次のように改める。

第五十八条を次のように改める。

（受託者への通知等）

第五十八条 振替機関等が次の各号に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生

じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）を受けたもの（以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続開始決定等がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一 第六十九条第二項（同条第三項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号）において準用する場合を含む。）、第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）

二 第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一

条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）

三 第七十一条第一項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）

四 第七十二条（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十条、第二百一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）

五 第七十八条第五項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）

六 第七十九条第五項（第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百十八条、第一百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合

合を含む。)

七 第九十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

八 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百零二条第五項、第一百零四条第五項、第一百零七条第六項、第一百零八条第五項、第一百零九条の二第四項若しくは第五項、第二百二十二条の二第四項若しくは第五項又は第二百二十四条の二第四項若しくは第五項

九 第一百三十条第二項(同条第三項)、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

十 第一百三十二条第一項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

十一 第一百三十四条第一項(第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

十二 第三百三十五条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。））、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十三 第三百三十六条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。））、第二百二十八条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十四 第三百三十六条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十五 第三百三十七条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。））、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十六 第三百三十七条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十七 第三百三十八条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六條、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六條、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）

十八 第三百三十八条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六條、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）

十九 第三百二十九條（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）

二十 第四百四十五条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）

二十一 第四百四十六条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九條第一

項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

二十二 第六十六条第二項(同条第三項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)

二十三 第六十八条第一項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)

二十四 第七十条第一項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)

二十五 第七十一条第二項(同条第四項(第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。))及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

二十六 第七十二条(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)

二十七 第七十三条(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。)

む。)

二十八 第七百七十九条第五項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

二十九 第八百八十条第五項(第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)

三十 第九百九十五条第二項(同条第三項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第七十六条第四号において準用する場合を含む。)、第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十一 第九百九十七条第一項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十二 第九百九十九条第一項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十三 第二百条第三項(同条第四項(第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。))及び

第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十四 第二百一条(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十五 第二百二条第二項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十六 第二百三条第二項(第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十七 第二百四条(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十八 第二百十条第六項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

三十九 第二百十一条第五項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)

四十 第二百三十条第二項又は第二百四十条第二項

四十一 第二百四十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

四十二 第二百四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六十七条第一項及び第二項を改め、同条に一項を加える改正規定中「第六十七条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項」を「第六十七条第二項」に、「存しない場合」を「存しない場合には」に、「存しないとき又は」を「存しないとき、又は」に、「取り扱われなくなったとき」を「取り扱われなくなったときは」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第七十条第四項第三号の改正規定中「欄（」を「質権欄（」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第八十六条第三項第三号の改正規定を削る。

第一条中社債等の振替に関する法律第六章の章名の改正規定の次に次のように加える。

第百十三条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第一条中社債等の振替に関する法律第百十四条の改正規定の次に次のように加える。

○ 第百十五条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第一条中社債等の振替に関する法律第百十六条の見出し及び同条を改める改正規定を次のように改める

○ 第百十六条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債」を「投資法人債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第百十六条の見出し及び同条を改める改正規定の次に次のように加える。

第百十七条の二の見出しを「（相互会社の振替社債についての保険業法の適用除外）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる相互会社の社債」を「相互会社の社債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第百十八条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

○ 第一条中社債等の振替に関する法律第百十九条の見出し及び同条を改める改正規定を次のように改める

第百十九条の見出しを「（振替特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の適用除外）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債」を「特定社債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第百十九条の見出し及び同条を改める改正規定の次に次のように加える。

第百二十一条中「及び第百十四条第二項」を「、第百十四条第二項及び第百五十五条」に改め、同条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十二条の項の次に次のように加える。

<p>第百五十五条</p>	<p>会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第一項（同法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）</p>
---------------	---	--

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第百二十一条の次に一条を加える改正規定中「第六十九条第

二項第一号」を「第六十九条第二項第一号イ」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第二百二十二条の見出し及び同条を改める改正規定を次のように改める。

第二百二十二条の表第六十七条第二項の項中「第六十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第二百二十三条の次に一条を加える改正規定中「第二百二十三条の次に」を「第二百二十二条の次に」に、「第二百二十三条の二」を「第二百二十二条の二」に、「第六十九条第二項第一号」を「第六十九条第二項第一号イ」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第二百二十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項を改める改正規定の前に次のように加える。

第二百二十三条（見出しを含む。）中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「当該貸付信託受益権」を「当該振替貸付信託受益権」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第二百二十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項を改める改正規

定を次のように改める。

第二百二十四条中「及び第百十四條第二項」を「、第百十四條第二項及び第百五十五條」に改め、同條の表第六十七條第二項の項中「第六十七條第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第八十六條第二項の項の次に次のように加える。

第百五十五條	会社法第百十六條第一項、第百九十二條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六條第一項	資産の流動化に関する法律第二百七十一條第一項
--------	--	------------------------

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第百二十五條の見出し及び同條を改め、同條の次に一條を加える改正規定中「第百二十五條の見出し中「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に改め、同條中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同條」を「第百二十四條」に、「第百二十五條の二」を「第二百二十四條の二」に、「第六十九條第二項第一号」を「第六十九條第二項第一号イ」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第百二十六條の見出し及び同條を改める改正規定を次のように改め

る。

第二百二十五条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託受益権（以下「振替特定目的信託受益権」という。）」を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第八章中第四百十六条を第三百十九条とする改正規定中「第三百十九条」を「第二百九十七条」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第四百十五条第二号から第五号までの改正規定を次のように改める

第二百四十五条中第二号から第五号までを次のように改める。

一 第六十七条第一項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第一百二十条、第二百一十一條、第二百一十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）
、第六十四条第一項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）
、第九十三條第一項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）
、第二百二十七條第一項又は第二百三十八條第一項の規

定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第一百五條、第一百七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十四條第二項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第六十四條第二項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三條第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三條第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七條第二項（第一百五條、第一百七條、第一百十八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十四條第二項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三條第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定による請求を拒んだとき。

一、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十七條第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百七十一条第一項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百九十五条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第六百九十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第一項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第一項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百四十一条第一項、第二百四十一条第一項又は第二百四十二条第一項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十條、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十二條第一項（第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百二十九條第一項及び第二百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第九十一條第一項（第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第二百二十五條第一項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第四百四十五條に一号を加え、同條を第三百十八條とする改正規定中「第三百十八條」を「第二百九十六條」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第四百四十四條第十四号の改正規定を次のように改める。

第四百四十四條中第十四号を次のように改める。

十四 第六十九條第二項第二号（同條第三項（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十二條、第一百二十四條、第一百二十七條及び第二百七十六條第一

号において準用する場合を含む。）、第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第七十九条第四項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八條、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項、第百八条第四項、第百二十一条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、同条第四項、第五項若しくは第六項、第百二十二条の二第二項（同条第三項において準用する場合

項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項及び第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十八条第二項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十六条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十六条第二項第二号（同条第三項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号）において準用する場合を含む。）、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号）において準用する場合を含む。）、第百七十条第一項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号）において準用する場合を含む。）、第百七十一条第二項（同条第四項（第二百

、第二百四十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

第一条中社債等の振替に関する法律第四百四十四条第十五号を改め、同条を第三百十七条とする改正規定を次のように改める。

第四百四十四条第十五号中「及び第二百二十四条」を、「第二百二十四条及び第二百七十六条第一号」に、「又は第二百二十八条」を、「第二百二十二条第三項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百七十七条」に改め、同条を第二百九十五条とする。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第四百四十三条第一号の改正規定中「第三百十一条又は第三百十二条」を「第二百八十九条又は第二百九十条」に改め、同条第二号の改正規定中「第三百十二条」を「第二百九十一条」に改め、同条第三号の改正規定中「第三百十二条第五号」を「第二百九十一条第五号」に改め、同条を第三百十六条とする改正規定中「第三百十六条」を「第二百九十四条」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第四百二十二条を第三百十五条とする改正規定中「第三百十五条」を「第二百九十三条」に改め、同法第四百十一条を第三百十四条とする改正規定中「第三百十四条」を「第二百九十二条」に改め、同法第四百十条を第三百十三条とする改正規定中「第三百十三条」を「第二百九十一条」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第二百二十九条を改め、同条を第三百十二条とする改正規定を次のように改める。

第二百二十九条を次のように改め、同条を第二百九十条とする。

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第五百五十一条第一項（同条第八項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、

第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）若しくは第二百五十一条第六項（同条第八項及び第一百五十四条第五項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十四条第三項（第二百一十八条第一項、第二百二十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第百八十条第四項（同条第五項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十八条第一項若しくは第四項（これらの規定を同条第五項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

む。）、第三百二十二条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十四条第一項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十六条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、若しくは第三百三十七条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百七十六条第二号

第二百四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

五 第六十六条第二項（同条第三項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十一条第三項（同条第四項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十二條（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十九条第五項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百八十条第五項（第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

た者

六 第百九十五条第二項（同条第三項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第百九十七条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第百九十九条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百条第三項（同条第四項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百一条（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百二条第二項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百三条第二項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百四条（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。））、第二百十条第六項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百

七十六条第四号において準用する場合を含む。)又は第二百十一条第五項(第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第八章中第三百二十七条を第三百十条とする改正規定中「第三百十条」を「第二百八十八条」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第八章を第十五章とする改正規定中「第十五章」を「第十四章」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第七章中第三百二十六条の二を第三百九条とする改正規定中「第三百九条」を「第二百八十七条」に改め、同法第三百二十六条を第三百八条とする改正規定中「第三百八条」を「第二百八十六条」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第三百二十五条第一項、第五項及び第六項を改め、同条を第三百七条とする改正規定を次のように改める。

第三百二十五条第一項中「第三百三十一条並びに第三百三十二条」を「第二百八十一条並びに第二百八十二

二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第三項第四号（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一十八条第一項（同条第五項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六号第四号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条において準用する第二百五十九条第二項並びに第二百七十七条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6 第二百七十八条第一項及び第五項における主務省令は、法務省令とする。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第二百三十四条を第二百六条とする改正規定中「第二百六条」を「第二百八十四条」に改め、同法第二百三十三条から第二百三十二条までを百七十二条ずつ繰り下げる改正規定中「百七十二条」を「百五十条」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第二百二十九条の二を改め、同条を第二百一条とする改正規定を次のように改める。

第二百二十九条の二を次のように改め、同条を第二百七十九条とする。

（信託財産である振替社債等の損失の補てん）

第二百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関
が取り扱うもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）について、当該振替社債等
に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十
一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百
二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する
場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項、第百
四十七条第二項若しくは第百四十八条第二項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五
条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百
八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第二百四十九条第一項及び第二百七十
六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（
これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準
用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機
関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済

義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項の改正規定中「振替債」に「の下に」、
「第二百二十条から第二百二十二条まで」を「第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十二条」に「を加え、第三項の改正規定中「振替債」に」の下に「、「第二百二十条から第二百二十二条まで」を「第二百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条」に「を加え、第二十一条、第二百二十二条」に「を加え、「第三百十八条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改め、同条を第三百条とする改正規定中「第三百条」を「第二百七十八条」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第七章中第二百二十八条を第二百九十九条とする改正規定中「第二百九十九条」を「第二百七十七条」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第二百五十八条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百六十八条及び第二百六十九条を削る。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第七章を第十四章とする改正規定中「第十四章」を「第十三章」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律第六章の次に七章を加える改正規定を次のように改める。

第六章の次に次の六章を加える。

第七章 株式の振替

第一節 通則

第二百二十八条 株券を発行する旨の定款の定めがない会社の株式（譲渡制限株式を除く。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

第二節 振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二百二十九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

- 一 当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）
- 二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
- 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所
 - 二 発行者の商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その

数及び当該記載又は記録がされた日

七 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替株式の発行時等の新規記載又は記録手続）

第三百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式を発行した日以後（当該発行者が会社の成立後にその株式について第十二条第一項の同意を与える場合にあっては、当該同意（以下この項において「成立後同意」という。）をした日以後）遅滞なく、当該発行者が同項の同意を与えた振替機
関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該発行又は成立後同意に係る振替株式の銘柄
- 二 前号の振替株式の株主又は登録株式質権者（会社法第一百五十二条第一項に規定する登録株式質権者をいう。以下同じ。）である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替株式の振替を行うための口座
- 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
- 五 加入者が登録株式質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
- 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
- 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産である

もの数

八 前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項

第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の登録株式質権者であるものに限る。）

に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第三百三十一条 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次

に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替株式の株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替株式の株主（登録株式質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該登録株式質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の株主又は登録株式質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該登録株式質権者のために振替株式の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該会社が当該株主又は当該登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該株式について振替機関に同項の同意を与えなければならぬ。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（振替手続）

第三百三十二条 特定の銘柄の振替株式について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項

から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。

）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該株主ごとの数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第二号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の株主ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を

執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における

当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における

当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例)

第三百三十三条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替株式に係る第三百三十条第一項の通知又は振替の申請の前に当該振替株式となる前の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知の後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第三百三十一条第三項本文の申出

- 二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請
- 3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第一百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならぬ。

2 前項の申請は、発行者が、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる口座を開設した直近上位機関に対して行うものとする。

3 発行者は、第一項の申請において、抹消により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数を示さなければならぬ。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 発行者の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第二項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（全部抹消手続）

第二百三十五条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式についての記載又は記録の全部を抹消

しよつとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替株式の銘柄

二 当該振替株式についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替株式の併合に関する記載又は記録手続）

第三百三十六条 特定の銘柄の振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの発行総数の口の発行総数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 株式の併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の併合前の当該振替株式の発行総数

三 株式の併合がその効力を生ずる日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の日において、その備

える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならない。振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）

第三百二十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十二条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

ロ 株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三 株式の分割に係る基準日（会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。）及び株式の分割がその効力を生ずる日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、株式の分割がその効力を生ずる日

において、その備える振替口座簿中の同項第三号の基準日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（合併等により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第三百三十八条 合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社（以下この章から第九章までにおいて「消滅会社等」と総称する。）の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を交付しようとするときは、消滅会社等は、合併等効力発生日の二週間前までに、当該消滅会社等が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合において、第三百三十条及び第三百十一條の規定は、適用しない。

一 当該消滅会社等の振替株式の株主に対して当該吸収合併等又は新設合併等に際して交付する振替株式の銘柄

二 当該消滅会社等の振替株式の銘柄

三 次のイの総数の口の発行総数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ 第一号の振替株式の総数

ロ 前号の振替株式の発行総数

四 合併等効力発生日

- 五 第一号の振替株式の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）
- 六 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項
- 七 第一号の振替株式のうち当該発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項
- 2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならぬ。
- 3 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併等効力発生日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - 一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替株式の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録
 - 二 第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当

該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6 第一項前段の存続会社等が、吸収合併等の際して自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日において、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。この場合において、第四百十条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該申請により第三百二十四条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社等の株主に移転したものとみなす。

(記載又は記録の変更手続)

第三百三十九条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百二十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替株式の譲渡)

第四十条 振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第二百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の質入れ)

第四十一条 振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替株式の信託の對抗要件)

第四百二十二条 振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百二十九条第二項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第四百二十三条 加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第四百二十四条 振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第四百四十五条 前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振

替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

二 当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数及び発行者が第一百五十九条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。）

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株

式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

4 前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第四百四十六条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に規定する数
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

6 第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第二編第二章第八節の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第四百四十七条 第四百四十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条

第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち

第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が

履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数）

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第四百十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に対して同項又

は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

3 第四百四十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第五百五十一条第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百四十五条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。

一 特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、会社法第二百二十四条第一項に規定する権利の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二 発行者が有する自己の株式

三 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における単元未満株式（会社法第八十九条第一項に規定する単元未満株式をいう。第五百五十二条において同じ。）

四 前号に規定する場合における会社法第二百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式

4 振替機関が第四百四十五条第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（会社法第二百二十四条第一項に規定する権利を除く。次条第四項及び第五百四十四条において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第四百四十八条 第四百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下この条において「口座管理機関分制限数」という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第四百四十六条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該株主（当該下位機関又はその下位

機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。)の口座管理機関分制限数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第四百四十六条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第四百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負つ。

3 前条第三項の規定は、第四百四十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第五百五十一条第一項第一号又は第四号の通知の後二週間以内に、第四百四十六条第一項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この

場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>当該振替機関</p>	<p>振替機関</p>
<p>会社法第二百二十四条第一項に規定する権利</p>	<p>会社法第二百二十四条第一項に規定する権利（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。）</p>
<p>第一項の規定は</p>	<p>次条第一項の規定は</p>

4 口座管理機関が第四百四十六条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（発行者が誤って振替株式について剰余金の配当をした場合における取扱い）

第四百四十九条 発行者が第四百四十七条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することが

できないものとされた振替株式については、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 前項の場合において、株主は、発行者に対し、同項の剰余金の配当に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項の剰余金の配当をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第四百七十二条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法等の特例

(株式の発行に関する会社法の特例)

第一百五十条 会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を示さなければならない。

2 振替株式の発行者は、当該振替株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項の通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

3 振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替株式の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

5 新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）の発行者は、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

6 新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

（総株主通知）

第百五十一条 振替機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該

各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

- 一 発行者が基準日を定めたとき。 その日の株主
- 二 株式の併合がその効力を生ずる日が到来したとき。 その日の株主
- 三 振替機関等が第百三十五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたとき。 当該抹消に係る振替株式の株主
- 四 事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）。 当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主
- 五 特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効

力を失った日の株主

六 特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくなったとき。 当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

七 その他政令で定めるとき。 政令で定める日における株主

2 前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百五十四条において「特別株主」という。））

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

- 3 振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を示さなければならない。
- 4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。
- 5 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。
- 6 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。
- 7 第一項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる場合（政令で定める場合を除く。）には、発行

者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に定める日（同項第四号にあっては、同号の事業年度の開始の日）その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。

8 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

（株主名簿の名義書換に関する会社法の特例）

第五十二条 発行者は、前条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の通知を受けた場合には、株主名簿に通知事項及び前条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により示された事項のうち主務省令で定めるもの並びに同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により示された事項を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、同条第一項各号に定める日に会社法第三百二十条第一項の規定による記載又は記録がされたものとみなす。

2 第四百四十七条第三項（第四百四十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する意思表示をした場合には、発行者は、第四百四十五条第三項又は第四百四十六条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3 前項の場合には、発行者は、特定被通知株主（第四百四十七条第三項（第四百四十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。）については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数

二 第四百四十五条第三項又は第四百四十六条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権）

第一百五十二条 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができ

ない株式以外の株式について一株に満たない端数が生じたとき、又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、会社法第三百八条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有する。

（少数株主権等の行使に関する会社法の特例）

第一百五十四条 振替株式についての少数株主権等の行使については、会社法第三百三十条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない。

3 振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があつた場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならない。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第一百五十一条第

二項第一号の申出をしたものを除く。) の数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのものの数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項

4 加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5 第二百五十一条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(株式買取請求に関する会社法の特例)

第一百五十五条 振替株式の株主が会社法第一百六条第一項、第九十二条第一項、第四百六十九条第一

項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（取得請求権付株式に関する会社法の特例）

第一百五十六条 取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式について会社法第百六十六条第一項本文の規定による請求をする加入者は、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

2 会社法第百六十七条第一項の規定にかかわらず、同法第百六十六条第一項本文の規定による請求に係る取得請求権付株式が振替株式である場合には、発行者は、前項の振替の申請により発行者の口座における保有欄に当該取得請求権付株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

3 会社法第百六十六条第一項本文の規定による請求により振替株式の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替株式を

交付する会社を示さなければならない。

(取得条項付株式等に関する会社法の特例)

第百五十七条 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第百七条第二項第三号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第百七十条第一項の規定にかかわらず、前項本文の場合には、発行者は、同項本文の振替の申請によりその口座における保有欄に同項本文の振替株式に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替株式を取得する。

3 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式(会社法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第百七条第二項第三号イの事由が生じた日又は同法第百七十一条第一項第三号に

規定する取得日（以下この項において「効力発生日」という。）以後遅滞なく、効力発生日を第三百十五條第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしななければならない。

4 会社法第七十條第一項及び第七十三條第一項の規定にかかわらず、前項の場合には、発行者は、全部抹消の通知により同項の振替株式についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替株式を取得する。

（株式の消却に関する会社法の特例）

第三百五十八條 発行者が自己の振替株式を消却しようとするときは、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。

2 振替株式の消却は、第三百二十四條第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株券喪失登録がされた株券に係る会社法等の特例）

第三百五十九條 第三百二十條第一項の規定にかかわらず、株券喪失登録がされた株券の株式については、

登録抹消日（会社法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）
まで第三百十条第一項の通知をすることができない。

2 前項の株式の発行者は、登録抹消日において、振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために第三百十一条第三項本文の申出をしなければならぬ。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の発行者が第一項の株式について第三百十条第一項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならない。

- 一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 第三百十条第一項第二号に掲げる事項
- 二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設

の申出をした特別口座) 第三百三十条第一項第三号に掲げる事項

(合併等に関する会社法の特例)

第六十条 消滅会社等の株式が振替株式でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第三百三十一条第一項第一号の一定の日として同項の通知をしなければならぬ。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

3 消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないときは、当該消滅会社等は、合併等効力発生日を第三百三十五条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならない。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替

株式を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替株式を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外等）

第六十一条 振替株式については、会社法第二百二十二条第一項から第三項まで、第三百二十二条第二号及び第三号、第三百三十三条、第四百七十七条第一項、第四百八十八条並びに第五百五十二条の規定は、適用しない。

2 会社法第一百六十六条第三項、第一百五十八条第一項、第一百六十八条第二項、第一百六十九条第三項、第七十条第三項、第八十一条第一項、第九十五条第二項、第二百一条第三項、第二百四十条第二項、第四百六十九条第三項、第七百七十六条第二項、第七百八十三条第五項、第七百八十五条第三項、第七百九十七条第三項、第八百四条第四項及び第八百六条第三項の規定にかかわらず、振替株式を発

行している会社は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3 振替株式の譲渡における会社法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

第五節 雑則

第六十二条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

一 第三百十条第一項の通知 同項第九号に掲げる事項

二 第三百三十八条第一項前段の通知 同項第七号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章 新株予約権の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第六十三條 新株予約権の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権(その目的である株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十六條第一項第六号に掲げる事項の定めがあるもの及び新株予約権付社債に付されたものを除く。)の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であつて、振替機関が取り扱うもの(以下「振替新株予約権」という。)についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新株予約権証券の不発行)

第六十四條 振替新株予約権については、新株予約権証券を発行することができない。

2 振替新株予約権の新株予約権者は、当該振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権が振替機関によつて取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、

新株予約権証券の発行を請求することができる。

3 前項の新株予約権証券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第六十五条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号及び振替新株予約権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

- 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
- 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所
- 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
- 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - 一 銘柄
 - 二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続）

第六十六条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替新株予約権の銘柄

二 前号の振替新株予約権の新株予約権者又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権

の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数

六 前号の新株予約権者の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の新株予約権者であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同

項第五号の振替新株予約権の数及び当該数のうち新株予約権者ごとの数の増加の記載又は記録

八 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替新株予約権の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第百六十七条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ること

とができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合）にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権の新株予約権者（質権者があるときは、その質権の目的である新株予約権の新株予約権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日におい

て、当該会社に対し、同号の新株予約権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該新株予約権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権に係る新株予約権の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の新株予約権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

(振替手続)

第六十八條 特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、

第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、

その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない

。

2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。

）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（

以下この条において「振替数」という。()のうち当該新株予約権者ごとの数

四 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。)

五 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

六 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第二号の新株予約権者ごと

の数の減少の記載又は記録

- 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知
- 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあつては、第百六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録
- 四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録
 - ロ 当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録
- 五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の

顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の

顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載

又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての振替手続等に関する特例）

第六十九条 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替新株予約権に係る第六十六条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権の交付を受けることができなかつたものその他の主務省令で定める者（以下この条において「取得者等」という。）が、当該通知の後に、当該振替新株予約権についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は

、次に掲げる行為をしなければならぬ。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 一 当該取得者等のための第百六十七条第三項本文の申出
- 二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権についての振替の申請
- 三 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第一百七十条 特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならない。

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第二項の数についての減少の記載又は記

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（全部抹消手続）

第七十一条 特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替新株予約権の銘柄

二 当該振替新株予約権についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない

。。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第七十二条 振替機関等は、第六十六条第一項第九号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（記載又は記録の変更手続）

第七十三条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第六十五条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権の譲渡）

第七十四条 振替新株予約権の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあつては、第六十五条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の質入れ）

第七十五条 振替新株予約権の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の信託の對抗要件）

第七十六条 振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者が

その口座において第六十五条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(加入者の権利推定)

第七十七条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第七十八条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第七十九条 前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数(消却され、又は行使さ

れた振替新株予約権の数を除く。)を超えらることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数(第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株予約権の発行総数(消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。

)

2 前項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の数とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 4 前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
 - 5 振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。
(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)
- 第一百八十条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。
- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数
- 2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

- 一 前項第一号に規定する数
- 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得する義務を負う。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 当該放棄の意思表示をした旨
 - 二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
 - 一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百八十一条 第百七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)(の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数)

二 すべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数(当該振替機関の下位機関であ

つて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第八十二条 第八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。)は、その有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数(以下この条において「口座管理機関分制限数」という。)に関する部分について、発行者に対抗するこ

とができない。

一 当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八十条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第百八十条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する新株

予約権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

第四節 会社法の特例

（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）

第八十三条 振替新株予約権の新株予約権者が会社法第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、発行者は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該新株予約権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（新株予約権の発行に関する会社法の特例）

第八十四条 振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。

2 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。

4 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付新株予約権に関する会社法の特例）

第八十五条 取得条項付新株予約権（会社法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。以下この章及び次章において同じ。）である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権

の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、同法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならぬ。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、前項本文の場合には、発行者は、同項本文の振替の申請により、その口座における保有欄に同項本文の振替新株予約権に係る数の増加の記載又は記録を受けた時に当該振替新株予約権を取得する。

3 取得条項付新株予約権である振替新株予約権の発行者が当該振替新株予約権の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第一百七十一条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権を取得する。

(総新株予約権者通知)

第八十六条 振替機関は、振替機関等が第七十一条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その抹消に係る振替新株予約権の新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項(第五項において「通知事項」という。)を速やかに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座(顧客口座を除く。)の保有欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 第八十一条第一項又は第八十二条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするとき

は、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第百八十一条第一項又は第百八十二条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項（前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の新株予約権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

（新株予約権の消却に関する会社法の特例）

第百八十七条 発行者が自己の振替新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権の消却は、第百七十条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を

生ずる。

(新株予約権の行使に関する会社法の特例)

第百八十八条 振替新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権について抹消の申請をしなければならぬ。

(合併等に関する会社法の特例)

第百八十九条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等の際して振替新株予約権を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第百六十七条第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等の際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。

3 振替新株予約権の発行者が合併(合併により当該発行者が消滅する場合に限る。)、吸収分割(会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。)、新設分割(同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。)、株式交換(同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。)、又は株

式移転（同法第七百七十二条第一項第九号に規定する場合に限る。）をしようとする場合には、当該発行者は、これらの行為（以下この条において「合併等」という。）がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第七十一条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならぬ。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第百九十条 振替新株予約権については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項並びに第二百七十条第一

項から第三項までの規定は、適用しない。

第五節 雑則

第百九十一条 第百六十六条第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第九号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負担とする。

第九章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則

(権利の帰属等)

第百九十二条 新株予約権付社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権付社債（当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式会社であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以

下「振替新株予約権付社債」という。) についての権利(第二百五条に規定する利息の請求権を除く)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

(新株予約権付社債券の不発行)

第九十三条 振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券(会社法第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)を発行することができない。

2 振替新株予約権付社債を有する者(以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。)は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替新株予約権付社債が振替機関に

よって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

3 前項の新株予約権付社債券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第九十四条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

- 二 発行者の商号及び振替新株予約権付社債の種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。以下この章において「銘柄」という。）
 - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数
 - 六 その他政令で定める事項
- 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの数

三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第九十五条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄

二 前号の振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名

称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替新株予約権付社債の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替新株予約権付社債の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数

六 前号の振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 前条第三項第六号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める

事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録
- イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録
- ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替新株予約権付社債の数及び当該数のうち振替新株予約権付社債権者ことの数増加の記載又は記録
- ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録
- ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
- ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録
- 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の

数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第九十六条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権付社債を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された振替新株予約権付社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 会社が一定の日における当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者（質権者がある

ときは、その質権の目的である振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨

二 前号の振替新株予約権付社債権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下この章において

て「特別口座」という。)の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該新株予約権付社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の振替新株予約権付社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座(当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座)を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

(振替手続)

第九十七条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
- 3 第一項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 二 前項の加入者の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - 三 前項の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該振替新株予約権付社債権者ごとの数
 - 四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）
 - 五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又

は質権欄であるかの別

六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 第二項の加入者の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第二号の振替新株予約権付社債権者ごとの数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された保有欄又は質権欄（機関口座にあつては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録）

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の振替新株予約権付社債権者ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を

執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における

当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号イ及びロに掲げる記載又は記録

三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた

事項の通知

8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における

当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特別口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替手続等に関する特例)

第九十八條 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る第九十五條第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替新株予約権付社債の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者(以下この条において「取得者等」という。)が、当該通知の後に、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる

行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該取得者等のための第百九十六条第三項本文の申出

二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替新株予約権付社債についての振替の申請

3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

(抹消手続)

第百九十九条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載
又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により
通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における
当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために社債管理者等（第七十一条第七項に規定
する社債管理者等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を
除くほか、振替新株予約権付社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引
換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権
付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対し
て申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、振替新株予約権付社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受け

た社債管理者等が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

(全部抹消手続)

第二百条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、第二号の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該振替新株予約権付社債の銘柄

二 当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消する日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座)

機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。)において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続)

第二百一条 振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのものに限る。)に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座(機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。)において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続)

第二百二条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済みのものを除く。)に付された新株予

約権の行使があつた場合には、新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があつた後、遅滞なく、当該行使があつた後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第三号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続)

第二百三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(新株予約権が消滅しているものを除く。)について社債の償還があつた場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該償還があつた後、遅滞なく、当該償還があつた後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座(顧客口座を除く。)において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

四 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（記載又は記録の変更手続）

第二百四条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十四条第二項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

（振替新株予約権付社債の譲渡）

第二百五条 振替新株予約権付社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。

次条から第二百九条までにおいて同じ。）の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）

に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の質入れ)

第二百六条 振替新株予約権付社債の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替新株予約権付社債の信託の對抗要件)

第二百七条 振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

(加入者の権利推定)

第二百八条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第二百九条 振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)におい

て特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百十条 前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の合計数が第二号の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（第一号の合計数から第二号の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

二 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数

2 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数（第

三号にあっては総数)をいう。

一 前項の振替新株予約権付社債が社債の償還済みのものである場合 社債の償還(第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。)があつた振替新株予約権付社債の数(新株予約権が消却され、又は行使されたものの数を除く。)

二 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものである場合 新株予約権の行使(第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。)があつた振替新株予約権付社債の数(社債の償還があつたものの数を除く。)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の総数(新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。)

3 第一項第一号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の

規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

4 振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

5 前項に規定する振替新株予約権付社債についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

6 振替機関は、振替新株予約権付社債について第四項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権付社債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

第二百十一条 前条第一項に規定する場合において、第一号の合計数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第一号の合計数から第二号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- 一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数
 - 二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数
- 2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- 一 前項第一号に規定する数
 - 二 前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。
- 4 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該放棄の意思表示をした旨

二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならぬ。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第二百十二条 第二百十条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数)に乗じた数(以下この条及び第二百二十一条において「振替機関分制限数」という。)に関

する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数を控除した数）

二 すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の次条第一項に規定する口座管理機関分制限数の合計数を控除した数）

2 第二百十条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち振替機関制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百十条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十三条 第二百十一条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履

行に係る数を控除した数)に乗じた数(以下この条及び第二百二十一条において「口座管理機関分制限数」という。)に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百十一条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該振替新株予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債)に限る。)の口座管理機関分制限数を控除した数)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百十一条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされ

た振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数)

2 第二百十一条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち口座管理機関分制限数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第二百十一条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百十四条 発行者が第二百十二条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる

効力を有しない。

2 前項の場合において、振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、同項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十二条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 会社法の特例

(新株予約権付社債の買取請求に関する会社法の特例)

第二百十五条 振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者が会社法第一百八条第一項及び第二項、第七七十七条第一項及び第二項、第七百八十七条第一項及び第二項又は第八百八条第一項及び第二項の規定により当該振替新株予約権付社債を買い取することを請求した場合には、発行者は、当該振替新株予約権付社債権者に対し、当該振替新株予約権付社債の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該振替新株予約権付社

債権者の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(新株予約権付社債の発行に関する会社法の特例)

第二百十六条 振替新株予約権付社債の発行者は、当該振替新株予約権付社債についての会社法第二百四十二条第一項の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 会社法第二百四十九条第三号の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容及び数並びに当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替新株予約権付社債についての社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 振替新株予約権付社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を会社法第二百四十二条第二項の書面に記載し、又は同法第二百四十四条第一項の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行

者に示さなければならぬ。

5 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替新株予約権付社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替新株予約権付社債を交付する会社に示さなければならない。

（取得条項付新株予約権付社債に関する会社法の特例）

第二百十七条 取得条項付新株予約権が付された振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、当該振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、前項本文の場合には、発行者は、同項本文の振替の申請によりその口座における保有欄に同項本文の振替新株予約権付社債に係る数の増加の記載又

は記録を受けた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。

3 第一項に規定する発行者が同項の振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日以後遅滞なく、その日を第二百条第一項第二号の日として同項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」という。）をしなければならない。

4 会社法第二百七十五条第一項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の抹消がされた時に当該振替新株予約権付社債を取得する。

（総新株予約権付社債権者通知）

第二百十八条 振替機関は、第二百条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による抹消をしたときは、発行者に対し、その抹消に係る振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（第五項において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知する場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を振替新株予約権付社債権者として通知しなければならない。

一 振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合 当該口座の加入者

二 前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている場合 当該質権欄に振替新株予約権付社債権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3 第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債のうち第二百十二条第一項又は第二百十三条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

4 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債につき、第一項の通知のために必要な事項（前項に規定す

る事項を含む。)の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

5 発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の振替新株予約権付社債権者についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する会社法の特例)

第二百十九条 発行者が自己の振替新株予約権付社債に付された新株予約権を消却しようとするときは、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

2 振替新株予約権付社債の消却は、第百九十九条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する会社法の特例)

第二百二十条 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、当該振替新株予約権付社債について抹消の申請をしなければならない。

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等)

第二百二十一条 第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、会社法第七百二十二条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数（振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数の合計数を除く。）に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項並びに担保付社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百二十二条第一項又は第二百二十三条第一項の振替新株予約権付社債権者は、振替機関分制限数及び口座管理機関分制限数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

（証明書の提示）

第二百二十二条 振替新株予約権付社債権者が、会社法第七百十八条第一項の規定による社債権者集会の招集の請求、同条第三項の規定による社債権者集会の招集、社債権者集会における議決権の行使又は担保付社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査をするには、第三項本文の規定により書面の交付を受けた上、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める者に当該書面を提示しなければならない。

一 社債管理者がある場合 当該社債管理者

二 担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前二号に掲げる場合以外の場合 発行者

2 振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、社債権者集会の日の一週間前までに前項の規定による提示をし、かつ、社債権者集会の日に当該提示をしなければならない。

3 振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第百九十四条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

4 前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上

位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることができない。

(合併等に関する会社法の特例)

第二百二十三条 存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、合併等効力発生日を第百九十六条第一項第一号の一定の日として同項の規定による通知をしなければならない。

2 存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該存続会社等は、合併等効力発生日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならない。

3 振替新株予約権付社債の発行者が合併(合併により当該発行者が消滅する場合に限る。)、吸収分割(会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。)、新設分割(同法第七百六十二条第十号に規定する場合に限る。)、株式交換(同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。)(又は株式移転(同法第七百七十二条第一項第九号に規定する場合に限る。))をしようとする場合には

、当該発行者は、これらの行為（以下この条において「合併等」という。）がその効力を生ずる日又は合併等により設立する会社の成立の日を第二百条第一項第二号の日として全部抹消の通知をしなければならぬ。

4 持分会社が合併をする場合において、吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、合併契約において、持分会社の社員のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

5 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が会社分割に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合には、吸収分割契約又は新設分割計画において、会社分割をする株式会社のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を定めなければならない。

（適用除外）

第二百二十四条 振替新株予約権付社債については、会社法第二百五十七条第一項、第二百五十九条第

一 項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項から第三項まで、第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十二条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第五節 雑則

第二百二十五条 次の各号に掲げる通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

- 一 第九十五条第一項の通知 同項第九号に掲げる事項
- 二 第二百二条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第三号に掲げる事項
- 三 第二百三条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知 同条第三項第四号に掲げる事項

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替

(権利の帰属)

第二百二十六条 投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第百九条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3 前項の執行役員の設定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

(投資証券の不発行等)

第二百二十七条 振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十
二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をい
う。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第
一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合
であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替投資口が振替機関によつ
て取り扱われなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求す
ることができる。

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告
手続（非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四百二十二条に規定する公示催告手続をいう。
以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第二百三十一条第一項第
一号の一定の日において、無効とする。

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百二十八条 第七章の規定(第二百二十八条、第二百二十四条、第三百三十八条第六項、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第五項及び第六項、第四百五十六条から第一百五十八条まで、第一百六十条第二項、第四項及び第五項並びに第一百六十一条の規定を除く。次項において同じ。)は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録投資口質権者
総数	総口数

振替数	振替口数
株主名簿	投資主名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅投資法人
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主

少数株主権等	少数投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十九条第三項 第二号	商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）	商号
第二百二十条第一項第一号	会社法第一百五十二条第一項に規定する登録株式質権者	投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第四項に規定する登録投資口質権者（第二百二十九条の

		<p>規定により投資主名簿（同法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）</p>
<p>第二百三十一条第一項</p>	<p>一月前までに</p>	<p>一月前までに公告し、かつ、</p>
<p>第二百三十一条第一項 第四号</p>	<p>四 その他主務省令で定める事項</p>	<p>四 投資法人の成立後にその投資口について第十三条第一項の同意を与える場合にあつては、第一号の一定の日において投資証券は無効となる旨</p> <p>五 その他主務省令で定める事項</p>
<p>第二百三十一条第四項</p>	<p>会社が第一項の振替株式に係る株式の発行者である場合において、同項</p>	<p>投資法人は、第一項第一号の一定の日において、同項に規定する特定の</p>

	<p>第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該</p>
<p>第二百三十一条第五項</p>	<p>同項の</p> <p>5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。</p>
<p>銘柄の</p>	<p>第十三条第一項の</p> <p>5 第一項に規定する場合において、投資法人が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の投資主又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。</p>

<p>第二百二十七条第一項</p>	
<p>会社法第二百二十四条第一項</p>	
<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>	<p>6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口を交付しようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、投資主及び登録投資口質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。</p> <p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>

第三号	第二百二十八条第一項	消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社	第七十七条の三第二項
	、合併等効力発生日	、合併の効力発生日（吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十七条第一項第四号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第四百四十八条の二第一項の成立の日をいう。以下この条並びに第六十条第一項及び第三項において同じ。）	
第四百四十五条第一項	消却された	払い戻された	
第四百四十七条第三項	会社法第二百二十四条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律	

	<p>第四百四十七條第三項 第四号</p>	<p>第七十七條の三第二項</p>
	<p>前号に規定する場合における</p>	<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において読み替えて準用する</p>
<p>第四百四十七條第四項 及び第四百四十八條第三項の表</p>	<p>会社法第二百二十四條第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の三第二項</p>
<p>第四百四十九條第一項</p>	<p>剰余金の配当</p>	<p>代金（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条第一項に規定する代金をいう。以下この条において同じ。）の交付、投資口の払戻し（同</p>

<p>第百五十条第一項</p>	<p>第百四十九条第二項 及び第三項</p>		
<p>会社法第三十二条第一項</p>	<p>発起人</p>	<p>剰余金の配当</p>	<p>効力</p>
<p>第七十条の二第一項</p>	<p>設立企画人</p>	<p>代金の交付、投資口の払戻し又は金銭の分配</p>	<p>効力又は当該発行者に対抗することができる口数を減少させる効力</p> <p>法第二百二十四条第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。）又は金銭の分配（同法第三百三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）</p>

<p>第百五十条第二項</p>	<p>会社法第五十九条第一項又は第二二三条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項又は第八十二条第一項</p>
<p>第百五十条第四項</p>	<p>会社法第二百二条第二項 同法第二百五条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第三項 同条第九項において準用する会社法第二百五条</p>
<p>第百五十一条第一項 第四号</p>	<p>経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く）。</p>	<p>経過したとき</p>
<p>第百五十二条第一項</p>	<p>会社法第三百三十条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項</p>

第百五十二条	一株	投資口一口
<p>生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき</p> <p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に</p>	<p>生じたとき</p> <p>については、当該端数（</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p>
第百五十四条第一項	<p>会社法第百三十条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>第七十九条第一項</p>
第百五十五条	<p>会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項又は第百四十九条の十三第一項</p>

<p>第百五十九条第一項</p>	<p>株券喪失登録がされた株券</p>	<p>第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われて いる投資証券</p>
<p>第百五十九条第二項</p>	<p>登録抹消日において じ。)まで</p>	<p>同項の投資証券に係る除権決定の正本若しくは謄本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく</p>
	<p>当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百零</p>	<p>当該請求を行った者</p>

	<p>二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者</p>	
<p>第一百五十九条第三項 第一号</p>	<p>登録抹消日までに 名義人等</p>	<p>請求者</p>
<p>第一百六十条第一項</p>	<p>でない場合又は合併により消滅する 会社が持分会社である場合</p>	<p>でない場合</p>
<p>第一百六十条第三項</p>	<p>交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社</p>	<p>交付しようとするとき</p>

でないとき

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百二十九条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十二条第一項の同意を与えようとする場合には、当該投資口の質権者(登録投資口質権者)(投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第四項に規定する登録投資口質権者をいう。以下同じ。)を除く。は、前条第一項において準用する第二百三十一条第一項第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第七十九条第四項において準用する会社法第四百四十八条各号に掲げる事項を投資主名簿(投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。)に記載し、又は記録することを請求することができる。

(振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百三十条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻し(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十四条第一項に規定する投資口の払戻しをいう。以下この条において同じ。)を受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座

(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第二号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十一条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、同法に規定する投資証券のうち同法に規定する投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百三十二条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条の二第

一 項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、同条第二項において準用する会社法第八十條第二項第一号及び第二号に掲げる事項を同号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條の二第二項において準用する会社法第八十條第二項第二号の日にその効力を生ずる。

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百三十三條 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第三項において準用する会社法第三百二十二條第二号及び第三号並びに第三百三十三條の規定は、適用しない。

2 投資信託及び投資法人に関する法律第四百九條の二第二項、第四百九條の三第二項、第四百九條の八第二項、第四百九條の十二第二項及び第四百九條の十三第二項の規定にかかわらず、振替投資口を発行している投資法人は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

3 振替投資口の払戻しの停止をする場合における投資信託及び投資法人に関する法律第四百十六條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「公告し又は各投資主に通知して」とあるの

は「公告して」と、同条第三項中「公告又は通知」とあるのは「公告」とする。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百三十四条 優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十九条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。)を発行する旨の定款の定めがない協同組織金融機関の優先出資(同法第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百三十五条 第七章の規定(第二百二十八条、第二百三十六条、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第三号、第四百五十条第一項、第五項及び第六項、第四百五十一条第一項第二

号、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十条第四項及び第五項並びに第百六十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
総数	総口数
振替数	振替口数
株主名簿	優先出資者名簿
発行総数	発行総口数
消滅会社等	消滅協同組織金融機関
存続会社等	存続協同組織金融機関
新設会社等	新設協同組織金融機関

吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
合併等効力発生日	合併の効力発生日
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百二十九条第三項 第二号</p>	<p>商号 種類株式発行会社</p>	<p>名称 種類優先出資発行協同組織金融機関 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律第八条第一項第一号に規定する種類優先出資発行協同組織金融機関をいう。)</p>
<p>第二百三十条第一項</p>	<p>会社の成立後 成立後同意</p>	<p>優先出資の発行後 発行後同意</p>
<p>第二百三十条第一項第二号</p>	<p>会社法第五十二条第一項に規定する登録株式質権者</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七条第三項において読み替えて準用する会社法第四百九十九条第一項に規定する登録優先出資質権者(協同組織金融機関の優先出資</p>

<p>第三百三十一条第一項</p>	
<p>新設合併に際して</p>	
<p>新設合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。以下同じ。）に際して</p>	<p>に関する法律第三十一条第一項において準用する会社法第二百十八条第五項の規定により優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）</p>

<p>第二百二十七条第一項 第三号</p>	<p>基準日（会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ</p>	<p>一定の日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第二項第一号に規定する一定の日をいう。以下この条において同じ</p>
<p>第二百二十七条第三項</p>	<p>基準日</p>	<p>一定の日</p>
<p>第二百二十八条第一項</p>	<p>消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社</p>	<p>消滅する協同組織金融機関</p>
<p>第四百四十七条第三項 第四号</p>	<p>前号に規定する場合における会社法第二百八条第一項に規定する法務省令で定める株主の株式</p>	<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六條において準用する会社法第二百一十四條第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を定めた場合にお</p>

	<p>第四百四十九条第一項</p>
	<p>剰余金の配当</p>
<p>ける協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第三項に規定する優先出資</p>	<p>優先的配当（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項第二号に規定する優先的配当をいう。以下この条において同じ。） （同法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第一項各号列記以外の部分に規定する代金をいう。以下この条において同じ。） の交付又は剰余金の配当（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第</p>

		<p>十九条第十一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>第四百四十九条第二項及び第三項</p>	<p>剰余金の配当</p>	<p>優先的配当、代金の交付又は剰余金の配当</p>
<p>第五百五十条第二項</p>	<p>会社法第五十九条第一項又は第二二三条第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第一項</p>
<p>第五百五十条第四項</p>	<p>会社法第二百三十二条第二項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項</p>
<p>第五百五十一条第一項</p>	<p>第二百五五条</p>	<p>第十条第四項</p>
<p>第四百号</p>	<p>経過したとき（発行者が会社法第四百五十四条第五項に規定する中間配当に係る基準日を定めたとときを除く</p>	<p>経過したとき</p>

)	
第百五十一条第七項	第一項第一号、第二号	第一項第一号
第百五十二条第一項	会社法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項
第百五十三条	一株 生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき	優先出資一口 生じたとき
会社法第百二十八条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十三条第一項	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に
	については、当該端数）	

<p>第百五十四条第一項</p>	<p>会社法第百三十条第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項</p>
<p>第百五十九条第一項</p>	<p>株券喪失登録</p>	<p>優先出資証券喪失登録（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百二十三条の優先出資証券喪失登録をいう。）</p>
<p>第百六十条第一項</p>	<p>でない場合又は合併により消滅する会社が持分会社である場合</p>	<p>でない場合</p>
<p>第百六十条第二項</p>	<p>交付しようとするとき、又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないとき</p>	<p>交付しようとするとき</p>

（振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百三十六條 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六條において準用する会社法第二百二十二條、第三百二十二條第二号及び第三号並びに第三百二十三條並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十七條第三項において準用する会社法第四百十七條第一項及び第五百二十二條第三項の規定は、適用しない。

2 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第七條第一項の規定にかかわらず、振替優先出資を發行している協同組織金融機関は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならぬ。

3 振替優先出資の譲渡における協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、同項中「協同組織金融機関その他の第三者」とあるのは、「協同組織金融機関」とする。

第三節 特定目的会社の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百二十七條 優先出資（資産の流動化に関する法律第二條第五項に規定する優先出資をいう。以下

第六節までにおいて同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下第六節までにおいて「振替優先出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百三十八条 振替優先出資については、優先出資証券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。)を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資社員(資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。)は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十一条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行

を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十二条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百三十九条 第七章の規定（第二百二十八条、第二百三十一条第二項、第二百三十四条、第二百三十五条、第二百三十七条、第二百三十八条、第二百四十五条第六項、第二百四十六条第六項、第二百四十七条第三項第三号、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項第三号、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百六十条、第二百六十一条及び第二百六十二条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲

げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

特別株主	特別優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
超過数	超過口数
合計数	合計口数
発行総数	発行総口数
株主名簿	優先出資社員名簿
振替数	振替口数
総数	総口数
登録株式質権者	登録優先出資質権者
数	口数

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百二十九条第三項 第二号</p>	<p>種類株式発行会社</p>	<p>内容の異なる数種類の優先出資を発行する特定目的会社</p>
<p>第二百二十条第一項</p>	<p>会社の成立後 成立後同意</p>	<p>優先出資の発行後 発行後同意</p>
<p>第二百二十条第一項第 二号</p>	<p>会社法第五十二条第一項に規定する登録株式質権者</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者（第二百四十四条の規定により優先出資社員名簿（同法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。）に記載され、</p>

	<p>第二百三十一条第一項</p>	<p>又は記録された質権者を除く。）</p>
<p>特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないとき</p>	<p>発行済みの特定の種類の優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に</p>	
<p>新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下</p>	<p>以下</p>	
<p>次に掲げる事項</p>	<p>第一号の一定の日において優先出資証券は無効となる旨及び次に掲げる事項</p>	

<p>第二百三十一条第四項</p>	<p>一月前までに当該振替株式</p>	<p>一月前までに公告し、かつ、当該優先出資</p>
<p>第二百三十一条第五項</p>	<p>5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の株主又は</p>	<p>5 第一項に規定する場合において、特定目的会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の</p>
<p>第二百三十一条第四項</p>	<p>同項の 速やかに、当該 第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、</p>	<p>第十三条第一項の 特定目的会社は、第一項第一号の一定の日において、同項に規定する特定の種類の</p>
<p>第二百三十一条第四項</p>	<p>登録株式質権者となるべき者として 主務省令で定めるもの</p>	<p>登録優先出資質権者</p>

登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

優先出資社員又は登録優先出資質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百十七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない特定目的会

<p>第四百号</p> <p>第四百四十七条第三項</p>	<p>第四百四十七条第三項</p>	
<p>第二百八条第一項に規定する法務省</p> <p>前号に規定する場合における会社法</p>	<p>会社法第二百二十四条第一項</p>	
<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日（資産の流動化</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十三条第二項</p>	<p>社が第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前までに、優先出資社員及び登録優先出資質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知すれば足りる。</p> <p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>

	<p>第四百四十七條第四項 及び第四百四十八條第 三項の表</p>	<p>第四百四十九條第一項</p>
<p>令で定める株主の株式</p>	<p>会社法第二百二十四條第一項</p>	<p>剰余金の配当</p>
<p>に関する法律第四十三條第二項に規 定する基準日をいう。)を定めた場 合における同法第五十九條第一項に 規定する内閣府令で定める社員の有 する優先出資</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十三 條第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第五十條 第三項において準用する会社法第二 百三十五條第一項に規定する代金の 交付、優先資本金(資産の流動化に 関する法律第四十二條第一項第一号</p>

第百五十条第五項

<p>新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）</p>	<p>転換特定社債（転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資であるものに限る。）又は新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第三百二十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。）</p>
<p>新株予約権に</p>	<p>転換特定社債又は当該新優先出資引受権付特定社債に</p>

	<p>会社法第二百四十二条第一項</p> <p>新株予約権の目的である</p>	<p>同法第二百一十二条第一項</p> <p>転換特定社債の転換によって発行すべき振替優先出資又は新優先出資の引受権の行使によって発行する</p>
<p>第一百五十六条第六項</p>	<p>新株予約権を</p> <p>新株予約権の目的である</p>	<p>転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を</p> <p>転換特定社債の転換によって発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の行使によって発行される</p>
<p>第一百五十一条第一項 第四号</p>	<p>会社法第四百五十四条第五項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第一百五十一条第一項</p>
<p>第一百五十二条第一項</p>	<p>会社法第三百三十条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十二条第一項</p>

<p>第百五十四條第一項</p>	<p>第百五十三條</p>	<p>会社法第百三十條第一項</p>	<p>一株</p> <p>生じたとき、又は単元未満株式が生じたとき</p> <p>会社法第百二十八條第一項</p> <p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に</p>	<p>資産の流動化に関する法律第四十五條第一項</p>	<p>優先出資一口</p> <p>生じたとき</p> <p>資産の流動化に関する法律第五十九條第一項</p> <p>については、当該端数（</p>
<p>第百五十五條</p>	<p>会社法第百十六條第一項、第百九十二條第一項、第四百六十九條第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百五十三條第一項</p>	<p>三條第一項</p>		

	<p>、第七百八十五条第一項、第七百九十七條第一項又は第八百六條第一項</p>	
<p>第百五十九條第一項</p>	<p>株券喪失登録がされた株券</p>	<p>第百三十一條第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われて いる優先出資証券</p>
<p>第百五十九條第二項</p>	<p>については、登録抹消日（会社法第 二百三十條第一項に規定する登録抹 消日をいう。以下この条において同 じ。）まで</p>	<p>については、 同項の優先出資証券に係る除権決定 の正本若しくは謄本その他の主務省 令で定める書類を添付して請求があ った場合には、遅滞なく</p>
<p>登録抹消日において</p>		

<p>第一号</p> <p>第百五十九条第三項</p>	<p>名義人等</p> <p>登録抹消日までに</p>	<p>請求者</p> <p>当該申出の日までに</p>	<p>当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者</p> <p>当該請求を行った者</p>
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---

（振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十条 特定の銘柄の振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合（次条第一項及

び第二百四十二条第一項に規定する場合を除く。) には、当該振替優先出資の発行者は、第二百四十五条第三項の一定の日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替優先出資について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。) において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替優先出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替優先出資の銘柄及び口数

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの

別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替優先出資についての優先出資社員の氏名又は名称及び住所並びに第二号の口数のうち当該優先出資社員ごとの口数

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の優先出資社員ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を

執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第二項第二号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替優先出資の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十一条 特定の銘柄の振替優先出資の全部について優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第二号の効力発生日の二週間前までに、当該発行者が第十二条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄

二 第二百四十五条第一項の効力発生日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。次条第三項及び第五項において「保有欄等」という。）において、当該振替優先出資の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却に関する記載又は記録手続）

第二百四十二条 特定の銘柄の振替優先出資について優先出資社員の有する当該振替優先出資の口数に応じて優先出資の消却をしようとする場合には、当該振替優先出資の発行者は、第三号の効力発生日

の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該優先出資の消却に係る振替優先出資の銘柄

二 一から次のイの発行総口数の口の発行総口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 優先出資の消却後の当該振替優先出資の発行総口数

ロ 優先出資の消却前の当該振替優先出資の発行総口数

三 第二百四十五条第一項の効力発生日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替優先出資の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の効力発生日又は資産の流動化に関する法律第百十一条第二項から第四項までの規定による手続の終了の時のいずれか遅い

時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替優先出資についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

（発行者が誤つて振替優先出資の消却をした場合における取扱い）

第二百四十三条 発行者が第二百三十九条第一項において準用する第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替優先出資についてした優先出資の消却は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替優先出資についての当該発行者に対抗することができない口数を減少させる効力を有しない。

2 前項に規定する優先出資の消却に際して優先出資社員に金銭が支払われたときは、当該優先出資社員は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する優先出資の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百三十九条第一項において準用する第四百四十七条第二項又は第四百四十八条第二項の規定による優先出資社員の振替機関等に対する権利を取得する。

(発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例)

第二百四十四条 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該優先出資の質権者(登録優先出資質権者(資産の流動化に関する法律第四十三条第四項に規定する登録優先出資質権者をいう。以下同じ。))を除く。は、第二百三十九条第一項において準用

する第三百三十一条第一項第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、同法第四十五条第四項において準用する会社法第四百四十八条各号に掲げる事項を優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十二条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ。）に記載し、又は記録することを請求することができる。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百四十五条 発行者は、振替優先出資について優先出資の消却をしようとする場合には、その旨及び資産の流動化に関する法律第四十七条第三項に規定する効力発生日においてその効力が生ずる旨を当該効力発生日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の効力発生日（当該効力発生日において資産の流動化に関する法律第一百一十一条第二項から第四項までの規定による手続が終了していないときは、その終了の時）にその効力を生ずる。

3 発行者は、第二百四十条第一項に規定する場合には、第一項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は資産の流動化に関する法律第一百一十一条第二項から第四項までの規定によ

る手続の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替優先出資について第二百四十条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

4 第二百四十条第一項に規定する場合には、第二項の規定にかかわらず、優先出資の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

(振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例)

第二百四十六条 発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項各号に掲げる事項を同項第二号の日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、優先出資の併合は、資産の流動化に関する法律第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項第二号の日にその効力を生ずる。

(振替優先出資についての資産の流動化に関する法律の適用除外)

第二百四十七条 振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十五条第三項において準用する会社法第三百三十二条第二号及び第三号並びに第三百三十三条の規定は、適用しない。

第四節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

(権利の帰属)

第二百四十八条 資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百三十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資が振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によつて発行する優先出資の払込金額によるものとする。

(新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用)

第二百四十九条 第八章の規定（第六十三條、第六十四條第三項、第六十六條第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号口から二まで、第六十七條、第六十八條第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第六十九條、第七十一條、第八十三條、第八十四條第二項及び第四項、第八十五條から第八十七條まで、第八十九條並びに第九十條の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額

合計数	合計額
超過数	超過額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額

2 第八章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六百六十四条第一項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第四百四十二条第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）
第六百六十四条第二項	新株予約権証券	新優先出資引受権証券
第六百六十五条第三項	数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名	金額
第四号		

<p>第二号</p>							<p>事項を記載し、若しくは記録する欄 （以下この章において「質権欄」と いう。）</p>
<p>第六十八條第四項 第一号イ</p>	<p>振替数</p>						<p>前項第一号の金額（以下この条にお いて「振替金額」という。）</p>
<p>第六十八條第四項 第二号及び第五号</p>	<p>及び第四号から第六号まで</p>						<p>、第四号及び第五号</p>
<p>第七十九條第一項 各号列記以外の部分 及び同項第二号</p>	<p>消却され、又は行使された の数</p>	<p>の額</p>	<p>行使された の額</p>	<p>控除した額</p>	<p>控除した額</p>	<p>の額</p>	
<p>第八十條第一項各 号列記以外の部分</p>	<p>控除した数</p>	<p>の額</p>	<p>の額</p>	<p>の額</p>	<p>の額</p>	<p>の額</p>	
<p>第八十條第三項</p>	<p>数の</p>	<p>の額</p>					

第百八十四条第二項	の引受け	の引受け 口座（特別口座を除く。）	の発行額	の発行額	の発行額	第百八十一条第一項 及び第百八十二条第一項	係る数
						乗じた数	控除した数
第百八十四条第一項	の発行額	の発行額	の発行額	の発行額	の発行額	の発行額	振替新株予約権についての会社法第 二百四十二条第一項
							において、当該 特定社債に係る

	会社法第二百四十二条第二項	資産の流動化に関する法律第二百一十二条第二項
	第二百四十四条第一項	第二百二十四条
の発行者		に係る新優先出資引受権付特定社債の発行者

第五節 特定目的会社の転換特定社債の振替

(権利の帰属)

第二百五十条 転換特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債（転換に
よって発行すべき優先出資が振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受
けることとする旨を定めた転換特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの（以下「振替転換特定社
債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）
の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十一条 第九章の規定 (第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項第一号口から二まで、第九十六条、第九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第九十八条、第二百条から第二百三条まで、第二百四第二項、第二百五条、第二百六条第二項及び第五項、第二百七条から第二百九条まで、第二百一十二条、第二百二十四条並びに第二百五条第一項第二号及び第三号の規定を除く。次項において同じ。) は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする

新株予約権付社債券	数	新株予約権付社債券	金額
増加	総数	増加	増額
減少	総数	減少	減額

。

振替数	振替金額
発行総数	発行総額
合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2

第九章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中央欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九百九十三条第一項	会社法第二百四十九条第二号	資産の流動化に関する法律第三百二十三条第二項
------------	---------------	------------------------

<p>第百九十四条第三項 第二号</p>	<p>種類（振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。</p>	<p>種類（</p>
<p>第百九十四条第三項 第四号</p>	<p>その旨、 数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>その旨及び 金額</p>
<p>第百九十五条第一項 第二号</p>	<p>又は質権者である加入者</p>	<p>である加入者</p>
<p>第百九十五条第一項</p>	<p>数（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>金額</p>

<p>第四号</p>		
<p>第九号</p>	<p>第九十五条第一項 株予約権付社債に付された新株予約権を行使する</p>	<p>の転換を請求する</p>
<p>第一号イ</p>	<p>第九十五条第二項 加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）</p>	<p>加入者</p>
<p>第二号</p>	<p>第九十五条第二項 数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数</p>	<p>金額</p>
<p>第九十七号</p>	<p>第九十七号第三項 第八号まで</p>	<p>第九十七号第三項及び第八号</p>
<p>第二号</p>	<p>第九十七号第三項 質権欄</p>	<p>第九十四号第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）</p>

<p>第百九十七条第四項 第一号イ</p>	<p>振替数</p>	<p>前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）</p>
<p>第百九十七条第四項 第二号及び第五号</p>	<p>及び第四号から第六号まで</p>	<p>、第四号及び第五号</p>
<p>第百九十九条第七項</p>	<p>社債管理者等（第七十一条第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ</p>	<p>特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百二十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。） 又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という</p>
	<p>替新株予約権付社債の数 についての社債の金額に相応する振</p>	<p>の金額と同額</p>

								第九十九條第八項	社債管理者等
								第一百十條第一項	控除した数
								第一百十條第一項第 二號	発行総数
								第一百十一條第一項	控除した数
								各号列記以外の部分	数の
								第一百十一條第三項	数の
								第一百十二條第一項	係る数
									控除した数
									乗じた数
								第一百十二條第二項	銘柄（社債の償還済みのものを除く 。）
								第一號	振替機関分制限数に相応する額
									振替機関分制限額
									銘柄
									乗じた額
									控除した額
									係る額
									額の
									額の
									控除した額
									額を除く。）
									発行総額（転換済み又は償還済みの
									控除した額
									特定社債管理者等

<p>第二百十三条第一項</p>	<p>係る数</p> <p>控除した数</p> <p>乗じた数</p>	<p>係る額</p> <p>控除した額</p> <p>乗じた額</p>
<p>第二百十三条第二項</p> <p>第一号</p>	<p>銘柄（社債の償還済みのものを除く。）</p> <p>口座管理機関分制限数に相応する額</p>	<p>銘柄</p> <p>口座管理機関分制限額</p>
<p>第二百十四条第一項</p>	<p>部分に相応する金額</p>	<p>金額</p>
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>会社法第二百四十二条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項</p>
<p>第二百十六条第三項</p>	<p>社債原簿</p>	<p>特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）</p>

第二百十六条第四項	口座（特別口座を除く。） 会社法第二百四十二条第二項	口座 資産の流動化に関する法律第二百一十二条第二項
第二百二十条	第二百四十四条第一項 振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	第二百二十四条 振替転換特定社債の転換を請求する
第二百二十一条第一項	相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）

（振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百五十二条 振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百一十五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八

条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第六節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

(権利の帰属)

第二百五十三条 新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債(当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資が振替優先出資であるものに限る。)の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であつて、振替機関が取り扱うもの(第二百四十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。)についての権利(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。)の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第二百五十四条 第九章の規定(第九十二条、第九十五条第一項第五号から第七号まで及び第二項

第一号口から二まで、第百九十六条、第百九十七条第三項第三号及び第六号、第四項第一号口及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第二百条、第二百五十五条、第二百六十六条第二項及び第五項、第二百七十七条から第二百九十九条まで、第二百二十三條並びに第二百二十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株予約権付社債券	新優先出資引受権付特定社債券
数	金額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額

合計数	合計額
超過数	超過額
振替機関分制限数	振替機関分制限額
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理者	特定社債管理者

2

第九章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必

要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二條第一項	会社法第二百四十九條第二号	資産の流動化に関する法律第四百十 一条第二項
第九十四條第三項	新株予約権の	新優先出資の引受権の
第二号	又は	振替新優先出資引受権付特定社債に

		新優先出資の引受権が付されていないとき、又は
第九十四号 第九十四条第二項	その旨、 数、当該数のうち振替新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該振替新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所	その旨及び 金額
第九十二号 第九十二条第一項	又は質権者である加入者	である加入者
第九十号 第九十条第一項	数（次号に掲げるものを除く。）	金額
第八十九号 第九十五条第一項	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額

第九十五條第二項 第一号イ	加入者（同号の振替新株予約権付社債権者であるものに限る。）	加入者
第九十五條第二項 第二号	数と同項第五号の振替新株予約権付社債の数を合計した数	金額
第九十七條第三項 第二号	第八号まで	第四号まで及び第八号
第九十七條第四項 第一号イ	質権欄	第九十四條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第九十七條第四項 第二号及び第五号	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第九十七條第四項 第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号

<p>第九十九條第七項</p>	<p>社債管理者等（第七十一條第七項に規定する社債管理者等をいう。次項において同じ）</p>	<p>特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百二十六條に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）又は担保付社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「特定社債管理者等」という）の金額と同額</p>
<p>第九十九條第八項</p>	<p>社債管理者等</p>	<p>特定社債管理者等</p>
<p>第二百二條第一項</p>	<p>、新株予約権の行使により当該振替新株予約権付社債についての社債が消滅するとき</p>	<p>資産の流動化に関する法律第五條第一項第二号ニの請求があつたとき</p>

第二百三条第一項	消滅している		消滅しているもの、又は付されてい ない	
第二百十条第一項	控除した数		控除した額	
第二百十条第二項第 一号	消却され、又は行使された		行使された	
第二百十一条第一項	控除した数		控除した額	
各号列記以外の部分	数の		額の	
第二百十一条第三項	数の		額の	
第二百十二条第一項	係る数		係る額	
	控除した数		控除した額	
第二百十二条第二項	乗じた数		乗じた額	
第一号	振替機関分制限数に相応する額		振替機関分制限額	

<p>第二百十三条第一項</p>	<p>係る数</p>	<p>係る額</p>
<p>第二百十三条第二項</p>	<p>控除した数</p>	<p>控除した額</p>
<p>乗じた数</p>	<p>乗じた額</p>	
<p>第一号</p>	<p>口座管理機関分制限数に相応する額</p>	<p>口座管理機関分制限額</p>
<p>第二百十四条第一項</p>	<p>部分に相応する金額</p>	<p>金額</p>
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>会社法第二百四十二条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項</p>
<p>第二百十六条第三項</p>	<p>社債原簿</p>	<p>特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百二十五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）</p>
<p>第二百十六条第四項</p>	<p>口座（特別口座を除く。）</p>	<p>口座</p>

	<p>会社法第二百四十二条第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百一十二条第二項</p>
<p>第二百四十四条第一項</p>	<p>第二百四十四条第一項</p>	<p>第二百二十四条</p>
<p>第二百二十一条第一項</p>	<p>相応する社債の金額に応じて、社債権者集会</p>	<p>応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）</p>

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百五十五条 振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項並びに第六百九十四条第一項の規定は、適用しない。

第十一章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

(金融機関の合併に関する記載又は記録手続)

第二百五十六条 第三百二十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅銀行（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。）

第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立銀行（合併転換法第十三条第一項第二号に規定する新設合併設立銀行をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併（合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。）に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百二十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第三百二十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅協同組織金融機関（合併転換法第十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅協同組織金

融機関をいう。以下この節において同じ。）の優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が振替優先出資である場合において、吸収合併存続銀行（合併転換法第九条第一項第一号に規定する吸収合併存続銀行をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併（合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第三百二十八条第一項 前段</p>	<p>第三百二十八条第一項 合併等効力発生日</p>	<p>効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立銀行の成立の日</p>
<p>第三百二十八条第一項</p>	<p>発行総数</p>	<p>発行総口数</p>

第二号		
第二百二十八条第一項 第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立銀行の 成立の日
第二百二十八条第三項 第一号	の数	の口数
第二百二十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日

3

第二百二十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅銀行（合併転換法第十一条第一項第一号に規定する吸収合併消滅銀行をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式会社である場合において、吸収合併存続信用金庫（合併転換法第十一条第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫をいう。以下この節において同じ。）若しくは新設合併設立信用金庫（合併転換法第十五条第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定

中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十八条第一項 前段	合併等効力発生日	効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立信用金庫の成立の日
第二百二十八条第一項 第三号	の総数	の総口数
第二百二十八条第一項 第四号	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金庫の成立の日
第二百二十八条第一項 第七号	総数	総口数
第二百二十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立信用金

第三百二十八条第六項	数の	庫の成立の日
	口数の	
合併等効力発生日	効力発生日	

4 第三百二十八条第一項から第六項までの規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関（合併転換法第十七条第一項第一号に規定する吸収合併存続協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関（合併転換法第十九条第一項第二号に規定する新設合併設立協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十八条第一項	合併等効力発生日	効力発生日（合併転換法第九条第一
------------	----------	------------------

前段			項第四号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）又は新設合併設立 協同組織金融機関の成立の日
第三百二十八条第一項	の総数	発行総数	の総口数 発行総口数
第三百二十八条第一項	合併等効力発生日	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組 織金融機関の成立の日
第四号	総数	総口数	効力発生日又は新設合併設立協同組 織金融機関の成立の日
第三百二十八条第一項 第七号	合併等効力発生日	合併等効力発生日	効力発生日又は新設合併設立協同組 織金融機関の成立の日
第三百二十八条第三項	数	口数	効力発生日又は新設合併設立協同組 織金融機関の成立の日
第三百二十八条第六項	合併等効力発生日	効力発生日	効力発生日

第二百五十七条 第六十条第一項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十条第一項の規定は吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等（合併転換法第二条第十項に規定する会員等をいう。以下この節において同じ。）に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続銀行又は新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立銀行の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において吸収合併存続信用金庫又は新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続信用金庫が吸収合併消滅銀行の株主に対して吸収合併に際して振替優先出

資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立信用金庫の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十条第一項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとする場合について、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

6 第六十条第一項の規定は吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて、同条第二項の規定は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併に際して振替優先出資を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第八十九条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設

合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとする。

8 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立銀行が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百五十八条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立銀行が新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立銀行の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十条第三項の規定は、吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等（合併転換

法第十一条第一項第二号に規定する出資等をいう。以下この節において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続信用金庫若しくは新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行若しくは新設合併消滅銀行のある種類の株式の株主に対して吸収合併若しくは新設合併に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立信用金庫の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替株式以外の株式等（合併転換法第九条第一項第二号に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を交付しようとするとき、又は吸収合併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先

出資の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して株式等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、第百六十条第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立銀行の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出資者に対して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（合併転換法第九条第一項第四号に規定する効力発生日をいう。）又は新設合併設立協同組織金融機関の成立の日」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは

、政令で定める。

5 第百八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する銀行（合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。以下この項及び次項において同じ。）が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第百八十九条第三項中「会社の」とあるのは、「銀行又は協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。

6 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する銀行が吸収合併（吸収合併により当該銀行が消滅する場合に限る。）又は新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「銀行又は協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。）の」と読み替えるものとする。

（金融機関の合併における株式買取請求に関する合併転換法の特例）

第二百五十九条 振替株式の株主が合併転換法第二十四条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、消滅銀行（合併

転換法第二十一条第一項に規定する消滅銀行をいう。以下この条から第二百六十一条までにおいて同じ。又は吸収合併存続銀行は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅銀行又は吸収合併存続銀行の口座を振替先口座（第三百三十二条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十六条及び第二百七十二条において同じ。）とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（金融機関の合併における新株予約権買取請求に関する合併転換法の特例）

第二百六十条 振替新株予約権の新株予約権者が合併転換法第二十五条第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅銀行は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅銀行の口座を振替先口座（第二百六十八条第三項第四号に規定する振替先口座をいう。第二百六十七条及び第二百七十四条において同じ。）とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することができる。

（金融機関の合併における株主等に対する公告）

第二百六十一条 合併転換法第二十三条第一項（合併転換法第三十一条において準用する場合を含む）。

（ ）の規定にかかわらず、消滅銀行又は吸収合併存続銀行は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

（金融機関の転換に関する記載又は記録手続）

第二百六十二条 第三百二十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第三号の規定により転換（合併転換法第二条第七項に規定する転換をいう。以下この条において同じ。）をする協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後銀行（合併転換法第五十九条第一項第一号に規定する転換後銀行をいう。次項において同じ。）が転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（ ）の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後銀行（合併転換法第五十九条第一項第一号に規定する転換後銀行をいう。次項において同じ。）が転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百二十八条第一項 合併等効力発生日

効力発生日（合併転換法第五十六条

前段		第一項第九号に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）
第二百二十八条第一項 第二号	発行総数	発行総口数
第二百二十八条第一項 第四号及び第三項	合併等効力発生日	効力発生日
第二百二十八条第三項 第一号	の数	の口数

2

第二百六十条第一項の規定は、前項の規定により振替株式を交付しようとする場合において、転換後銀行が転換をする協同組織金融機関の会員等に対して転換に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（合併転換法第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第三百二十八条第一項から第五項までの規定は、合併転換法第四条第三号の規定により転換をする普通銀行（合併転換法第二条第一項に規定する普通銀行をいう。以下この条において同じ。）の株式が振替株式である場合において、転換後信用金庫（合併転換法第六十一条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。次項において同じ。）が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を交付しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第三百二十八条第一項 前段</p>	<p>合併等効力発生日</p>	<p>効力発生日（合併転換法第五十六条 第一項第九号に規定する効力発生日 をいう。以下同じ。）</p>
<p>第三百二十八条第一項 第三号</p>	<p>の総数</p>	<p>の総口数</p>
<p>第三百二十八条第一項</p>	<p>合併等効力発生日</p>	<p>効力発生日</p>

第四号			
第二百二十八条第一項 第七号	総数	総口数	
第二百二十八条第三項	合併等効力発生日	効力発生日	
	数の	口数の	

4 第六十条第三項の規定は、前項の規定により振替優先出資を交付しようとする場合において、転換後信用金庫が転換をする普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資以外の出資等を交付しようとするとき、又は転換後信用金庫が転換をする普通銀行のある種類の株式の株主に対して転換に際して出資等の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「効力発生日（合併転換法第五十六条第一項第九号に規定する効力発生日をいう。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替

（保険会社の合併に関する記載又は記録手続）

第二百六十三条 第三百二十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社（保険業法第六十二條第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社（同法第六十五條第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併消滅株式会社の株主に対して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百二十八條第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百六十四條 第六十條第一項の規定は、新設合併消滅株式会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第六十條第一項の規定は吸収合併存続株式会社（保険業法第六十四條第一項第一号に規定する

吸収合併存続株式会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立株式会社が吸収合併消滅相互会社（同法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅相互会社（同法第百六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）の社員に対して吸収合併（同法第百六十条に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅相互会社の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立株式会社の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「吸収合併がその効力を生ずる日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百六十五条 第二百六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社が新設合併消滅株式会社のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第二百六十条第三項の規定は、吸収合併消滅株式会社又は新設合併消滅株式会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併存続相互会社又は新設合併設立相互会社が吸収合併消滅株式会社又は新設合併消滅株式会社の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して補償をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「吸収合併がその効力を生

ずる日又は新設合併設立相互会社の成立の日」と読み替えるものとする。

3 第百八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する保険業を営む株式会社が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社又は相互会社の」と読み替えるものとする。

(保険会社の合併における株式買取請求に関する保険業法の特例)

第二百六十六条 振替株式の株主が保険業法第百六十五条の五第一項（同法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社（同法第百六十五条の二第一項に規定する消滅株式会社をいう。以下この条から第二百六十八条までにおいて同じ。）又は吸収合併存続株式会社は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするのと引換えに当該振替株式について当該消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社の口座を振替先

口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例)

第二百六十七条 振替新株予約権の新株予約権者が保険業法第百六十五条の六第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、消滅株式会社は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該消滅株式会社の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(保険会社の合併における株主等に対する公告)

第二百六十八条 保険業法第百六十五条の四第一項(同法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社は、当該規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

(保険会社の組織変更株式交換又は組織変更株式移転に関する記載又は記録手続)

第二百六十九条 第百六十条第一項の規定は組織変更株式交換完全親会社(保険業法第九十六条の五第

一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更（同法第六十八条第二項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）をする相互会社の社員に対して組織変更株式交換（同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この条において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。）に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は組織変更株式交換完全親会社が組織変更をする相互会社の社員に対して株式交換に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（保険業法第六十九条第四項第五号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

第三節 証券取引法による合併に係る振替

(証券取引所の合併に関する記載又は記録手続)

第二百七十条 第三百二十八条第一項から第五項までの規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所(証券取引法第三百二十九条の二第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。)の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所(同法第三百二十九条の二条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社証券取引所をいう。以下この節において同じ。)が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併(同法第三百三十六条第二項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。)に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、第三百二十八条第一項及び第三項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十一条 第六十条第一項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式を交付しようとするときについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と読み替えるもの

のとする。

2 第六十条第一項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併設立株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所（証券取引法第二百二十七条第一号に規定する吸収合併消滅会員証券取引所をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併消滅会員証券取引所（同法第二百三十八条第一号に規定する新設合併消滅会員証券取引所をいう。以下この節において同じ。）の社員に対して吸収合併（同法第二百三十六条第二項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併に際して振替株式を交付しようとする場合について、第六十条第二項の規定は吸収合併存続株式会社証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の社員に対して吸収合併に際して振替株式を移転しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日（証券取引法第二百二十七条第二号に規定する効力発生日をいう。次項において同じ。）又は新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と、同条第二項中「合併等効力発生日」とあるのは「効力発生日」と読み替えるものとする。

3 第八十九条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約

権を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と読み替えるものとする。

4 第二百二十三条第一項の規定は、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と読み替えるものとする。

第二百七十二条 第六十条第三項の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所の株式が振替株式である場合において、新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所の株主に対して新設合併に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき、又は新設合併設立株式会社証券取引所が新設合併消滅株式会社証券取引所のある種類の株式の株主に対して新設合併に際して新設合併設立株式会社証券取引所の株式の割当てをしようとしないうちについて準用する。この場合において、同項中「合併等効力発生日」とあるのは、「新設合併設立株式会社証券取引所の成立の日」と読み替えるものとする。

2 第八十九条第三項の規定は、振替新株予約権を発行する株式会社証券取引所（証券取引法第八十

七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。）が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、第八十九条第三項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所の」と読み替えるものとする。

3 第二百二十三条第三項の規定は、振替新株予約権付社債を発行する株式会社証券取引所が新設合併をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「会社の」とあるのは、「株式会社証券取引所の」と読み替えるものとする。

（証券取引所の合併における株式買取請求に関する証券取引法の特例）

第二百七十三条 振替株式の株主が証券取引法第百三十九条の十一第一項又は第百三十九条の十七第一項の規定により当該振替株式を買い取ることを請求した場合には、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該株主に対し、当該振替株式の代金の支払をするの引換えに当該振替株式について当該吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(証券取引所の合併における新株予約権買取請求に関する証券取引法の特例)

第二百七十四条 振替新株予約権の新株予約権者が証券取引法第三百三十九条の十八第一項の規定により当該振替新株予約権を買い取ることを請求した場合には、新設合併消滅株式会社証券取引所は、当該新株予約権者に対し、当該振替新株予約権の代金の支払をするのと引換えに当該振替新株予約権について当該新設合併消滅株式会社証券取引所の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(証券取引所の合併における株主等に対する公告)

第二百七十五条 証券取引法第三百三十九条の十第一項又は第三百三十九条の十六第一項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社証券取引所又は新設合併消滅株式会社証券取引所は、これらの規定による通知に代えて、当該通知をすべき事項を公告しなければならない。

第十二章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

第二百七十六条 第二条第一項第二十一号に掲げるものうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術

的読替えは、政令で定める。

一 第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの 第四章の規定

二 第二条第一項第十二号に掲げるものとして政令で定めるもの 第七章の規定

三 第二条第一項第十三号に掲げるものとして政令で定めるもの 第八章の規定

四 第二条第一項第十四号に掲げるものとして政令で定めるもの 第九章の規定

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第十条の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同条の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八条第二号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第十九条の改正規定中「規定」の下に「第五十八条第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで、」を、「を削り、「第十三章」を「第十二章」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十七条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十八条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第二十九条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十一条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号」を「第二百九十六条第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十二条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二

章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号」を「第二百九十六号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十四条第一項の改正規定中「第二百三十三号」を「第二百二十二号」に、「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十五条第一項の改正規定中「第二百二十五号」を「第二百二十四号」に、「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律附則第三十六条第一項の改正規定中「第十三章」を「第十二章」に改め、同項の表第四百四十五条第二号の項の改正規定中「第三百十八号第二号」を「第二百九十六号第二号」に改める。

第一条中社債等の振替に関する法律附則第三十六条の次に六条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十六条の次に次の六条を加える。

(併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例)

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第一条本文に規定する施行日(以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。)までに設定された投資信託受益権(契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。)であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条(第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。)、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十二条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必

要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百二十一条において準用する第七十条第三項第</p>	<p>第二百二十一条の表第七十八条第一項の項</p>	<p>保有欄</p>	<p>総発行口数を</p>	<p>発行総額（償還済みの額） 総発行口数（償還済み又は解約済みの口数）</p>	<p>発行総額（償還済みの額）</p>
<p>第二百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げ</p>	<p>の発行総額（償還済みの額） について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数（分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数）</p>	<p>合計口数を</p>	<p>合計口数を</p>	<p>合計口数</p>	<p>合計口数</p>

<p>二 号</p>		<p>る事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）</p>
<p>第二百二十一条において準用する第七十八条第二項</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
<p>第二百二十一条において準用する第七十九条第二項 第二号</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>

			振替社債)
第二百一十一条において準用する第八十二条第一項		第六十九条第二項第一号イ		附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権
第二百一十一条の二第四項第一号イ	第七十条第三項第二号		第七十条第三項第二号	
第二百九十六条第二号	の規定により		同号	及び附則第三十七条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一	金額	口数
-------------	----	----

附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加
附則第十四条第五項第三号イ	金額	口数
附則第十五条及び第十六	社債券	受益証券

条第四項		
附則第十七条第一項第二	総額	
号		総口数

第三十八条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会

社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受人簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例）

第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受人簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十一条の二まで、第百二十二条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハを除く。）、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十二条から第百二十七条まで並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る

罰則を除く。()を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第二百二十二条において準用する第七十条第三項第二号</p>	<p>保有欄</p>	<p>第二百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)</p>
<p>第二百二十二条において準用する第七十八条第一項</p>	<p>の発行総額()</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載</p>

	発行総額を	又は記録に係る金額及び合計額を
<p>第二百二十二条において準用する第七十八条第二項</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
<p>第二百二十二条において準用する第七十九条第二項 第二号</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
	により当該	により当該口座における当該

第二百二十二条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第二百二十二条の二第四項	第六十九条第二項第一号イ	第七十条第三項第二号
第一号イ	第七十条第三項第二号	同号
第二百九十六条第二号	の規定により	及び附則第三十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券をいう
--------------	-----	------------------------------

		<p>。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）</p>
<p>附則第十四条第二項本文</p>	<p>社債券（弁済期が到来していない利 札が欠けていないものに限る。）</p>	<p>受益証券</p>
<p>附則第十五条及び第十六 条第四項</p>	<p>社債券</p>	<p>受益証券</p>

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条 新受入終了日までに設定された特定目的信託受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百二十三条から第百二十四条まで、第百二十四条において準用する第六十六条第二号、第六十九条（第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及びハを除く。）、第

八十七条及び第一百十四条第二項、第二百二十七条並びに第七章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第四十二条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十四条の表第七十 八条第一項の項	発行総額（償還済みの額）	の発行総額（償還済みの額）
八条第一項の項	総発行持分の数（償還済みの持分の数）	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合计数（分割により増加した持分の数を含み、併合により減少した持分の数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数）

	総発行持分の数を	合計数を
<p>第二百二十四条において準用する第七十条第三項第二号</p>	保有欄	<p>第二百二十四条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）</p>
<p>第二百二十四条において準用する第七十八条第二項</p>	発生、移転又は消滅	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>
第二百二十四条において準	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記
	により当該	により当該口座における当該

<p>用する第七十九条第二項 第二号</p>		<p>録の効力の発生を含む。）、移 転又は消滅（振替受入簿の記載 又は記録の効力の消滅を含む。 ）</p>
<p>第二百二十四条において準 用する第八十二条第一項</p>	<p>振替社債</p>	<p>附則第四十条第一項に規定する 特例特定目的信託受益権</p>
<p>第二百二十四条において準 用する第八十五条第一項</p>	<p>においては、</p>	<p>においては、附則第四十条第一 項に規定する特例特定目的信託 受益権の</p>
<p>第二百二十四条の二第四項 第一号イ</p>	<p>第六十九条第二項第一号イ 第七十条第三項第二号</p>	<p>第七十条第三項第二号 同号</p>
<p>第二百九十六条第二号</p>	<p>の規定により</p>	<p>及び附則第四十条第二項におい て準用する附則第十六条第四項</p>

の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	持分の数
附則第十二条第一項第二号	社債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第二条第十五項に規定する受益証券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利	受益証券

		札が欠けていないものに限る。）	
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	持分の数の増加	
附則第十四条第五項第二号イ	金額	持分の数	
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券	
附則第十七条第一項第二号	総額	持分の総数	

（振替新株予約権付社債の特例）

第四十一条 新受入終了日までに発行の決定がされた新株予約権付社債（新株予約権の行使により当該新株予約権付社債についての社債が消滅するものであり、かつ、当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限り、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げ

る事項の定めがあるものを除く。)であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例新株予約権付社債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第四章から第八章まで、第九十二条第二項ただし書、第九十五条、第二百一条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百十六条第一項及び第四項、第二百二十五条並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

<p>第九十四条第二項第二号</p>	<p>種類(振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。)</p>	<p>種類)</p>
--------------------	--	------------

<p>第九十六條第一項第一号</p>	<p>について前条第一項の通知又は</p>	<p>について</p>
<p>第九十七條第三項第二号</p>	<p>保有欄</p>	<p>第九十四條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）</p>
<p>第九十八條第二項</p>	<p>は に係る第九十五條第一項の通知又は</p>	<p>に係る</p>
<p>第二百十條第一項各号列</p>	<p>の発行総数を超えること</p>	<p>について振替受入簿に記載され</p>

<p>記以外の部分</p>	<p>第二百十条第一項第二号</p>
<p>第二号の発行総数</p>	<p>の発行総数</p>
<p>、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）を超えること</p>	<p>第二号の合計数 について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約</p>

<p>号 第二百一十一条第二項第二</p>	<p>第二百一十条第三項</p>	
<p>発生、移転又は消滅</p>	<p>により当該</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>
<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>	<p>により当該口座における当該</p>	<p>権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。） 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>

第二百十四条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債
第二百二十一条第一項	においては、	においては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の
第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項	、第二百三十八条第二項又は附則第四十一条第二項において準用する附則第十六条第四項

2

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一	第六十八条第三項第二号	第九十四条第三項第二号
-------------	-------------	-------------

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第八章まで、第九十二条第二項、第九十五条、第九十六条、第九十八条、二百条から第二百三条まで、第二百十条第二項、第二百五条、第二百六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二百七条から第二百十九条まで、第二百二十三条から第二百二十五条まで並びに第十章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで並びに第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第九章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額

増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
超過数	超過額
合計数	合計額

2

前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三條第一項	新株予約権付社債券（会社法第二百四十九條第二号に規定する新株予約権付社債券	社債券（商法等の一部を改正する法律による改正前の商法第二百六條第一項に規定する債券
第九十三條第二項及び第三項	新株予約権付社債券	社債券
第九十四條第三項第二	種類（振替新株予約権付社債がこれ	種類（

号	に付された新株予約権の行使後のものであるとき、又は社債の償還済みのものであるときはその旨を含む。		
第百九十七条第三項第二号	保有欄	第百九十四条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	
第百九十九条第七項	質権欄	同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）	替新株予約権付社債の数 についての社債の金額に相応する振 の金額と同額

<p>第二百十条第一項</p>	<p>の発行総数を超えること</p>		<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）を超えること</p>
<p>第二百十条第一項第二号</p>	<p>第二号の発行総数 控除した数</p>	<p>第二号の合計額 控除した額</p>	<p>について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生</p>

<p>第二百一十一条第一項</p>				<p>第二百一十条第三項</p>
<p>相当する数</p>	<p>控除した数</p>	<p>係る数</p>	<p>により当該</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>
<p>相当する額</p>	<p>控除した額</p>	<p>係る額</p>	<p>により当該口座における当該</p>	<p>（ 発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。） ）</p>
				<p>じなかつた場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があつたものの金額を除く。）</p>

<p>号 第二百二十二条第二項第一</p>						<p>第二百二十一条第三項</p>	<p>号 第二百二十一条第二項第二</p>
<p>振替機関分制限数に相応する額</p>	<p>口座管理機関分制限数</p>	<p>振替機関分制限数</p>	<p>乗じた数</p>	<p>控除した数</p>	<p>係る数</p>	<p>相当する数</p>	<p>発生、移転又は消滅</p>
<p>振替機関分制限額</p>	<p>口座管理機関分制限額</p>	<p>振替機関分制限額</p>	<p>乗じた額</p>	<p>控除した額</p>	<p>係る額</p>	<p>相当する額</p>	<p>発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）</p>

第二百十三條第一項	係る数	係る額
	控除した数	控除した額
	乗じた数	乗じた額
	口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限額
第二百十三條第二項第一号	口座管理機関分制限数に相応する額	口座管理機関分制限額
第二百十四條第一項	部分に相応する金額	金額
	振替新株予約権付社債	附則第四十二條第一項に規定する特例転換社債
第二百二十條	に付された新株予約権を行使する	について転換の請求をする
第二百二十一條第一項	においては、	においては、附則第四十二條第一項に規定する特例転換社債の
	会社法第七百二十三條第一項	商法等の一部を改正する法律に

		<p>よる改正前の商法第三百二十一 条第一項</p> <p>振替機関分制限額及び口座管理 機関分制限額</p>
<p>第二百一十一條第二項</p>	<p>に相應する社債の金額に應じて</p> <p>分制限数</p> <p>振替機関分制限数及び口座管理機関 分制限数</p>	<p>に應じて</p> <p>振替機関分制限額及び口座管理 機関分制限額</p>
<p>第二百一十二條第一項</p>	<p>会社法第七百十八條第一項及び第七 百三十六第一項</p> <p>分制限数</p> <p>振替機関分制限数及び口座管理機関 分制限数</p>	<p>よる改正前の商法第三百二十 条第一項</p> <p>振替機関分制限額及び口座管理 機関分制限額</p> <p>よる改正前の商法第三百二十条</p>

	同条第三項	第三項 同条第四項において準用する第 二百三十七条第二項
第二百九十六条第二号	又は第二百三十八条第二項	、第二百三十八条第二項又は附 則第四十二条第三項において準 用する附則第十六条第四項

3

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第九十四条第三項第二号
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第九十四条第三項第三号

号		
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第九十九条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第九十三条第一項
附則第十七条第一項第二号	総額	総額、発行価額、転換の条件、 転換によって発行すべき振替株式の内容及び転換を請求することができる期間

第三条のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定中「第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号に改める。」

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、附則第三十四条第七項から第十四項までの規定は、会社法（平成十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

附則第三条の見出し中「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第一項中「（以下附則第三十三条）を」（以下附則第三十四条）に、「株券を発行しない旨の定めを設ける」を「その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定め（以下附則第六条までにおいて「株券を発行する旨の定款の定め」という。）を廃止する」に、「第二条の規定による改正後の商法（以下「新商法」という。）第三百五十一条第二項の一定の日」を「会社法第二百十八条第一項第二号の定款の変更がその効力を生ずる日」に改め、同条第二項中「附則第二十七条」を「附則第六条」に、「附則第八条第十一項」を「附則第八条第十二項」に、同条第五項中「新商法第二百六条第一項の名義書換をしては」を「会社法第二百一十一条に規定する株主名簿記載事項の記載又は記録を変更しては」に改める。

附則第四条及び第五条中「発行しない旨の定款の定めを設けた」を「発行する旨の定款の定めを廃止した」に改める。

附則第六条第一項中「発行しない旨の定款の定めを設けていない」を「発行する旨の定款の定めを設けている」に、「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第五項中「発行しない旨の定めを設ける」を「発行する旨の定款の定めを廃止する」に改め、同条第六項中「並びに質権者の請求による記載又は記録である旨」を「又は名称」に改め、同条第七項中「発行しない旨の定めの設定」を「発行する旨の定款の定めを廃止」に改め、「附則第八十五条の規定による改正後の」を削り、「第八十六条の三」を「第六十三条」に改める。

附則第七条中「附則第九条までにおいて」を削り、同条第四項中「顧客口座簿」を「参加者口座簿」に改める。

附則第八条第一項第一号中「端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者」を「登録株式質権者（会社法第四百十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。以下この条において同じ。）」に、「当該質権者」を「当該登録株式質権者」に改め、同条第二項中「施行日において」を「施行日以後、遅滞なく」に改め、同条第四項中「第三百二十三条第一項」を「第三百三十一条第三項」に改め、同条第五項中「施行日後」を「施行日以後」に改め、同項第一号中「商号及び」の下に「発行者が種類株式発行会

社であるときは、」を加え、同項第五号中「質権者」を「登録株式質権者」に改め、同条第六項中「前項の通知」の下に「があつた場合には、当該通知」を加え、同項第一号口中「質権者」を「登録株式質権者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第五項の通知があつた場合には、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について政令で定める方法により、加入者が同項第九号に定める事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

附則第八条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の特定発行者の負担とする。
附則第九条を次のように改める。

第九条 前条第五項の規定にかかわらず、特定発行者は、株券喪失登録（会社法第二百二十三条に規定する株券喪失登録をいう。）がされた株券の株式については、登録抹消日（同法第二百三十条第一項に規定する登録抹消日をいう。以下この条において同じ。）まで、前条第五項の通知をすることができない

。。

2 前項の特定発行者は、登録抹消日において、前条第一項第二号の振替機関等に対して、当該株式についての登録抹消日における株式喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者（以下この条において「名義人等」という。）のために前条第四項の申出をしなければならない。ただし、当該名義人等が登録抹消日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座（新振替法第三百三十一条第三項に規定する特別口座をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を通知したとき、又は当該発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者が第一項の株式について前条第五項の通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める事項として同項の通知をしなければならない。

- 一 前項本文の名義人等である加入者の氏名又は名称 前条第五項第二号に掲げる事項
- 二 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該特定発行者が開

設の申出をした特別口座) 前条第五項第三号に掲げる事項

附則第十四条第一項中「第三条の規定による改正後の」を削り、「新投信法」を「投信法」に、「第十三条第二項」を「第二条第二十二項」に改め、「第三十九条の二において」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「新投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ」を「投信法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「新投信法」を「投信法」に、「第七十九条第一項の名義書換をしては」を「第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録した事項を変更しては」に改める。

附則第十五条第一項中「第二百五十二条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改め、同条第五項中「新投信法第七十九条第一項の名義書換をしては」を「投信法第七十七条の三第一項の規定により記載又は記録した事項を変更しては」に改める。

附則第十八条第一項中「第四条の規定による改正後の」を削り、「新優先出資法」を「優先出資法」に、「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「(旧保振法第三十九条の五第一項)」を「(旧保振法第三十九条の五)」に、「第三十九条の五」に、「第三十九条の五第一項において」を

「第三十九条の五において読み替えて」に改め、同条第三項中「新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ」を「優先出資法第二十五条第一項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「新優先出資法第十二条第一項」を「優先出資法第十三条」に、「新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしては」を「優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録した事項を変更しては」に改める。

附則第十九条第一項中「第二百六十一条第一項」を「第二百三十五条第一項」に改め、同条第五項中「新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしては」を「優先出資法第二十四条第一項の規定により記載又は記録した事項を変更しては」に改める。

附則第二十二条第一項中「第五条の規定による改正後の」を削り、「改正後の資産流動化法」を「資産流動化法」に、「特定目的会社をいい、第七条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「改正後の旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社を含む」を「特定目的会社をいう」に

、「優先出資証券をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む」を「優先出資証券をいう」に、「優先出資をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む」を「優先出資をいう」に改め、「第三十九条の七第一項において」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。次条及び附則第二十九条において同じ」を「資産流動化法第四十三条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。以下同じ」に改め、同条第四項中「改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいい、改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員を含む」を「資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう」に、「名義書換（改正後の資産流動化法第四十二条第一項の名義書換をいい、改正後の旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。次条において同じ。）をしては」を「資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録した事項を変更しては」に改める。

附則第二十三条第一項中「第二百六十八条第一項」を「第二百三十九条第一項」に改め、同条第五項中「名義書換をしては」を「資産流動化法第四十五条第一項の規定により記載又は記録した事項を変更して

は」に改める。

附則第二十六条中「（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項」を削る。

附則第二十九条第一号中「（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項」及び「、第九条第三項」を削り、同条第四号中「及び第九条第六項において準用する新振替法第一百六十九条第一項」を削る。

附則第三十条第二項中「第二十八条及び第五章」を「第五章並びに第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項」に改める。

附則第三十一条中「新投信法第八十三条第二項」を「投信法第二条第二十二項」に、「新優先出資法第二十八条第一項」を「優先出資法第二十九条第一項」に、「並びに」を「及び」に、「改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券」を「資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券」に改める。

附則第三十三条中「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三条第一項第三号二」を「第三条第一項第四号二」に改め、同条第三項中「第三条第一項第三号ホ」を「第三条第一項第四号ホ」に改め、同条第四項中「第二十三号」を「第二十一号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項又は第四十四条第一項及び第二百二十九条（新振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第六十五条（新振替法第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第九十四条（新振替法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

附則第三十四条に次の八項を加える。

7 株式会社が設立に際して発行する株式について新振替法第十三条第一項の同意を与える場合には、発

起人は、施行日前においても、会社法第三十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を定める際に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座を示さなければならぬ。

8 振替株式の発行者は、施行日前においても、当該振替株式についての会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項の通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならぬ。

9 振替株式を発行する会社の株主名簿には、施行日前においても、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

10 振替株式の引受けの申込みをする者は、施行日前においても、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座を会社法第二百三条第二項の書面に記載し、又は同法第二百五条の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

11 新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）の発行者は、施行日前においても、当該新株予約権についての会社法第二百四十二条第一項の通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

12 第七項から第十項までの規定は、振替投資口（新振替法第二百二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七項	発起人	設立企画人
	会社法第三十二条第一項	投信法第七十条の二第一項
第八項	会社法第五十九条第一項又は第二二三条第一項	投信法第七十一条第一項又は第八十二条第一項
	株主名簿	投資主名簿
第九項	会社法第二百二条第二項	投信法第八十二条第三項
	同法第二百五条	投信法第八十二条第九項において準用する会社法第二百五条
第十項		

13 第八項から第十項までの規定は、振替優先出資（新振替法第二百三十四条第一項に規定する振替優先出

資をいう。()について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百二条第一項	優先出資法第九条第一項
第九項	株主名簿	優先出資者名簿
第十項	会社法第二百二条第二項	優先出資法第九条第二項
	同法第二百五条	優先出資法第十条第四項

14 第八項から第十一項までの規定は、振替優先出資（新振替法第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。）()について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八項	会社法第五十九条第一項又は第二百三条第一項	資産流動化法第四十条第一項
第九項	株主名簿	優先出資社員名簿
第十項	会社法第二百三条第二項 同法第二百五条	資産流動化法第四十条第二項 資産流動化法第四十一条第二項
第十一項	新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限る。）	転換特定社債（資産流動化法第百三十一条第一項に規定する転換特定社債をいい、転換によって発行すべき優先出資が振替優先出資であるものに限る。以下同じ。）又は新優先出資引受権付特定社債（資産流動化法第百三十九条第一項に規定する新優

<p>新株予約権の</p>	<p>会社法第二百四十二条第一項</p>	<p>新株予約権に</p>	
<p>転換特定社債の転換によって発</p>	<p>項 資産流動化法第二百二十二条第一</p>	<p>受権付特定社債に 転換特定社債又は新優先出資引</p>	<p>先出資引受権付特定社債をいい、それに付する新優先出資の引受権（資産流動化法第三百二十九条第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）の目的である優先出資が振替優先出資であるものに限る。以下同じ。）</p>

行すべき優先出資又は新優先出
資の引受権の

附則第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附則第四十五条及び第四十六条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第五十二条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第五十四条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第五十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号）」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号）」に、

「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の」に改める。

附則第五十七条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第五十九条中「協同組合による金融事業に関する法律」の下に「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を加え、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第六十条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第六十四条中「第百五十九条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「第百六十条第一項」を「第百五十二条第一項」に改める。

附則第六十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第六十七条及び第七十一条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第七十二条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第七十三条中「第十一条第五項第五号」を「第十一条第四項第五号」に、「第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」に改める。

附則第七十四条中「第一百五十九条第一項」を「第一百五十一条第一項」に、「第一百六十条第一項」を「第一百五十二条第一項」に改める。

附則第七十五条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第七十八条中「第三十四条第六項」を「第三十二条第六項」に、「第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」に改める。

附則第八十三条、第八十四条、第九十一条及び第九十三条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第九十四条中「第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」に、「第九項」を「同条第九項」に改める。

附則第九十七条中「第一百五十九条第一項」を「第一百五十一条第一項」に、「第一百六十条第一項」を「第

百五十二条第一項」に、「に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る」を「に改める」に改める。

附則第九十九条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に、「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号」を「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号」に改める。

附則第百三条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第百五条及び第百六条中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百十一条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第百十二条中「金融機関等の更正手続の特例等に関する法律」の下に「（平成八年法律第九十五号

」を加え、「第三百三十九条第二項、第三百三条第一項、第三百七条第二項、第三百八条第三項、第三百十條第三項、第三百五十一条及び第三百五十二条第五項」を「第四百十條、第四百十一条第二項、第四百十二条、第四百三十二条第六項、第三百三条第一項、第三百五十二条及び第三百五十四条第五項」に改める。

附則第百十三條中「第三百條第一項」を「第二百七十八條第一項」に改める。

附則第百十七條のうち、金融庁設置法第四條第十九號の改正規定の次に次のように加える。

第八條中「、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十號）」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二十條中「、株券等の保管及び振替に関する法律」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附則第百二十三條中「産業活力再生特別措置法」の下に「（平成十一年法律第百三十一號）」を加える。

附則第百二十三條のうち、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一號）第十二條の十第一

項の改正規定を削る。

附則第二百二十四条中「第三百九条第一項」を「第二百八十八条第一項」に改める。

附則第二百二十六条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に改める。

附則第二百二十九条中「会社更生法」の下に「（平成十四年法律第百五十四号）」を加え、「第二百七十条第一項及び第二百八条第二項」を「及び第二百七条第一項」に改める。

附則第二百二十二条中「第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項」を「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

附則第二百二十五条に次の一項を加える。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）第 条による改

正前の附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに当該規定の施行前にこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有するとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第二百四十三条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「完全親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十二条第一項に規定する完全親会社)を「株式移転設立完全親会社(会社法(平成十七年法律第 号)第七百七十二条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社)に改め、同項第四号及び第五号中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業」を「事業」に改め、同項第六号中「営業又は」を削り、同項第七号及び第八号中「移転又は発行」を「交付」に改める。

第四条第一項第一号中「営業年度又は」を削る。

第五条第一項第十号を次のように改める。

十 この項の規定による決定を受けて協定銀行(預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)が協定(第三十五条第一項に規定する協定をいう。以下この条から第四章までにおいて同じ。)の定めにより取得する株式等(次に掲げるものを含む。)又は貸付債権につき、

その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該株式又は～若しくは～に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

第五条第二項中「商法第二百二十二条第四項」を「会社法第百十五条」に、「利益」を「剰余金」に改める。

第七条第一項中「商法第二百二十二条第五項及び第六項」を「会社法第百十五条」に改め、同条第三項

中「第八十二条」を「第五十六条」に、「書類」を「書面」に改める。

第八条第一項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該株式又は～若しくは～に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式

(次に掲げるものを含む。)その他の政令で定める株式

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第十一条第一項中「取得株式等」の下に「(前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)」を加え、「利益をもつてする消却、」を削る。

第十二条第一項中「利益をもつてする消却、」を削る。

第十三条第一項中「完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社)」を「株式交換完全子会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社)」に改め、同条第二項第一号並びに第三項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改める。

第十四条第一項中「会社の分割」を「会社分割」に、「営業の」を「事業の」に改め、「営業若しくは

「を削り、同条第二項第一号中「営業若しくは」を削り、同項第四号中「利益をもつてする消却、」を削り、同条第七項の表第一項の項中欄中「会社の分割」を「会社分割」に改め、同項下欄中「利益をもつてする消却、」を削り、「会社の分割」を「会社分割」に改め、同表第二項の項中欄中「営業若しくは」を削り、同項下欄中「営業」を「事業」に改める。

第十五条第一項中「営業の」を「事業の」に、「会社の分割」を「会社分割」に改め、「営業若しくは」を削り、同条第三項第一号中「営業」を「事業」に改め、同項第二号口中「営業」を「事業」に、「会社の分割」を「会社分割」に改め、同号八中「営業又は」を削り、同項第三号中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同項第四号中「営業」を「事業」に改め、同条第四項第三号中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社」に改める。

第十六条第一項中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同項第一号中「営業年度又は」を削り、同条第二項第二号中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改める。

第十七条第一項第七号を次のように改める。

七 この項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを

含む。第十九条第三項において同じ。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該株式又はは、若しくは、に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

第十七条第二項中「商法第二百二十二条第四項」を「会社法第百十五条」に、「利益」を「剰余金」に改め、同条第四項中「第四十二条の規定」を「第十七条の規定」に改め、同項の表第四十二条第一項及び第五項の項中「第四十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「完全親会社」を「株式移転設立完全親会社」に改め、同条第七項中「営業」を「事業」に改める。

第十九条第三項第七号中「利益をもつてする消却、」を削り、同条第四項中「第四十二条の規定」を「第十七条の規定」に改め、同項の表第四十二条第一項及び第五項の項中「第四十二条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

計画提出金融機関等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）は、その実施している経営強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権（同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合は、この限りでない。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

～ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

～ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

～ 当該株式又は～若しくは～に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二 第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会

社となつた会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

第二十一条第一項中「取得株式等」の下に「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「利益をもつてする消却、」を削る。

第二十二条第一項及び第三項中「利益をもつてする消却、」を削る。

第二十三条第一項中「完全子会社」を「株式交換完全子会社」に改め、同条第二項第一号、第三項及び

第四項中「完全親会社」を「株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社」に改め、同条第五項の表第十九条第三項の項中欄中「利益をもつてする消却、」を削る。

第二十四条第二項第一号中「営業若しくは」を削り、同項第四号中「利益をもつてする消却、」を削り、同条第六項の表第一項の項下欄中「利益をもつてする消却、」を削り、同表第二項の項中欄中「営業若しくは」を削り、同項の下欄中「営業」を「事業」に改め、同条第十一項の表第十九条第三項の項中欄及び同条第十二項の表第十九条第三項の項中欄中「利益をもつてする消却、」を削り、同項の表第二十条第二項の項上欄中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二十八条第一項第五号及び第二項、第三十一条第一項、第三十二条並びに第三十三条第一項及び第三項中「消却若しくは」を削る。

第三十四条第一項中「営業若しくは」を削り、同条第二項第四号中「消却若しくは」を削る。

第三十五条第二項第六号中「第十条第一項に規定する取得株式等又は第二十条第一項」を「第十条第二項に規定する取得株式等又は第二十条第二項」に改める。

第四十四条の見出し中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に改め、同条第一項中「預金保険機構債券」を「預金保険機構債」に、「債券」を「機構債」に、「(債券)」を「(機構債)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

第四十四条第二項、第三項及び第六項並びに第四十五条中「債券」を「機構債」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十四条 施行日前に前条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十四条第一項の規定により発行された預金保険機構債券は、施行日以後は、前条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十四条第一項の規定により発行された預金保険機構債とみなす。

（信託業法の一部改正）

第二百四十五条 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。次条第二項において「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（第十六条において「委員会等設置会社」という。）」を「委員会設置会社」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次

の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 取締役会を置く株式会社でない者

第五条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号及び第六号中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同項第八号中「同じ。」の下に「、会計参与」を加え、同号二中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同号三中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同号四中「商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、商法特例法」を「会社法（平成十七年法律第 号）」に改め、同項第十号イ中「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同号八中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第五項中「又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る」を「にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使すること

ができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての」に改め、同条第六項中「又は総社員」を削る。

第六条（見出しを含む。）中「資本」を「資本金」に改める。

第八条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

第十条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第十四条第二項中「その」の下に「名称又は」を加え、同項ただし書中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第十六条の見出しを「（取締役の兼職の制限等）」に改め、同条中「委員会等設置会社」を「委員会設置会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）
、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）
、第三百三十六

条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、信託会社については、適用しない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2 信託会社は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該信託会社は、当該書面を交付したものとみなす。

第三十一条第一項中「第百五十六条の三第一項第五号」を「第百五十六条の三第一項第六号」に改める。

第三十二条の見出しを「（事業年度）」に改め、同条中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第三十二条の見出しを「（事業報告書）」に改め、同条中「営業年度」を「事業年度」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第三十四条中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第三十五条を次のように改める。

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九条までに おいて同じ。）の会計帳簿及びこれに関する資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

第三十七条第三項及び第三十八条第三項中「分割計画書」を「分割計画」に改める。

第三十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「営業譲渡」を「事業譲渡」に改める。

第四十条第三項中「分割」を「会社分割」に改める。

第四十一条第一項第一号中「、整理開始」を削り、同項第二号並びに同条第二項第一号及び第三項中「分割」を「会社分割」に改め、同条に次の一項を加える。

6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、信託会社が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条第二項及び第四十五条第二項中「執行役」の下に「、会計参与」を加える。

第五十条第一項中「、整理手続」を削る。

第五十二条第二項の表以外の部分中「第八条」の下に「（第一項第四号を除く。）」を加え、同項の表

第八条第一項第二号の項中「資本」を「資本金」に改め、同表第八条第一項第四号の項中「第八条第一項第四号」を「第八条第一項第五号」に改め、同表第八条第一項第五号の項中「第八条第一項第五号」を「

第八条第一項第六号」に改め、同表第十条第一項第三号の項中「資本」を「資本金」に改め、第五十二条第三項の表第三十四条の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項及び第三項」に改め、同表第四十一条

第二項第一号の項中「分割」を「会社分割」に改め、同表第四十五条第二項の項中「執行役」の下に「会計参与」を加える。

第五十二条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第三号中「執行役」の下に「会計参与」を加え、同条第六項第二号中「資本」を「資本金」に改め、同項第五号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同条第七項中「資本」を「資本金」に改める。

第五十四条第三項第二号、第六項第二号及び第七項中「資本」を「資本金」に改める。

第五十五条第一項中「積み立てなければ」を「計上しなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「積み立てられた」を「計上された」に改める。

第五十七条第一項第一号中「整理開始」を削り、同条に次の一項を加える。

6 会社法第九百四十条第一項（第二号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国信託会社が電子公告（同法第二条

第三十四号（定義）に規定する電子公告をいう。）によりこの法律又は他の法律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条第一項中「、整理手続」を削る。

第六十二条第一項の表第三十二条の項及び第三十四条の項中「営業年度」を「事業年度」に改める。

第七十七条第一項中「営業年度又は事業年度」を「事業年度」に改める。

第七十八条中「営業年度又は」を削り、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもって作成されているときは、信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

第七十九条第一号中「分割」を「会社分割」に改める。

第九十八条第一項中「営業年度又は事業年度」を「事業年度」に改める。

第九十九条第一号中「分割」を「会社分割」に改める。

第一百十三条第七号を次のように改める。

七 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

第一百十三条第二十八号を次のように改める。

二十八 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に

供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとった者

第百十四条第一号中「資本」を「資本金」に改め、同条第四号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第百十六条中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者

第百十八条第二号中「積み立てず」を「計上せず」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して、同

条の調査を求めなかったとき。

第百十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十六条 施行日前に整理開始の申立てがあつた場合における信託会社又は外国信託会社の内閣総理大臣への届出については、前条の規定による改正後の信託業法（次項において「新信託業法」という。）

第四十一条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に係属している信託会社又は外国信託会社の整理に関する事件に係る整理手続に

については、新信託業法第五十条及び第六十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百四十七条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

附則第四条第一項中「第百条の二及び第百条の三」を「第百条の二から第百条の四まで」に、「執行役又は監査役」を「執行役、会計参与又は監査役」に、「取締役、執行役、監査役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」に改め、同条第七項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に、「取締役、執行役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員」に改める。

附則第六条第一項及び第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附則第十四条中「施行日以後に開始する営業年度」を「施行日以後に開始する事業年度」に改める。

附則第十五条第二項中「資本」を「資本金」に、「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に、「株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）」を「株式会社等」に改め、「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第五項中「執行役」の下に「、会計参与」を加え、同条第七項中「委員会等設置会社等」を「委員会設置会社」に改め、同条第九項中「第七十九条（株式会社の）」を「第四十六条（）」に、「第六十五条」を「第六十七条」に改め、同条第十六項中「分割」を「会社分割」に改め、同条第十八項中「、新保険業法第二百五十五条の三第一項中「変更会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「変更会社の役員」と」を削り、同条第十九項中「取締役、執行役」を「設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行すべき社員」に改め、同条に次の一項を加える。

20 特定少額短期保険業者の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法とする。

附則第十六条第十五項中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改める。

（旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の一部改正）